

松江市地域防災計画

Ⅰ 震災対策編

平成28年5月

松江市防災会議

松江市地域防災計画（震災対策編）目次

■第1編 総則

第1章	計画の概要	1
1	計画の目的	
2	計画の構成	
3	計画の性格等	
第2章	計画の方針	5
1	震災対策における基本的な課題	
2	計画の目標	
第3章	地震防災環境	7
1	自然環境の特性	
2	社会環境の特性と変化	
3	地震災害履歴	
第4章	地震被害想定	10
1	地震被害想定調査の概要	
2	想定される被害	
第5章	防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	14
1	関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱	
2	国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務	

■第2編 地震災害対策計画

第1章 地震災害予防計画

第1節	地盤災害の予防	21
1	がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策	
2	地すべり災害の防止対策	
3	土石流災害の防止対策	
4	液状化危険地域の予防対策	
5	造成地の予防対策	
6	土地利用の適正化	
第2節	建築物・公共土木施設災害の予防	25
1	建築物の耐震化の推進	
2	各種データの整備保全	
3	工作物等の安全化	
4	建築物の不燃化の推進	
5	災害に強い都市環境づくり	
6	ライフライン施設の安全化	
7	交通施設の安全化	
8	文教施設の安全化	
第3節	危険物施設等の安全対策	38
1	消防法に定める危険物施設の予防対策	
2	高圧ガス施設の予防対策	
3	火薬類施設の予防対策	
4	毒劇物取扱い施設の保安対策	

第4節	農林漁業施設災害の予防	40
1	農業施設災害の防止対策	
2	漁業施設災害の防止対策	
第5節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	41
第6節	防災活動体制の整備	42
1	災害対策本部体制の整備	
2	広域応援協力体制の整備	
3	災害救助法等の運用体制の整備	
4	複合災害体制の整備	
5	り災証明の発行体制の整備	
第7節	情報管理・広報体制の整備	46
1	国・県・防災関係機関等との通信施設の整備	
2	市民への広報手段の整備	
3	注意報、警報、特別警報及び気象情報等伝達体制の整備	
4	防災センター（災害対策本部室）の運用	
5	総合防災情報システムの運用体制の整備	
6	多様な通信手段の確保	
7	災害用伝言サービス活用体制の整備	
8	被災・停電に備えた通信機器の運用	
第8節	避難予防対策	49
1	避難体制の整備	
2	避難所等の選定、確保及び周知	
3	避難所の管理運営体制の整備	
4	応急仮設住宅等の確保	
第9節	火災予防	54
1	出火防止	
2	初期消火力の向上	
3	消防力の強化	
第10節	救急・救助体制の整備	56
1	救急・救助体制の整備	
2	救急・救助用資機材等の整備	
第11節	医療、防疫・保健衛生体制の整備	58
1	情報収集管理体制の整備	
2	医療体制の整備	
3	防災訓練	
4	防疫・保健衛生体制の整備	
5	動物愛護管理体制の整備	
第12節	交通確保・規制、輸送体制の整備	60
1	交通確保・規制体制の整備	
2	輸送体制の整備方針	
3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	
4	緊急輸送道路障害物除去体制の整備	
5	緊急輸送のための港湾障害物除去体制の整備	
第13節	防災施設・装備等の整備	63
1	広域防災拠点の活用	
2	災害用臨時ヘリポートの提供	
3	防災装備等の整備	
第14節	食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	64
1	基本的な考え方	

2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
3	飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備	
4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	
5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
第 15 節	廃棄物等の処理体制の整備	68
1	廃棄物処理体制の整備	
2	し尿処理体制の整備	
3	応援協力体制の整備	
4	災害廃棄物処理計画の策定	
第 16 節	消防団及び自主防災体制の整備	70
1	消防団の育成強化	
2	自主防災組織等の育成強化	
3	地域における防災体制の強化	
4	事業所等の防災組織の育成強化	
第 17 節	災害ボランティア活動環境の整備	73
1	災害ボランティアに関する細部計画の策定	
2	災害ボランティアの活動内容	
3	災害ボランティアとの連携体制の整備	
4	災害ボランティアの育成	
5	災害ボランティアの普及・啓発	
第 18 節	防災教育	75
1	職員に対する防災教育	
2	市民に対する防災教育	
3	学校における防災教育	
4	防災上重要な施設の職員等に対する教育	
5	事業所における防災の推進等	
6	災害教訓の伝承	
第 19 節	防災訓練	78
1	防災訓練の目的及び実施主体	
2	防災訓練の実施内容	
3	防災訓練時の交通規制	
4	防災訓練の事後評価	
第 20 節	要配慮者の安全確保体制の整備	81
1	避難行動要支援者等支援体制の整備	
2	地域における対策	
3	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	
第 21 節	孤立防止対策	86
1	孤立予想地区の現況	
2	通信手段の確保	
3	物資供給、救助体制の確立	
4	孤立に強い地区づくり	
5	道路寸断への対応	
第 22 節	調査研究	88
1	県の実施する地震被害想定調査への協力	
2	市の実施する調査研究	

第 2 章 地震災害応急対策計画

第 1 節	応急活動体制	89

1	応急活動体制の基準	
2	災害対策本部設置前の体制（本庁）	
3	災害対策本部設置以降の体制（本庁）	
4	支所の体制	
5	地区の体制（本庁管内（旧市））	
6	動員計画	
7	労働力の確保	
8	県防災ヘリの活用	
第2節	災害情報の収集・伝達	105
1	情報管理体制の確立	
2	地震情報の収集・伝達	
3	被害情報等の収集・伝達	
第3節	災害広報	111
1	市による災害広報の実施	
2	防災関係機関による災害広報の実施	
第4節	広域応援体制	114
1	災害情報・被害情報の収集・分析	
2	市における相互応援協力	
3	消防における相互応援協力	
第5節	自衛隊の災害派遣体制	117
1	知事に対する災害派遣要請の要求	
2	災害派遣部隊の活動内容	
3	自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等	
第6節	海上保安庁への応援協力体制	122
1	海上保安庁への救援協力要請	
第7節	災害救助法の適用	123
1	災害救助法の実施機関	
2	災害救助法の適用基準	
3	被災世帯の算定基準	
4	災害救助法の適用申請	
5	災害救助の実施方法等	
第8節	避難活動	126
1	要避難状況の早期把握・判断	
2	避難勧告・指示の実施	
3	避難勧告・指示の伝達	
4	警戒区域の設定	
5	避難の誘導等	
6	避難場所及び避難所の開設、運営	
7	広域一時滞在	
8	一時帰宅の実施	
第9節	消防活動	136
1	消防本部・消防団による消防活動	
2	他の消防機関に対する応援要請	
第10節	救急・救助活動	138
1	救急・救助活動の実施	
2	救急・救助用資機材等の確保	
第11節	医療救護	139
1	緊急医療の実施	
2	医薬品・医療用資器材等の調達	

3	傷病者等の搬送	
第12節	警備活動	141
1	災害警備体制の確立	
2	災害警備措置	
第13節	交通確保、規制	143
1	交通規制の実施	
2	緊急通行車両等の確認等	
3	発見者等の通報と運転者に求める行動	
4	道路障害物除去	
5	港湾及び漁港障害物除去	
第14節	緊急輸送	148
1	緊急輸送の実施	
2	緊急輸送手段の確保	
3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	
第15節	浸水対策	152
1	浸水防止体制の確立	
2	浸水被害の拡大防止	
第16節	土砂災害対策	153
1	土砂災害防止体制の確立	
2	危険箇所周辺の警戒監視・通報	
3	土砂災害等による被害の拡大防止	
第17節	施設等の応急対策	154
1	建築物及び宅地の応急対策	
2	危険物施設の応急対策	
3	ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）	
4	交通施設の応急対策	
5	河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策	
第18節	要配慮者の安全確保	161
1	災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	
2	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	
3	児童・ひとり親家庭等に係る対策	
4	観光客及び外国人に係る対策	
5	社会福祉施設等に係る対策	
第19節	孤立地区対策	164
1	孤立実態の把握	
2	物資供給、救助の実施	
3	道路の応急対策	
第20節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	165
1	救援物資の管理体制	
2	食料の確保及び供給	
3	飲料水等の供給	
4	生活必需品等の確保及び供給	
第21節	災害ボランティアの受け入れ、支援	172
1	ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収	
2	海外からの応援の受け入れ	
第22節	文教対策	173
1	初動対応	

2	応急対策の実施	
3	応急教育の実施	
4	文教施設の応急復旧	
5	学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置	
6	文化財の保護	
第 23 節	廃棄物等の処理	177
1	廃棄物の処理	
2	し尿の処理	
3	応援協力体制の確保	
4	廃棄物処理機能の復旧	
5	産業廃棄物の処理	
第 24 節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	179
1	防疫活動	
2	保健活動	
3	精神保健活動	
4	食品衛生指導	
5	環境衛生対策	
6	動物愛護管理対策	
7	入浴施設確保対策	
第 25 節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬	181
1	行方不明者及び遺体の搜索	
2	遺体の処理及び検視	
3	遺体の埋・火葬	
第 26 節	住宅確保及び応急対策	183
1	応急住宅の提供	
2	住宅関係障害物除去	
3	災害復旧用材の確保	
4	民間賃貸住宅の紹介、斡旋	
第 27 節	農林漁業関係被害の拡大防止	185
1	農産物、家畜対策	
2	林産物対策	
3	水産関係対策	
第 28 節	帰宅困難者対策	187
1	予測される事態	
2	対策の実施	

第 3 章 地震災害復旧・復興計画

第 1 節	災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施	191
1	災害復旧・復興体制の確立	
2	災害復旧事業計画の作成	
3	災害復旧事業の実施	
4	大規模地震災害時における復旧・復興	
第 2 節	生活再建等支援対策の実施	194
1	被災者の各種相談	
2	り災証明の発行	
3	義援金、義援品の受付・配分	
4	融資・貸付その他資金等による支援	
5	郵便・電話等の支援措置	
6	税等の徴収猶予、減免	
7	雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）	
8	観光産業への支援	

第3節	激甚災害の指定	200
1	激甚災害指定手続	
2	激甚法に定める事業	
3	激甚災害指定基準	

■第3編 津波災害対策計画

第1章 津波災害予防計画

第1節	津波災害の予防	207
1	津波に強い地区づくり	
2	津波防災思想の普及	
第2節	防災活動体制の整備	209
1	災害対策本部体制の整備	
2	広域応援協力体制の整備	
3	災害救助法等の運用体制の整備	
4	複合災害体制の整備	
5	り災証明書の発行体制の整備	
第3節	情報管理・広報体制の整備	212
1	津波監視、情報伝達体制の整備	
2	国・県・防災関係機関等との通信施設の整備	
3	市民への広報手段の整備	
4	警報、注意報及び気象情報等伝達体制の整備	
5	防災センター（災害対策本部室）の運用	
6	総合防災情報システムの運用体制の整備	
7	多様な通信手段の確保	
8	災害用伝言サービス活用体制の整備	
9	被災・停電に備えた通信機器の運用	
第4節	避難予防対策	216
1	避難体制の整備	
2	避難場所等の選定、確保及び周知	
3	避難所等の選定、確保及び周知	
4	避難所の管理運営体制の整備	
5	応急仮設住宅等の確保	
第5節	救急・救助体制の整備	221
1	救急・救助体制の整備	
2	救急・救助用資機材等の整備	
第6節	医療、防疫・保健衛生体制の整備	223
1	情報収集管理体制の整備	
2	医療救護体制の整備	
3	防災訓練	
4	防疫・保健衛生体制の整備	
5	動物愛護管理体制の整備	
第7節	交通確保・規制、輸送体制の整備	224
1	交通確保・規制体制の整備	
2	輸送体制の整備方針	
3	輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定	
4	緊急輸送道路障害物除去体制の整備	
5	緊急輸送のための港湾障害物除去体制の整備	
第8節	防災施設・装備等の整備	227
1	広域防災拠点の活用	

2	災害用臨時ヘリポートの提供	
3	防災装備等の整備	
第9節	食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	228
1	基本的な考え方	
2	食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
3	飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備	
4	燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	
5	災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	
第10節	廃棄物等の処理体制の整備	232
1	廃棄物処理体制の整備	
2	し尿処理体制の整備	
3	応援協力体制の整備	
4	災害廃棄物処理計画の策定	
第11節	消防団、水防団及び自主防災体制の整備	234
1	消防団の育成強化	
2	水防協力団体の育成強化	
3	自主防災組織等の育成強化	
4	地域における防災体制の強化	
5	事業所等の防災組織の育成強化	
第12節	災害ボランティア活動環境の整備	237
1	災害ボランティアに関する細部計画の策定	
2	災害ボランティアの活動内容	
3	災害ボランティアとの連携体制の整備	
4	災害ボランティアの育成	
5	災害ボランティアの普及・啓発	
第13節	防災教育	239
1	職員に対する防災教育	
2	市民等に対する防災教育	
3	学校における防災教育	
4	防災上重要な施設の職員等に対する教育	
5	事業所における防災の推進等	
6	災害教訓の伝承	
第14節	防災訓練	243
1	防災訓練の目的及び実施主体	
2	防災訓練の実施内容	
3	防災訓練時の交通規制	
4	防災訓練の事後評価	
第15節	要配慮者の安全確保体制の整備	246
1	避難行動要支援者等支援体制の構築	
2	地域における対策	
3	社会福祉施設・病院等における対策	
第16節	調査研究	251
1	県の実施する地震被害想定調査への協力	
2	市の実施する調査研究	

第2章 津波災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	253
1	応急活動体制の基準	
2	災害対策本部設置前の体制（本庁）	
3	災害対策本部設置以降の体制（本庁）	

4	支所の体制	
5	地区の体制（本庁管内（旧市））	
6	動員計画	
7	労働力の確保	
8	県防災ヘリの活用	
第2節	災害情報の収集・伝達	267
1	情報管理体制の確立	
2	津波情報の収集・伝達	
3	被害情報等の収集・伝達	
第3節	災害広報	275
1	市による災害広報の実施	
2	防災関係機関による災害広報の実施	
第4節	広域応援体制	278
1	災害情報・被害情報の収集・分析	
2	市における相互応援協力	
3	消防における相互応援協力	
第5節	災害救助法の適用	281
1	災害救助法の実施機関	
2	災害救助法の適用基準	
3	被災世帯の算定基準	
4	災害救助法の適用申請	
5	災害救助の実施方法等	
第6節	避難活動	284
1	要避難状況の早期把握・判断	
2	避難勧告・指示の実施	
3	避難勧告・指示の伝達	
4	警戒区域の設定	
5	避難の誘導等	
6	避難場所及び避難所の開設、運営	
7	広域一時滞在	
8	一時帰宅の実施	
第7節	救急・救助活動	294
1	救急・救助活動の実施	
2	救急・救助用資機材等の確保	
第8節	医療救護	295
1	緊急医療の実施	
2	医薬品・医療用資器材等の調達	
3	傷病者等の搬送	
第9節	警備活動	297
1	災害警備体制の確立	
2	災害警備措置	
第10節	交通確保、規制	299
1	交通規制の実施	
2	緊急通行車両の確認等	
3	発見者等の通報と運転者に求める行動	
4	道路障害物除去	
5	港湾及び漁港障害物除去	
第11節	緊急輸送	304

1	緊急輸送の実施	
2	緊急輸送手段の確保	
3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	
第 12 節	施設等の応急対策	308
1	建築物及び宅地の応急対策	
2	ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）	
3	交通施設の応急対策	
4	河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策	
第 13 節	要配慮者の安全確保	313
1	災害を契機に要配慮者となった者に対する対策	
2	高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動	
3	児童・ひとり親家庭等に係る対策	
4	観光客及び外国人に係る対策	
5	社会福祉施設等に係る対策	
第 14 節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給	316
1	救援物資の管理体制	
2	食料の確保及び供給	
3	飲料水等の供給	
4	生活必需品等の確保及び供給	
第 15 節	災害ボランティアの受け入れ、支援	323
1	ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収	
2	海外からの応援の受け入れ	
第 16 節	文教対策	324
1	初動対応	
2	応急対策の実施	
3	応急教育の実施	
4	文教施設の応急復旧	
5	学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置	
第 17 節	廃棄物等の処理	327
1	廃棄物の処理	
2	し尿の処理	
3	応援協力体制の確保	
4	廃棄物処理機能の復旧	
5	産業廃棄物の処理	
第 18 節	防疫・保健衛生、環境衛生対策	329
1	防疫活動	
2	保健活動	
3	精神保健活動	
4	食品衛生指導	
5	環境衛生対策	
6	動物愛護管理対策	
7	入浴施設確保対策	
第 19 節	遺体の搜索、処理及び埋・火葬	331
1	行方不明者及び遺体の搜索	
2	遺体の処理及び検視	
3	遺体の埋・火葬	
第 20 節	住宅確保及び応急対策	333
1	応急住宅の提供	
2	住宅関係障害物除去	
3	災害復旧用材の確保	

4	民間賃貸住宅の紹介、斡旋	
第21節	農林漁業関係被害の拡大防止	335
1	農産物、家畜対策	
2	林産物対策	
3	水産関係対策	

第3章 津波災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施	337
1	災害復旧・復興体制の確立	
2	災害復旧事業計画の作成	
3	災害復旧事業の実施	
4	大規模地震災害時における復旧・復興	
第2節	生活再建等支援対策の実施	340
1	被災者の各種相談	
2	り災証明の発行	
3	義援金、義援品の受付・配分	
4	融資・貸付その他資金等による支援	
5	郵便・電話等の支援措置	
6	税等の徴収猶予、減免	
7	雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）	
8	観光産業への支援	
第3節	激甚災害の指定	346
1	激甚災害指定手続	
2	激甚法に定める事業	
3	激甚災害指定基準	

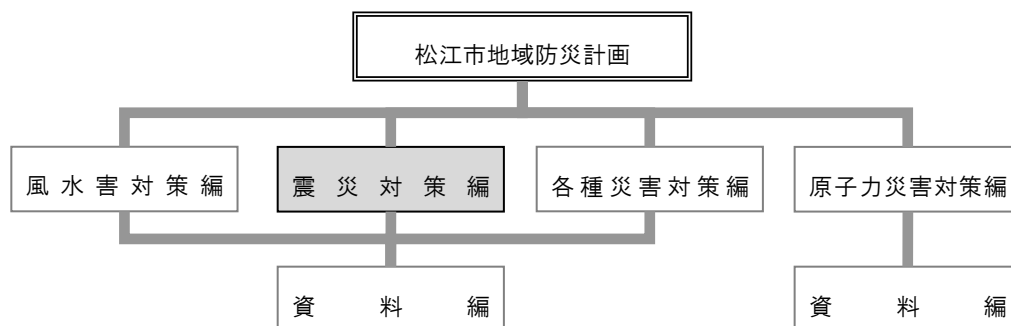
第1章 計画の概要

1 計画の目的

松江市地域防災計画「震災対策編」（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき松江市防災会議が策定する計画である。

本計画は、本市、関係機関、市民、事業所等がその有する全機能を有効に発揮し、また、相互に協力して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を風水害から保護するとともに、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小限に食い止め、迅速な回復が図れるよう「減災」の考え方を基本理念とする。

なお、本計画に定められていない事項のうち、風水害対策については「風水害対策編」、各種災害対策については「各種災害対策編」、原子力災害対策については「原子力災害対策編」の各編によるものとする。また、各編に必要な資料については「資料編」として編集している。



2 計画の構成

(1) 計画の全体構成

本計画は、震災対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列ごとに配置している。

本計画の全体構成及び主な内容は、次のとおり。

構成		主な内容
第1編 総則		計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本市が行う地震及び津波災害対策に関する計画の方針等
第2編 地震災害 対策計画	第1章 地震災害予防計画	地震災害による被害を最小限に止めるために、本市及び防災関係機関等が行う災害予防事業及び市民、事業者等が日頃から行うべき措置等
	第2章 地震災害応急対策計画	地震災害発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、本市及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制、措置等
	第3章 地震災害復旧・復興計画	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興事業等
第3編 津波災害 対策計画	第1章 津波災害予防計画	津波災害による被害を最小限に止めるために、本市及び防災関係機関等が行う災害予防事業及び市民、事業者等が日頃から行うべき措置等
	第2章 津波災害応急対策計画	津波災害発生直後から応急対策の終了に至るまでの間において、本市及び防災関係機関等が行う災害応急対策に係る体制、措置等
	第3章 津波災害復旧・復興計画	被災者の生活支援や自立復興の促進等、市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧・復興事業等

(2) 防災施策の基本方針

本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。

地震災害・津波予防計画	【周到かつ十分な災害予防】 1 災害予防段階における基本理念は次のとおり。 (1) 災害の規模によっては、ハード整備だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。 (2) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。 2 災害予防段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、幹線道路、避難路の整備等地震の強いまちの形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講じる。 (2) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。 (3) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による市民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、消防団・自主防災組織等の育成強化、災害ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、市民の防災活動の環境を整備する。 (4) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの収集、工学的、社会的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制、総合防災情報システム、漁業無線等による情報収集・伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水及び生活必需品等を備蓄し、交通確保体制、輸送体制の整備により供給体制の確保を図る。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。 (6) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を効果的に受け入れる体制を整備する。 (7) 防災に関する政策・方針等の決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立、男女のニーズの違いに配慮した計画策定を推進する。
地震災害・津波災害対策計画	【迅速かつ円滑な災害応急対策】 1 災害応急段階における基本理念は次のとおり。 (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。 2 災害応急段階における施策の概要は次のとおり。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (1) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、的確な避難勧告・指示等の発令、避

	難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。この際、特に要配慮者への支援に留意する。 (2) 災害発生直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、迅速に災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模な災害の場合は、広域応援、自衛隊の災害派遣及び海上保安庁への応援協力を早急に要請する。 (3) 災害発生時に被害の拡大を防止するため、水防・土砂災害警戒等の災害防止活動を行う。 (4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。また、避難所運営など女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れる。 (7) 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、市民等からの問い合わせに対応する。 (8) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (9) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。 (10) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (11) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。 (12) 二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (13) ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。
地震・津波災害復旧・復興計画	【適切かつ速やかな災害復旧・復興】 1 災害復旧・復興段階における基本理念は次のとおり。 (1) 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。 2 災害復旧・復興段階における施策の概要は次のとおり。 (1) 被災の状況や被災地域の特性を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。 (2) 物資、資財の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。 (4) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (5) 被災者に対する資金援助、雇用確保、生活必需品の安定供給、各種猶予・減免措置等による自立的生活再建を支援等する。 (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。 (7) 大規模地震災害時に迅速かつ適切な復旧を実施するため、早期に激甚災害の指定を受けられるように措置する。

3 計画の性格等

(1) 計画の前提

本計画は、本章第4節「地震被害想定」に掲げる想定被害を前提とする。

(2) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

修正にあたっては、近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により災害脆弱性の高まりなど、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する。また、その際には、男女双方の視点に配慮した防災体制を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

(3) 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

本計画は、島根県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）及び同法第38条に掲げる防災に関する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）との整合性、関連性を有している。

(4) 計画の周知、習熟

本市及び防災関係機関は、日頃から職員、自主防災組織等に対する実践的な調査・教育・研修、訓練その他の方法により、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の実現・習熟に努め、災害対策への対応能力を高める。また、このうち特に必要と認めるものについては、本市における震災対策の総合的な推進のため、市民への周知徹底を図る。

(5) 細部計画の策定

この計画に基づく活動を行うにあたって必要な細部については、本市各部並びに防災関係機関等においてあらかじめ定めておくとともに、本計画の修正等に応じ見直しを行う。

第2章 計画の方針

1 震災対策における基本的な課題

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」は、6,430名もの尊い命を奪うとともに、被災地域に大きな痕跡を残した。また、平成12年10月6日には「鳥取県西部地震」(M7.3)が発生し、本市においても建物・道路・ライフライン施設等に被害が生じた。さらに、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」(M9.0)は日本観測史上最大の地震となり、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。こうした地震災害から市民の安全を守ることは市の基本的な責務であり、これら既往の大災害から得られた数多くの教訓・課題を礎として、防災関係機関等の協力を得ながらあらゆる手段、方法を用いて対策に万全を期する必要がある。

本市における震災対策に関する基本的な課題としては、次の5点が挙げられる。

(1) 危機管理意識の向上

本市の属する島根県東部は、国の地震特定観測地域に指定されており、自然条件からみても地震・津波等による災害発生原因を内包している地域であることを十分に認識し、日頃から危機管理意識を持って行動することが必要である。

(2) 初動体制の充実・強化

市民の生命・財産を守るため、職員の初動体制を充実・強化し、地震発生直後のいわゆる「空白時間」を最小にすることが必要である。

(3) 市民の防災意識の向上

市民の防災意識の高揚を図り、市・防災関係機関と市民が一体となって防災対策を推進することが必要である。

(4) 要配慮者対策の推進

本市における老年人口(65歳以上人口)の割合は、平成22年国勢調査において24.8%となっており、高齢化は今後もますます進行することが予想される。また、国際文化観光都市である本市は、年間観光入込客数が1,000万人を超え、外国人旅行者については増加傾向にある。加えて本市には約1,200人の外国人住民が居住している。

こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者^{*1}のうち避難行動要支援者^{*2}に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者^{*3}による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。

*1 要配慮者：本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち災害時に自ら避難する困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

*3 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援等に関わる関係者。

(5) 地理的条件への対応

平成 17 年 3 月及び平成 23 年 8 月の市町村合併により、島根半島の海岸沿いの集落（鹿島町、島根町、美保関町）、南部の山間地に点在する集落（八雲町、玉湯町、宍道町、東出雲町）、堤防道路又は橋梁のみで市街地と結ばれた地区（八束町）が新たに市域に含まれた。これらの地域においては、土砂災害等による主要幹線道路の断絶により孤立状態となり、様々な面で応急対策に支障が発生すると予想される地区もある。このため、災害発生前及び発生後において確実に情報伝達を行うことのできる体制の整備、陸上交通及びヘリコプターや船舶等による輸送手段の確保、災害種別に応じた地区別の避難所の指定といった対策を重点的に講じる必要がある。

2 計画の目標

地域防災力の向上にあたっては、上記の基本的な課題や本市における防災環境等をふまえ、本市の地域特性を反映した防災対策の基本姿勢及び骨格的な施策を明らかにし、具体的な防災対策が進められるように方向性を明確化しておくことが重要である。

本計画においては、計画策定後に重点的に取り組む目標として、次の 3 項目を定める。

(1) 地区の安全を守る人・組織づくり（市民参加による防災意識、行動力の向上）

- 町内会、自治会単位での自主防災組織、要配慮者支援会議の結成促進
- 未加入世帯の自主防災組織への加入促進
- 事業所の職員に対する地区別防災訓練への参加促進
- 市職員に対する職域ごとの研修会の実施

(2) 安全で安心な住みよいまちづくり

- 都市の防災構造化の推進
- 市民との協働による防災まちづくりの推進
- ライフライン施設の耐災化、整備
- 全市民に対する災害情報の伝達システムの構築

(3) 防災教育施設整備及び研修、訓練の実施

- 防災センター等、拠点施設の整備と活用
- 市民参加型防災訓練の実施と推進

第3章 地震防災環境

1 自然環境の特性

(1) 地形

本市は、宍道湖から中海に至る大橋川両岸に広がる沖積平野と、外縁部の山地や丘陵等からなる。外縁部の山地や丘陵地には多くの溪谷がはしり、平坦地は少ない。

市の北部には標高 500m 級の急峻な北山山地がそびえ、その稜線は東西方向へと延び、島根半島を形成している。島根半島の日本海沿岸部は複雑な出入りのあるリアス式海岸で、大平山（503m）や枕木山（456m）、高尾山（328m）等山の多い地形となっており、これらの山地から流れ下る急勾配で短い河川が注ぎ込む日本海・中海の湾にわずかな平地が形成され、主な港や集落が点在している。

南方に視線を転ずると、低地帯の続きにはなだらかな丘陵地形と標高 200～300m 級の低起伏山地が広がり、その延長線上には標高 400～600m 級の山地が連なっている。これらの山地から、意宇川、忌部川、玉湯川、来待川等の河川が宍道湖又は中海に注ぎ込み、平地を形成している。

また、中海には大根島、江島の2島が位置し、橋梁と堤防道路により市街地と結ばれている。

(2) 地質

市街地に接する南北部は標高 50m 以内の丘陵状の山地であり、主として第三系の泥岩で構成され、乃木・大庭地区付近ではこれを不整合に覆う洪積層が分布している。また、市街地の東部には嵩山（新第三期中新世末の安山岩からなる火山）があり、中海低地と境をなしている。

湖北地帯では、丘陵状山地が北に向かって急峻な山地に遷移し、分水界を経て日本海側に傾斜を変えており、この急峻な山地は、主として第三系の流紋岩・流紋岩質凝灰岩・輝緑岩・硬質頁岩等で形成されている。日本海の沿岸部には断崖絶壁や急傾斜地、勾配の著しい小溪流が多く、土砂災害が起こりやすい地形条件にある。

湖南地帯の丘陵状山地では、大森累層の輝石安山岩が花崗岩を覆っている部分が多いが、奥部では既にこの安山岩が浸食され、花崗岩が地表に露出している場所もある。これらの地質は保水力に乏しく、降雨時には一度に多量の流出水が発生し、特に豪雨時にははん濫する危険性を有している。

中海の2島のうち大根島は、玄武岩質の溶岩を基盤とした低平な台地を形成している。また、江島は干拓事業が実施され、その大半は埋立地となっている。

2 社会環境の特性と変化

(1) 自家用車の普及と交通環境

本市の市街地は大橋川により南北に二分されており、南北市街地を連絡する5橋（宍道湖大橋、松江大橋、新大橋、くにびき大橋、縁結び大橋）が交通の大動脈となっている。また、戦争による被害をほとんど受けていないことにより、中心市街地の区画道路をはじめとする生活道路の多くは、幅員が狭く複雑に入り組んでいる。さらに、市民の多くは主要な交通手段として自家用車を用いており、朝夕のラッシュ時には市街地及び幹線道路の結節点において大規模な渋滞が日常的に発生している。

こうした状況のもとで、上記5橋のいずれかの損壊等により南北市街地間の交通に支障が生じた場合、幹線道路における大渋滞、緊急車両の通行障害、行き場を失った放置車両の発生等による混乱が予想される。

また、市街地と郊外部を結ぶ主な道路については、増加する交通量に対して十分な幅員、う回路等が整備されていない区間もあり、災害時における障害発生の危険性を有している。

(2) 生活環境の変化

近年において、土地の高度利用や立体的な利用が進んだ結果、従来の災害とは発生場所や範囲が異なる都市型災害の危険性が增大している。また、今日の市民生活は、突然の停電や断水により直ちに日常生活に支障を来すほどライフライン施設に依存しているほか、各種オンラインシステムをはじめとするIT関連施設の役割も日常生活に不可欠なものとなってきている。これらは災害により障害が発生すると、一時的・局部的であってもシステム全体が稼動しない、あるいはその影響が多方面に及び被害が大きくなるといった災害連鎖や二次災害の危険性をはらんでいる。

(3) 高齢化の進展

現在、全市的に高齢化と独居老人の増加傾向がみられるが、特に半島部の島根町、美保関町において深刻な問題となっている。また、多くの地域では消火・救助活動等を担う消防団員の高齢化と加入者不足が続き、地区消防団では定員の確保に苦慮している。さらに、出勤や通学等により地域から若年層が不在となる平日昼間等の災害時の対応力についても懸念されている。

3 地震災害履歴

(1) 島根県における既往の地震災害

島根県内において過去に発生した（又は影響を及ぼした）地震のうち、被害の大きかったものは次のとおり。

既往の地震災害における島根県の被害状況

災害発生 年月日	北緯 東経	規模 (マグニチュード)	震央地名 (地震名)	人的被害(人)		住宅被害(棟)			
				死者	負傷	全壊	半壊	一部損壊	浸水
1872. 3. 14 明治 5 年	35° 15' 132° 1'	7. 1	島根県西部沿岸 (石見浜田地震)	551	582	4, 506	6, 072		
1964. 6. 16 昭和 39 年	38° 22. 2' 139° 12. 7'	7. 5	新潟県沖 (新潟地震)					38	床下 1
1977. 5. 2 昭和 52 年	35° 09. 0' 132° 42. 0'	5. 6	島根県中部				被害 107		
1978. 6. 4 昭和 53 年	35° 05. 0' 132° 42. 0'	6. 1	島根県中部				29	39	
1983. 5. 26 昭和 58 年	40° 21. 6' 139° 04. 4'	7. 7	秋田県西方沖 (昭和 58 年日本海中部地震)		5				床上 152 床下 279
1991. 8. 28 平成 3 年	35° 19. 4' 133° 11. 2'	5. 9	島根県東部						
1993. 7. 12 平成 5 年	42° 46. 9' 139° 10. 8'	7. 8	北海道南西沖 (平成 5 年北海道南西沖地震)						床上 5 床下 78
2000. 10. 6 平成 12 年	35° 16. 5' 133° 20. 9'	7. 3	鳥取県西部 (平成 12 年鳥取県西部地震)		11	34	576		
2001. 3. 24 平成 13 年	34° 07. 2' 132° 42. 5'	6. 7	安芸灘 (平成 13 年芸予地震)		3			10	

(注) 資料編「地震災害履歴」より、主な事項を抜粋した。

→ 資料編 [資料 1-3]地震災害履歴

(2) 本市における近年の地震災害による被害状況

ア 阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）

本市において、被害は確認されなかった。

イ 平成12年鳥取県西部地震（平成12年10月6日）

本市では震度5弱を観測した。市内（旧市）の被害状況は軽傷2名、全壊1棟（住家0、非住家1）、半壊2棟（住家1、非住家1）、一部破損128棟（住家112、非住家16）、道路陥没2箇所、ガス管・水道管の破損による一部供給停止・濁り水の発生、松江城石垣の崩落等の被害が発生した。

ウ 平成13年芸予地震（平成13年3月24日）

本市では震度3を観測した。市内において人的物的被害はなかった。

エ 東日本大震災（平成23年3月11日）

本市では震度1を観測した。市内において人的物的被害はなかった。

オ 熊本地震（平成28年4月16日）

本市では震度3を観測した。市内において人的物的被害はなかった。

第4章 地震被害想定

1 地震被害想定調査の概要

平成22年11月～24年6月にかけて「島根県地震被害想定調査」が実施された。
想定された地震は次の9地震である。

【陸域の地震】

- 1 宍道断層の地震
- 2 宍道湖南方の地震
- 3 大田市西南方の地震
- 4 浜田市沿岸の地震
- 5 弥栄断層帯の地震

【海域の地震】

- 6 佐渡島北方沖の地震
- 7 出雲市沖合の地震
- 8 浜田市沖合の地震
- 9 隠岐北西沖の地震

このうち、本市の被害が最も大きいと想定されている「宍道断層の地震」を本計画の地震災害対策計画における想定地震とする。

また、津波災害対策計画においては、津波による被害想定が最も大きい「佐渡島北方沖の地震（M7.85）」を想定地震とする。なお、住民避難等の対策については、浸水想定被害が最も大きいとされる「佐渡島北方沖の地震（M8.01）」を想定の基本とする。

想定地震の概要

	想定地震	マグニチュード(M)	地震動の想定	津波の想定	地震のタイプ	想定理由
陸域の地震	宍道断層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
海域の地震	佐渡島北方沖の地震(M7.85) 【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)	7.85 8.01	—	○	プレート境界の地震を想定	国の調査
	出雲市沖合の地震 (断層北傾斜及び南傾斜)	7.5	○	○	海域の浅い地震を想定	断層
	浜田市沖合の地震	7.3	○	○	海域の浅い地震を想定	歴史地震
	隠岐北西沖の地震	7.4	—	○	海域の浅い地震を想定	海底地形

※「【参考】佐渡島北方沖の地震(M8.01)」及び「隠岐北西沖の地震」については浸水想定のみ（被害想定は未実施）

0 100 200
km

佐渡島北方沖 (M7.85)

【参考】佐渡島北方沖 (M8.01)

隠岐北西沖 (M7.4)

出雲市沖合 (断層北傾斜) (M7.5)

出雲市沖合 (断層南傾斜) (M7.5)

浜田市沖合 (M7.3)

2 想定される被害

被害想定結果はそれぞれ次のとおり。

■被害想定結果（宍道断層の地震：冬 18 時）

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	松江市
斜面・ため池	危険性の高い急傾斜地	危険度ランク A	(箇所)	153	153
		危険度ランク B	(箇所)	159	132
		危険度ランク C	(箇所)	2,272	143
	危険性の高い地すべり地	危険度ランク A	(箇所)	106	77
		危険度ランク B	(箇所)	47	21
		危険度ランク C	(箇所)	468	3
	危険性の高いため池	危険度ランク A	(箇所)	8	8
		危険度ランク B	(箇所)	15	15
		危険度ランク C	(箇所)	171	92
建物被害	揺れによる建物被害	全壊数	(棟)	2,537	2,533
		半壊数	(棟)	8,954	8,799
	液状化による建物被害	全壊数	(棟)	463	177
		半壊数	(棟)	1,147	382
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数	(棟)	260	255
		半壊数	(棟)	607	596
	津波による建物被害	全壊数	(棟)	想定なし	
		半壊数	(棟)		
	被害合計	全壊数	(棟)	3,260	2,965
		半壊数	(棟)	10,708	9,777
地震火災	出火件数	全出火数	(件)	29	29
		炎上出火数	(件)	26	26
		延焼出火数	(件)	10	10
	焼失棟数	6時間後	(棟)	1,158	1,158
		12時間後	(棟)	1,468	1,468
		18時間後	(棟)	1,599	1,599
		24時間後	(棟)	1,653	1,653
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数	(人)	58	58
		負傷者数	(人)	764	758
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数	(人)	10	10
		負傷者数	(人)	188	185
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数	(人)	2	2
		負傷者数	(人)	24	23
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数	(人)	2	2
		負傷者数	(人)	46	44
	津波による死者	死者数	(人)	想定なし	
	火災による死傷者	死者数	(人)	59	59
		負傷者数	(人)	200	200
		死者数	(人)	131	131
ライフライン	上水道	被害箇所数	(箇所)	200	186
		断水世帯数(1日後)	(世帯)	17,124	16,651
		断水世帯率(1日後)	(%)	7	28
	下水道	被害延長	(km)	16	11
		影響人口	(人)	2,991	2,310
	通信	被害電柱本数	(本)	84	84
		不通回線	(件)	1,088	1,084
	電力	被害電柱本数	(本)	443	443
		停電件数	(件)	7,046	7,039
	都市ガス	被害箇所数	(箇所)	192	192
		供給支障件数	(件)	16,011	16,011
	エルピーガス	供給支障件数	(件)	391	390

交通	橋梁	落橋・大被害	(箇所)	0	0
		大規模損傷	(箇所)	5	5
		中規模損傷	(箇所)	47	37
		軽微な損傷	(箇所)	154	78
	鉄道	不通区間	(駅間数)	0	0
	港湾・漁港	被害岸壁・物揚場	(箇所)	100	92
生活支障	避難者	避難者数(1～3日後)	(人)	30,752	29,799
	疎開者	疎開者数(1～3日後)	(人)	11,767	11,254
	帰宅困難者	帰宅困難者数	(人)	41,182	16,814
	食料不足量	食料需要量	(食/日)	110,707	107,275
		粉ミルク需要量	(g/日)	40,455	39,201
	給水不足量	給水需要量(7日後)	(トン)	128	127
	生活必需品不足量	ほ乳瓶	(個)	722	700
		生理用品	(個)	43,109	41,773
		毛布	(枚)	61,504	59,597
		大人紙おむつ	(個)	12,651	12,258
		子供紙おむつ	(個)	23,390	22,665
	災害廃棄物	災害廃棄物発生量	(千トン)	599	541
	災害用トイレ	災害用トイレ需要量	(基)	144	132
	エレベータ停止	停止台数	(基)	804	579
	孤立集落の発生	孤立集落発生数	(地区)	3	3
経済被害	直接経済被害	被害額	(億円)	3,780	(全県でのみ想定)
	半間接経済被害	被害額	(億円)	1,342	(全県でのみ想定)
	間接経済被害	被害額	(億円)	1,707	(全県でのみ想定)
	経済被害合計	被害額	(億円)	6,829	(全県でのみ想定)

■被害想定結果（佐渡島北方沖の地震(M7.85)：冬18時）

種別	被害項目	被害単位		被害想定結果	
				全県	松江市
建物被害	津波による建物被害	全壊数	(棟)	174	53
		半壊数	(棟)	587	158
		床上浸水数	(棟)	971	393
		床下浸水数	(棟)	1,505	725
人的被害	津波による死者	死者数 (地震発生後、避難のケース)	(人)	0	0
		死者数 (地震発生後、全く避難しなかったケース)	(人)	315	77
生活支障	避難者	避難者数(1～3日後)	(人)	3,265	1,664
	疎開者	疎開者数(1～3日後)	(人)	1,758	896
	食料不足量	食料需要量	(食/日)	11,752	5,989
		粉ミルク需要量	(g/日)	4,295	2,188
	給水不足量	給水需要量(7日後)	(トン)	10	5
	生活必需品不足量	ほ乳瓶	(個)	77	39
		生理用品	(個)	4,576	2,332
		毛布	(枚)	6,530	3,327
		大人紙おむつ	(個)	1,343	684
		子供紙おむつ	(個)	2,483	1,265
	災害廃棄物	災害廃棄物発生量	(千トン)	7	3
	災害用トイレ	災害用トイレ需要量	(基)	33	17
経済被害	直接経済被害	被害額	(億円)	141	(全県でのみ想定)
	半間接経済被害	被害額	(億円)	957	(全県でのみ想定)
	間接経済被害	被害額	(億円)	366	(全県でのみ想定)
	間接経済被害	被害額	(億円)	1,464	(全県でのみ想定)

第5章 防災関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

1 関係機関等の処理すべき防災事務又は業務の大綱

本市、島根県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関等が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおり。

(1) 松江市

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
松江市	1 松江市防災会議に関する事務 2 松江市の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 3 松江市における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施

(2) 島根県

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
島根県	1 島根県防災会議に関する事務 2 島根県の地域の防災に関し、指定地方行政機関、指定公共機関の処理するものを除く各機関の業務についての援助及び総合調整 3 県全域における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の実施

(3) 指定地方行政機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国管区警察局	1 管区内各警察の指導、調整に関すること 2 警察災害派遣隊の派遣等、警察庁、他管区警察局との連携に関すること 3 関係機関との協力に関すること 4 情報の収集及び連絡に関すること 5 警察通信の運用に関すること 6 津波警報等の伝達に関すること
中国四国防衛局	1 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること 2 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 3 災害時における米軍部隊との連絡調整
中国財務局 (松江財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）
近畿中国森林管理局	1 国有林、公有林野等官行造林地における森林治水による災害防除 2 国有林、公有林野等官行造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害対策に必要な木材の供給

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
中国四国農政局	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地・農業用施設等の防護に関すること 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導に関すること 3 農産物等に対する被害防止のための営農技術指導に関すること 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握に関すること 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設について、災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び災害の再発防止のため、災害復旧事業とあわせて実施する災害関連事業の査定・調査に関すること 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の資金等の融資に関すること 7 主要食糧の供給に関すること
中国経済産業局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 3 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
中国四国産業保安監督部	1 所掌事務に係る災害情報の情報収集及び伝達 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導
中国運輸局	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 船舶運航事業者に対する航海命令 5 自動車運送事業者に対する運送命令
大阪航空局	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
第八管区海上保安本部	1 海難救助 2 海洋の汚染の防止 3 海上における治安の維持 4 海上災害防止に関する防災思想の普及 5 海上における安全確保、船舶交通の規制

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと 2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努めること 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努めること 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めること 5 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 災害の発生が予想される時や、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の開設等を適宜行うこと 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
中国総合通信局	1 非常無線通信の確保(電波法第74条参照) 2 非常事態における有線電気通信の確保(有線電気通信法第15条参照) 3 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請 4 災害対策用移動電源車の貸与
島根労働局	1 産業災害防止についての監督、指導 2 被災労働者に対する救急、救助措置に関する協力及び災害補償の実施並びに被災労働者の賃金支払についての監督指導 3 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 4 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 5 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 6 被災事業主に対する特別措置等の実施
中国地方整備局	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
中国四国地方環境事務所	1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達等 2 災害時における環境省本省との連絡調整

(4) 自衛隊

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
陸上自衛隊出雲駐屯部隊	災害緊急対策及び災害復旧対策の実施

(5) 指定公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 中国支社	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 8 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策
西日本電信電話株式会社 島根支店	1 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 2 緊急を要する電話通話の取扱い
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
株式会社N T T ドコモ 中国支社島根支店	1 電気通信施設、設備の整備及び防火管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧
K D D I 株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	電気通信施設の防災管理及び応急復旧
日本銀行	災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること
日本赤十字社	1 医療、助産等救助保護の実施 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集及び配分
独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック事務所	医療、助産等救護活動の実施
日本放送協会	1 気象等予報及び警報等の放送 2 災害応急対策等の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動
西日本高速道路株式会社	1 道路等の防災管理及び災害復旧 2 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	陸路による緊急輸送の確保
中国電力株式会社	1 ダム施設等の防災管理及び災害復旧 2 電力供給の確保

(6) 指定地方公共機関

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
隠岐汽船株式会社	1 海上における緊急輸送の確保 2 運行船舶の安全管理及び事故対策
一畑電車株式会社	1 鉄道による緊急輸送の確保 2 鉄道の安全管理及び事故対策
一畑バス株式会社	1 陸路による緊急輸送の確保 2 運行車両等の安全管理及び事故対策
株式会社山陰放送 山陰中央テレビジョン放送株式会社 日本海テレビジョン放送株式会社 株式会社エフエム山陰	1 気象等予報及び警報等の放送 2 災害応急対策の周知徹底 3 その他災害に関する広報活動
山陰ケーブルビジョン株式会社	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 その他災害に関する広報活動
島根県医師会 島根県看護協会	災害時における医療救護活動の実施
島根県L P ガス協会	1 エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 2 エルピーガスの供給
島根県トラック協会	陸路による緊急輸送の確保

(7) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
境港管理組合	境港の防災管理と災害復旧
土地改良区	水門、水路、ため池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
全国農業協同組合連 合会島根県本部	1 緊急物資の調達 2 陸路による緊急輸送の協力
農業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資その他緊急措置に関する協力
森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋
漁業協同組合 J F し まね	1 災害時における漁業無線による情報伝達 2 漁船による緊急輸送の実施 3 油流出等の防除方針決定への参画 4 油流出等事故による風評対策
漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 2 被災組合員に対する融資又は斡旋 3 流出油等の防除 4 流出油事故により被害を受けた組合員の補償請求対策
島根県水難救済会	1 海上における緊急輸送の協力
商工会議所 商工会等	1 物価安定についての協力、徹底 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
病院等経営者	負傷者等の医療、助産、救護についての協力
松江市医師会	災害時における医療救護活動の実施
建設業協会等	1 水防、緊急輸送、救助・救出、災害廃棄物の処理についての協力 2 重機等資機材確保についての協力
一般運輸業者	緊急輸送等、各種物資の輸送に対する協力
ダム施設の管理者	ダム等施設の防災管理

機関名	処理すべき防災事務又は業務の大綱
ため池管理者	農業用ため池等の防災管理
松江市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動についての協力
社会福祉施設経営者	被災者の保護についての協力
金融機関	被災事業者等に対する資金融資その他緊急措置に関する協力
学校法人	1 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 2 被災者の一時受け入れ等応急措置についての協力
重要文化財の管理者	重要文化財等の防災管理
危険物等の管理者	危険物等の保安措置
都市ガス関係機関	1 ガス施設等の防災管理と災害復旧 2 都市ガスの供給
L P ガス取扱機関	1 L P ガス施設の防災管理と災害復旧 2 L P ガスの供給

2 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関、市民及び事業所の責務

(1) 国の責務

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災基本計画等を作成し、実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等における業務の総合調整を行い、災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

また、県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(2) 県の責務

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関における業務の総合調整を行わなければならない。

(3) 市の責務

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、地域防災計画を作成し、実施する。

また、消防機関、水防団及び自主防災組織等の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるとともに、消防機関、水防団等は相互に協力しなければならない。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、防災業務計画を作成・実施し、県又は市町村の地域防災計画の実施が円滑に行われるよう協力する。

また、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(5) 市民及び事業所の責務

ア 市民の責務

- 「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、市民はこの観点に立ち、日頃から自主的に災害等に備える必要がある。
- 市民は、食品、飲料水その他の生活必需品の備蓄に努めるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するように努めなければならない。

- 市民は、災害に際して、被害を未然に防止しあるいは最小限にとどめるため、警戒・避難活動、救出・救助活動等において相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

イ 事業所の責務

- 食料、飲料水、生活必需品又は役務を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、災害時においても事業活動を継続的に実施するとともに、国、県、市町村が実施する防災施策に協力するよう努めなければならない。
- 事業所の事業者（管理者）は、市及び関係機関が実施する防災業務に協力するとともに、事業の実施に際しては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献等の役割を果たす等、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第1節 地盤災害の予防

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には、適正な土地利用を推進するとともに、土砂災害のおそれがある地域における被害軽減対策を実施する必要がある。

なお、震災後は地盤が緩んでいるため、風水害等の他の自然条件によっても土砂災害が発生しやすくなるため、二次災害の防止に向け、危険箇所の点検、降雨時の警戒基準の変更等を行う必要がある。

1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策・・・【防災安全課、農林基盤整備課、管理課、土木課、建築指導課、都市計画課、河川課、各支所】

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握・周知

- 関係法令に基づき県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所*、並びに市の定める避難先・避難路・防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。
- ハザードマップ等を活用し、急傾斜地崩壊危険箇所などがけ崩れ・山崩れ災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

* なお、県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち防災上緊急度の高いものを急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策事業を実施しており、同区域においては、崩壊を助長するような行為が制限されている。

→ **資料編** [資料1-5] 松江市土砂災害警戒区域等一覧（急傾斜地）

(2) 警戒・避難体制の整備

- 危険度の高い急傾斜地の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。
- 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 危険地域の住民に対し、急傾斜地の危険確認3要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認3要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1時間に20mm以上・総雨量100mm以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が30°以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の発表及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地崩壊のおそれがある場合の避難先に関する事項等を記載した印刷物（防災マップ等）の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

(3) 住宅移転の促進等

- 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域（建築基準法第39条第1項）として指定し、当該区域内における住宅等の建築制限を行う。
- 土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対して、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業：国土交通省住宅局の事業）、防災のための集団移転促進事業（国土交通省都市局の事業）の促進を図る。

2 地すべり災害の防止対策……………【防災安全課、農林基盤整備課、管理課、土木課、河川課、都市計画課、建築指導課、各支所】

(1) 地すべり危険箇所の把握、周知

- 国及び県の実施する地すべり区域等の把握のための各種調査に協力し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進するとともに、市内の該当区域における巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- ハザードマップ等を活用し、地すべり危険箇所など地すべり災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

→ **資料編** [資料 1-5]土砂災害警戒区域一覧（地すべり）

(2) 警戒・避難体制の整備

- 特に危険度の高い地すべり危険箇所において、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対するソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒・避難体制を確立し、大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民の避難指示の判断を行えるよう、被害の想定される区域・避難時期の情報を提供する。
- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等の活用により、市民に対する指定区域、危険箇所の啓発に努める。
- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報等の発表及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難先に関する事項等を記載した印刷物（防災マップ等）の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

3 土石流災害の防止対策……………【防災安全課、農林基盤整備課、管理課、土木課、河川課、都市計画課、建築指導課、各支所】

(1) 土石流危険渓流及び危険区域の把握、周知

- 国が指定し県が実施する砂防指定地及び県の指定する土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区等についての資料を整備し、周辺住民に対し周知徹底を図る。
- ハザードマップ等を活用し、土石流危険渓流など土石流災害の危険性等に関する情報を関係地域の住民に周知する。

→ **資料編** [資料 1-5]土砂災害警戒区域一覧（土石流）

(2) 警戒・避難体制の整備

- 県ホームページの「マップ on しまね」及びハザードマップ等の活用により、市民に対する指定区域、危険箇所の啓発に努める。
- 土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の発表及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- 土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難先に関する事項等を記載した印刷物（防災マップ等）の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制の構築に努める。

(3) 住宅移転の促進等

関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転促進に努める。

4 液状化危険地域の予防対策……………【管理課、土木課、河川課、建築指導課、各支所、上下水道局】

(1) 液状化現象の調査研究

本市の市街地は厚さ最大 20m からなる沖積層により形成されており、震災時には地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に被害をもたらす可能性がある。

地盤の液状化現象に関する調査研究について、県、大学及び各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の各種資料の整備に努める。

(2) 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境の影響等を考慮して、以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設整備に反映させる。

ア 土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設、橋梁及び下水道施設等）

地盤改良による工法と、構造物により対応する方法とがある。それぞれの概要は次のとおり。

	概要	代表的工法
地盤改良による工法	地盤を液状化しない材料と入れ替える工法	置換工法
	振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法	サンドコンパクション工法
	押さえ盛土により地盤を過圧密にする工法	盛土工法
	地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法	深層混合処理工法
	地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法	グラベルドレーン工法
構造物により対応する方法	構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法	連壁工法
	支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増し等、既設構造物の耐力を増す方法等	支持工法及び補強工法

イ 建築物

建築物の液状化対策工法としては地盤改良工法が有効であるが、液状化現象の発生時に建築物が大きな被害を受けないよう、建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

種別	概要	代表的工法
改良	置き換え、締め固め、固化等有効な地盤改良を行う。	置換工法、サンドコンパクション工法、深層混合処理工法
荷重分散	基礎を一体の鉄筋コンクリート造にし、接地荷重を分散し小さくする。	布基礎、べた基礎等
支持	基礎杭を用いる。	支持杭

ウ 地下埋設物

管路に施す工法と、地盤改良工法の二つに大別される。それぞれの工法の概要は次のとおり。

(7) 管路に施す工法

- 既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の補強措置及び地盤改良対策の推進を図る。
- 管渠の設計に先立ち、土質調査又は既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
- ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継ぎ手等管路の耐震性向上に努める。
- 管渠の接続部には、可とう性継ぎ手を用いることにより耐震性の向上を図る。
- ガス管においては、ポリエチレン管への切替を推進し、耐震性向上に努める。

(4) 地盤改良による工法

（土木施設構造物に対する対策工法と同じ）

5 造成地の予防対策 【都市政策課、建築指導課、土木課】

(1) 災害防止に関する指導

- 関係法令に規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為の許可の審査並びに当該工事の施工に関する指導監督を通じて、災害防止に関する指導を行う。
- 造成後は、違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを行う。

(2) 災害防止に関する指導基準

指導にあたっての基準は次のとおり。

災害危険度の高い区域	● 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。 ● 都市計画区域内外を問わず、土砂災害特別警戒区域内の土地における住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。
建築物の構造規制	土砂災害特別警戒区域内の土地における居室を有する建築物の建築行為には、ＲＣ擁壁等の安全措置が必要であるため、その構造の建築確認の審査を要する。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

6 土地利用の適正化.....【都市政策課、土木課】

(1) 土地条件の評価

- 地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。
- 上記の情報をを用いて、対象とする土地の地震に対する強度を様々な観点から評価し、必要に応じて適切な土地利用等に関する調査を行い、その結果を防災カルテ等の形で公開する。
- 情報や評価結果については広く市民に公開し、協働による土地利用の適正化の推進に資する。

(2) 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

地震発生時の応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、港湾、その他の公共土木施設並びに文教施設において、人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針の策定等により、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限にとどめるよう万全の措置を講ずる。

1 建築物の耐震化の推進.....【建築指導課、建築課】

(1) 耐震化推進体制の整備と一般住宅の耐震化

- 耐震診断・耐震改修及び応急危険度判定や被災度区分判定等を行う建築技術者を養成するため講習会の開催や情報の提供を行う。
- 災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関連団体との協力・支援体制を整備し情報交換等を行う。
- 地震に対する建築防災に関して情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置等を行い、市民や建築技術者の意識の啓発を図る。
- 「松江市木造住宅耐震診断士派遣制度」等の助成制度を活用し、一般建築物の耐震化を促進する。

(2) 防災上重要な建築物・不特定多数の人が利用する建築物の耐震化

- 防災上重要な施設のうち、重点的に耐震化を図る建築物（防災上重要な建築物）を指定して耐震性能の調査を行い、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 病院、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める耐震診断・耐震改修の実施について指導する。
- 本庁、支所及び消防本部等の防災上重要な施設や、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が利用する施設等の公共建築物については、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、その結果を市民に公表するよう努める。
- 耐震性が把握されていない民間社会福祉施設（昭和56年の新耐震基準導入以前に建築された施設）を対象に耐震診断を実施する場合の経費助成制度を活用して耐震診断を促進する。

(3) 災害廃棄物の発生への対応

地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

2 各種データの整備保全.....【関係各課】

復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面等のデータの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を図る。

3 工作物等の安全化.....【管理課、土木課、都市政策課、まちづくり文化財課、公園緑地課、建築指導課、学校管理課】

次の事項について、工作物等の安全化措置を講じる。

擁壁の安全化	● 道路面に設置された擁壁について、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。 ● 宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施する。
ブロック塀等の安全化	● 広報紙を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について印刷物等を作成し普及を図る。 ● 通学路、避難路及び避難場所等に重点を置き、市街地のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。 ● ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化を奨励する。
窓ガラス等落下物の安全化	● 3 階以上の建築物に附属する屋外広告物や大型窓ガラス等に対する落下防止についての指導を行う。 ● 一般住宅に対し、比較的危険と思われる窓ガラスについて、飛散防止フィルムの活用等、安全対策についての提案を行う。
屋外広告物に対する規制	建築基準法や県条例による掲出許可基準の遵守・徹底を図るとともに、危険性の高い市街地等に設置されているものについては、設置者に対する点検・指導を特に強める。
自動販売機の転倒防止	日本工業規格の「自動販売機の据置基準」等に基づき、自動販売機設置業者に対し必要な措置を講ずるよう指導するほか、パトロールを強化し、松江警察署の協力を得てはみ出し自動販売機の移設指導にあたる。
家具等の転倒防止	「くらしの便利帳」等の広報手段を用いて、市民に対して家具等の固定方法を示すよう努める。
ガスの安全化	設置してから 20 年以上経過したガス管（経年管という。）の更新を指導、推進する。

4 建築物の不燃化の推進 【都市政策課、まちづくり文化財課、建築指導課、公園緑地課、土木課、消防本部】

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集し火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進、建築物の不燃化の推進、木造の建築物等の外壁・軒裏等の防火構造化を図る。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化を促進する。

本市における防火地域、準防火地域の指定状況は次のとおり。

資料：市都市政策課（平成 28 年 4 月 1 日現在）

	面積 (ha)	最終決定年月日
防火地域	—	(指定無し)
準防火地域	232.5	S49.8.1

(2) 建築物の不燃化

- 旧市街地を中心とする木造密集住宅地においては、拠点施設の整備、建物の不燃化・共同化の誘導等の個別事業を積み重ねて緩やかに町並みを整備する「段階的整備」を推進するとともに、区画整理事業等の「面的整備」の推進に努め、防災上の問題点の抜本的解消に努める。
- 防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第 22 条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。
- 建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心とした既存建築物について、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。

(3) 消火活動困難地域の解消

- 市街地の不燃化、各種面的整備等により道路・空地等を確保・拡充し、老朽木造住宅による密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。
- 建築物の建て替え等の際に、建築基準法の接道要件を徹底し、交差部の隅切りせん除等の局部改良を行い、緊急車両通行のための最低限の道路幅員を確保する。

(4) 延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

(5) 消防水利・防火水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、管路の耐震化や、市街地及び旧町村部における消防水利及び防火水槽（耐震性貯水槽）の整備を推進する。

なお、本市における消防水利等の整備状況は次のとおり。

資料：消防本部（平成27年4月1日現在）

	計	消火栓			防火水槽				その他				
		小計	公設	私設	小計	100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満	小計	河川・溝等	海・湖	プール	濠・池等
旧市	2,247	1,747	1,617	130	355		330	25	145	14		15	116
鹿島町	291	219	213	6	42	3	28	11	30	2	1	5	22
島根町	149	87	87		51	1	48	2	11	3		1	7
美保関町	239	212	211	1	24		24		3	2			1
八雲町	211	121	117	4	27	1	24	2	63	44		1	18
玉湯町	198	138	132	6	50		28	22	10	1		3	6
宍道町	383	191	191		124		31	93	68	33	1	3	31
八束町	247	180	180		66		60	6	1				1
東出雲町	347	296	293	3	39	1	23	15	12	6		3	3
計	4,312	3,191	3,041	150	778	6	596	176	343	105	2	31	205

(6) その他の災害防止事業

- 火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。
- 都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

5 災害に強い都市環境づくり……………【農林基盤整備課、管理課、土木課、都市政策課、まちづくり文化財課、公園緑地課、河川課、建築指導課、総合体育館事務局、上下水道局】

(1) 都市の面的整備の推進

本市の中心市街地には、道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたところが多く、特に旧市街地において空洞化が進んでいる。また、新市街地（旧市街地の周縁部）においては、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われスプロール化が進行した結果、災害発生のおそれのある住宅地が拡大する等、防災上好ましくない市街地が形成されている区域も多い。更に、本市は戦災を受けておらず、城下町として発展してきた市街地形態をそのまま色濃く残す町並みが随所にあるため、災害発生時には、これらが応急対策活動の支障となることが予想される。

このような状況を改善するため、地域の状況に応じた以下の手法により、防災に配慮した市街地の面的整備の推進に努める。

既成市街地	● 中心市街地活性化基本計画に基づき、商業地の再編や住環境・交通環境の改善を推進する。 ● 個別の事業計画において、古い松江らしい歴史的町並み保全に十分配慮した安全なまちづくりを推進する。 ● 木造住宅が密集し、旧来の道路形態が残る旧市街地（城東、城北、城西、白潟、朝日、雑賀地区）において、災害時に住民が歩いて避難場所に到達できる道路や、消防活動困難区域の解消に資する道路を整備するとともに、公園整備とあわせた周辺の建築物の不燃化を推進する。
既成市街地辺部	土地区画整理事業等により都市施設を先行整備し、安全な市街地を形成する。
拠点地区	● 生活基盤の整備や、空き店舗・空き家等遊休地の活用による繁華街の再生、土地区画整理事業による有効な土地利用の促進を図る。 ● 日常生活を支援する便利施設、防災施設等の整備を推進する。

なお、総合計画（後期基本計画）に示されている市街地整備の主要事業は次のとおり。

	事業名
中心市街地	● 暮らし賑わい再生事業（松江赤十字病院現地建替など）
	● 市街地再開発事業（南殿町市街地再開発ビルなど）
	● 殿町地区交通環境整備事業
	● 歴史文化まちづくり推進事業（歴史的建造物修復・再生事業、みち修景事業など）
	● 大手前通り周辺地区都市再生整備計画事業（第1期）（惣門橋通り、日赤周辺道路改良など）
	● 大手前通り周辺地区都市再生整備計画事業（第2期）
拠点地区	● 地域拠点整備方針策定

(2) 道路の整備

- 多重性・代替性の確保が可能となるような災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。
- 避難所や広域避難地に通じる避難路については、沿道の安全化や道路拡幅等の整備を推進するとともに、避難場所への誘導標識等を整備する。

(3) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

- 中心市街地において、遊休地の活用によるポケットパークの整備等による都市公園・公共空間の計画的な配置・整備を積極的に推進する。
- 郊外部において、災害時に避難場所として防災上重要な役割を持つ農村公園の整備を推進する。
- 必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。
-

本市における都市公園の現況及び緑地保全区域の指定状況は次のとおり。

資料：公園緑地課（平成28年3月31日現在）

区分		住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園			都市緑地	緑道	広場公園	墓園	特定地区公園	計
		街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	歴史公園	風致公園	植物公園						
計画	公園数	30	4		4	2	3						1		44
	面積(ha)	7.80	15.18		77.45	45.70	23.71						28.10		197.94
開設	公園数	83	4	1	4	2	3	1	1	37	3	11	1	2	153
	面積(ha)	18.92	13.48	3.48	76.85	45.70	24.83	0.60	3.46	3.25	4.15	5.26	14.30	16.00	230.28

資料：公園緑地課（平成28年3月31日現在）

緑地保全区域の名称	所在地	面積（ha）	指定年月日
千手院	石橋町	0.94	S51.10.18
売布神社	和多見町	0.30	〃
山代神社	古志原	1.03	〃
円成寺	幸町、栄町	2.18	S53.4.24（S54.4.10変更）
万寿寺、桐岳寺	奥谷町、春日町、東奥谷町	6.21	S53.4.24
月照寺、清光院及び愛宕神社	外中原町	5.94	S54.4.10（H26.3.28変更）
	計	16.60	

(4) 共同溝等の整備

電線等のライフライン施設を収容する共同溝等の整備を推進する。

(5) 都市防災構造化対策の推進

- 道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、市街地における防災空間を確保・拡充する。
- 安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図る。
- 住民との協働による災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な市街地整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進する。

6 ライフライン施設の安全化

(1) 電気施設.....【中国電力（株）】

ア 現況

本市には、島根原子力発電所のほか、送電線路、変電所、配電線路等の設備が整備されている。
なお、本市は中国電力（株）と、災害時における相互応援協定を締結している。

→ **資料編** [資料4-(2)-21]災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力（株））

イ 安全化対策

- 発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっているが、巡視・点検等を徹底し、被害の未然防止に努める。
- 専門知識の普及、印刷物の配布等を通じ、従業員の防災意識の高揚に努める。
- 年1回以上防災訓練を実施するとともに、市や県の実施する防災訓練に積極的に参加する。
- ・

(2) 都市ガス施設.....【ガス局】

ア 現況

本市における都市ガス施設（ガス局）の現況は次のとおり。

資料：ガス局（平成28年4月1日現在）

事業所名	所在地	設備
南工場	平成町 182-42	LNG貯槽 150kl（62t）×2基、450kl（190t）×1基 LPG貯槽 15t×2基 天然ガス発生装置 57,600m ³ N/日×4基 LPGガス発生装置 7,200m ³ N/日×4基 ガスホルダー 中圧球型 3,000m ³ ・0.97MPa×1基
松江南エコステーション	古志原 3-17-8	自動車用急速充填設備 258m ³ N/h×1台
施設の状況		

ガ ス 製 造 施 設		1 ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法及び建築基準法等の諸法規並びに日本ガス協会技術基準に準拠している。 2 原料貯蔵設備、ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、消防設備等の保安設備を設けている。
供給施設	ガ ス ホ ル ダ ー	1 ガス事業法等の諸法規並びに基準に基づいて設計しているほか、遮断装置及び離隔距離を考慮している。 2 地震力を考慮した耐震構造となっている。
	ガ ス 導 管	1 ガス事業法、道路法等の諸法規に準拠して設計、施工している。 2 材料には鋼管、ポリエチレン管を使用している。 3 溶接・機械的接合・融着接合を行っており、従来工法による部分は順次計画的に入替を進めている。なお、最近は耐震性、耐食性に優れたポリエチレン管による融着接合が大半を占めている。 4 緊急遮断又は供給操作上の必要により、遮断弁を設置している。 5 事故処理のための緊急要員・車両及び緊急連絡体制を整えている。
通 信 設 備		1 有線では災害時優先電話に加入している。 2 無線については固定局、移動局があり供給区域をカバーしている。
巡 視 ・ 点 検		1 ガス事業法の規定に基づき定期検査、自主検査を行っている。 2 災害時に被害の受けやすい箇所を中心に点検を行っている。
地 震 計 の 設 置		橋北地区及び橋南地区に各々1箇所ずつ地震計（S I センサー）を設置しており、ガスの供給を継続するか停止するか判断に利用する。
マ イ コ ン ガ ス メ ー タ ー		一般の消費先に設置されているガスメーターは感震機能が付加されており、地震発生時には概ね震度5でガスを遮断する。

イ 安全化対策

ガス局における安全化対策は次のとおり。

自 主 保 安 体 制 の 構 築	製 造 設 備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備については耐震性を維持するため設備の重要度に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実にガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。
	供 給 設 備	1 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設の設備についてはその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。 2 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を推進するとともに、中圧導管の緊急減圧のために放散設備等を設置する。 3 地震発生時の二次災害防止のために、感震遮断機能を有するマイコンメーターの設置を推進する。 4 津波の来襲のおそれがある場合、工事中又は作業中の箇所は速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。また、防災設備の特別巡視、特別点検を行う。
防 災 教 育 防 災 訓 練		松江市ガス事業防災計画に基づいて訓練を行う。なお、必要により関係機関の実施指導を受ける。

(3) L P ガス施設……………【島根県L P ガス協会、L P ガス販売業者】

ア 現況

本市におけるL P ガス関係施設の現況は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画（平成27年3月31日現在）

	L P ガス貯蔵設備（タンク）	オートガスタンク	L P ガス消費プラント
箇所数	6	4	2

イ 安全化対策

L P ガス施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行う。 1 設備全般について、安全性が確保できるよう整備を推進する。 2 容器は、風等によって転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。 3 感震機能付きマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。
防災教育 防災訓練	1 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。 2 二次災害を防止するため、次のような啓発を行う（特に高齢者に配慮）。 ・ 初期防災活動等について記したパンフレット等を配布する。 ・ 災害時に異常を感じた場合は、販売事業者の点検を受けるよう指導する。 ・ 災害時には火を消し、元栓・器具栓、容器のバルブを閉めるよう指導する。

(4) 上水道施設……………【各支所、上下水道局】

ア 現況

本市における上水道施設の現況は次のとおり。

資料：上下水道局（平成27年3月31日現在）

	水道事業・簡易水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ /日）
水道事業	松江水道事業*1	旧市、鹿島町	89,200
	玉湯水道事業	玉湯町	6,278
	東出雲水道事業	東出雲町	5,750
	水道事業計		101,228
簡易水道事業	松江地区簡易水道事業	旧市の一部	2,628
	鹿島・島根地区簡易水道事業	鹿島町の一部、島根町	2,378
	美保関地区簡易水道事業	美保関町	4,095
	八雲地区簡易水道事業	八雲町	2,699
	八束地区簡易水道事業	八束町	2,500
	簡易水道事業計		14,300

*1 市町村合併前の旧松江市水道局と松江鹿島水道企業団との合算値。

資料：斐川宍道水道企業団（平成25年3月31日現在）

	水道事業名	主な事業区域	計画一日最大給水量（m ³ /日）
水道事業	斐川宍道水道企業団	宍道町（及び斐川町）	18,000*2

*2 斐川町における事業区域も含めた値。

イ 安全化対策

上水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 取水、浄水、配水施設等水道施設の重要構造物について、安全性の診断等により老朽度及び構造を把握し、安全性の低い施設の補強、増強等を行う。 2 送水管・配水管は大きな被害を受けるため、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、ダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、継ぎ手は伸縮性のある離脱防止型に取り替える。 3 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備する。 4 給水装置や受水槽の安全化を、水道利用者の協力により推進する。 5 配水池の容量は 12 時間分の配水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。 6 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。 7 水道の広域化を促し、施設全体の機能の向上を目指す。
防災教育 防災訓練	1 各種研修会、講習会、有事を想定した模擬訓練等を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。 2 地震時の配備編成や各自の職務分担について周知徹底を図る。

(5) 下水道施設..... 【上下水道局】

ア 現況

本市における下水道施設の現況は次のとおり。特に、地震被害としては管渠の折損並びに継ぎ手部の漏水が想定され、軟弱地盤地域における被害発生の危険性が高い。

資料：上下水道局（平成 27 年 3 月 31 日現在）

公共下水道施設

	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	ポンプ場 (ヶ所)
旧市	3,371.9	126,665	548.1	6
玉湯町	243.9	6,060	61.1	—
八雲町	154.2	5,092	38.7	—
宍道町	332.5	6,010	54.6	—
東出雲町	390.3	13,478	97.9	—
計	4,492.8	157,305	800.4	6
地区名	整備区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	整備管渠延長 (km)	現有処理能力 (m ³ /日最大)
鹿島町恵曇	93.5	2,798	23.0	2,150
島根町佐波	4.1	122	1.3	80
美保関町千酌	13.0	515	4.0	340
美保関町七類	26.0	860	8.5	570
美保関町森山	11.2	629	8.5	310
八束町江島	15.5	595	6.3	284
八束町遅江	16.1	465	4.5	218
八束町馬渡	8.6	236	2.7	123
計	188.0	6,220	58.8	4,075

農業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口 (人)	地区名
旧市	8	11,835	忌部、古江、長江、秋鹿、本庄、大井、生馬、大野
鹿島町	5	2,487	本郷、一矢、宮内、講武北、講武南
島根町	3	1,233	野波、大芦、加賀別所

	箇所数	処理区域人口（人）	地区名
美保関町	2	530	万原・下宇部尾、管浦
宍道町	5	2,881	弘長寺、鏡、宍道中央、南城、中來待
八束町	4	2,682	入江、二子、寺津・亀尻、波入
東出雲町	3	1,626	今宮・春日、意東、須田
計	30	23,274	

漁業集落排水施設

	箇所数	処理区域人口（人）	地区名
旧市	1	322	魚瀬
鹿島町	3	1,319	片句、御津、手結
島根町	6	2,133	野井、大芦、沖泊、瀬崎、多古、加賀
美保関町	10	2,782	稻積・北浦、片江、美保関、笠浦、福浦、笹子、惣津、雲津、諸喰、法田
計	20	6,556	

公設浄化槽

管理基数	水洗化人口（人）	設置区域
772	1,978	旧市、鹿島町、美保関町、八雲町、玉湯町、島根町、宍道町、八束町、東出雲町

イ 安全化対策

下水道施設における安全化対策は次のとおり。

自主保安体制の構築	1 災害時の停電に備え、中継ポンプ場及び終末処理場に自家発電装置を備えるとともに、遠隔監視等管理体制の充実に努める。 2 定期的な整備、保守・点検を行う。 3 協定等に基づく相互応援体制を整備する。 4 災害時用の資機材を整備する。
防災教育 防災訓練	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

(6) 電気通信施設……【西日本電信電話（株）島根支店、（株）NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI（株）】

ア 現況

本市における電気通信施設の防災設備の現況は次のとおり。

西日本電信電話（株） 島根支店	電気通信設備等の高信頼化（耐水、耐震、耐火構造化）を進めている。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	
（株）NTTドコモ中国 支社島根支店	● 防火扉、防火シャッター、防水扉等を設置している。 ● 建物内の電話交換機、電送・無線及び電力等の機器に対し、倒壊損傷等を防止するための補強措置と、消火設備の設置を行っている。 ● 交換設備、電力設備等の局内設備に耐震対策を実施している。 ● 重要通信設備の設置されているビル等へ自家用発電機、蓄電池、自家用発電機等を常備している。 ● 可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備するとともに、車両へ衛星携帯電話等を常備している。

KDDI（株）	通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進めている
ソフトバンク（株）	● 停電対策として、予備電源や非常用発電設備の設置を進めている。 ● 主要伝送路の冗長化等の対策を実施している。

イ 安全化対策

現状の電気通信設備の更なる整備拡充を図るとともに、各事業者において、次に掲げる訓練を実施する。なお、県、市及び関係機関が実施する防災訓練にも積極的に参加する。

- (ア) 非常召集の訓練
- (イ) 災害予報及び警報等の伝達訓練
- (ウ) 災害時における通信疎通確保の訓練
- (エ) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- (オ) 消防及び水防の訓練
- (カ) 避難及び救助訓練
- (キ) 災害用伝言板サービス等の運営

(7) 災害情報の収集・伝達体制の整備……………【防災安全課、情報政策課、各支所】

- 災害発生時に事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう使用方法等の習熟を図る。
- 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を、定期的に実施する。
- 指定避難所等に災害時に避難者の安否確認や災害情報の収集・伝達に活用する手段として、特設公衆電話回線の整備を推進する。
- 安否確認や災害情報の収集・伝達に活用する手段として、特設公衆電話回線の整備を推進する。

(8) 災害応急活動体制の整備………【防災安全課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

- 災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備する。
- 応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(9) 資機材の整備……………【防災安全課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

- 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- 資機材等の輸送計画を策定するとともに車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- 資機材等の数量を常に把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。
- 資機材等の規格の統一を推進するほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。
- 公共用地等の中から災害対策用資機材等の仮置場の候補地を選定し、災害時における借用確保の円滑化を図る。

(10) 防災知識の普及・啓発……………【防災安全課、各支所、ガス局、上下水道局、各ライフライン施設の管理者】

防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

7 交通施設の安全化

(1) 道路・橋梁施設……………【管理課、土木課、都市政策課、まちづくり文化財課、建築指導課】

ア 現況

本市は、古くから城下町として発展してきたため、市街地を中心に狭隘な道路が多く、地震発生時には道路の損壊や家屋・ブロック塀等の倒壊による交通寸断が発生するおそれがある。

また、中心市街地を南北に二分する大橋川に架かる5橋をはじめとした市内約1,500の橋梁のうち、耐震補強工事が実施されたものは少なく、木造の橋梁が残存しているため、道路・橋梁等の被災による交通寸断が生じた場合、次のような問題が生じるおそれがある。

- 住民の避難が困難となる地域が生じる。
- 被害状況の把握に時間を要する。
- 消防機関の消火活動・救助活動等が困難となる地域が生じる。
- 物資・人員等の輸送に支障を来す。

なお、本市における道路及び橋梁の整備状況は次のとおり。

資料：管理課（平成27年4月1日現在）

道路

区分		実延長 (km)	舗装済延長 (km)	舗装率 (%)	改良済延長 (km)	改良率 (%)
国道（国土交通省管理分）		48.4	48.4	100.0	—	—
国道（県管理分）		63.4	63.4	100.0	—	—
県道		249.2	239.1	95.9	—	—
市道		2,344.9	1,751.1	74.7	1,288.3	54.9
（内訳）	1級路線	164.7	164.5	99.9	160.1	97.2
	2級路線	234.5	224.6	95.8	188.2	80.3
	その他	1,945.7	1,362.0	70.0	940.0	48.3

橋梁

道路別	総数		木橋		永久橋	
	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
国道（国土交通省管理分）	89	6,883	—	—	89	6,883
国道（県管理分）	87	3,531	—	—	87	3,531
県道	173	5,121	5	27	168	5,094
市道	1,177	13,594	39	330	1,138	13,264

→ 資料編 [資料1-12]市道の主要橋梁一覧表

イ 道路の安全化対策

(7) 市街地の道路

- 災害時における円滑な交通を確保するため、狭隘区間等を中心に道路・歩道の整備を行う。
- 市街地火災における延焼遮断帯としての機能を考慮し、計画的な道路整備を推進する。
- 旧市街地の木造住宅密集地における小幅員区画道路は、緊急時に消防活動困難区域を生じる危険性があるため、建築基準法の中心後退規定を活用し、必要な道路幅員の確保に努める。
- 道路交差部の隅切りせん除等の局部改良を行う。

(4) 郊外の道路

- 市の郊外へ通じる道路は、震災時に緊急輸送道路としての重要な役割を持つことから、多ルート化を行うとともに、道路隣接法面の危険箇所等を調査し、地震に伴う崩土、落石等の危険がある箇所については、法面保護等の防災工事を推進する。
- 国・県道の基幹道路を補完する市道については、1・2級路線から優先的に整備を推進する。

ウ 橋梁の安全化対策

(7) 大橋川の橋梁

中心市街地の 5 橋のうち、松江大橋を除く 4 橋（宍道湖大橋、新大橋、くにびき大橋、縁結び大橋）を緊急輸送道路として位置づけられており、耐震補強が完了していない新大橋及びくにびき大橋の耐震化を促進する。

(イ) その他の橋梁

- 市道に架かる橋梁のうち、緊急輸送道路に指定及び災害時の重要な避難路と想定される市道に架かる橋梁の耐震点検調査を早急に行い、必要に応じて改架、橋座の拡幅、落橋防止等の補強工事を実施する。
- 震災時に落橋した場合、市道の橋梁は最大橋長 30m 程度であり、比較的短期間での応急仮設橋の架設が可能であると考えられるため、仮設橋資材の調達等が円滑にできるよう、近隣の資材在庫状況を常に把握する。
- 市道のうち木橋については、橋長が短く車両の通行ができないものも多いため、永久橋への改架を計画的に推進することが必要である。

エ 交通寸断に備えた対策

道路・橋梁等の被害により交通が寸断した場合に備え、以下の対策により代替機能を確保する。

避難対策	● 自主防災組織を育成強化し、平時から避難所・避難路の多重化について地域住民自らが検討しておく。 ● 避難路等の早期復旧を図るため、災害時の応急対策活動に関する協定を締結している（一社）松江建設業協会、松江市建設業連合協議会、松江南建設業協会、松江北建設業連絡協議会、鹿島町建設業協会との連携・連絡体制の強化に努める。
被害状況の把握	● 防災行政無線等を活用した被害情報収集・伝達体制を整備する。 ● 職員の参集途上における被害状況の把握・連絡方法の周知に努める。 ● 県防災ヘリ等の活用による被害情報の収集・伝達体制を整備する。
消火・救助体制の構築	● 消防機関の対応が困難となる場合に備え、自主防災組織の育成強化並びに震災訓練の実施等により、地域住民に消火・救急救護の方法の周知を図る。 ● 地区の防災拠点を整備し、消火・救護資機材（消火用バケツ・バール・ヘルメット等）及び災害用物資（毛布・食料等）を多重分散的に備蓄する。
輸送体制の整備	災害時応援協定の締結先との連携・連絡体制の強化に努め、物資及び人員の輸送体制を確保しておく。

(2) 鉄道施設.....【西日本旅客鉄道（株）、一畑電車（株）】

ア 現況

本市においては、国道 9 号に沿って J R 山陰本線が、また、宍道湖北岸の国道 431 号に沿って一畑電車北松江線があり、線路・駅施設のほか、電気・保安設備等が沿線に設置されている。

イ 安全化対策

それぞれの鉄道事業者において重点的に実施する安全化対策は次のとおり。

西日本旅客鉄道（株） 米子支社	● 線路建造物についての定期検査の実施、災害警備発令基準、非常召集計画及び線路巡回計画の策定等の防災予防対策を講ずる。 ● 社内及び外部との連絡のため、通信設備、各種警報装置を整備する。 ● 講習会の開催、防災訓練の実施等、必要な教育及び訓練を実施する。 ● 災害復旧に必要な人員、資機材の確保を図るため、必要な計画の策定、資機材備蓄場所の機能保持に努める。
一畑電車（株）	● 駅舎及び諸施設の改良を推進する。 ● 日常の巡回検査と、年 1 回の各構造物等の点検を実施記録する。 ● 新設改良構造物の耐震強化を更に推進する。

(3) 港湾・漁港施設.....【水産振興課】

ア 現況

市域に所在する港湾・漁港の概況は次のとおり。

資料：県港湾空港課、県漁港漁場整備課（平成28年4月1日現在）

	港湾			漁港		
	県管理	市管理	56条港湾	県管理		市管理
	地方港湾	地方港湾		第3種	第2種	第1種
旧市	1	1	5			2
鹿島町				1	1	
島根町		1			2	5
美保関町	1	10			2	3
玉湯町			1			
八束町		4				1
東出雲町		2				
計	2	18	6	1	5	11

イ 安全化対策

- 必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。
- 震災時に避難救助活動の拠点となる港湾・漁港については、耐震岸壁の整備を推進する。

8 文教施設の安全化

学校・教育施設等*において、次のとおり安全化対策を実施する。

*本計画では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を「学校」、市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び社会教育施設を「学校・教育施設等」と定義する。

(1) 学校・教育施設等の防災体制 【契約検査課、子育て課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、スポーツ課、総合体育館事務局】

ア 学校・教育施設等における防災対策の整備

- 平素から防災に関する計画を立て、防災体制を整備しておく。特に、地域の実状等に応じ、教職員の参集体制、初動体制、避難所の運営に係る体制等について考慮する。
- 学校・教育施設等の建築年等を考慮し、年次的に耐震診断及び耐震改修等を行い安全化を図るとともに、避難所としての防災機能が発揮できるよう、必要な整備を行う。
- 災害時における文房具及び通学用品の調達について、業者等との間で協定の締結に努める。

イ 発災時間と応急対策との関連

被害の影響が登下校時間、在校時間（授業中、休憩時間、放課後等）、あるいは夜間・休日等となる場合も考えられるため、それぞれのケースに対応し得よう、各学校、各施設、地域ごとに発災時間帯別の対応マニュアル、連絡体制等を整備するとともに、訓練の充実に努める。

ウ 被災時の避難所としての役割への対応

- 学校・教育施設等は災害時の避難所として指定されている場合が多いため、避難所としての設備機能の充実に図り、避難所としての運営方法や教職員の役割分担を明確にしておく。
- 休日や夜間等の管理は無人化していること等を考慮し、鍵の管理や受渡し等の方法等について事前に学校・教育施設等と所管課との間で定めておくとともに、毎年度変更等の状況を確認する。

(2) 文化財の保護 【まちづくり文化財課】

- 国・県・市指定建造物及び登録文化財等の歴史的建造物は、建造物自体が老朽化しているものが多いので、計画的に修理を推進する。また、耐震予備診断を進め、状況把握するとともに、必要に応じて耐震補強を実施する。
- 石垣、墓所等の被災しやすい史跡については、日常的な管理の徹底と計画的な整備を行う。
- 樹木等の災害に弱い天然記念物については、日常的な管理やパトロールの実施に努める。
- 古文書等の貴重な資料については、その所在を計画的に調査し、災害等に対応できるように作成する。
- 映像及び写真等を用いて、災害前の文化財の状況を詳細に記録しておく。

第3節 危険物施設等の安全対策

地震による危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。

1 消防法に定める危険物施設の予防対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市における消防法に定める危険物施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（平成 27 年 4 月 1 日現在）

① ～ ③ 計	①製造所	②貯蔵所									③取扱所							事業所
		計	屋内	特定 屋外 タンク	特定 屋外 以外の タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク	屋外	計	給油		販売		移 送	一 般	
												営業用	自家用	第一種	第二種			
626	0	409	72	0	65	32	163	4	66	7	217	71	49	2	1	0	94	455

(2) 予防計画

過去の地震災害の経験から、消防法をはじめ関係法令の一部改正による耐震基準設計の強化が図られている施設もあるが、軟弱な地盤地域においては施設が被災する危険性が依然として高いため、県及び関係機関と連携し、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

2 高圧ガス施設の予防対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市における高圧ガス関係施設の箇所数は次のとおり。

資料：消防本部（平成 27 年 4 月 1 日現在）

製造所		貯蔵所		販売業者	特定高圧ガス 消費者
第 1 種	第 2 種	第 1 種	第 2 種		
18	147	10	18	359	1

(2) 予防計画

ア 施設の耐震性強化

ガス導管の施設は、ポリエチレン管、銅管（溶接、又は機械的接合）等耐震性のあるものを用いるよう指導する。

イ 保安指導、保安教育

県及び関係機関と連携し、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、保安検査・立入検査等を行い、以下の事項について指導する。

- 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の取扱い
- 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者及び保安係員等が非常時にとるべき措置

ウ 自主保安体制の確立

関係事業所は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

- 定期自主検査の実施と必要事項の保存
- 防災設備の維持管理、整備及び点検
- 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

3 火薬類施設の予防対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市における火薬類施設の箇所数は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画（平成24年3月31日現在）

1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	煙火火薬庫	計
4		1		5

(2) 予防計画

ア 保安指導及び保安教育

県及び関係機関と連携し、火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いについて、保安検査・立入検査等により適正な保安管理を指導する。

イ 自主保安体制の確立

火薬類取扱業者は、次の点に留意し自主保安体制を確立する。

- 年2回以上の定期自主検査の実施（火薬庫の所有者又は管理者の場合）
- 防災設備の維持管理、整備予備点検
- 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

4 毒劇物取扱い施設の保安対策.....【消防本部】

(1) 施設の現況

本市の市域を所管する松江保健所管内における、毒劇物取扱い施設の現況は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画（平成24年3月31日現在）

製造業	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	小計	業務上取扱者
2	123	70	6	201	2

(2) 予防計画

県及び関係機関と協力して毒劇物取扱い施設の実態把握に努めるとともに、次の点に留意し自主保安体制を確立するよう事業所への指導を行う。

- 研修会等における耐震教育の徹底
- 立入検査時における耐震措置及び施設の耐震化の指導
- 毒劇物の流出防止・中和等の除去活動体制の整備
- 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- 治療方法を記した書類の整備

第4節 農林漁業施設災害の予防

農林水産物や農林漁業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

1 農業施設災害の防止対策……………【農林基盤整備課】

(1) 農業用ため池

ア 現況

市域には老朽化した農業用のため池が多く、決壊等により下流の農家、農産物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼす恐れがある。

イ 対策

- 農業用ため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」を参考に、適正な管理をため池管理者に対し指導する。
- 老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を行い適切な維持管理に努める。
- 決壊した場合に甚大な被害が発生するおおむね貯水量 5,000m³ 以上かつ被害想定おおむね 10 戸以上のため池と、危険ため池については、防災重点ため池として特に監視・点検に取り組む。ハザードマップ等を作成し、住民等への啓発に活用し配布する。

→ **資料編** [資料 1-4] 防災重点ため池一覧表

(2) 農業用水利施設（頭首工、樋門、揚排水機場、水路等）

ア 現況

市域には老朽化した農業用水利施設があり、地震時に機能低下または突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼす恐れがある。

イ 対策

施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、農業用水利施設の計画的・効率的な機能保全を図る。

2 漁業施設災害の防止対策……………【水産振興課】

1. 漁港

- 必要に応じて耐震性の点検及び補強工事等を実施する。
- 震災時に避難救助活動の拠点となる港湾・漁港については、耐震岸壁の整備を推進する。

2. 陸揚げ施設等

荷さばき施設等漁業関連の陸揚げ施設は、漁港・港湾地区に集中しており、高潮や津波等による被害が発生するおそれがあるため、災害を受けやすい状態にある施設の防災対策を実施する。

3. 漁場等

磯根資源を対象とした天然及び人工の漁場等は沿岸域にあり、汚濁水や土砂等の流入による被害が発生するおそれがあるため、防災を考慮した整備を図る。

4. 漁船

出漁中の漁船に対する無線等による災害情報の緊急連絡体制を整備する。

第5節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成8年7月施行）に基づき、島根県においては平成8年度から地震防災緊急事業五箇年計画（現在、第四次計画（平成23年度から27年度））を作成し、施設等の整備が進められている。

本市においては、同計画に定められた各事業を積極的に推進し、震災対策の強化を図る。

（担当課）……………【農林基盤整備課、土木課、国県事業推進課、消防本部、教育総務課】

第四次地震防災緊急事業五箇年計画において対象となる事業の概要は次のとおり。

事業項目	事業名	事業量 (実績・予定)	所管	実績予定事業費 (百万円)	予定・実績 年度
2号 避難路	ふるさと農道整備事業（細原）	0.8km 1箇所	農林基盤整備課	54	H23～H24
2号 避難路	道路事業	8.1km 3箇所	土木課	2,265	H23～H26
2号 避難路	街路事業（東津田中央線）	1.2km 1箇所	国県事業推進課	56	H23
3号 消防用施設	消防防災施設整備費補助事業（耐震性貯水槽）	12箇所	消防本部 警防課	113	H23～H26
3号 消防用施設	緊急消防援助隊設備整備補助金（災害対応特殊消防ポンプ自動車）	2箇所	消防本部 警防課	61	H25、H26
3号 消防用施設	緊急消防援助隊設備整備補助金（災害対応特殊水槽付ポンプ自動車）	1箇所	消防本部 警防課	41	H25
3号 消防用施設	緊急消防援助隊設備整備補助金（災害対応特殊緊急自動車・高度救命処置用資機材）	1箇所	消防本部 警防課	33	H26
3号 消防用施設	単独事業（災害対応特殊消防ポンプ自動車）	1箇所	消防本部 警防課	29	H24
3号 消防用施設	単独事業（災害対応特殊緊急自動車・高度救命処置用資機材）	1箇所	消防本部 警防課	32	H23
3号 消防用施設	単独事業（災害対応特殊はしご付消防自動車）	1箇所	消防本部 警防課	205	H27
3号 消防用施設	単独事業（小型動力ポンプ付積載車）	14箇所	消防本部 警防課	73	H23～H27
3号 消防用施設	単独事業（小型動力ポンプ）	6箇所	消防本部 警防課	8	H23
3号 消防用施設	単独事業（消防団拠点施設等）	11箇所	消防本部 警防課	65	H23～H27
3号 消防用施設	単独事業（消防ポンプ自動車）	1箇所	消防本部 警防課	17	H24
5-1号 緊急輸送道路	道路事業	0.9km 1箇所	土木課	30	H24～H26
5-1号 緊急輸送道路	災害防除事業	1箇所	土木課	104	H24～H27
5-1号 緊急輸送道路	橋梁補修事業	1箇所	土木課	119	H26～H27
8の2号 公立幼稚園	学校施設環境改善交付金 津田幼、城北幼、佐太幼	3園 5棟	教育総務課	43	H23～H25
9号 公立小中学校	学校施設環境改善交付金（校舎）竹矢小、大庭小、古志原小、宍道小、古江小、乃木小、来待小、湖南中、第四中、宍道中、東出雲中	11校 38棟	教育総務課	3,144	H23～H25
9号 公立小中学校	安全・安心な学校づくり交付金（校舎）川津小	1校 2棟	教育総務課	155	H23～H25
9号 公立小中学校	安全・安心な学校づくり交付金（屋内運動場）川津小、忌部小	2校 2棟	教育総務課	16	H23
9号 公立小中学校	学校施設環境改善交付金（屋内運動場）竹矢小、宍道小、古江小、恵曇小、秋鹿小、津田小、八雲中、宍道中	8校 10棟	教育総務課	836	H23～H25
計				7,605	

第6節 防災活動体制の整備

地震災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、地震災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。

1 災害対策本部体制の整備……………【防災安全課、人事課ほか関係各課】

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

地震災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び時系列順の連絡方法等について、可能な限り具体的に計画する。

イ 非常参集体制の整備

- 非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制の整備を図る。
- 勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合に備え、市役所本庁から3km以内に居住する職員の中から「震災時緊急参集職員」を任命し、初動体制の強化を図る。
- 携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。
- 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。
- 災害対応に関する知識を有する職員の有効活用を図る。

ウ 活動マニュアル等の運用

災害対策本部の各班及び震災時緊急参集職員が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

(3) 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、対策本部室等の整備を行う。

- ア 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備
- イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ウ 電話の余裕回線の確保及び非常用電話回線の増強、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備
- オ 応急対策用地図及びデータ等の配備
- カ 交替勤務者用の仮眠室等の整備

2 広域応援協力体制の整備……………【防災安全課、政策企画課、上下水道局、ガス局、消防本部】

(1) 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

- 島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。
- 近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模地震災害に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

- **資料編** [資料 4-(1)- 1] 災害時の相互応援に関する協定書（島根県内市町村）
[資料 4-(1)- 2] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
[資料 4-(1)- 3] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目
[資料 4-(1)- 4] 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書（出雲市・安来市・米子市・境港市・鳥取県西部町村会）
[資料 4-(1)- 5] 地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟）
[資料 4-(1)- 6] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
[資料 4-(1)- 7] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領
[資料 4-(1)- 8] 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
[資料 4-(1)- 9] 山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市）
[資料 4-(1)-10] 特例市災害時相互応援に関する協定（全国特例市市長会）
[資料 4-(1)-11] 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定
[資料 4-(1)-12] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
[資料 4-(1)-13] 災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市）
[資料 4-(1)-14] 災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市）
[資料 4-(1)-15] 災害時における相互応援に関する協定書（尾道市）
[資料 4-(1)-16] 中海・宍道湖・大山圏域と備後圏域における災害時の相互応援に関する協定書（備後圏域連絡協議会）
[資料 4-(1)-17] 災害時における相互応援に関する協定書（大口市）
[資料 4-(3)- 1] 島根県防災ヘリコプター応援協定
[資料 4-(3)- 2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

(2) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等の整備に努める。

(3) 自衛隊との連携体制の整備

- 各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。
- 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。
- どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- 円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を県とともに整える。

(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。
- フリーベンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。
- 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。
- 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)- 1] 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
[資料 4-(2)- 2] 防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台）

- [資料 4-(2)- 3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
- [資料 4-(2)- 4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
- [資料 4-(2)- 5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商会）
- [資料 4-(2)- 6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商会）
- [資料 4-(2)- 7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商会）
- [資料 4-(2)- 8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
- [資料 4-(2)- 9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
- [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
- [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
- [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
- [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
- [資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）
- [資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）
- [資料 4-(2)-16] 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）
- [資料 4-(2)-17] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（社）全日本冠婚葬祭相互協会）
- [資料 4-(2)-18] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）
- [資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内４６社）
- [資料 4-(2)-20] 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内５社）
- [資料 4-(2)-21] 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力（株））
- [資料 4-(2)-22] 災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部）
- [資料 4-(2)-23] 非常事態における相互応援協定書（米子ガス（株）、出雲ガス（株））
- [資料 4-(2)-24] 災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン（株））
- [資料 4-(2)-25] 災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン（株））
- [資料 4-(2)-26] 災害時における資機材リースの協力に関する協定（中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部）
- [資料 4-(2)-27] 災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部）
- [資料 4-(2)-28] 災害時における土砂の利用に関する協定（（財）島根県建設技術センター）
- [資料 4-(2)-29] 松江市内郵便局と松江市の災害時相互協力に関する覚書（日本郵便（株）中国支社）
- [資料 4-(2)-30] 災害時における飲料水の提供に関する協定書（（株）伊藤園）
- [資料 4-(2)-31] 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話（株）島根支店）
- [資料 4-(2)-32] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね）
- [資料 4-(2)-33] 災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書（（一社）島根県ＬＰガス協会ほか）
- [資料 4-(2)-34] 災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定（しまね災害福祉広域支援ネットワーク）

３ 災害救助法等の運用体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【生活福祉課】

（１）災害救助法等の運用への習熟

- 災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。
- 災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

（２）運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

４ 複合災害体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【防災安全課ほか関係各課】

- 災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。
- 様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。

5 リ災証明書の発行体制の整備.....【固定資産税課、消防本部】

災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7節 情報管理・広報体制の整備

災害時及び災害が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。

1 国・県・防災関係機関等との通信施設の整備……………【防災安全課、情報政策課、消防本部】

(1) 防災行政無線（移動系）

- 市内全域整備した防災行政無線（移動系）を災害時に十分活用するため、防災関係機関、支所、公民館、学校及び消防団等との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- 市内の施設等における無線機の配備については、状況に応じ適宜対応する。

→ **資料編** [資料 2-5]松江市防災行政無線(デジタル移動系)呼出番号簿

(2) 県防災行政無線

県の防災行政無線を活用し、県から気象情報・災害情報等を受信するほか、県、県内各市町村及び防災関係機関との連絡体制を構築する。

(3) 非常通信

通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(4) 衛星通信ネットワークシステム

無線機能の補完と伝送路の二重化を図る目的で、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互間に整備されている衛星通信ネットワークシステムを活用した通信体制を構築する。

(5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

国からの緊急情報を瞬時に受信できる J-ALERT を活用し、防災行政無線（同報系）を自動起動して市民へ迅速に情報を伝達する。

2 市民への広報手段の整備……………【防災安全課、市民生活相談課、情報政策課、各支所、消防本部】

(1) 防災行政無線（同報系）

- 市内全域に整備した防災行政無線（同報系）を、災害情報伝達の根幹手段として活用する。
- 集会所、社会福祉施設、障がい者宅等には、必要に応じて屋内戸別受信機を無償貸与する。

→ **資料編** [資料 2-6]松江市防災行政無線(デジタル同報系)設置状況

(2) 行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）

山陰ケーブルビジョン(株)が運営する行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）の普及を図り、屋内向けの情報伝達の充実を図る。

(3) 防災メール

防災メールの登録の普及拡大を図り、携帯電話を活用した文字情報による情報伝達の充実を図る。

(4) 緊急速報メール

緊急情報を携帯電話へ配信する緊急速報メールを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(5) 防災情報ツイッター

防災情報ツイッターを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(6) ホームページ

市ホームページ「防災情報」を活用し、災害情報、気象情報等の掲載内容の充実を図る。

(7) 自治会FAX

町内会・自治会連合会長宅に設置されているFAXを活用し、各地域への情報伝達の充実を図る。

(8) 広報車

市民に対するきめ細かな災害広報を実施するため、広報車両の配備の充実に努める。

(9) ケーブルテレビ放送事業者との連携

災害情報放送の実施に関する協定を締結している山陰ケーブルビジョン(株)のケーブルテレビ放送を活用し、データ放送及び映像による情報伝達の充実を図る。

(10) 報道機関との連携

災害時に県を通じて行う報道機関への放送要請の手続きについて、事前に確認を行うほか、各報道機関との連携体制の強化を図る。

3 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等伝達体制の整備 【防災安全課、消防本部】

(1) 関係機関との連携

県及び報道機関等と相互に協力し、地震・津波に関する気象等の特別警報、警報、注意報及び情報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第57条）を締結し、その円滑化を図る。

(2) 非常無線通信の利用

非常無線通信の利用（電波法第52条、災害対策基本法第57条）に備え、必要な体制を整備する。

4 防災センター（災害対策本部室）の運用..... 【防災安全課】

(1) 防災センターの位置づけ

防災センターは、災害情報の把握及び応急対策の意思決定を中心に、災害対応の中核として機能する施設であり、平素から活用方法の習熟に努める。

(2) 防災センターの機能

ア 災害対策本部機能

- 災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。
- 災害対策本部事務局（機能班を含む）の活動拠点とする。
- 庁内各部局及び現地対策本部との連絡拠点とする。

- 自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等、防災関係機関との連絡拠点とする。

イ 情報収集機能

- 市民及び防災関係機関からの災害発生情報の受付拠点とする。
- 定点監視カメラ、総合防災情報システム及びテレビ報道等による現場映像及び報道内容を受信する。

→ **資料編** [資料 2-7] 防災定点監視カメラ一覧表

ウ 情報伝達機能

市民及び防災関係機関への災害発生伝達の発信拠点とする。

5 総合防災情報システムの運用体制の整備.....【防災安全課、消防本部】

島根県総合防災情報システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関へ的確に伝達することのできるシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、迅速な情報の把握やアラート（公共情報コモンズ）を利用した効率的な情報発信が可能となっている。同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図るとともに、関係機関の連絡先、常備資機材の増減等に変更が生じた場合は随時更新を行い、災害時に円滑な運用できるよう備える。

6 多様な通信手段の確保.....【防災安全課、情報政策課】

- 音声及び映像による通信の多重化・多様化を図るため、衛星携帯電話、定点監視カメラ、テレビ会議システム等の通信設備の整備に努める。
- 住民への広報手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Free-Wifi 等を活用した広報手段の充実に努める。
- 障がい者（視覚・聴覚）、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮した広報手段の整備及び広報内容の充実に努める。
- 在宅の避難者、応急仮設住宅として供用される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報が伝達できる体制の整備に努める。
- 孤立予想集落に配備している衛星携帯電話を十分に活用するため、集落との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- 地区災害対策本部、自主防災組織、消防団等を通じて、地域内の情報伝達が円滑の行われるよう、防災訓練等を通じて、地域内の情報連絡体制の確認を行う。

7 災害用伝言サービス活用体制の整備.....【防災安全課】

- 西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活用し、災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。
- 災害時において災害用伝言サービスの運用が開始された場合における広報体制について、県及び西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社との間で協議を行う。

8 被災・停電に備えた通信機器の運用.....【防災安全課、消防本部】

被災による停電等に備えて、通信機器のための非常用電源の確保及び適切な保守点検を実施するとともに、防災訓練等を通じて、通信機器及び非常用電源の取扱方法等の習熟を図る。

第8節 避難予防対策

地震災害時には、津波、地震火災、土砂災害等のため住民の避難を要する地域が数多く発生するため、出火防止、初期消火等の被害軽減のための措置を講ずるとともに、あらかじめ避難計画を定め災害時において住民等が安全・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。

また、避難勧告・指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どのような対象地区の住民に対して避難勧告・指示等を発令すべきか等の具体的な判断基準についてとりまとめた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を適切に運用する。

1 避難体制の整備 【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、子育て課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、総合体育館事務局、各支所ほか関係各課】

(1) 避難計画の策定

ア 市の避難計画

次の事項に留意の上、避難計画を作成し、自治会等を通じて避難組織の確立に努める。

- (ア) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に定める避難勧告等の発令基準及び伝達方法
- (イ) ハザードマップによる災害危険箇所等
- (ウ) 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (エ) 避難先への経路及び誘導方法
- (オ) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ----- 県と協議
 - 食料、飲料水及び生活必需品等の供給
 - 負傷者に対する応急救護
- (カ) 指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項 ----- 施設管理者と協議
 - 避難所の秩序保持
 - 避難者に対する災害情報及び応急対策実施状況の伝達・周知
 - 避難所の職員との事務分担等連携に関する事項
 - 避難者に対する各種相談業務
 - 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- (キ) 指定避難場所、一時避難所及び広域避難地等の整備に関する事項
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - 平常時における広報（広報紙、パンフレット等の発行、住民に対する巡回指導・防災訓練等の実施）
 - 災害時における広報（広報車による周知、住民組織による広報）
- (ケ) 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項
 - 避難勧告・避難指示等の伝達方法
 - 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援方法及び配慮すべき事項
 - 避難行動要支援者の支援における市、避難支援等関係者の役割
 - 福祉避難所及び社会福祉施設等への移送・誘導方法

イ 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンター及び地下街等の都市施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。

避難計画作成にあたっての留意事項は次のとおり。

病 院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

不特定多数の者が出入りする都市施設等	人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

ウ 学校等の防災計画等

所管する学校等においては、多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。避難計画作成にあたっての留意事項は次のとおり。なお、私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。また、小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難誘導を行うため、幼稚園、保育所等についても、具体的な避難計画を作成するよう指導する。

臨時休校・下校措置等に備えた体制整備	- 家庭訪問、児童カード等により児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所等の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等に備える。 - 臨時休校・下校措置の決定にあたり、教育委員会と併せて隣接の学校との連絡のとり方を明確にしておく。 - 臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。 - 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。
学校周辺の危険箇所の把握	土砂崩れ等が発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、地震発生の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。
多数の児童等を学校から避難させる方法	- 避難先、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。 - 児童等が自らの判断で一次避難ができるよう防災教育を充実させるとともに、二次避難にあたっての連絡体制の整備等に留意する。 - 沿岸部の学校においては、津波災害の対応策についても記載する。

(2) 避難誘導体制の整備

ア 避難計画の習熟と訓練

避難方法に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

イ 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

- 避難勧告・指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、明確な実施基準・要領を定める。
- 既に避難した者に対し適切な情報提供を行い、避難勧告・指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。

ウ 避難者の誘導体制の整備

避難者を安全かつ迅速に誘導できるよう、以下の点に留意し誘導体制を整備する。

- 消防団や自主防災組織等のもとの組織的な避難誘導
- 要配慮者の優先避難
- 災害の種類、危険地域を考慮した避難経路の指定と周知徹底
- 状況に応じて、車両による移送等の検討
- 大規模災害時を想定した、他の市町村との応援協定の締結等による広域避難の具体的な方法・手順の検討。

エ 自主避難体制の整備

強い地震や津波注意報、津波警報及び大津波警報等の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう指導に努める。

オ 避難勧告・指示等の伝達体制の整備

避難計画において、危険区域ごとに避難勧告・指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に、避難勧告・指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める。
- 避難行動要支援者の避難に関して、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

→ **資料編** [資料 2-15] 社会福祉施設等一覧表

2 避難所等の選定、確保及び周知・・・・・・・・・・ 【防災安全課、保健福祉課、子育て課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、総合体育館事務局、各支所ほか関係各課】

(1) 指定避難所・福祉避難所

ア 指定避難所の確保

- 災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた市民や、被害を受けるおそれのある市民等が滞在する施設として、地区及び災害種別ごと（風水害、地震災害、津波災害、土砂災害）に法令に基づく指定避難所について、必要な数、施設等を指定し、市民へ周知する。なお、指定を取り消した場合についても同様に、市民に周知する。
- 指定した指定避難所については、県へ報告する。なお、指定を取り消した場合についても同様に県へ報告する。
- 「安全性が確認され^{*1}、かつ、避難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる^{*2}、市が指定・運営する施設であること」を、指定避難所の施設基準とする。

*1 次の事項が確認されていることをいう。

- ① 地震災害時の避難所としては耐震性が確認されていること
- ② 洪水時の避難所としては浸水しない施設であること
- ③ 土砂災害（特別）警戒区域に入っていない棟であること

*2 市において、原則として下記の対応が可能であることをいう。

- ① 避難所の開設管理
- ② 負傷者や救急患者への救援活動
- ③ 避難者確認及び名簿の整理
- ④ 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- ⑤ 避難所自治組織の運営指導
- ⑥ 避難者及び地域住民への食料、飲料水の確保及び給食活動
- ⑦ 施設管理者との調整
- ⑧ 安否確認への対応
- ⑨ その他避難者の日常生活（トイレ・風呂の設置等）の安定を図るための支援活動
- ⑩ ボランティアの受け入れ

- 指定避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

イ 福祉避難所の確保

- 指定避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、福祉避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、運用の方法とともに市民へ周知する。
- 福祉避難所は、施設のバリアフリー整備状況（多目的トイレの整備等）を勘案して選定する。
- 福祉避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

ウ 避難所設備の充実

給食施設、冷暖房設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ、非常用電源等の整備を推進する。

エ 備蓄等の推進

- 住民による生活に必要な物資等の備蓄を推進し、市においても必要な物資等の備蓄を行う。
- 避難の長期化に備え、物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

→ **資料編** [資料 2-14] 地区別避難施設一覧表

(2) 指定避難場所、一時避難所及び広域避難地

ア 指定避難場所の確保

災害発生直後の緊急時の一時的な避難場所として、小中学校等の校庭や公園等の屋外空間を原則として選定確保する。ただし、状況によっては屋内施設を利用する。

イ 一時避難所の確保

- 大規模災害が発生した場合又は災害の発生のおそれがある場合において、住民が一時的に安全を確保し、地域で安否確認を行うことのできる施設を一時避難所として確保する。
- 一時避難所は、自治会等の組織や地域住民において定め、運営は自治会・自主防災組織等地域で行うことを基本とする。
- 一時避難所は、一時的な安全確保を目的としているため、避難日数は概ね2～3日を限度とする。
- 避難生活における支援が必要な場合は、自治会・自主防災組織の要請により市が行う。

ウ 広域避難地の確保

密集市街地における要避難地区の住民を対象に、あらかじめ広域避難地を選定確保する。

(3) 避難路の選定と確保

地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

ア 避難路の選定基準

- 避難路は、原則として概ね8m以上の幅員を有するものとする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路は、橋梁やトンネル等を含めた道路施設自体の安全性を十分に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- 避難路は、洪水や高潮等による浸水やがけ崩れなどの土砂災害等を考慮するとともに、道路沿いに火災や爆発等の危険性の高い工場施設などが無いものとする。
- 避難路は、予め複数の経路を想定しておく。
- 避難路の選定にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(4) 避難先の住民への周知

避難先、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- 広報紙・パンフレット・防災マップ等の印刷物、インターネット
- 誘導標識、避難先案内図、避難先表示板等の設置
- 防災訓練の実施

*やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

(5) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

避難先等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

(6) 避難所となる施設の管理者との事前協議

- 避難施設として指定する施設の管理者との間で、使用方法、連絡体制について事前に協議を行う。
- 指定管理者により管理されている施設については、委託契約に基づき、当該指定管理者との間であらかじめ必要な調整を行う。

3 避難所の管理運営体制の整備.....【防災安全課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、保健センター、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、学校教育課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】

(1) 避難所運営マニュアルの整備

- 指定避難所の管理運営体制を明確にするために、避難所運営マニュアルについて、状況に応じ、見直しを行う。
- 福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルを作成する。

(2) 避難所担当職員の配置

避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講じるため、担当課は適切に職員の配置を行う。

(3) 避難所運営の知識の普及

平常時において、施設管理者のほか住民、自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。

4 応急仮設住宅等の確保.....【防災安全課、建築課】

- 企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する。
- 災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備する。
- 災害時の民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第9節 火災予防

地震による被害のうち、火災は発生時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

1 出火防止.....【消防本部、各支所、上下水道局】

(1) 住民等による出火防止措置

- 地震時の出火要因として最も大きい、ガスコンロや灯油ストーブ等一般火気器具への耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等、出火防止措置に関する防災教育を徹底する。
- 電熱器具、電気器具及び屋内外配線を出火原因とする火災に備え、過熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難する等の方法の普及啓発を図る。
- 電動器具、電源コード類の発火を原因とする通電火災や油鍋等からの出火防止について啓発する。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

市長は、消防法第22条の規定により県から通報を受けた時、又は地域的气象状況が火災の予防上危険であると自ら判断した場合には、火災警報の発令を行う。火災警報発令時における消防機関の警戒措置体制は、次のとおりとする。

ア 組織体制

消防本部において、警戒のための組織体制を定める。

イ 警戒区域の分掌

消防本部及び消防団の警戒区域の分担と責任者は次のとおり。

	警戒区域	責任者
消 防 本 部	市内全域	消防長
消 防 団	各分団の管轄区域	所属分団長

ウ 警戒出動のための要員及び伝達方法

- 警戒のための出動要員は、消防本部において定める組織体制によるものとし、消防長の出動命令により出動する。
- 消防本部は、火災警報が発令された場合、次の方法により関係機関及び住民への伝達を行う。

通信及び放送施設によるもの	一般加入電話その他の放送施設
消 防 信 号 に よ る も の (1 又は 2 の方法による)	1 打鐘信号 (1 点と 4 点との斑打) 2 余いん防止付きサイレン信号 (30 秒吹鳴 6 秒休間)
その他の方法によるもの	広報車、掲示板、吹き流し又は旗

エ 煙火打ち上げ、火入れ等の火気使用制限等の規制

火災警報の発令中においては、松江市火災予防条例第29条のとおり、火気使用を次のとおり制限する。

- 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 煙火を消費しないこと。
- 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 屋外においては、引火性又は爆発性物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において、喫煙をしないこと。
- 残火 (たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること。

- 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

オ 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機

火災警報が発令になった場合、各用水路の管理者は、管理する水門の操作担当者を待機させる。

(3) 特殊防火対象物の警戒

火災警報が発令された場合、消防法第8条に規定する学校、工場、事務所、興行場等の特殊防火対象物の防火管理者は、直ちに消防用設備、防火設備、火気使用設備、電気設備及びその他の防火、消防等の設備について検査、点検を行い、又は火気の使用を制限する等それぞれの防火管理規程に基づき、自主警戒にあたる。

2 初期消火力の向上……………【消防本部、防災安全課、各支所】

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力の差があるため、地域、事業所における自主防災体制を整備強化し、防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3 消防力の強化……………【消防本部、各支所】

(1) 消防用資器材等の整備

- 耐震性貯水槽（防火水槽）及び消防水利について、旧町村部等の未整備地区への整備を推進する。
- 化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫等の諸施設消防用資機材の整備を計画的に推進する。なお、消防本部における消防ポンプ自動車等の現有数は、次のとおり。

資料：消防本部（平成27年4月1日現在）

種別	普通 消防 ポン プ自動車	水 槽付 消防 ポン プ自動車	梯子 付 消防 自動車	化学 消防 自動車 (泡消火型)	指揮 車	救助 工作 車	広報 車	自動 二輪 車	小型 水 槽 ポン プ付	支援 車
台数	10	4	2	2	3	2	4	2	1	1

(2) 消防体制

- 土砂災害、建物・橋梁の損壊・流失や道路陥没等による通行支障、消火栓の支障、電話の断線・輻輳による119番通報の支障等、消防活動の妨げとなる事象を考慮した消防体制を確立する。
- 緊急消防援助隊を中心に、応援及び受け入れを円滑に行うために必要な準備と訓練を実施する。
- 地震災害による被害の規模が拡大した場合における他地域からの応援隊との間で、指揮命令系統、情報伝達方法を早期に確立するため、消防・救急相互応援協定の締結を推進する。

→ 資料編 [資料4-(3)-2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

第 10 節 救急・救助体制の整備

家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 救急・救助体制の整備.....【消防本部、防災安全課】

(1) 市及び関係機関等による救急、救助体制の整備

- 常備消防を主体とし、救助対象者の状況に応じた救助体制の整備に努める。
- 家屋の倒壊や土砂崩れによる生き埋め等に対応する救助作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を含め十分に検討しておく。
- 孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に十分に検討しておく。
- 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、島根県広域災害医療情報システムの定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- 民間の搬送業者等と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送保護体制の確立を図る。
- 必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等により連携を図る。

(2) 住民、避難支援等関係者、自主防災組織等の救急、救助への協力

住民、避難支援等関係者、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう、これらの活動等を支援する。

(3) 消防団、自主防災組織、避難支援等関係者、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、避難支援等関係者、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分検討し、防災訓練等において相互の連携を図る。

2 救急・救助用資機材等の整備.....【消防本部、防災安全課】

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

ア 車両

救急車、救助工作車等の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

種別	救急自動車	高規格救急自動車	救助工作車
台数	1	13	2

イ 救急資機材

次に示す資機材等の整備を推進する。

- 高度救急資機材
- 非常用救急資機材
- 消防隊用救護資機材
- トリアージ・タッグ*

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

消 防 本 部	- 高度救助用資機材 (ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報器) - 救助用ユニット (油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター) - 消防隊員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等)
消 防 団	- 消防団員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等) - 担架(毛布を含む) - 救急カバン
自 主 防 災 組 織	- 担架(毛布を含む) - 救急カバン - 簡易救助器具等(バール、鋸、ハンマー、スコップ等) - 防災資機材倉庫等

このほか、地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。

(平成27年4月1日現在)

名称	数量	資機材の詳細
画像探索機Ⅰ型	1式	オリンパス IV7650X2-SV80 セット
画像探索機Ⅱ型	1式	サーチカム 3000
地中音響探索機	1式	デルサーLD3
熱画像直視装置	1台	英国 e2Vテクノロジーズ社 アルゴス4
夜間用暗視装置	1式	MUB-5001
地震警報器	1式	櫻護謨 Qアラート マークⅡ
電磁波探索装置	1式	人命探査レーダー model-sar2700Ⅱ+

第 1 1 節 医療、防疫・保健衛生体制の整備

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

1 情報収集管理体制の整備 【医療政策課、保健センター、市立病院】

(1) 通信手段の整備

情報通信管理については、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の利用を前提としつつ、代替又は補完する方法を検討し、迅速かつ的確な情報収集、伝達に努めるとともに複数の通信手段を整備することにより災害情報の収集・伝達能力の向上に努める。

(2) 情報の収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

2 医療救護体制の整備 【医療政策課、保健センター、市立病院】

(1) ニーズに対応した医療体制の整備

災害発生からの時間の経過に伴い医療救護に係るニーズが変化することから、県、市、各医療機関及び防災関係機関は、それぞれの段階における医療ニーズに対応した医療救護活動を行うための体制整備に努める。

(2) 広域的な医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（D M A T）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

- 医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
- 災害医療関係機関連絡会議を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。

3 防災訓練 【防災安全課、医療政策課、保健センター、市立病院】

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

4 防疫・保健衛生体制の整備 【人事課、保健センター、市立病院】

(1) 防疫班の編成と防疫・保健衛生活動要領の習熟

- 防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。
- 防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。



(2) 食品衛生、監視体制の整備

震災時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

(3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

5 動物愛護管理体制の整備 【リサイクル都市推進課】

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭での避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。

第 1 2 節 交通確保・規制、輸送体制の整備

交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

1 交通確保・規制体制の整備.....【管理課、水産振興課】

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおり。

区分	実施責任者		範囲
道路管理者	国土交通大臣	指定区間内の国道	(道路法第 46 条)
	知事	指定区間を除く 国道・県道	1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
	市長	市道	2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
	西日本高速道路（株）	同社の管理道路	
公安委員会・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官		(災害対策基本法第 76 条) 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第 4 条～第 6 条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長		(港湾法第 12 条第 1 項第 4 号の 2) 水域施設（航路、泊地及び船どまり）の使用に関し必要な規制
海上保安機関	港長 海上保安本部長 海上保安官		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、必要があると認められるとき

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区分	整備方針
道路管理者	- 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する。 - 警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する。 - 災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める。

公安委員会 警察機関	- 地震発生時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 - 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 - 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 - 震災時の混乱期において、規制要員となる警察官が不足する場合に備え、協定等に基づく警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（JAF）協定との連携を日頃から図っておく。 - 規制用サインカーや規制用標識灯の装備資機材の整備に努める - 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。
港湾管理者及び 海上保安機関	交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 輸送体制の整備方針……………【資産経営課、契約検査課、管理課、都市政策課、交通局】

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定……………【水産振興課、管理課、都市政策課】

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、以下の輸送手段を確保しておく。

自動車	- 災害応急対策実施機関所有の車両 - 公共団体等の車両 - 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両 - その他の民間の車両 - 石油燃料の輸送車両等
船舶等	- 県有船舶 - 海上保安本部所属の船舶 - 民間船舶 - 漁船 - 自衛隊所属の船舶

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、日頃から連携を図る。

(3) 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成と図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

4 緊急輸送道路障害物除去体制の整備.....【管理課、防災安全課】

- 災害時に道路障害物除去を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり選定基準を設け、あらかじめ定めておく。
- 災害時に関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路障害物除去の作業を実施できるよう、マニュアルを作成する等、効率的な道路障害物除去体制の整備を図る。
- 平素から装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路障害物除去作業が実施できるよう、協力関係の強化を図る。
- 陸上自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう、受け入れ体制の整備に努める。

5 緊急輸送のための港湾障害物除去体制の整備.....【水産振興課、防災安全課】

- 災害時に効率的な港湾及び臨港道路の障害物除去作業を実施できるよう、平素から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。
- 平素から装備・資機材を整備し、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 迅速かつ的確な障害物除去作業が実施できるように、関係機関・団体との協力協定の締結を行うなど協力関係の強化を図る。
- 自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

第13節 防災施設・装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に機能するよう、災害用臨時ヘリポートを整備するとともに、各種防災装備・資機材等の整備を推進する。

1 広域防災拠点の活用

本市では、県東部消防学校隣接地（乃木福富町）において、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資・資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点が整備されている。

2 災害用臨時ヘリポートの提供……………【防災安全課、消防本部】

(1) 臨時ヘリポートの選定及び管理

- 県と協議の上、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。なお、孤立予想地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を重点的に推進する。
- 臨時ヘリポートの管理にあたっては、平素から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つ等現状把握に努め、常に使用できるよう配慮する。

→ **資料編** [資料 2-17]臨時ヘリポート一覧表

(2) 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付の上報告する。なお、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ア 臨時ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物等の状況
- カ 離着陸可能な機種

3 防災装備等の整備……………【防災安全課、消防本部】

(1) 各種防災装備等の整備・点検

- 県及び関係機関と協力し、ヘリコプター、特殊車両その他の防災用装備等の整備を推進する。
- 保有防災装備等については、定期的に点検を実施し、その結果を常に記録しておくとともに、損傷等が発見されたときは、速やかに補充・修理等を行う。

(2) 資機材等の調達

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、調達先の確認等をあらかじめ行っておく。

第 1 4 節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

震災時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

- 備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、震災対策編第 1 編第 4 章「地震被害想定」における被害想定を前提とする。
- 被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。

(2) 発生時の人口分布と対策

- 公的備蓄数量の目標値は夜間人口を基準とするが、昼間人口の多い中心市街地の事業所における備蓄体制、観光客等の一時滞在人口等にも配慮し設定する。
- 災害により輸送経路が被災し、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも考慮する。

(3) 発生時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で備蓄品目を選定する(冬季用の防寒用品、夜間用の照明等)。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮の上、品目を選定する。

(5) 備蓄物資の分散と集中

広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせた方法により備蓄を推進する。

→ **資料編** [資料 2-18] 防災備蓄物資一覧表

(6) 孤立予想地区における備蓄

- 孤立予想地区においては、生活物資等の備蓄が必要であるため、住民との協働により、孤立予想地区の避難所等において人口規模に応じた優先備蓄を行う。
- 孤立予想地区においては、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯における備蓄強化に努める。

2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災安全課】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	● 乾パン	● アルファ米	● 即席粥
	● 缶詰	● 乳児食(粉ミルク)	● 離乳食

なお、避難初期においては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水(ペットボトル)等の調理不要のものが望ましい。それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、併せて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、

魚介類も含める。また、乳児食は粉ミルクとし、ほ乳ビンも併せて確保・調達する。

ウ 食料の備蓄、給与の実施者

市長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

エ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

- 被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等について備蓄計画を策定し、適切な食料及び資機材の備蓄を推進する。
- 応援協定の締結先と、調達計画についてあらかじめ協議しておく。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等の概ね3日分に相当する量を目標に、食料の備蓄体制の整備を行う。内訳としては、県、市及び市民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことと目標とする（市民の備蓄食料とは、避難時に持ち出しが可能なものをいう）。
- 民間事業所は、市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進する。

本市における食料の備蓄目標数量は次のとおり。

		避難者	災害救助従事者*	計
一般食	給与対象者	29,799	295	30,094
	給与食数（1日3食）	107,275	1,062	108,337
乳児食 （粉ミルク）	給与対象者	233	—	233
	給与量（1日140g）	39,201	—	39,201

*給与食数は3日分。

→ **資料編** [資料2-18] 防災備蓄物資一覧表

(3) 食料及び給食用資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県と十分に協議を行い、業者との協定の締結に努める。

- **資料編** [資料4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
 [資料4-(2)-5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料4-(2)-6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料4-(2)-7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

(4) 食料及び給食用資機材の集積地の選定

食料及び給食用資機材等の集積地を定めた場合は、所在地、経路等を速やかに知事に報告する。

3 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備 【防災安全課、各支所、上下水道局】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	飲料水	給水用資器材	生活用水

ウ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

被害想定に基づき、備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定し、適切な飲料水及び資器材の備蓄を推進する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく最大断水人口の概ね 3 日分に相当する量を目標として、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。
- 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋、小型浄水装置等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。
- 災害時における飲料水の供給用として、旧市において緊急用地下貯水槽及び浄化装置付きプールの整備を進めてきたが、今後は旧町村部を含め、整備を推進する。
- 市全体の常備計画を策定して、給水袋の備蓄を推進する。

(3) 生活水の確保

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を計画的に推進する。

イ 井戸の活用

- 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸としての活用推進を図る。
- 災害時協力井戸について、所在地、使用にあたっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂の溜水、水道水の備蓄、雨水の貯留、市販水の確保等により、各家庭において生活水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災安全課】

(1) 基本的事項

ア 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 備蓄品目

備 蓄 品 目	● 寝具（毛布・災害用マット）	● 外衣	● 肌着
	● 身回り品	● 炊事用具	● 食器
	● 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）		
	● 燃料、光熱材料	● 簡易トイレ、仮設トイレ	● 情報機器
	● 要配慮者向け用品	● 女性用衛生用品	● 紙おむつ（子ども・大人用）
	● 作業着	● 小型エンジン発電機	● 土のう袋
	● カセットコンロ、カートリッジボンベ		
	● ブルーシート		

ウ 民間事業者等への協力の要請

昼間人口の多い中心市街地等において、事業所在勤者を対象とした燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

エ 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法等

について整備する。また、応援協定を締結している関係団体と調達計画について協議する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を備蓄目標としており、備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮の上決定する。

(3) 燃料等生活必需品の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料4-(2)-3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料4-(2)-4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
 [資料4-(2)-5]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料4-(2)-6]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料4-(2)-7]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備……………【防災安全課、消防本部】

(1) 基本的事項

ア 目的及び備蓄品目等

避難所及び広域避難地において、短期避難所生活者の受け入れ・保護活動に用いることを目的とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	- ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽 - パール、ジャッキ、のこぎり - ハンドマイク - 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池 - 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等） - 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材 - 間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材	- 発電器、投光器、小型水中ポンプ - テント、防水シート - 仮設トイレ（簡易トイレ）

ウ 備蓄計画の策定と運用

被害想定、避難先の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

- 被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、被災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等を考慮の上決定する。
- 地域における物資や資機材の備蓄等の防災活動に対する支援を図る。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料4-(2)-8]災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
 [資料4-(2)-9]災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
 [資料4-(2)-10]災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
 [資料4-(2)-11]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
 [資料4-(2)-12]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
 [資料4-(2)-13]災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
 [資料4-(2)-14]災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）

第 15 節 廃棄物等の処理体制の整備

建物の倒壊や焼失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を効率的に処理できるように、廃棄物等の処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備.....【環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、水産振興課、管理課、河川課、上下水道局】

(1) 対象

震災に伴い大量に発生した、廃木材やコンクリート殻等を災害廃棄物とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) 廃棄物処理要領についての習熟

地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、一般廃棄物とは別に、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した震災廃棄物の処理計画を別途策定する。平成 26 年 3 月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部において策定された「災害廃棄物対策指針」を参考にする。

(4) 維持管理対策

- 廃棄物の適正処理に影響が生じないように、普段より施設の維持管理等を十分に行う。
- また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(5) 災害廃棄物の仮置き場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置き場の候補地をあらかじめ選定する。

ア 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ 環境衛生に支障がないこと。

ウ 分別、焼却、最終処分等を行う処理施設等への搬入に便利なこと。

(6) 大量の災害は器物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

(7) 廃棄物発生量の推定

災害廃棄物としては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外等の破損落下物等が考えられる。

災害時における廃棄物の発生量は、県により次のとおり想定されている。

全壊家屋一戸あたり	5t
半壊家屋一戸あたり	2t
落下廃棄物一件あたり	1t

(1) し尿処理体制の整備.....【リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

対象

地震災害時に発生したし尿とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) し尿処理要領の習熟と体制の整備

し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(4) 災害用仮設トイレの整備等

- あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。
- 災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

(5) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加が予想される。また、被災世帯の処理量に、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わることも予想される。したがって、緊急時における収集体制の確立を図る。

災害時におけるし尿排出処理量は、次のとおり想定する。

し尿処理量（1人1ヶ月分）	420

2 応援協力体制の整備……………【防災安全課、環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課】

- 災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、応援協定により、体制を整えておく。
- 廃棄物処理体制の整備にあたっては、広域的な協力体制・被害情報収集体制を構築するため、県及び関係団体等との連携を密にし、調整を図る。

- **資料編**
- [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
 - [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
 - [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会）
 - [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会）
 - [資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）
 - [資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか）

3 災害廃棄物処理計画の策定……………【環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

災害によるごみやし尿の処理を迅速に行うため、一般廃棄物処理計画内に災害を想定した災害廃棄物処理計画を策定する。

本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他2施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

第 16 節 消防団及び自主防災体制の整備

大規模地震災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

1 消防団の育成強化.....【消防本部、各支所】

(1) 消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。
- 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
- 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。

本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図

資料：消防本部（平成 27 年 4 月 1 日現在）



資料：消防本部（平成 27 年 4 月 1 日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	15	105	26

(2) 市が行う重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

- ア 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- イ 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。

- ウ 公務員、特殊法人等の公務員に準ずる職員の入団促進を図る。
- エ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。
- オ 大学生及びOB消防団員等の入団促進を図る。
- カ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層の入団促進を図る。
- キ 農村部における在宅女性の協力等により、情報連絡網の整備に努める。

2 自主防災組織等の育成強化……………【防災安全課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

- ア 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。
その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。
- イ リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する。
- ウ 自主防災活動の必要性や組織の結成方法及び結成後の訓練など、自主防災活動において必要なマニュアルを作成し、組織の活性化を図る。
- エ 防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。
- オ 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する。
- カ 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。
- キ 消防団と自主防災組織との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

→ **資料編** [資料 3-8]松江市自主防災組織育成等実施要綱

(2) 自主防災組織の編成にあたっての留意事項

- 自治会等に防災部を設置している場合等、既に自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- 自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動を取りあげることにより、自主防災体制の整備を推進する。
- 町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織の活動内容

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。代表的な活動内容は次のとおり。

平常時における活動	災害時における活動
1 防災に関する知識の普及	1 地域住民の安否確認
2 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築	2 地域の要配慮者への支援
3 地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（がけ崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知	3 出火防止及び初期消火
4 地域防災マップの作成	4 負傷者の救出・救護
5 防災上の予防措置	5 情報の伝達収集
6 情報収集・伝達体制の構築及び確認	6 避難誘導、避難生活の指導
7 防災資機材等の備蓄・点検等	7 避難所等における給食・給水活動
8 防災訓練等の実施・参加	8 その他災害時対応に関すること
9 コミュニティ誌等による情報の共有化	
10 その他地域防災の充実に関すること	

(4) 地区防災計画

- 地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。
- 松江市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市地域防災計画に地区防災計画を定める。

3 地域における防災体制の強化.....【防災安全課、消防本部、各支所】

災害が発生し又は災害の発生する恐れがある場合、地域において「自助・共助」の助け合いの精神に基づき設置される地区災害対策本部に対し、地域の要請により公民館参集職員*の派遣等の支援を実施するなど、地域の防災体制との連携強化を図る。

* 公民館参集職員：地区災害対策本部と市災害対策本部との情報連絡体制を強化し、各地区の災害対応を迅速、的確に行うことを目的として配置する職員で、地区内在住職員又はそれに準じる職員とする。

4 事業所等の防災組織の育成強化.....【防災安全課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

- 消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。
- 上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(2) 事業所等における重点実施項目

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所等に対し、その社会的責任を果たすため、次に示す対策に重点的に取り組むよう指導する。

事業活動の継続	• 社屋（施設）内外の安全化 • 防災計画や非常用活動マニュアルの整備
従業員、顧客の安全確保	防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄
地域社会における安全確保	地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立

第17節 災害ボランティア活動環境の整備

日本赤十字社島根県支部、松江市社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等の関係機関及び県と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティア*の受付、登録、派遣調整等、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、活動環境の整備を図る。

*災害ボランティア：本計画では、「災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人」を指す。

1 災害ボランティアに関する細部計画の策定

本市においては、別途「松江市災害ボランティア支援計画」（平成11年1月）、並びに「松江市災害救援ボランティア活動マニュアル」（平成20年3月）を策定し、効果的なボランティア活動が可能な環境整備について具体的に定めているが、ボランティア活動についての関心の高まり、市町村合併による市域の拡大等を考慮し、これらの細部計画について見直しを積極的に行う。

2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動は、専門知識・技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの二つに区分される。また、この他に、一般・専門ボランティアが活動しやすいよう関係機関との調整等を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。それぞれの活動内容は次のとおり。

専門ボランティア	1 救助・救急 2 医療 3 高齢者、障がい者等の介護 4 農林・土木関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者による農村災害ボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物や被災宅地の危険度判定等） 5 輸送（船舶、特殊車両等の操縦・運転） 6 通訳（外国語、手話、意思疎通の補助） 7 アマチュア無線
一般ボランティア	1 避難生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給等） 2 避難所の運営への協力 3 安否情報、生活情報の収集・伝達 4 清掃等の衛生管理
ボランティア コーディネーター	1 ボランティアと要配慮者の連絡・調整 2 ボランティア活動に関する助言・相談 3 ボランティアの発掘、登録、斡旋等

3 災害ボランティアとの連携体制の整備……………【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と協力し、災害ボランティアとの連携体制を整備する。連携体制を構築するにあたっての留意事項は次のとおり。

(1) 専門ボランティア

- ・ 応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトを取り、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。

- 災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

(2) 一般ボランティア

ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録、防災ボランティアネットワークの結成等、体制の整備に努める。

4 災害ボランティアの育成.....【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、女子高、生涯学習課】

- 県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。
- 市内の高等学校及び大学等の教育機関において、災害ボランティア活動に係る学修の単位認定を導入する等により、若年層における災害ボランティアの育成に努める。
- 市内の事業所等との連携により、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を推進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

5 災害ボランティアの普及・啓発.....【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、学校教育課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、次のとおり、災害ボランティアの普及・啓発に努める。

- 分野ごとのボランティア受け入れマニュアルを作成する。
- 細部計画の円滑な運用について、市社会福祉協議会等の関係機関との調整を図るとともに、被災状況をはじめとする情報伝達体制等、活動環境の整備に努める。

第18節 防災教育

市民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

1 職員に対する防災教育.....【防災安全課、人事課】

市職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	1 地震、津波についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等） 8 県総合防災情報システムの操作方法

2 市民に対する防災教育.....【防災安全課、消防本部、各支所ほか関係各課】

災害時にとるべき行動のほか、3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策等について教育を行う。

また、孤立時の対応及び安否情報の発信等について、印刷物の作成等により啓発を行う。

(1) 普及の方法

市民に対する防災教育の方法は次のとおり。

出前講座	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 ビデオ、映画フィルムの貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

(2) 周知内容

防災教育において市民に周知する内容は次のとおり。

1 市内の防災対策 2 地震災害に関する一般的知識と過去の災害事例 3 地震災害に対する平素の心得 ● 周辺地域における災害危険性（地盤災害、津波、火災、危険物災害危険等）の把握 ● 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策 ● 家庭内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと ● 応急救護等の習得 ● 防災用語の意味（避難勧告・指示等） ● 避難の方法（避難路、避難先の確認） ● 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（3日分程度） ● 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備） ● 火災の予防 ● 自主防災組織の結成 ● 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援 ● ボランティア活動への参加 ● 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 4 地震発生時の心得 ● 緊急地震速報を見聞きした時にとるべき行動 ● 地震発生時にとるべき行動 ● 出火防止と初期消火 ● 自宅及び周辺地域の被災状況の把握 ● 救護活動 ● テレビ・ラジオ、防災行政無線（同報系）、防災メール等による情報の収集 ● 避難実施時に必要な措置 ● 避難先での行動 ● 自主防災組織の活動 ● 自動車運転中及び旅行中等の心得 ● 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時） ● 避難所の運営管理に必要な知識等 5 地震保険の活用（火災保険では地震・津波等による被害は補償されない）

3 学校における防災教育.....【学校教育課】

(1) 各教科・特別活動等の学習時間における防災教育

- 体育（保健体育）科、理科、社会（地理歴史・公民）科、生活科、家庭科等の関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制等、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、主体的に行動する態度を育成する。
- 理科や社会科の学習を通して、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育を行う。
- 特別活動を中心に、課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。
- 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやり等の心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。
- 総合的な学習の時間において、防災に関する課題を設定し取り組む。
- 自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
- 支援者となり安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため、ボランティア活動の大切さ

について理解を深めさせ、積極的に参加できるような取り組みを推進する。

(2) 学校行事としての防災教育

- 避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮し作成する。
- 避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定し、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。
- 休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練を実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。
- 避難訓練は、地域の一般住民に参加を呼びかける等活性化の工夫をし、継続して行う。
- 防災専門家や災害体験者の講演会、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

- 災害時における校内の連絡体制、児童等及び施設の安全確認、児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、災害時の児童等の心のケア等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- 指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育……………【防災安全課、消防本部】

- 防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。
- 防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

5 事業所における防災の推進等……………【防災安全課、消防本部、各支所】

- 事業所の防災担当者に対し、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、従業員教育等を積極的に推進するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定を行うことについて、講習会等を通じ普及に努める。
- 事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を推進するとともに、可能なところから防災体制の整備に努めるよう、必要な支援を行う。
- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則や安否の確認手段について平時から啓発を行うとともに、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄を促す等、帰宅困難者対策を推進する。

6 災害教訓の伝承……………【防災安全課、消防本部、各支所】

- 過去に発生した大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理・保存し、市民に公開することにより、災害の教訓や災害文化の啓発を行うとともに、市民の災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第 19 節 防災訓練

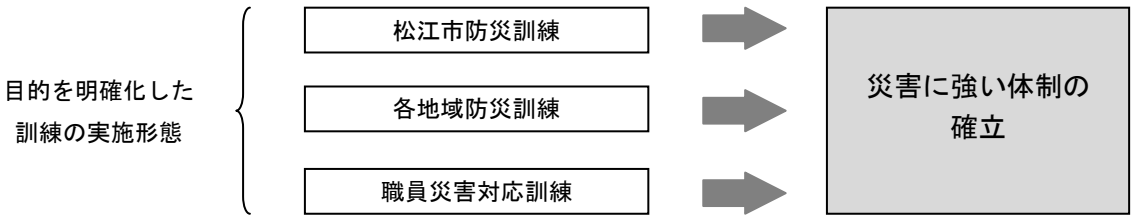
地震災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。

1 防災訓練の目的及び実施主体.....【防災安全課、消防本部、各支所】

本市において実施する防災訓練の目的及び実施主体は次のとおり。

図：防災訓練の体系



(1) 松江市防災訓練

目 的	＜市水防訓練＞ 松江市水防計画に基づき、河川の水位上昇、はん濫を想定し、各関係機関が連携した水防活動訓練を実践的に行うことで、防災対応力の強化を図る。 ＜住民参加型訓練＞ 過去の災害教訓として、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」共助の精神が災害に強いまちをつくることから、住民が主体的かつ行政と協働できる地区（支所）災害対策本部を中心とした防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図る。
実 施 主 体	市、防災関係機関及び住民

(2) 各地域防災訓練

目 的	住民個人及び地域全体の防災対応力の強化を図る。
実 施 主 体	地域住民（各地区において主体的に実施される内容を、市が支援する）

(3) 職員災害対応訓練

目 的	市及び防災関係機関における職員の防災対応力の強化を図る。
実 施 主 体	市及び防災関係機関

2 防災訓練の実施内容.....【防災安全課、消防本部、各支所】

「松江市防災訓練」、「各地域防災訓練」及び「職員災害対応訓練」の実施にあたっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。

気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	- 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 - 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・救助訓練	- 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 - 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。
避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
避難所の運営・体験訓練	避難所において、避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営にあたっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。
シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 - 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 - 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 - 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送
災害応急復旧訓練	- 鉄道、道路の交通確保 - 復旧資材、人員の緊急輸送 - 決壊堤防の応急修復 - 電力、通信施設の応急修復
その他の訓練	- 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 - 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。

3 防災訓練時の交通規制.....【防災安全課、消防本部】

県公安委員会は、市が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第 48 条 2 項）ため、必要な場合は要請を行う。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は以下のとおり）。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは 1 センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで 拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

4 防災訓練の事後評価.....【防災安全課、消防本部、各支所】

防災訓練の実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や災害活動要領等の改善について検討するとともに、次回の訓練に反映させる。

第20節 要配慮者の安全確保体制の整備

高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者^{*1}」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者^{*2}の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。

*1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

1 避難行動要支援者等支援体制の構築……………【防災安全課、観光文化課、国際観光課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、生活福祉課、発達・教育相談支援センター、各支所ほか関係各課】

関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。

* 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

(1) 避難計画の策定における留意事項

本章第8節に定める避難計画の策定にあたっては、次の点に留意する。

- 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
- 配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- 配慮者及び避難行動要支援者の支援における市、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の役割

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新する。
- 避難支援等関係者として定めたものに対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。
- 避難支援等関係者を、以下のとおり定める。
 - ① 消防機関（消防本部、消防署、消防団）
 - ② 警察機関（警察本部、警察署）
 - ③ 民生児童委員
 - ④ 社会福祉協議会
 - ⑤ 自主防災組織及び要配慮者支援組織
 - ⑥ その他、市長が特別に定める者
- 名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を、以下のとおり定める。
 - ① 75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の者で災害発生時に支援を必要とする者
 - ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4号の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者

- ③厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳（A、B）の交付を受けている者
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ⑤介護保険における要介護認定3～5を受けている者
- ⑥その他、市長が特に必要と認めた者
- ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。
 - ①避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合
 - ②形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に掲げる次の事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

(3) 名簿の管理、名簿情報の提供

- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。
- 避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報は、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明をし同意を得た上で提供することとする。
- 避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。
 - (ア)当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (イ)市内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないよう指導する。
 - (ウ)災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ)施設可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
 - (オ)受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ)避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ)名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク)避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催する。

(4) 個別の避難支援

個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、避難支援プラン等の作成を行う。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

2 地域における対策……………【防災安全課、市民課、観光文化課、国際観光課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、生活福祉課、生涯学習課、各支所ほか関係各課】

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。
- 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

(2) 情報伝達体制の整備

- 要配慮者及び避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル等発信器等の普及に努める。
- 「松江市における避難行動要支援者の避難支援プラン」において、避難行動要支援者に対する避難勧告等の判断・伝達方法について具体的に記載する。

(3) 防災設備、物資、資機材等の整備

- 地震災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する。
- 要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。
- 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。
- 聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及に努める。
- 在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進に努める。

(4) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

- 講習会の開催、印刷物の配布等、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発を行う。
- 各地域防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。
- ホームヘルパーや民生児童委員等、高齢者及び障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識を普及することのできる体制を整備する。

(5) 防災基盤の整備

- 「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」及びその他の関連計画等に基づき、指定避難所等における段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。
- 関係機関等と連携し、市内における福祉施設等の中から、比較的居住環境のよい施設を福祉避難所として設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが困難な避難者が円滑に避難できる環境を整備する。本市における福祉避難所の一覧は資料のとおり。

→ 資料編 [資料 2-14] 地区別避難施設一覧表

- 社会福祉施設設置者に対し、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。
- 外出中の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(6) 他市町村、関係機関等との連携強化

- 他市町村との相互応接協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先避難所の確保について、相互応接をするための実施手順等を決めておく。
- 高齢者、障がい者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応接体制を整備する。
- 社会福祉法人島根県社会福祉事業団厚生センター・養護学校等と災害時における要配慮者の受け入れについて覚書を締結するとともに、民間の社会福祉施設・自主防災組織等への協力要請に努める。

(7) 観光客対策

- 観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。
- 地震災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

(8) 外国人住民対策

- 住民登録の際等において、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行う。
- 市内で生活する外国人住民に対して、外国語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。
- 地震災害時における通訳等語学ボランティア活用体制や「やさしい日本語」や外国語による多言語の印刷物による情報提供等広報体制の整備、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進する。
- 災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。
- 災害時における相談窓口の設置について、マニュアル等の整備により具体的に定めておく。

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策……………【保健福祉課、監査指導課、介護保険課、障がい者福祉課、市立病院】

(1) 防災設備等の整備

- 福祉避難所となる公立社会福祉施設の不燃化工事等を計画的に行うとともに、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう指導する。
- 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行う。
- 予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。その際、職員の動員や照明の確保が困難な夜間における消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮する。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、必要に応じて消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、消防・警察・近隣施設との連絡会議を設置し、情報連絡体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
- 社会福祉施設の管理者は、多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送に備え、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等による施設整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院の管理者は、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に行う。

(5) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地場所等を考慮し、避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第 2 1 節 孤立防止対策

大規模な地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区の実態を詳細に把握し、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

1 孤立予想地区の現況

(1) 孤立の定義

本計画においては、次の要因等により道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが、人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能になる状態をいう。

ア 地震、風水害等に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積

イ 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積

ウ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災

(2) 孤立予想地区の抽出

集落の孤立可能性を判断するにあたり、上記の定義・条件に基づき、孤立の可能性が高い地区を次のとおり抽出した。なお、孤立予想地区の位置等については資料編に記載のとおり。

→ **資料編** [資料 1-11] 孤立予想地区(集落)及び衛星携帯電話配備状況

	孤立予想地区(集落)名
旧 市	東持田町(納蔵西、納蔵東)、坂本町(坂本上)、西忌部町(中組、空山)、東忌部町(槇山、大川端)
島 根 町	加賀(加賀別所)、多古(多古、沖泊)、野波(瀬崎)、野井(野井)
美 保 関 町	笠浦(笠浦)、諸喰(法田、諸喰)、雲津(雲津)、美保関(軽尾、才浦)
宍 道 町	上来待(小林、和名佐)
玉 湯 町	大谷(大谷 5 区、大谷 6 区、大谷 7 区)
八 雲 町	熊野(萱野、岩室、矢谷)、西岩坂(秋家、秋奥)、東岩坂(西奥、藤原)
東 出 雲 町	上意東(本谷奥組、本谷中組、畑)

2 通信手段の確保.....【防災安全課、情報政策課、各支所】

(1) 多様な通信手段の確保

- 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機及びアマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。
- 携帯電話の通話可能範囲をあらかじめ把握しておく。

(2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により地区の状況が把握できない場合に備え、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

3 物資供給、救助体制の確立.....【防災安全課、商工企画課、スポーツ課、各支所、消防本部、交通局】

(1) 孤立予想地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり伝えるべき項目は次のとおりとする。

伝 達 項 目	- 負傷者の有無及び負傷の程度 - 地区内の人数	- 要配慮者の有無 - 備蓄状況(食料、飲料水、医薬品、毛布)

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、ヘリコプターの離着陸適地を優先的に選定確保する。

4 孤立に強い地区づくり 【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、学校管理課、学校教育課、生涯学習課、各支所】

(1) 備蓄の整備・拡充

- 食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制を目標に、公的な備蓄に加え、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者（高齢者、病弱者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）への配慮にも努める。
- 救援部隊の到着までに最低限の応急処置がとれるよう、医薬品、救助用器具等の備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

- 地区の人口に応じた避難可能な場所を、地区内に最低1箇所以上確保する。
- ハザードマップの配布や孤立を想定した防災訓練等を通じ、危険箇所、避難場所等を周知する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等を整備し、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を推進する。

(4) 要配慮者等の実態把握

平素より、優先して救護すべき要配慮者（高齢者、病弱者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）の実態を把握しておく。

(5) 自主防災組織の育成

消防機関等の到着までの間に適切な応急措置が行えるよう、地区内住民による自主防災組織の結成を強く推進するとともに、日頃から近隣者との連携を強化し、防災意識の啓発に努める。

(6) 要配慮者支援会議の育成

町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要配慮者支援会議）により、地域における要配慮者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

5 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施 【管理課、土木課】

緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、耐震化及び土砂災害対策等の必要な施策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備 【防災安全課、農林基盤整備課、管理課、土木課、各支所】

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う体制を整備する。

第 2 2 節 調査研究

地震による災害はその態様が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となるため、県及び防災関係機関と協力し、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

1 県の実施する地震被害想定調査への協力……………【防災安全課】

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う必要がある。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資することも重要である。

県では、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年にわたり「島根県地震被害想定調査」を実施し、被害予測を行っている。今後、新たに地震被害想定調査が行われる場合には、必要な協力を行う。

2 市の実施する調査研究……………【防災安全課】

(1) シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(2) 危険度調査研究の促進

- 防災アセスメント*1 を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地域別防災カルテ*2 等の作成を積極的に推進する。
- 上記のほか、地震被害軽減のための各種調査研究に取り組む。

*1 防災アセスメント：当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。

*2 地域別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図。

(3) その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等を行う。

第1節 応急活動体制

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

1 応急活動体制の基準

地震災害にかかる応急活動体制の基準は、災害の種類、規模、程度等に応じ、次のとおりとする。
なお、震度の階級については資料編に記載のとおり。

体制	設置基準	任務
準備体制	1 市域で震度3の地震が観測されたとき。 2 災害時応援協定締結市町村において、地震による被害が予想されるとき。 3 防災安全部長が必要と認めたとき。	- 地震情報（余震等含む）の収集・伝達 - 災害時応援協定締結市町村における被害情報の収集
警戒体制	1 市域で震度4の地震が観測されたとき（自動設置）。 2 市沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。 3 副市長が必要と認めたとき。	- 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を行う - 各課職員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える
災害体制	1 市域で震度5弱以上の地震が観測されたとき（自動設置）。 2 市沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき（自動設置）。 3 市長が必要と認めたとき。	- 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、所掌する業務を行う - 各課職員は、当該対策本部員の指示を受け、所掌する業務を行う

→ **資料編** [資料1-13] 気象庁震度階級関連解説表

2 災害対策本部設置前の体制（本庁）……………【防災安全課ほか関係各課】

(1) 準備体制

ア 配備基準

防災安全部長は、次の場合に準備体制を配備する。

- (ア) 市域で震度3の地震が観測されたとき。
- (イ) 災害時応援協定締結市町村において、地震による被害が予想されるとき。
- (ウ) 防災安全部長が必要と認めたとき。

イ 事務局

事務局は、防災安全部に置く。

ウ 廃止

準備体制の廃止は、上記にかかる要因がなくなつたと認めたとき、防災安全部長が決定する。

エ 配備及び廃止の通知

準備体制を配備又は廃止したときは、事務局は速やかに関係各課及び支所に通知する。

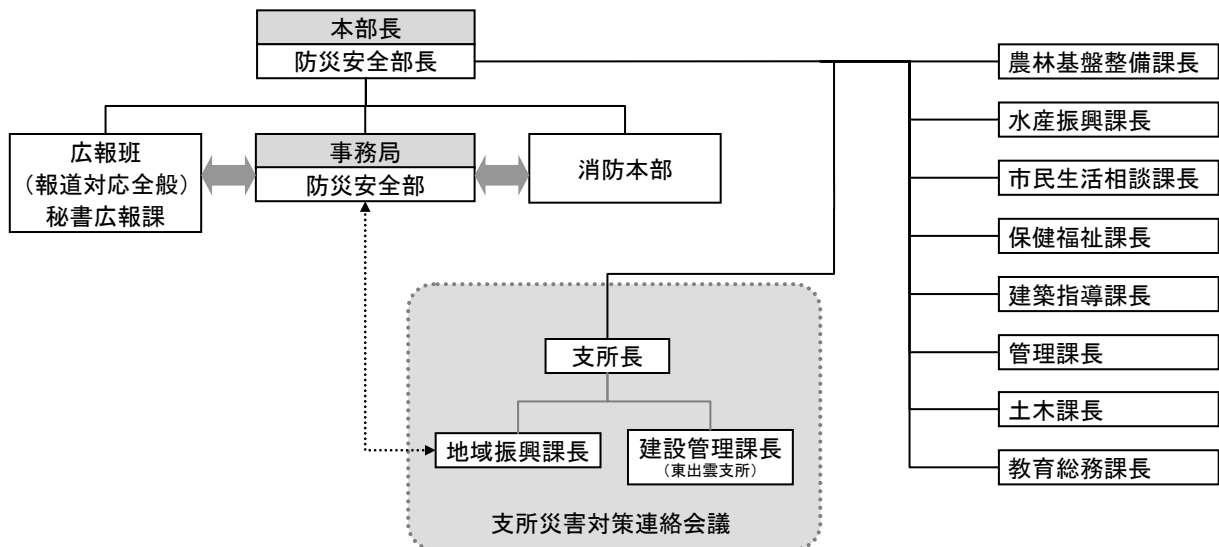
オ 防災活動の内容

- 防災安全部長は、必要に応じ災害対策連絡会議を招集する。
- 災害対策連絡会議は、関係各課、支所及び関係機関等の把握する災害情報を一元的に収集・整理し、情報の共有化を図る。
- 関係各課は、地震・津波の状況や被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡活動及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、警戒体制の配備ができるよう準備する。
- 職員配備は動員計画に定める人員を標準とするが、各課長の判断により増減することができる。
- 勤務時間外の場合、警戒体制の関係職員は、地震・津波情報等に留意し時間外の登庁に備え自宅等で待機する。

カ 組織

準備体制時における組織は次のとおりとする。

図：災害対策連絡会議組織図



(2) 警戒体制

ア 設置基準

副市長（防災安全部を所管する副市長）は、次の場合に警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。

- (ア) 市域で震度4の地震が観測されたとき（自動設置）。
- (イ) 市沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。
- (ウ) 副市長が必要と認めたとき。

イ 事務局

- ・ 事務局は防災安全部に置く。
- ・ 事務局の構成員は、防災安全部職員及び関係各課からの派遣職員とする。
- ・ 事務局内に、必要に応じて機能班を設置し、警戒本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。

ウ 設置場所

警戒本部は、原則として市役所本庁舎5階防災センターに設置する。

エ 廃止

警戒体制の廃止は、上記にかかる要因がなくなつたと認めたとき、副市長が決定する。

オ 設置及び廃止の通知

警戒本部を設置又は廃止したときは、災害対策本部の設置、廃止の場合に準じて事務局は本庁各部、支所、公営企業及びその他防災関係機関に通知を行う。

カ 任務

警戒本部の任務は次のとおりとする。

(ア) 警戒本部長

- ・ 警戒本部長は、副市長（防災安全部所管）とする。
- ・ 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策実施上の事項について基本方針を決定する。
- ・ 警戒本部長に事故あるときの代理順位は次のとおりとする。

①その他の副市長 ②防災安全部長 ③政策部長 ④総務部長 ⑤財政部長

(イ) 警戒本部員

- 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、警戒本部長とともに警戒本部会議を構成し、警戒対策に関する基本方針を審議する。
- 警戒本部員に事故あるときは、あらかじめ当該警戒本部員が指名する者が、職務を代理する。

(ウ) 警戒本部連絡員

- 警戒本部連絡員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。
- 警戒本部連絡員は、あらかじめ当該本部員が指名した者とする。

キ 警戒本部会議

- (ア) 警戒本部長は、災害の進展、被害の発生等に応じ警戒本部会議を招集する。
- (イ) 警戒本部会議の開催通知は、災害対策本部会議の場合に準ずる。
- (ウ) 警戒本部会議の審議事項は次のとおりとする。

- 職員の配備体制（動員を含む）に関すること。
- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 警戒対策（応急対策を含む）の実施にかかる調整に関すること。
- その他必要な警戒対策に関すること。

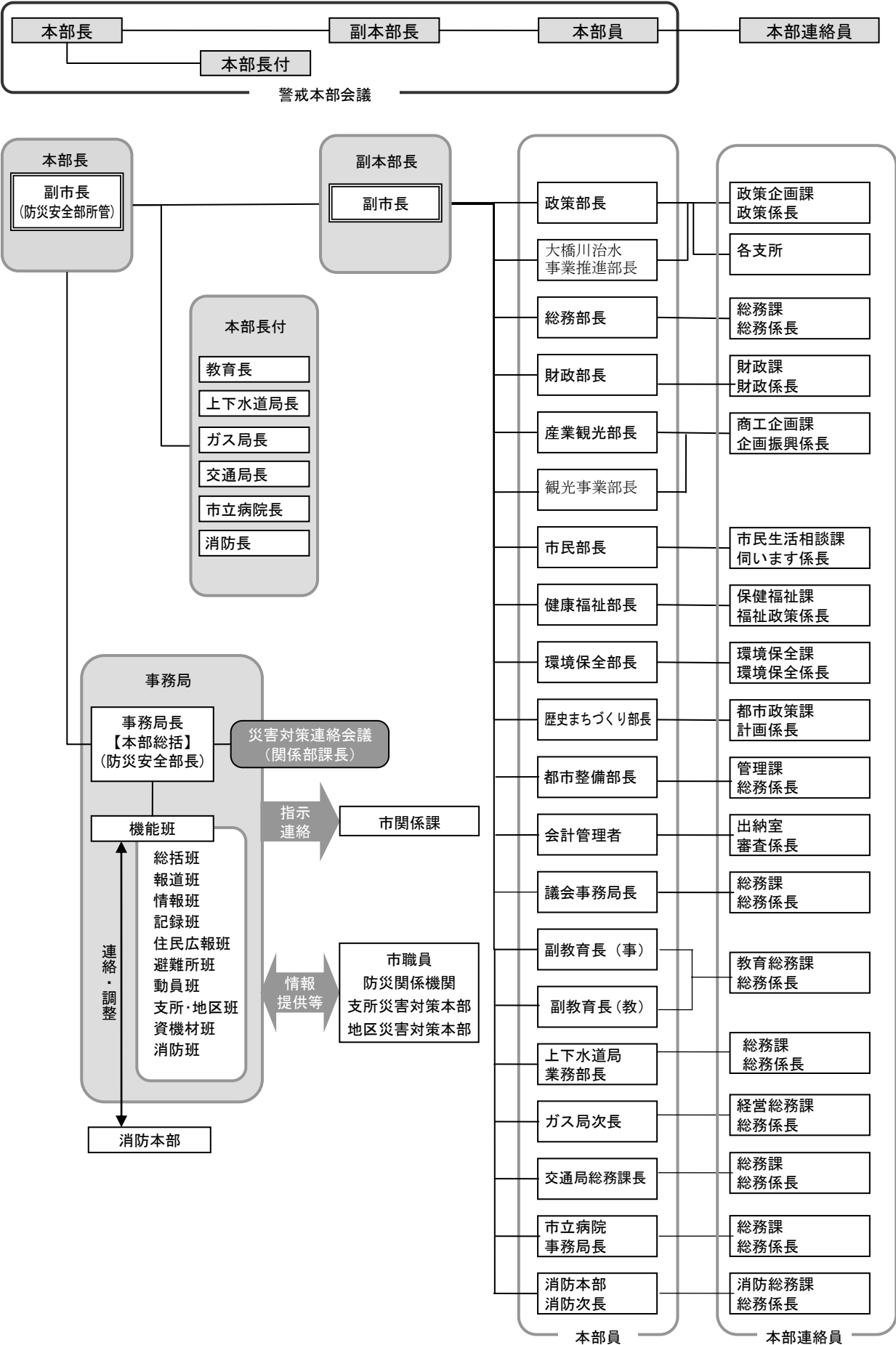
ク 防災活動の内容

- 関係部課は、継続して情報収集及び相互の情報連絡・協議を行い、応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、即座に災害体制に移行できるよう準備する。
- 職員の配備計画は、動員計画に定める人員を標準とし、各課長は状況に応じ増減する。
- 勤務時間外の場合、職員は、気象情報等に留意し登庁に備え自宅等で待機する。

ケ 組織

警戒本部の組織は次のとおりとする。

図：警戒本部組織図



災害対策本部設置以降の体制（本庁） 【防災安全課ほか関係各課】

市域で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合には、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱以上の地震が観測されたとき（自動設置）。
- イ 市沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき（自動設置）。
- ウ 市長が必要と認めたとき。

(2) 事務局

- ・ 事務局は防災安全部に置く。
- ・ 事務局の構成員は、防災安全部職員及び関係各課からの派遣職員とする。
- ・ 事務局内に機能班を設置し、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。
- ・ 事務局の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ **資料編** [資料2-1]災害対策本部の事務分掌

(3) 設置場所

災害対策本部室は、原則として市役所本庁舎5階防災センターに設置する。

ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。

- ①消防本部庁舎 ②公営企業その他の市関連施設庁舎 ③支所庁舎

(4) 標識の掲示

本部の標識を本庁舎正面玄関前及び本部室前に掲示する。

(5) 廃止

本部長は次の場合に本部を廃止する。

- ア 市域において発生が予想された災害による危険がなくなつたと認められるとき。
- イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(6) 設置及び廃止の通知

- ・ 災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システムを通じて県に通知するとともに、報道機関に公表することにより市民に周知する。
- ・ 災害対策本部を廃止した場合の通知は、設置の場合に準じて行う。
- ・ 災害対策本部の設置、廃止については本庁各部及び支所に対しても通知する。なお、通知先のうち、支所及び関係機関の連絡先電話番号等は次のとおり。

名称	一般加入電話	災害時用電話	防災行政無線（移動系）	県防災行政無線
本庁 （防災センター）	55-5115 55-5174 55-5617（FAX）	25-0171 25-0190 25-0173 25-0192 25-0178 25-0193 25-0179 25-0194 25-0184 25-0198	100（無線室） 101（執務室） 151（防災センター） 6001（FAX）	ぼうさいまつえ 410-5, 410-2-5115 しまね 202（携帯局）
鹿島支所	55-5700 55-5719（FAX）	82-3137（地域振興課）	461 461（FAX）	
島根支所	55-5720 55-5739（FAX）	85-3170（地域振興課）	481 481（FAX）	
美保関支所	55-5740	72-2113（地域振興課）	501	

名称	一般加入電話	災害時用電話	防災行政無線 (移動系)	県防災行政無線
	55-5759 (FAX)	72-2114 (市民生活課)	501 (FAX)	
八雲支所	55-5760 55-5779 (FAX)	54-2476 (地域振興課)	521 521 (FAX)	
玉湯支所	55-5780 55-5799 (FAX)	62-3013 (地域振興課)	541 541 (FAX)	
宍道支所	55-5800 55-5819 (FAX)	66-3037 (地域振興課)	561 561 (FAX)	
八束支所	55-5820 55-5839 (FAX)	76-3126 (地域振興課)	581 581 (FAX)	
東出雲支所	55-5840 55-5859 (FAX)	52-2338 (地域振興課)	586 586 (FAX)	
消防本部	32-9141 (通信指令) 32-9131 (警防)		119	ぼうさいまつえしょうぼう 422-5, 422-2-142
県防災危機管理課	22-5885 22-5930 (FAX)			ぼうさいしまねけんちょう 300-2-5885, 300-2-5889
松江合同庁舎	32-5720 (県土整備事務所)			ぼうさいまつえごうちょう 321-2-5720
松江警察署	28-0110		110 110 (FAX)	443-5

(7) 任務

災害対策本部の任務は、「松江市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 本部長及び副本部長

- (ア) 本部長は市長とし、副本部長は副市長をもってあてる。
- (イ) 本部長は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (ウ) 副本部長は本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (エ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。
 - ①防災安全部を所管する副市長 ②その他の副市長 ③防災安全部長
 - ④政策部長 ⑤総務部長 ⑥財政部長

イ 本部長付

- (ア) 本部長付は、教育長、消防長、及び公営企業管理者をもってあてる。
- (イ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長、本部長付、本部総括とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。
- (イ) 本部員は、次に掲げる職員をもってあてる。
 - ①各部長、会計管理者 ②議会事務局長 ③副教育長
 - ④上下水道局業務部長 ⑤ガス局次長 ⑥交通局総務課長
 - ⑦市立病院事務局長 ⑧消防本部消防次長 ⑨その他本部長が指名する者
- (ウ) 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

エ 本部連絡員

- (ア) 本部連絡員は、本部員所管の主管課主管係長及び支所長の指名する職員とする。
- (イ) 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。
 - 当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告。

- 本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局主管課長への伝達。
- (ウ) 本部連絡員に事故あるときは、当該本部員が指名する者が、本部連絡員の職務を代理する。

(8) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

ア 本部会議の招集

本部会議の開催通知は、庁内放送により行うことを原則とするが、下図に示す部署及び関係機関については、防災行政無線（移動系）又は一般加入電話により開催を通知する。

連絡先	防災行政無線（移動系）	一般加入電話
本庁（防災センター）	100, 101, 151	55-5115, 55-5150
環境保全部	401	55-5275, 55-5271
教育委員会	153	55-5410, 55-5424
消防本部	119	31-9119
上下水道局	633	55-4888
ガス局	631	21-0011
交通局	635	60-1111
市立病院	607	60-8000

イ 本部会議の報告事項及び審議事項

- (ア) 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
- (イ) 被害情報の収集及び伝達に関すること。
- (ウ) 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること。
- (エ) 市民への避難勧告又は指示に関すること。
- (オ) 国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受け入れに関すること。
- (カ) 災害救助法の適用申請等、各種救済措置に関すること。
- (キ) その他重要な災害対策に関すること。

ウ 関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関その他の関係機関の職員等に対し、本部会議への出席を要請することができる。

エ 本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内 LAN 等により会議終了後速やかに全職員に周知する。

(9) 現地災害対策本部の設置

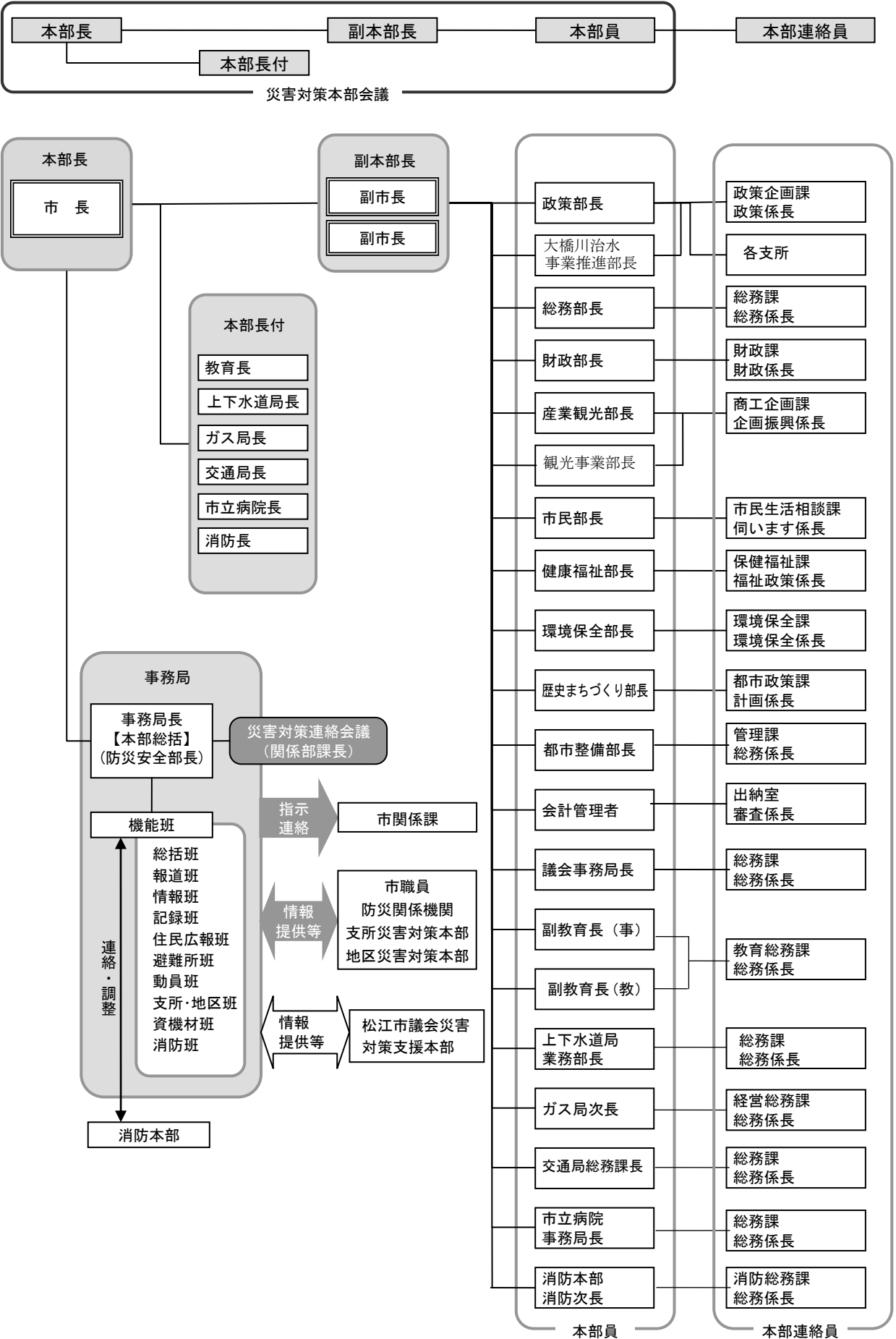
- 本部長は、必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、〇〇地区現地対策本部を設置する。
- 現地対策本部は、当該地区の公民館又は災害対応に必要な箇所へ設置する。
- 現地対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
- 現地対策本部は、関係機関の現地指揮本部と緊密な連携を図り、応急対策を実施する。
- 現地対策本部長は、定期的に災害対策本部に災害情報を伝達するとともに、必要に応じ連絡員を本部に派遣する。
- 情報伝達は、防災行政無線（移動系）、一般加入電話等により行う。

(10) 組織

災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ 資料編 [資料 2-1] 災害対策本部の事務分掌

図：災害対策本部組織図



各部・各班に所属する課（室、局）

部名	班名	班に所属する課
政策部	情報管理班	政策企画課、地域振興課、大橋川治水事業推進課
	広報報道班	秘書広報課（広報室）
	通信対策班	情報政策課
総務部	総務班	総務課、中核市移行準備室、人権施策推進課、選挙管理委員会事務局
	人事班	人事課、職員厚生課、行政改革推進課
財政・出納部	財政班	財政課
	物資調達班	資産経営課、契約検査課（建設工事監理室）
	被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課
	出納班	出納室
産業観光部	商工対策班	商工企画課（特産振興室）、定住企業立地推進課、まつえ産業支援センター
	農林対策班	農政課（農業委員会事務局）、農林基盤整備課
	水産対策班	水産振興課
	観光対策班	観光文化課（縁結び観光協会事務局）、観光施設課
	外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）
市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室、市民活動センター事務局）
	総合窓口班	男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課、保険年金課
健康福祉部	救護防疫班	保健福祉課（家庭相談室、臨時福祉給付金室）、医療政策課、監査指導課、介護保険課、障がい者福祉課、生活福祉課、保健センター、保健所設置準備室
	児童対策班	子育て課（子育て支援センター）、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園
環境保全部	環境保全班	環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ
歴史まちづくり部	都市政策班	都市政策課、まちづくり文化財課（埋蔵文化財調査室）、史料編纂課（松江城調査研究室）、松江歴史館事務局
	公園緑地班	公園緑地課
	民間住宅班	建築指導課
都市整備部	道路対策班	管理課、土地対策課、国県事業推進課
	土木班	土木課、河川課
	公営住宅班	建築課
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局
教育部	教育総務班	教育総務課（女子高校事務局）、学校管理課、教職員課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）
	教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援センター事務局）、スポーツ課（高校総体推進室）、総合体育館事務局

* 上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

3 支所の体制 【防災安全課、各支所】

(1) 準備体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合、防災安全部長と協議し、支所に準備体制を配備する。また、防災安全部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、準備体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災安全課に連絡を行う。



エ 支所災害対策連絡会議

- 支所に準備体制を配備したとき、支所長は必要に応じ支所災害対策連絡会議を招集する。
- 支所災害対策連絡会議の活動の内容は本庁に準ずる。
- 支所災害対策連絡会議の事務局は地域振興課に置く。

(2) 警戒体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合、防災安全部長と協議し、支所に警戒体制を配備する。また、防災安全部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、警戒体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災安全課に連絡を行う。

エ 支所警戒本部

- 支所に警戒体制を配備したとき、支所長は防災安全部長と協議の上、必要に応じ支所警戒本部を設置する。
- 支所警戒本部の活動の内容は本庁に準ずる。
- 支所警戒本部の事務局は地域振興課に置く。
- 支所警戒本部の組織は支所災害対策本部に準ずる。

(3) 災害体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合、防災安全部長と協議し、支所に災害体制を配備する。また、防災安全部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、災害体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災安全課に連絡を行う。

エ 支所災害対策本部

支所に災害体制を配備したとき、支所長は防災安全部長と協議の上、必要に応じ支所災害対策本部を設置する。

(4) 支所災害対策本部

ア 設置基準

支所長は、次の場合に、防災安全部長と協議し、支所災害対策本部を設置する。

- (ア) 相当規模の災害が発生する恐れがあり、災害応急対策、災害救助その他緊急措置等を総合的に実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要すると認められるとき。
- (ウ) その他支所長が必要と認めるとき。

イ 事務局

支所災害対策本部の事務局は地域振興課に置く

ウ 設置場所

支所災害対策本部は、原則として支所に設置する。

エ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

才 設置及び廃止の通知

支所災害対策本部を設置又は廃止した場合、支所長は電話、FAX 又は無線により遅滞なく防災安全課に連絡する。

力 任務

- 支所災害対策本部長は、支所長とする。
- 支所災害対策本部長は所属職員を指揮監督し、別に定める所掌事務にあたる。

キ 本庁への応援要請

支所災害対策本部長は、所管区域内の災害対策を所属職員のみで実施できないと判断した場合、防災安全課に応援職員の派遣を要請することができる。なお、応援要請にあたっては、次の事項を明らかにして行う。

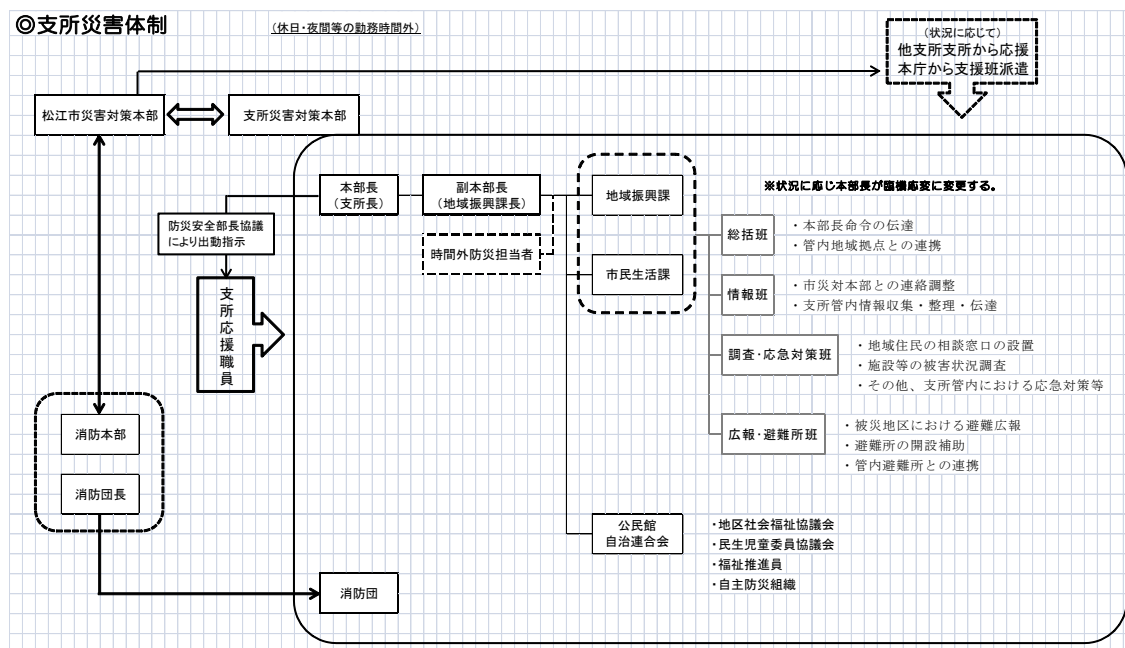
- (ア) 応援期間
- (イ) 作業（勤務）の内容
- (ウ) 携行品、その他必要事項
- (エ) 応援の種類、男女の別及び人員
- (オ) 就労（勤務）の場所

上記の応援職員派遣要請があった場合、防災安全課は、速やかに派遣計画を立て、別に定める職員動員計画及び災害発生時の本庁職員の支所応援職員リストにより出動を指示する。

ク 組織

支所災害対策本部の組織は次のとおりとする。

図：支所災害対策本部組織図



※平日の勤務時間内については、「時間外防災担当者」を置かない体制となる。

(5) 留意事項

- 各支所の体制は、所管する区域の被害発生の状態及び程度により決定するので、他の支所の体制と必ず一致するものではない。
- 本庁管内では災害が発生していない場合、若しくは本庁管内においては災害体制の配備は必要ないが支所管内においては災害体制の配備が必要な場合、本庁の体制は、災害の発生している当該支所において十分な災害対応を行うために必要な支援を行うことのできる体制をとる。

4 地区の体制（本庁管内(旧市)） 【防災安全課、人事課、保健福祉課、市民生活相談課、生涯学習課、消防本部】



(1) 地区災害対策本部

ア 設置基準

地区災害対策本部は、公民館区内に災害が発生し、又は発生の危険性が非常に高い場合に、必要に応じて設置する。

イ 事務局

地区災害対策本部の事務局は公民館に置く。

ウ 設置場所

地区災害対策本部は、原則として公民館に設置する。

エ 解散

地区災害対策本部は、本部内で検討し、地区に予想された災害の危険がなくなつたと判断した場合解散する。

オ 組織

地区災害対策本部は、下記の者を中心に各地区の実情にあわせ構成する。

(ア) 代表者

構成員の中から選任し、地区災害対策本部を代表して情報収集・情報提供を中心とする活動の総括を行う。

(イ) 副代表者

構成員の中から選任し、代表者を補佐し、代表者に事故あるときはその職務を行う。

(ウ) 構成員

- ①町内会・自治会連合会の代表者
- ②公民館長
- ③自主防災組織の代表者
- ④分団で選任した消防団員
- ⑤地区社会福祉協議会の代表者
- ⑥民生児童委員の代表者
- ⑦松江市職員（当該地区の公民館参集職員）
- ⑧その他地区で必要と認める者

カ 設置及び廃止の通知

地区災害対策本部を設置又は廃止した場合、本部代表者は電話、FAX 又は無線により遅滞なく防災安全課に連絡する。

キ 業務（活動）内容

地区災害対策本部は災害対策本部と連携し、地区内の被害状況と被害拡大の防止に必要な情報収集及び地区住民への情報提供並びに支援のため、下記の業務を行う。

- ①地区内の各種団体、地区住民等を通じた以下の情報収集及び把握
 - ・災害情報、被害情報
 - ・交通に関する情報
 - ・要配慮者及び避難行動要支援者に関する情報
 - ・その他
- ②収集した情報の災害対策本部及び地区住民への伝達
- ③災害対策本部からの情報の収集及び地区住民への伝達
- ④対応が可能な範囲での被害の軽減及び救護等の災害対応
- ⑤必要とされる支援の災害対策本部への要請
- ⑥その他必要な対応

→ **資料編** [資料 2-10] 地区災害対策本部 災害状況報告書

(2) 留意事項

地区災害対策本部は、地区における自助、共助による助け合いと、行政と住民の協働により災害対応を迅速かつ的確に行うことを目的に設置することから、地区の実情にあわせた柔軟な運用

を行うとともに、その活動はあくまでも義務を伴うものではなく、第一に活動を行う者の安全を確保した上で、可能な範囲で行うものとする。

5 動員計画 【防災安全課】

(1) 動員の基準

- 災害対策活動に際し所要の人員を確保するため、資料編「震災対策動員計画表」に定める体制別の職員数に基づき、職員の動員を行う。人員については、所管する部課長等が災害の状況により増減を行うことができるが、その場合には速やかに防災安全課に報告を行う。
- 市域で震度4以上の地震が観測されたとき、及び市沿岸に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときについては、動員対象となる職員は下記「動員方法」における指令の伝達を待つことなく、自主的に速やかに所定の参集場所へ参集しなければならない。
- 震度3以下の地震発生時においても、必要に応じて動員の指令を発令することがあるので、職員はテレビ・ラジオ等の地震・津波情報に常に注意しておかなければならない。

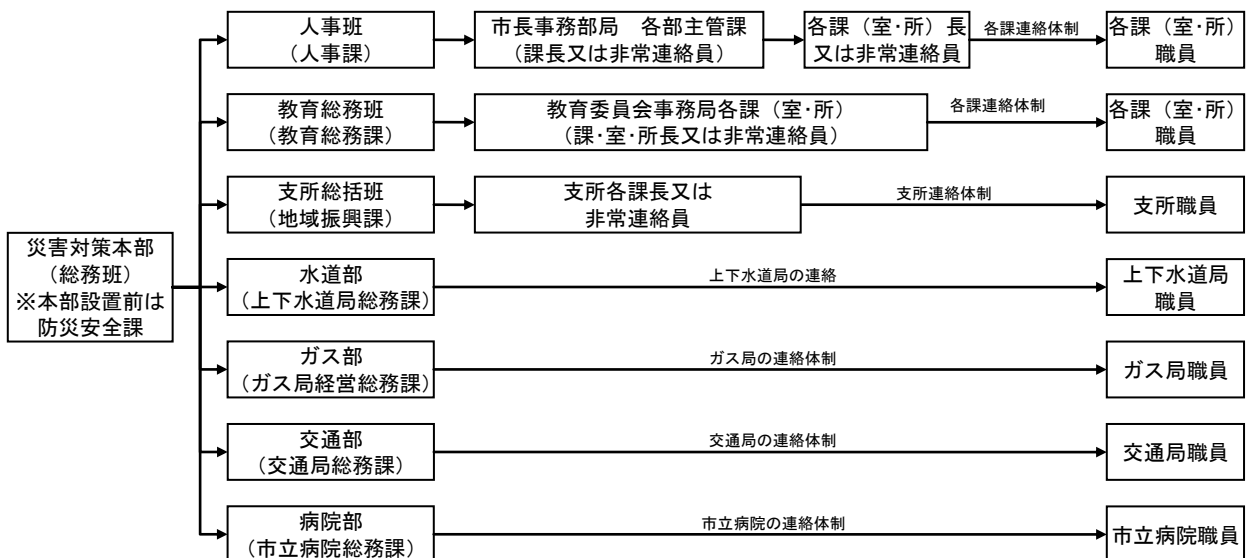
→ 資料編 [資料2-3]震災対策動員計画表

(2) 動員方法

ア 伝達系統

職員の動員にあたっては、次の系統により伝達を行う。なお、各部局及び関連施設等においては、事前に定める連絡体制（動員の順位、連絡方法等）に基づき、伝達を行う。

図：職員の動員伝達系統



イ 勤務時間外における動員

- 勤務時間外における災害体制の決定、対策本部の設置及び動員の通知は、防災メール、電話又は伝令等最も迅速な方法により行う。
- 勤務時間外に動員の通知があった場合、昼夜の別あるいは交通機関の有無にかかわらず、最も短時間に指定された参集場所に到着するよう努めなければならない。
- 勤務時間外における指令の伝達及び配備を円滑に行うため、各部局の長及び市関連施設の管理者は、各課（室、所）に緊急時連絡網を作成し、あらかじめ防災安全部長に提出する。

ウ 通信途絶時等の自主参集

職員は、動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合には、動員計画表に基づき直ちに登庁しなければならない。



(3) 参集場所

職員の参集場所は、次のとおりとする。

①係長級以上の職員	勤務する庁舎
②上記以外の職員	居住地の所在する区域の庁舎（本庁又は支所）

- ①に該当する職員で、発災時の所在地や被害の状況等により勤務する庁舎への参集に1時間以上を要すると判断される場合は、最寄りの庁舎（本庁又は支所）に登庁し、所属部局に所在を連絡し、応急対策実施に必要な指示事項の伝達を行った上で、防災安全課の指示に従う。
- ②に該当する職員で、自宅以外にいるときに発災した場合は、最寄りの庁舎に登庁し、所属部局に所在を連絡の上、所属部局の指示に従う。

(4) 参集状況の報告

各部局の長は、職員の参集状況を記録し、定期的（本部長が指示する時間ごと。指示がない場合は1時間ごと。）に、防災安全課へ報告を行う。

(5) 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により自発的かつ速やかに行動する。

ア 参集時の服装・携行品

- 参集にあたっては、安全な服装等を着用するとともに、職員証、筆記用具、タオル、水筒、食料（若干）、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。
- 速やかに動員に応じられるよう、平常時から非常持出用品の準備に努める。

イ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等の現場に遭遇したときは、可能な限り、最寄りの消防機関、警察機関等に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

ウ 情報収集及び被害状況等の報告

- 参集途上に知り得た被害状況又は災害情報は、参集後、速やかに各部局の責任者に報告する。特に、病院、道路、橋梁等の重要施設の被害情報は、できるだけ詳しく把握して報告する。
- 各部局の責任者は、参集職員からの情報を集約し、速やかに防災安全課に報告する。

(6) 各部間・部内における応援

各部間において、職員の応援を受けようとするときは、災害対策本部に次の事項を示して要請する。なお、部内において応援を必要とする場合は、各部間において行う場合に準ずる。

ア 応援期間

イ 作業（勤務）の内容

ウ 携行品、その他必要事項

エ 応援の種類、男女の別及び人員

オ 就労（勤務）の場所

6 労働力の確保 【人事課】

災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できない場合は、各部局の要請に基づき奉仕団への応援要請又は労務者の雇上げを行う。なお、市において奉仕団の動員及び労務者の雇上げを行った場合において、必要な人員を確保することができないときは、県に対し応援の要請を行う。

(1) 応援要請事項

応援を必要とする部局の長は、次の事項を示して災害対策本部へ要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業場所
ウ 作業内容
エ 人員
オ 従事機関
カ 集合場所

また、応援を要請した部局長は、奉仕団の団体名及び責任者を定めるとともに、炊き出しの応援、清掃、防疫、物資資材の輸送等の活動内容を指示し、連絡系統を定める等、活動体制を整備する。

(2) 奉仕団の応援協力

各部局長からの要請に基づき、市長が必要と認めたときは、協力要請対象団体のうち適当な団体の責任者又は管理者に応援要請を行う。なお、奉仕団の作業内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とする。協力要請対象団体と作業内容については次のとおり。

協力要請対象団体	- 女性団体 - 大学生、高等専門学校生及び高校生 - 日本赤十字社奉仕団その他勤労奉仕を申し出た団体
奉仕団の作業内容	- 炊き出し、保育その他災害救助活動の協力 - 清掃及び防疫 - 災害応急対策用物資、資材等の輸送 - 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(3) 労務者の雇用

労務者の雇上げを必要とする場合には、松江公共職業安定所と協議を行った上で実施する。

(4) 従事命令、協力命令の実施

ア 従事命令、協力命令の種類と執行者及び対象者

災害応急対策実施のための要員が一般の動員の方法によってなお不足する場合、又は緊急措置を必要とする場合において他に供給の方法がないときは、協力命令及び従事命令等強制命令の執行により要員を確保する。強制命令の種類と執行者及びその対象者等は次のとおり。

対象	区分	根拠法令	執行者	命令区分	従事対象者
消防作業	従事	消防法第29条5項	消防吏員又は団員	消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	従事	水防法第24条	市長又は水防班長	水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害応急救助を除く 災害応急対策作業	従事 協力	災害対策基本法第71条	知事（委任を受けた部分については市長）	災害対策基本法による知事の従事命令	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 自動車運送業者及びその従業者 8 船舶運送業者及びその従業者 9 港湾運送業者及びその従業者
災害応急対策 作業全般	従事	災害対策基本法第65条第1項及び第2項	市長 警察官又は海上保安官	災害応急対策全般（災害対策基本法による市長、警察官等の従事命令）	市区域内の住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にある者

イ 損害補償



従事命令により災害応急対策に従事したことにより負傷し、疫病にかかり又は死亡した者の遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

執行者	根拠法令	補償等の種類	支給額
市長、消防吏員又は団員、水防班長	松江市消防団員等公務災害補償条例	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償	条例で定める額

7 県防災ヘリの活用 【防災安全課、消防本部】

大規模な災害が発生した場合、県防災ヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、緊急輸送等の救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。なお、県防災ヘリの活用にあたっては、関係法令のほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

→ **資料編** [資料 3- 9] 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱
[資料 3-10] 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領
[資料 3-11] 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

(1) 県防災ヘリの応援要請

市長は、必要と認める場合、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事に対して応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 2-12] 島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書
[資料 4-(3)-1] 島根県防災ヘリコプター応援協定

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、上記アの活動内容について、運航要領に基づいた運用が行われるが、市が応援を求めた場合は、「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用が徹底される。なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用を行う。

ウ 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、県が適当な場所を選定し活用する。市は、離発着場の選定後速やかに、関係機関等にその旨を周知する。

エ 離着陸にあたっての諸準備

県防災ヘリ離着陸時の諸準備については、本章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照のこと。

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報管理体制の確立 【防災安全課、情報政策課、消防本部】

(1) 市の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

県防災行政無線、防災行政無線（移動系）及び有線通信を基幹的な通信系統とするが、被災状況等により困難な場合には、実情に即した方法で行う。なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講じておく。

→ **資料編** [資料 2-5] 松江市防災行政無線（デジタル移動系）呼出番号簿

イ 情報管理手段の確保

防災行政無線（移動系）のほか、一般加入電話、ケーブルテレビ、専用電話、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組合せ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ウ 移動無線局及び移動電源車の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、県防災危機管理課を通じて中国総合通信局に移動無線局及び移動電源車の派遣を要請する。

エ 県総合防災情報システムの活用

常にシステムの防災端末を立ち上げ、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、地震・津波情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。

(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

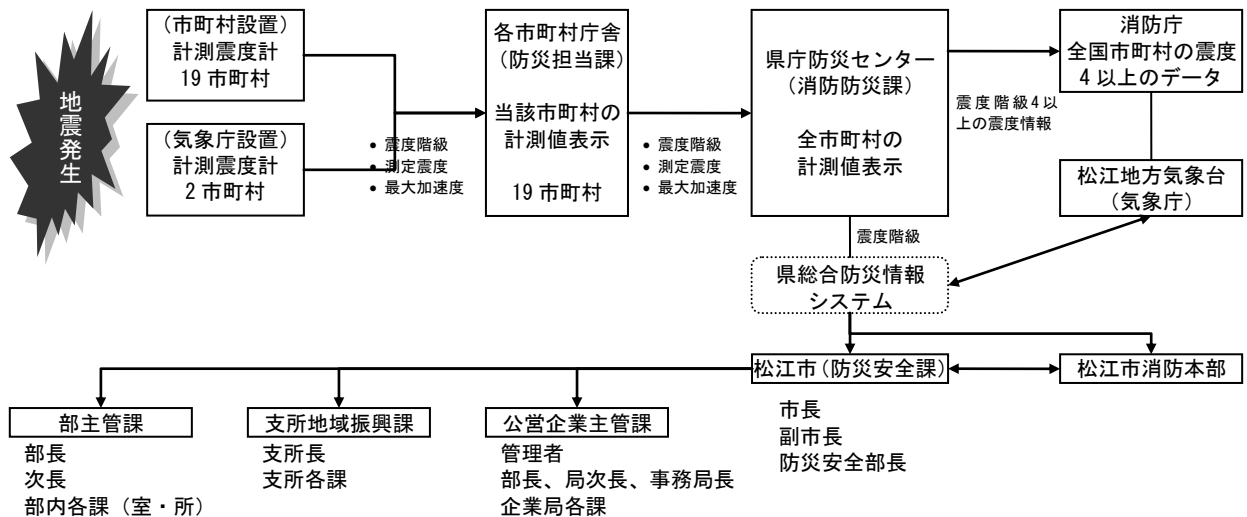
イ 情報管理手段の確保

関係機関等は、関係機関相互の通信が可能な総合防災情報システムや防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。特に、総合防災情報システムの防災端末を設置している機関相互においては、システムの活用による被害情報等の共有化を図る。

2 地震情報の収集・伝達 【防災安全課、消防本部、各支所】

防災安全課は、市内に設置された震度計により、震度階級、測定震度及び最大加速度等の震度情報を収集するとともに、島根県震度情報ネットワーク（下図）を通じて、県総合防災情報システム及び松江地方気象台等より本市及び周辺地域の震度情報を収集し、関係各課等へ直ちに伝達を行う。

図：島根県震度情報ネットワーク及び伝達系統



島根県震度情報ネットワークにより県が本市に設置している震度計の位置（観測点）は次のとおり。

本 庁	末次町	玉 湯	玉湯町湯町
鹿 島	鹿島町佐陀本郷	宍 道	宍道町宍道
島 根	島根町加賀	八 束	八束町波入
美 保 関	美保関町下宇部尾	東 出 雲	東出雲町揖屋
八 雲	八雲町西岩坂		

3 被害情報等の収集・伝達 【防災安全課、政策企画課、各支所ほか関係各課】

(1) 災害通信計画

ア 有線通信施設の優先利用によるもの

有線通信施設の被害のため、緊急通話の確保等連絡不十分な状況の場合においては、災害対策基本法第57条の定めるところにより、有線通信の優先利用による通信の確保を図る。

- (ア) 普通電話による通信 ……非常・緊急通話扱いとする
- (イ) I Pネットワーク
- (ウ) 警察電話による通信 ……警察電話を通じて通信する
- (エ) 鉄道電話による通信 ……鉄道事業者の内線電話により、駅を通じて通信する。

イ 無線通信施設の利用によるもの

有線通信施設が被災のため、通信途絶の状態になった場合において、人命救助又は非常災害に関し緊急措置を要する事態が発生したときは、防災行政無線（移動系）、県防災行政無線、自治体衛星通信ネットワークシステム等を利用して連絡を図る。

ウ 県移動無線機又は自衛隊通信隊の派遣要請

被災した有線通信施設の復旧見込時期を勘案し、必要があると認めたときは、東部県民センター又は陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察隊に対し、移動無線機又は自衛隊通信隊の派遣を依頼する。

(2) 被害状況の調査

ア 調査対象

市の所管する公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業関係及び防災関係諸機関の施設被害を除く）を対象とする。

イ 調査実施者

- 被害調査は、県及び防災関係諸機関（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業機関を含む）の管理する施設の災害を除き、市において行う。
- 次頁の図に定める担当課を情報収集主管課として調査する。ただし、被害の調査に技術を要する場合、被害が激甚で市において調査不能な場合は、県に応援を求めて行う。
- 情報収集主管課は、支所の所管区域の被害状況について、支所に調査を指示することができる。
- 県の所管する公共建物、公共土木施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を所管する県の部局又は関係地方機関に通知する。
- その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に状況の調査及び報告を要請する。

ウ 調査の種別

調査は、災害時期別に次のとおり実施する。

発生調査	• 災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。 • 応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。
中間調査	• 災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。 • 被害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、可能な限りその都度行う。
確定調査	• 災害が終了し、その被害が確定したときに調査を行うが、土木関係、農作物、山林、農業施設その他技術的被害調査及び教育関係被害調査は各所管部（課）において、その他の調査は各所管部（課）及び支所において行う。 • 応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるので、正確を期する。

(3) 被害状況等の判定基準

被害状況等の判定基準については、資料編に記載のとおり。

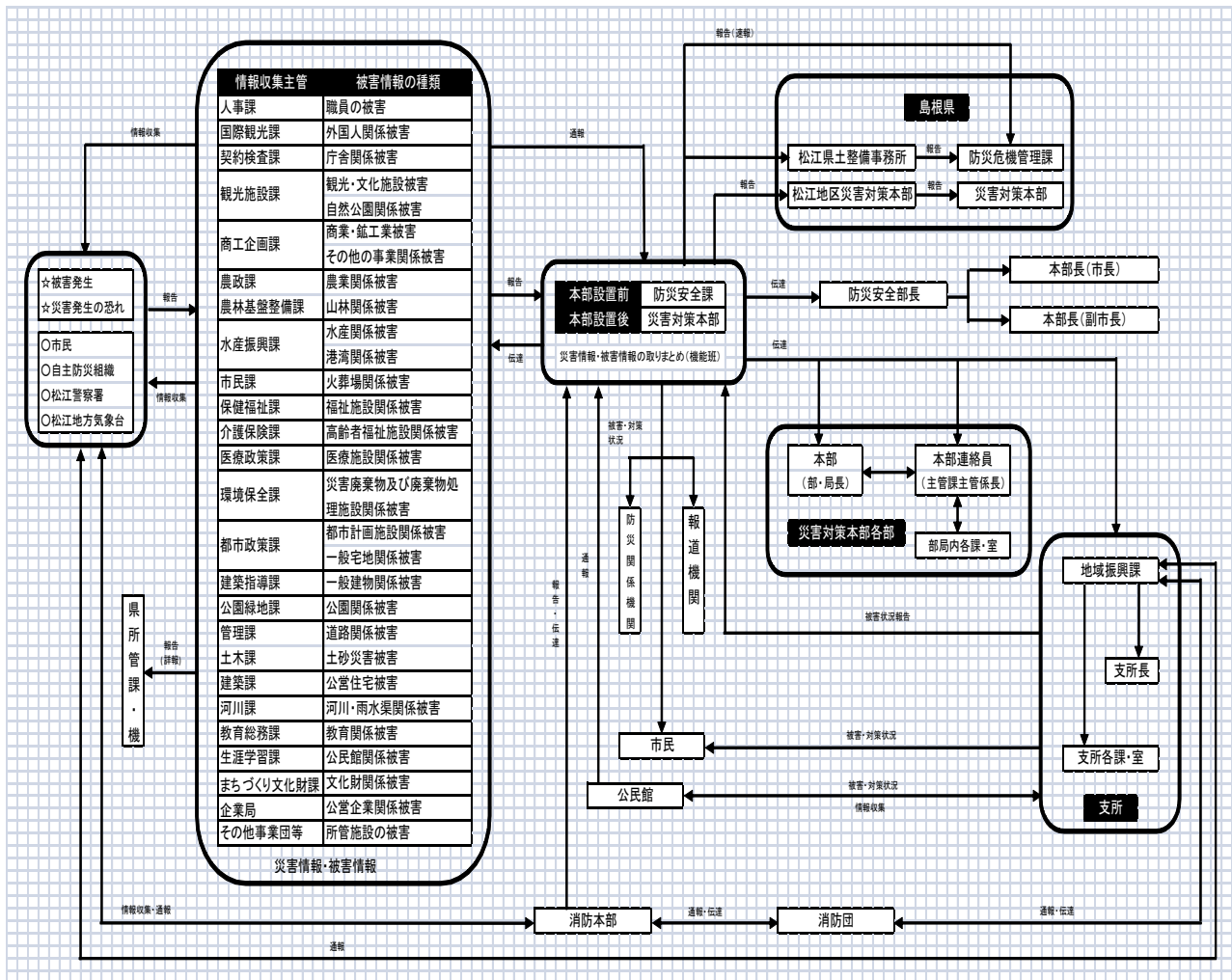
→ **資料編** [資料 2-8] 災害状況の判定基準

(1) 災害情報の通報及び被害状況報告

ア 災害状況の通報及び被害状況報告の伝達系統図

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告を行う。

図：災害状況の通報及び被害状況等の伝達系統



イ 関係機関等の行う通報

関係機関が、それぞれの機関において収集した災害情報を系統機関に報告する際、必要な場合には、系統機関への報告内容について、関係機関に対し報告を求める。

ウ 市民からの通報の受付

市民からの災害通報の受付については、原則として災害対策本部（機能班）において行う。

なお、災害対策本部設置前においては、各課及び支所にて受付を行い、各課及び支所は受け付けた内容を速やかに防災安全課に報告する。様式は資料編「被害状況・対応活動報告書」による。

→ **資料編** [資料 2-9] 被害状況・対応活動報告書

エ 被害情報のとりまとめ及び報告

- 担当部課及び支所は、調査した被害状況を取りまとめ防災安全課へ報告する。
- 防災安全課は、市内の被害状況を取りまとめ、災害対策本部において実施し又は実施しようとする災害応急対策に関する情報と併せ、関係機関へ報告する。なお、関係機関へ報告した事項については、その都度松江警察署へ連絡する。
- 防災安全課は、島根県総合防災情報システムにより所定の様式にて県へ報告を行う。システムによる報告ができない場合は、FAXまたは電話で報告を行う。また、県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、消防庁へ報告を行う。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。
- 人的被害のうち行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市

町村又は県（外国人のうちの旅行者等の住民登録対象外の者については外務省）に連絡する。

オ 報告の種類及び内容等

報告の種類及び内容等は原則として次表による。

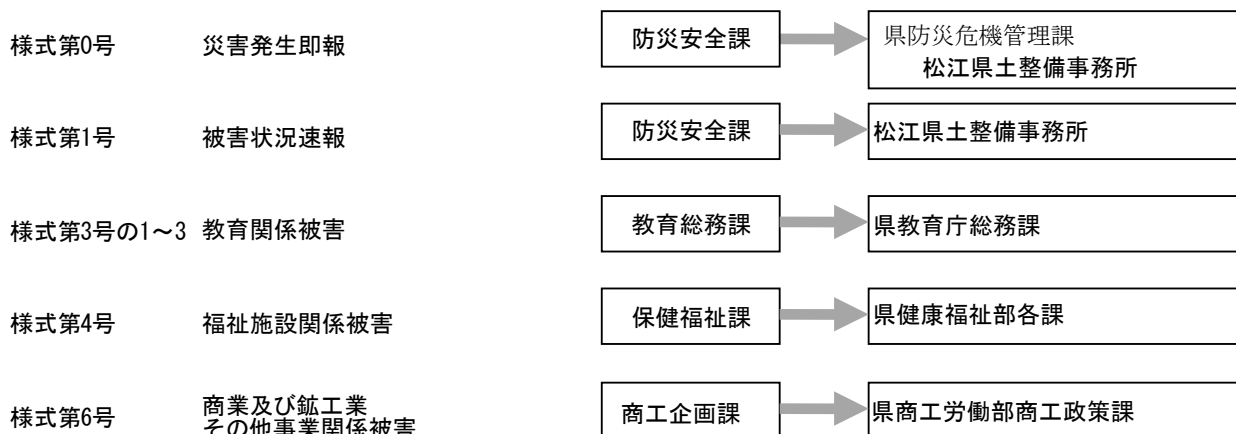
種類	内容	時期及び経路	備考
災害発生即報	1 災害の発生状況 2 災害に対してとった措置 3 県等に対する応援要求 4 被害の概要（判定基準「即報用」以上のもの） ※様式第0号	防災安全課→松江県土整備事務所・県防災危機管理課 左の1～4のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話、無線等を利用して報告する。
被害情報速報	各種被害等の概況 ※様式第1号	防災安全課→松江県土整備事務所→県防災危機管理課 概況が判明次第、随時	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第20号	関係各課→県地方機関・関係各課→県防災危機管理課 状況が判明次第、逐次	応急対策決定のもとになるので、平素から情報収集体制を整える。
確定報告	同上	関係各課→県地方機関・関係各課→県防災危機管理課 応急措置完了後20日以内	復旧計画等のもとになるので正確を期する。
災害対策本部	災害対策本部の設置 災害対策本部の解散	災害対策本部→県防災危機管理課・松江県土整備事務所	
被害地点報告	被害現場の状況、位置及び画像	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	* 準備体制においては災害対策連絡会議、警戒体制においては警戒本部。
ライフライン	電気、都市ガス、電信電話、上・簡易水道、下水道の被害状況	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	
交通情報	道路（国道・主要地方道・市道の全面通行止）、鉄道、港湾、空港の被害状況	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	
林野火災	焼損面積20ha以上の林野火災	消防本部→県防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日まで	

* 上記による報告は原則として県の災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等の設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

カ 報告様式及び様式別報告系統

報告様式別の報告系統は次のとおりとし、各課から県担当課へ報告された内容については、必ず防災安全課にも報告を行う。なお、報告様式は資料編「被害状況報告様式」による。

→ **資料編** [資料 2-11]被害状況報告様式



様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び公営住宅 関係を除く	管理課	松江県土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課	松江県土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課	松江県土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局	松江県土整備事務所(管渠) 宍道湖東部浄化センター(処理場)
様式第8号の2	公営住宅関係被害	建築課	松江県土整備事務所
様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課	松江県土整備事務所
様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国庫補助 事業で整備した施設・非共同利用施 設及び農畜産物の被害状況報告書	農林基盤整備課 農政課	松江県土整備事務所
様式第10号の1 様式第10号の2 様式第10号の3 様式第12号 様式第13号	農作物関係被害 果樹等樹体被害 農業非共同利用施設被害 畜産関係被害 農業共同利用施設被害	農政課	東部農林振興センター
様式第14号の1 様式第15号の1	山林関係被害（治山） 山林関係被害（林道）	農林基盤整備課	松江県土整備事務所
様式第15号の2 様式第15号の3 様式第15号の4 様式第15号の5 様式第15号の6 様式第15号の7	山林関係被害（造林地等） 山林関係被害（苗木等） 山林関係被害（苗畑施設等） 山林関係被害（林産物） 山林関係被害（林産施設） 山林関係被害（林産加工施設）	農林基盤整備課	東部農林振興センター
様式第16号の1 様式第16号の2 様式第16号の3	水産施設被害 水産物被害 漁港被害	水産振興課	松江水産事務所
様式第17号	医療関係施設被害	医療政策課	松江保健所
様式第18号	水道関係被害	上下水道局	松江保健所 県健康福祉部薬事衛生課
様式第19号の1 様式第19号の2 様式第19号の3	災害廃棄物関係被害 一般廃棄物処理場関係被害 産業廃棄物処理場関係被害	環境保全課	松江保健所
様式第20号	火葬場施設被害	市民課	松江保健所
様式第22号	自然公園関係被害	観光施設課	県環境生活部自然環境課

第3節 災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実施目標	災害発生から30分以内に広報体制を確立 災害発生から1時間以内に一般広報を開始

1 市による災害広報の実施 【防災安全課、観光文化課、国際観光課、秘書広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

(1) 広報の体制

- 災害対策本部は、地震に関する災害情報のうち、延焼火災、がけ崩れ等による避難勧告・指示や避難所の開設状況等、市民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。
- 各支所は災害対策本部事務局と連携し、当該地域における災害の状況や避難所の開設状況等の広報を実施する。
- 秘書広報課は、災害時の報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道発表の会場及び時間等の調整、その他報道対応全般に関することを実施する。
- 市民生活相談課は、一般情報（緊急広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 各部局等は、所管する施設等に対して、必要に応じて災害の状況を連絡するとともに、災害対策本部に対して定期的に災害情報、生活関連情報等を報告する。
- 災害対策本部事務局は、各部局及び関係機関等から報告を受けた情報を整理して資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

(2) 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災害情報	1 地震及び津波等に関する気象情報 2 災害発生状況（地盤災害・土砂災害等の発生状況等） 3 災害対策本部等の設置と活動状況 4 避難誘導及びその他注意事項 5 市内の被害情報（人的被害、住家被害等の概括的被害状況） 6 家庭・職場での対策と心得 7 その他必要な事項
生活関連情報	1 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み 2 食料、生活必需品等の供給実施状況 3 道路交通状況（通行止等による交通規制区間等） 4 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害・運行状況） 5 医療機関の活動状況、救護所の設置状況 6 その他必要な事項

救 援 措 置 情 報	1 り災証明書等の発行状況 2 各種相談窓口の開設状況 3 税、手数料等の減免措置の状況 4 必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等） 5 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報 6 災害援護資金等の融資情報 7 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 8 市業務の再開状況 9 その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望、被災地への救援物資発送にあたっての送り先、内容明示等の要望）

(3) 広報の方法

ア 緊急広報

避難勧告・指示等の緊急広報の実施方法については、本章第8節「避難活動」を参照のこと。

なお、避難勧告・指示等を行った場合、秘書広報課は、島根県避難勧告等情報伝達連絡会において定めた「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ 一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、機能班を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。

なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。

手 段	放送場所等	概 要
防 災 行 政 無 線 (同 報 系)	・災害対策本部（防災安全課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び個別受信機の音声放送 ・文字表示付き個別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送
屋 内 告 知 端 末 (お し ら せ 君)	・災害対策本部（防災安全課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災安全課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災安全課）	・防災メールによる文字情報 ・緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡
防 災 情 報 ツ イ ッ タ ー	・災害対策本部（防災安全課）	・防災情報ツイッターによる文字情報等
ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災安全課）	・ホームページによる文字情報等
自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会FAX（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等
広 報 車	・広報車両	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送
現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）
広 報 刊 行 物 等 (臨 時 市 報 等)	・災害対策本部（秘書広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行

ウ 報道機関への発表

- 報道機関への情報提供は、原則として秘書広報課を窓口とする。なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。
- 災害対策本部を設置した場合、秘書広報課は速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救護措置情報等の提供を行う。
- 災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に秘書広報課が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに市民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。

エ 要配慮者に対する広報

- 聴覚障がい者に対しては、防災行政無線（文字表示付戸別受信機）等により情報提供を行うとともに、手話通訳や文字情報を取り入れた報道を報道機関に対して要請する。
- 視覚障がい者に対しては、防災メール等により情報提供を行うとともに、情報提供を行うよう報道機関に対して要請する。
- 各種障がい者団体やボランティア団体等に対して、情報提供を行う。
- 外国人住民に対しては、避難所への語学ボランティアの派遣、多言語による広報刊行物の配布及び報道の要請、外国人関係団体への情報提供等を行う。
- 要配慮者が利用する施設への災害広報については、市が有する各種広報媒体等によりそれぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

オ 避難者への広報

情報入手手段が限られる、避難所等にいる被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に対して、それぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

カ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

2 防災関係機関による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報の実施を要請する。

(1) 防災関係機関の行う広報の内容

市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 防災関係機関の行う広報の方法

- 各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携をとりながら広報活動を実施する。
- 広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、観光客、外国人等に十分配慮して行う。



第4節 広域応援体制

大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

1 災害情報・被害情報の収集・分析……………【防災安全課、消防本部】

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報収集・分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。

なお、応援協力の要請にあたっては、次の事項を要請先に示して行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事期間
- エ 従事場所
- オ 人員
- カ 集合場所
- キ その他参考となる事項

2 市における相互応援協力……………【防災安全課】

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- 災害が発生した場合、隣接する市町村との間で応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- 発生した災害が更に拡大した場合、県の松江地区災害対策本部の管轄区域内における応援について、県への要請を行う。
- 被害が大規模となり松江地区災害対策本部のブロックを越える応援が必要と判断される場合、県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請するとともに、県への依頼又は協定等に基づき、他県又は他県の市町村、防災関係機関等に応援を要請する。

→ **資料編** [資料 4-(1)-1～4-(1)-15] 市町村相互間及び県外との応援協定

(2) 市内所在機関相互間及び民間団体等との応援協力

応急措置の実施にあたり必要な場合には、市内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、市域を活動領域とする公共的団体及び民間団体等に対し応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(2)-1～4-(2)-29] 関係機関及び民間団体等との応援協定

(3) 自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請、海上保安庁への応援協力要請については、次節以降に示す。

「自衛隊の災害派遣体制」	→	震災対策編	第2編第3章第5節
「海上保安庁への応援協力体制」	→	震災対策編	第2編第3章第6節

(4) 他機関への出動

- 公共機関及び重要な施設の管理者等から消防団等の出動の要請があった場合、市長は状況を判断し必要があると認めたときは、職員を出動させることができる。
- 近隣市町村からの要請又は知事の指示に基づく応援出動については、市長はやむを得ない事情がある場合を除きこれに応ずる。応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に活動する。

3 消防における相互応援協力……………【消防本部】

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防・救急相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(3)-2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

イ 知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動を要請する。

ウ 応援要請上の留意事項

(7) 要請の内容

応援の要請にあたっては、次の事項を明らかにして行う。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 市への進入経路及び結集場所（待機場所）
- 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(イ) 応援消防隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防本部は連絡係を設け次に示す体制を整える。ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。

- 消防隊の誘導方法
- 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

(2) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

- 市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救出・救助等を行うために高度な資機材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。この場合において知事と連絡が取れないときは、消防庁長官に対して直接要請を行う。
- 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。
- 知事は、要請にあたり事前に消防本部との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を消防本部及び市長に報告する。
- 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けたときは、速やかに消防本部及び市長に連絡する。

イ 調整本部の設置

調整本部の組織及び業務内容は次のとおり。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂
調整本部長	島根県知事
調整本部員	● 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 ● 代表消防機関の職員 ● 現地消防本部の職員 ● 出動した指揮支援部隊長
調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること

	⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること
	⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること
	⑦ その他必要な事項に関すること

＊代表消防機関は松江市消防本部とするが、松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部とする。

ウ 指揮体制

- 指揮本部は災害発生消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。
- 指揮支援部隊長は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置し、指揮支援本部長として配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

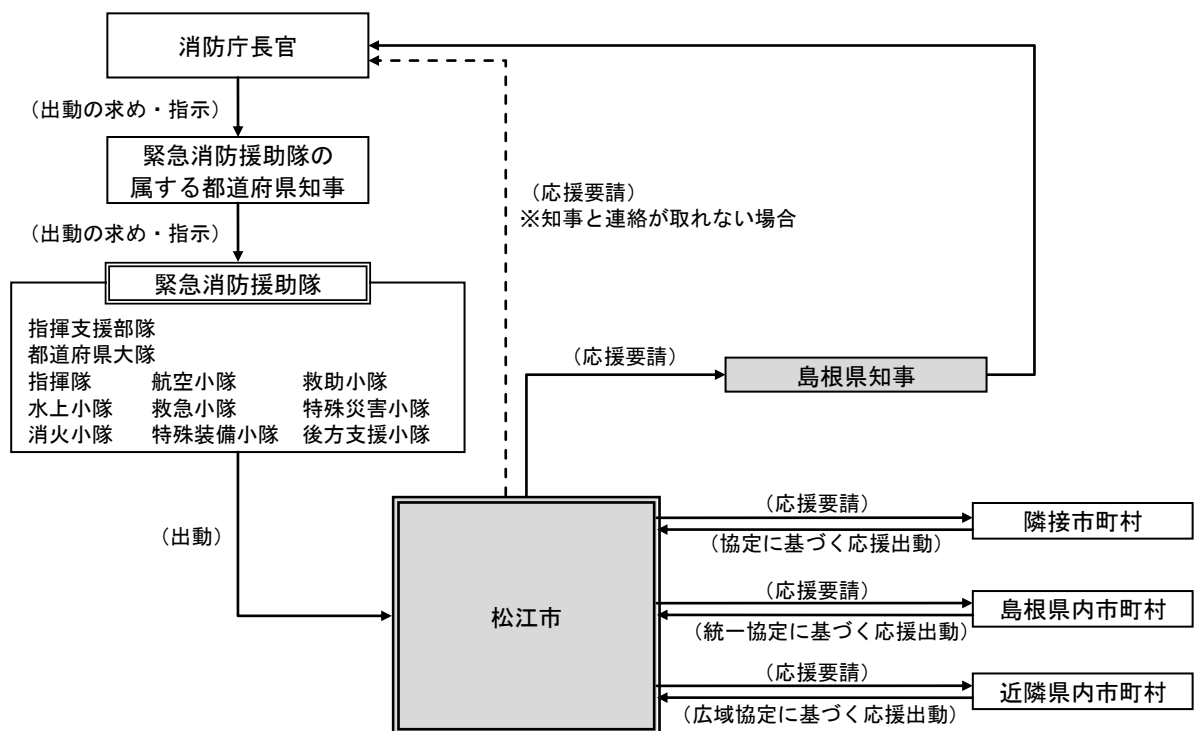
エ 経費負担

「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

オ 応援要請系統図

応援要請系統は次のとおりとする。

図：応援要請系統



第5節 自衛隊の災害派遣体制

大規模災害による被害が拡大し、市及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊の災害派遣要請及びその受け入れ体制について定める。

1 知事に対する災害派遣要請の要求……………【災害対策本部、防災安全課、政策企画課】

(1) 自衛隊の派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならないこと必要性があること。（公共性の原則）

イ 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

ウ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。（非代替性の原則）

(2) 要請基準

激甚な被害が発生し、市、関係機関及び隣接市町村の応援等により次に掲げる応急対策が不可能で、上記派遣基準を満たし、市長が必要であると認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

ア 人命救助

イ 消防、水防

ウ 救援物資の輸送

エ 道路の障害物除去

オ 応急の医療、防疫、給水、

カ 緊急な公共施設の応急復旧

(3) 要請手続

次の事項を記載した文書を知事（県防災部長）に提出し、派遣要請を依頼するとともに、この際、必要に応じてその旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、特に緊急を要する場合は口頭、電信又は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域、活動内容

エ その他参考となる事項

- 派遣を希望する人員、任務（水防、給水、輸送等）及び装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき）
- 連絡場所（又は連絡者）

→ **資料編** [資料 2-23] 災害派遣要請依頼書様式
[資料 2-24] 災害派遣撤収要請依頼書様式

(4) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがない時、又は通信の途絶等により知事への依頼ができない時は、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。

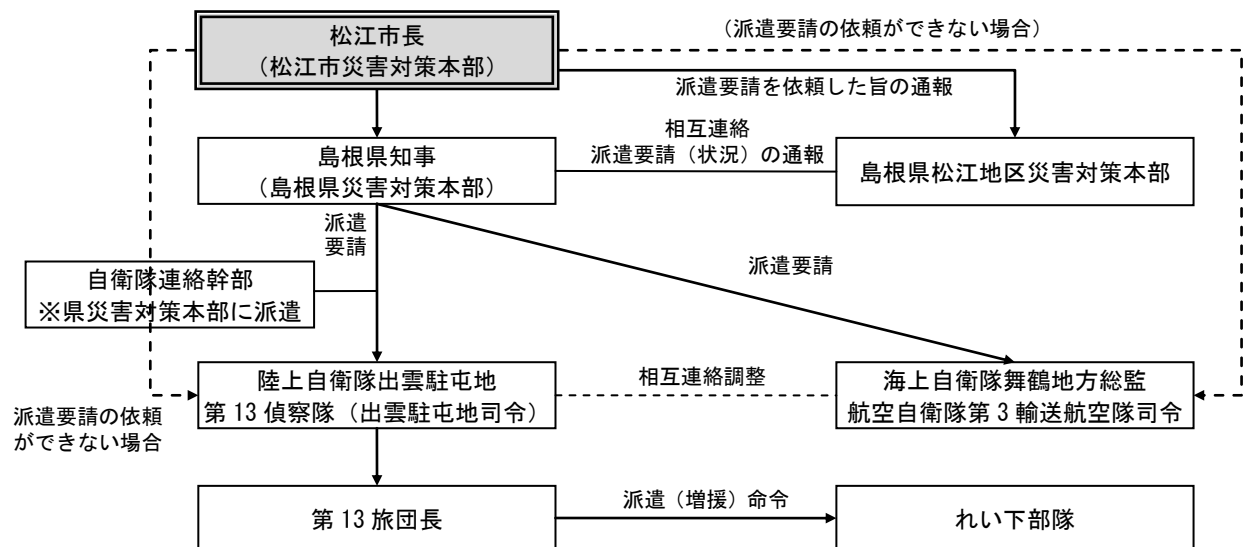
機関名	所在地	連絡先
陸上自衛隊出雲駐屯地 第13偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	電話 0853-21-1045 防災無線 7-526-5, 7-526-6 FAX 7-526-1
海上自衛隊舞鶴基地	京都府舞鶴市余部下1190	電話 0773-62-2250

海上自衛隊舞鶴地方総監部		FAX	0773-62-2255
航空自衛隊美保基地 第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	電話	0859-45-0211
		防災無線	7-445-5, 7-445-6
		FAX	7-445-1

(5) 派遣要請系統図

災害派遣にあたっての要請系統図は次のとおり。

図：自衛隊の災害派遣要請系統



2 災害派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣時に実施する救護活動の範囲は、通常次のとおりである。

項目	活動内容
被害状況の把握	知事、市長等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去にあたる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合は、被災者の応急医療、防疫、病虫防除等の支援を行う。薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認められる場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認められる場合は、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。

項目	活動内容
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

1 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等……………【防災安全課ほか関係各課】

(1) 派遣部隊との連絡

派遣部隊の任務等については、直接派遣部隊に申し入れを行わず、県を通じて行う。

(2) 受け入れ準備

ア 宿営施設

派遣部隊の宿営には、活動が必要な地区の学校、公民館等の公共建物をあてるものとし、水道、照明、寝具、炊事用具その他宿営に必要な設備を整える。

イ 使用資器材等の準備

- 派遣部隊の作業に必要な資器材は、派遣部隊が携帯する次のものを除きすべて市において調達することを原則とするが、市において調達が不可能な場合は、県又は関係公共機関に要請し確保を図る。
 - ① 部隊等装備資材
 - ② 食料
 - ③ 燃料
 - ④ 衛生資材等
- 市又は関係公共機関による調達が不能な場合において、派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として部隊撤収後に部隊へ返還又は代品弁償する。
- 使用資器材の準備については、事前に市の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して、所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な準備を行う。

ウ 交通規制

派遣部隊が市内で移動する場合は、松江警察署及び道路管理者と連携し必要な交通規制を行う。

エ 誘導等

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各部は、被災地内における誘導並びに災害対策本部との連絡にあたるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

オ 飛行機等による輸送

飛行機等による物資投下が決定したときは、直ちに職員を投下地点に派遣し、物資投下についての現地の指揮にあたる。また、緊急にヘリポートを設けた場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

カ 応援作業

関係各部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関並びに地元関係者と協議をし、応援作業計画を立て派遣部隊と連絡をとり作業を実施する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

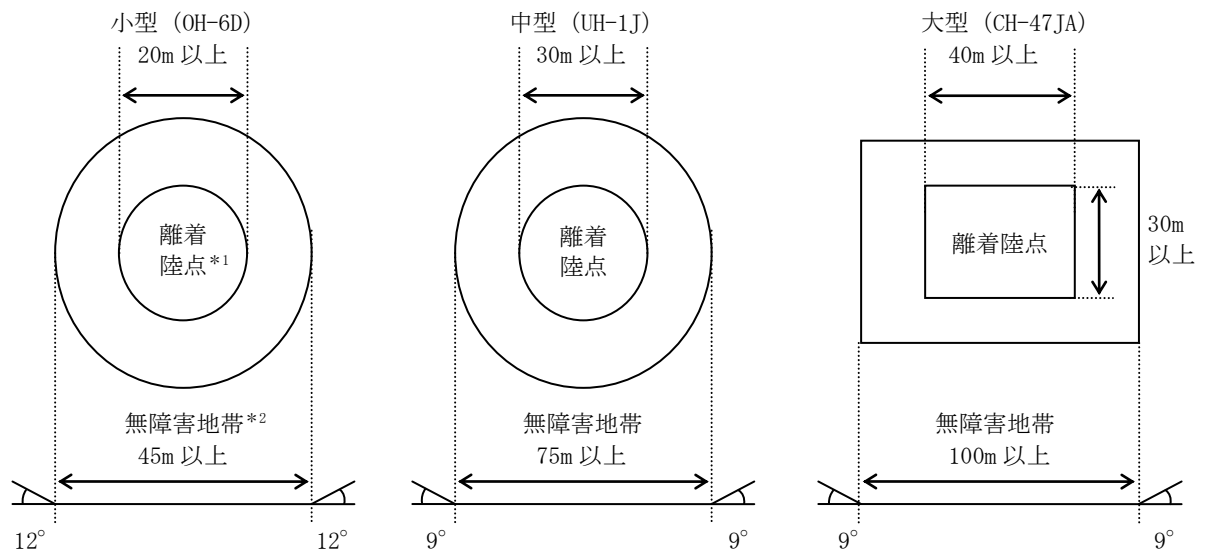
- ア 必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。



(4) ヘリコプターの離着陸にあたっての諸準備

ヘリコプターの離着陸場の適地として、平坦（勾配 $4^{\circ} \sim 5^{\circ}$ 以下）な無障害地帯（基準ア）が必要である。また、積雪のある場合は無障害地帯（基準の倍）の除雪及び踏み固める等の準備をする。

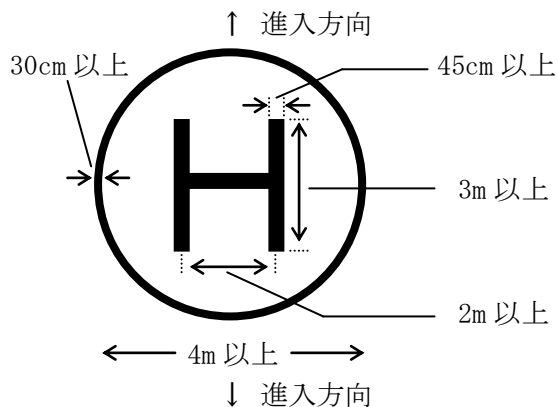
ア 離着陸のための必要最小限の無障害地帯



*1 離着陸点とは、安全容易に着地に接地できるように準備された地点をいう。

*2 無障害地帯とは離着陸に障害とならない地域をいう。

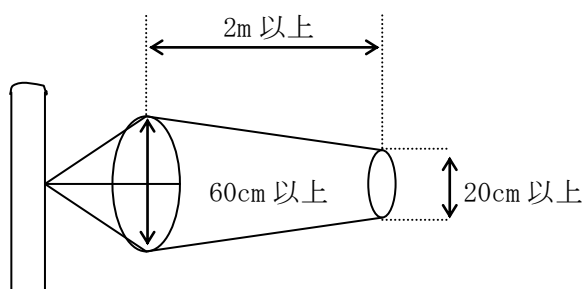
イ 標識



半径 2m 以上で石灰表示
積雪時は墨等で明瞭に表示

ウ 吹き流し（風向指示器）

無風地帯外に吹き流し又は旗（細長い布）を設置・固定し、ヘリコプターから風向が明視できるよう準備する。



色は背景と反対色
大きさは基準であり、緊急の場合は異なってもよい

エ 危険防止の留意事項

- 発着時は、風圧等による危険防止のため、子供等を接近させないこと。
- 着陸点付近に物品等を放置しないこと。
- 発着場に自衛隊員が不在の場合、できれば安全上の監視員を配置すること。

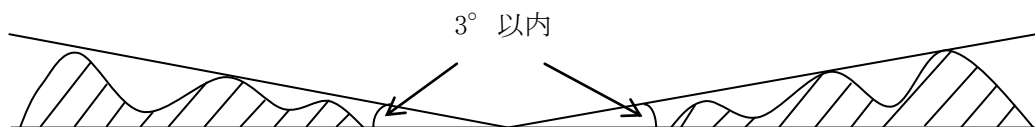
(5) 飛行機（有翼機）による物料投下

天候、地形等により制限を受けるが、次の要領により自衛隊航空機による物料投下を受けることができる。

ア 投下地点の設定

なるべく障害物のない平坦地が望ましいが、次のような場所でも利用できる。

- 投下地点を中心とした半径 5km の円内に、中心点を高度 0 として約 1.5km の円周上に 300m 以上の山又は障害物、約 3km の円周上に 400m、約 5km 円周上に 500m 以上の障害物がなく、かつ、投下地点付近約 300m 以内に人家が存在しない場所。
- 幅 300m 以上の溪谷等、谷地や下図のような地形も投下地点に使用できるが、この場合は、事前に部隊の空中偵察による現地確認が必要である。



イ 投下地点と表示方法

投下地点が決定したら上空から識別可能な「ムシロ」大の物を約 20 枚程度用意し、風上に対して T 字型に並べる。この T 字の左右 100m の地点で、発煙筒若しくはたき火等により白煙を上げる。



第6節 海上保安庁への応援協力体制

地震・津波災害による被害が拡大し、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなった場合における海上保安庁への応援要請及びその受け入れ体制について定める。

1 海上保安庁への救援協力要請.....【防災安全課】

(1) 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により要請する。なお、文書を送付するいとまらない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

- ア 要請者の氏名（職業、地位）
- イ 災害の概要及び救援活動を要請する理由
- ウ 救援活動を必要とする期間
- エ 救援活動を必要とする区域及び活動内容
- オ 前各号に掲げるもののほか、救援活動に必要な事項

(2) 要請先

要請にあたっての連絡先は次のとおり。

機関名	所在地	電話
境海上保安部（警備救難課）	鳥取県境港市昭和町9-1	0859-42-2531

第7節 災害救助法の適用

地震災害に際して一定規模以上の被害が生じた場合に適用される災害救助法について、実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、迅速な応急的救助の実施に資する。

1 災害救助法の実施機関

- 災害救助法適用前の救助事務は、市長が行う。
- 災害救助法適用後の救助事務は、知事が国からの法定受託事務として実施し、市長はそれを補佐することとなっているが、救助の実施に関する権限の一部については、救助活動を迅速に行うために、知事から市長に委任されている（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。市へ委任されている事項は次のとおり。

- ア 避難所の供与
- イ 応急仮設住宅入居者の決定
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索
- サ 死体の処理
- シ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

災害対策本部は、次の基準に基づき、災害救助法適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合、災害救助法の適用手続を行う。

- ア 市内の住家滅失世帯数が、100世帯以上であるとき。（1号基準）
- イ 県内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上の場合で、かつ、市内の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。（2号基準）
- ウ 県内の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、かつ、市域の被害状況が特に援助を必要とする状態にあったとき。（3号前段基準）
- エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（3号前段基準）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（4号基準）

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。なお、床下浸水及び一部破損は換算しない。

滅失世帯数＝（全壊・全焼・流失）＋（半壊・半焼×1/2）＋（床上浸水等×1/3）



(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の判定にあたっての基準は次のとおり（内閣府政策統括官通知「災害の被害認定基準」による）。

被害区分	判定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。 1 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかのもの。 1 損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合わせて1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

4 災害救助法の適用要請 【災害対策本部、生活福祉課】

(1) 被害報告及び適用要請

市長は、災害が前記に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課防災グループ：電話 22-5885）に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

(2) 適用事務

災害救助法の適用要請事務は、生活福祉課が行う。県に対して報告する内容は次のとおり。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

5 災害救助の実施方法等 【災害対策本部、生活福祉課】

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となるため、市長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に記載のとおり。なお、基準額については、厚生労働省告示を受けて、県規則により原則として毎年改定が行われるので、確認を要する。

→ 資料編 [資料 2-13] 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表



第8節 避難活動

地震時の津波、火災、土砂災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。避難の勧告・指示の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。

避難誘導にあたっては、要配慮者（高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。

なお、観光施設・大型店等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切に避難の勧告・指示の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。

1 要避難状況の早期把握・判断 【防災安全課、消防本部】

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、避難措置実施の第1次責任者として、災害の危険のある場合に時期を失しないよう、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置を行う。この場合、必要に応じて警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な避難措置を講じる。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。その際、災害対策本部において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等において判断する等、適時適切な避難誘導を行う。

ア 津波への自衛措置

強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、地震発生とともに地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

(7) 市のとるべき措置

- 直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに津波警報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
- 津波予報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示する。このほか県、警察及びNTT事業所等から津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとる。
- 津波予報及び避難の指示の伝達にもれがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

(イ) 海上保安官署等のとるべき措置

- 海上保安官署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。
- 入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避できない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

(ウ) 関係住民のとるべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、避難勧告・指示の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。

イ 被災建物からの避難

地震により被災した建物・宅地の応急危険度判定を速やかに実施し、避難の可否を判断する。また、避難先となる避難所についても、早急に関し、余震等に対する安全性を判断する。

ウ 火災、危険物等からの避難

同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合には、消防本部等と協力して状況を的確に把握し、避難の必要を認める場合には、混乱防止措置とあわせて必要な対策を講じる。

エ 土砂災害からの避難

地震に伴う土砂災害、がけ崩れ等が発生する危険性の高い地域（急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、堤防の決壊危険箇所等）において避難を要する場合が想定されるため、当該地域の状況を的確に判断し、避難の必要性を認める場合には、必要な対策を講じる。

2 避難勧告・指示の実施 【災害対策本部、防災安全課、消防本部、教育総務課、交通局、市立病院、各施設の管理者】

(1) 避難勧告・指示の実施責任者及び時期

市長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難勧告又は指示を行う。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

避難勧告・指示の実施責任者及びその時期については次のとおり。

避難勧告・指示権者及び時期

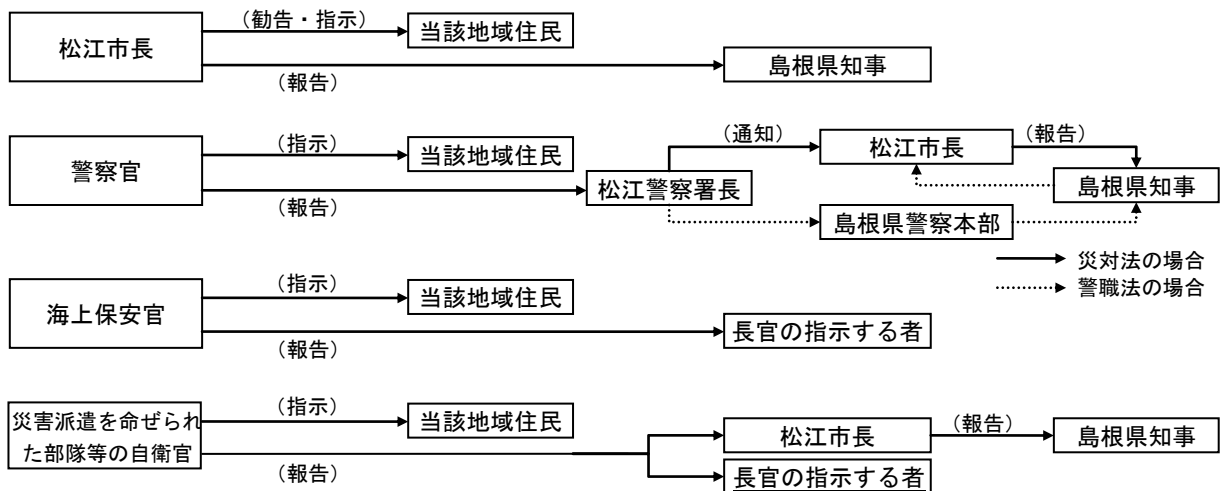
指示権者	勧告権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	市長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	災対法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの勧告・指示 屋内での待避等安全確保措置の指示 立ち退き先の指示	知事に報告（窓口：防災危機管理課）
知事（委任を受けた吏員）		災対法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条、第1項、第2項	全災害 市長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 屋内での待避等安全確保措置の指示 立ち退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
		警察官職務執行法第4条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難の措置（特に急を要する場合）	
海上保安官		災対法第61条第1項、第2項	全災害 市長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 屋内での待避等安全確保措置の指示 立ち退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）

指示権者	勧告権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
自衛官		自衛隊法第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置（警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る）	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事（その命を受けた県職員）、水防管理者		水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

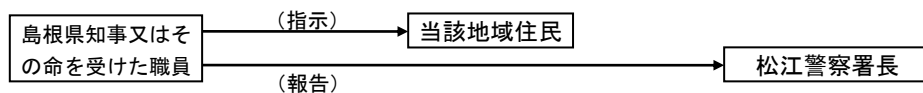
- *1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- *2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

図：避難勧告・指示の指示系統図

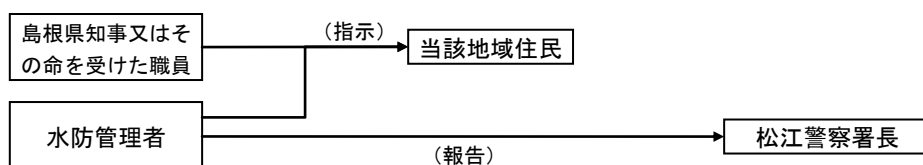
一般災害の場合



地すべり災害の場合



洪水、津波又は高潮災害の場合



(2) 避難勧告・指示の基準と区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

ア 避難勧告・指示の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合等に発する。

イ 避難勧告・指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想されるとき、又は避難のための立退きの勧告、指示等の措置をとった場合は、相互に通知・報告し、避難措置が迅速・的確に実施されるよう協力する。

(1) 市の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対し避難措置を実施する。避難指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知する。

- (ア) 避難すべき理由（危険の状況）
- (イ) 避難経路及び避難先
- (ウ) 避難後における財産保護の措置 他

イ 避難対策の通報・報告

- 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- 避難のための立ち退きの準備、勧告又は指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部）に報告する。
- 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(2) 病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

ア 避難体制の確立

- あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- 特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。
- 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(3) 観光施設・大型店等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。



ア 避難体制の確立

- あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、的確な避難対策を実施する。
- 特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した安全な避難誘導を行う。
- 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等との連携を図りながら、早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(4) 車両等の乗客の避難措置

- 公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。
- 天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(5) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会等において別途定める。

3 避難勧告・指示の伝達 【防災安全課、秘書広報課、市民生活相談課、消防本部ほか関係各課】

(1) 避難勧告・指示の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。

広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。消防車両においては、サイレン等も使用する
個別巡回による伝達	• 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う • 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。
町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難の勧告・指示に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット等により、避難情報の伝達を行う。
無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（移動系）、防災行政無線（同報系）及び屋内告知端末を活用する。
携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能を活用する。

また、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難勧告等の発令中の帰宅等の防止を図る。

(2) 関係機関への報告・情報提供

- 避難の勧告、指示を行った場合、防災安全課は直ちに県（防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は松江地区災害対策本部）に報告する。
- 避難の勧告、指示を行った場合、島根県避難勧告等情報伝達連絡会において定めた「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者（高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。

4 警戒区域の設定 【防災安全課、消防本部】

(1) 警戒区域の設定権者

- 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき、それぞれ実施する。
- 市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事に対し災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部の代行を要請する（災害対策基本法第73条第1項）。

警戒区域の設定権者は次のとおり。

区分	実施者
災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第63条第1項）
	警察官（災害対策基本法第63条第2項）
	海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）
	自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第28条）
	警察官（消防法第28条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第21条）
	警察官（水防法第21条）
	消防吏員・消防団員（水防法第21条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
	警察官（消防法第36条）

(2) 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

ア 実施にあたっての基準

- 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。
- 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

イ 実施方法

- 市長等が警戒区域を設定したときは、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び当該区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。
- 警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受け入れを行う。



1 避難の誘導等.....【防災安全課、消防本部ほか関係各課】

(1) 避難誘導の実施

地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域の避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

避難誘導体制の確立	- 避難先が比較的遠距離であり避難に危険が伴う場合等は、集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等から選ぶ）を定め、警察機関等の協力を得て自動車・船舶等を活用し、早急に集団避難できるようにする。 - 緊急を要する避難の実施にあたっては、警察機関等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。
避難経路	- 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。 - 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。
避難順位	- 避難誘導は原則として高齢者や障がい者等の要配慮者を優先し行う。 - 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。
携帯品の制限	- 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。 - 避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。
危険防止措置	- 避難先の開設にあたって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。 - 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置や誘導員の配置を行う。 - 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。
避難者の移送	- 被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先の受け入れ可能人員を超えた場合には、県、警察機関及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。 - 避難者の他地区への移送等について、必要と認める場合は、県に対し、関係機関への応援要請を行うよう協力依頼する。

(2) 自主避難の実施

災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう、市民に対し呼びかけを行う。

なお、自主避難の呼びかけの際には、上記のほか次の点に留意し行う。

自主避難の受け入れ	市民から指定避難所への自主避難の申し出があった場合、防災安全課は、災害の状況（気象条件）、緊急性、避難者数などを考慮し、避難所となる施設の担当部署と職員配置等を協議したうえで、適切な避難所を開設する。なお、指定避難所を開設するにあたっては、各地区公民館における受け入れについてをまずは検討する。
携行品	避難所への自主避難に際しては、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。
自主防災組織、町内会及び自治会等の協力	避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、町内会・自治会等に対し移送を要請する。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

避難誘導の実施にあたってのその他の留意事項は次のとおり。

避難行動要支援者 事前の避難誘導・移送	- 避難行動要支援者名簿に基づき、要配慮者支援組織や自主防災組織などの避難支援等関係者の協力を得る等により、地域ぐるみで避難誘導や安全確保を図る。 - 自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、自主防災組織、避難支援等関係者の協力を得る等により地域ぐるみで安全確保を図る。 - 状況によっては市が車両、船艇等を手配し、社会福祉施設又は福祉避難所等に事前に移送する措置をとる。
避難が遅れた者の 救出等	避難の遅れた者を市において救出できない場合は、直ちに県又は関係機関に応援を要請し、救出と避難所への受け入れを図る。
避難誘導時の 安全確保	避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急支援を行う。
被災者の運送	避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、車両等を手配し、福祉避難所等に事前に移送するなどの外を取る。

2 避難場所及び避難所の開設、運営 【防災安全課、保健福祉課、保健センター、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか施設所管課】

実施目標	避難勧告・指示の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に避難所の自主運営体制への移行準備を開始 （災害救助法適用時）避難所の開設・・・災害発生の日から7日以内

(1) 避難場所及び避難所の開設

ア 開設の方法

- 避難場所及び避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災安全課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等（幼稚園・保育所など生活に適した施設）の開設に努めるものとする。

*福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。平成28年4月1日現在、養護学校、福祉施設等18施設を指定。

- 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び避難所担当市職員が行う。
- 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 避難場所又は避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。
 - ① 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
 - ② 松江警察署等との連携

- ③ 既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携
- ④ 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- ⑤ 避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化
- ⑥ 避難者名簿の作成
- ⑦ 要配慮者に対する配慮

民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。

イ 関係機関への連絡

避難所を開設したときには、次の事項を速やかに県、松江警察署及び消防本部等の関係機関に連絡する。また、必要な場合は応援要請を行う。

- (ア) 避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
- (イ) 開設箇所数、受け入れ可能人員及び受け入れ状況
- (ウ) 開設期間の見通し
- (エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- (オ) 避難所で生活せずに食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

- ア 避難者のグループ分け
- イ 要配慮者への配慮
- ウ 男女双方のニーズの違いや子育て家庭のニーズへの配慮
- エ 避難者への情報提供と避難者のニーズの把握
- オ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給
- カ 避難所の共通理解ルール（消灯時間、トイレの使用等）の作成徹底
- キ 避難所及び不在となった家屋のパトロール（警察機関、消防団及び自主防災組織等と連携）
- ク 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送
- ケ 福祉避難所（要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けることのできる体制を整備した避難所）の開設検討と、要配慮者の移送・誘導
- コ 食事供与の状況把握

また、避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難生活が概ね一週間を超え長期化する見通しの場合、要配慮者や男女双方のニーズに配慮するなど、具体的には次の点に留意し運営を行う。

- ア 避難所担当職員、施設管理者及び避難者代表等により構成される「避難所運営委員会」による自主運営体制の確立と避難所運営委員会への男女の委員の配置
- イ 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施
- ウ プライバシーの確保
- エ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
- オ 女性に対する暴力防止など安全性の確保
- カ 救護所の設置
- キ 仮設トイレの確保
- ク 暑さ寒さ対策
- ケ 入浴、洗濯対策
- コ 食品衛生対策

- サ し尿及びごみ処理等の避難所の衛生対策
- シ 家庭動物のためのスペースの確保
- ス 感染症対策
- セ 公営住宅、仮設住宅等の確保と避難者の受け入れ
- ソ 避難所となる施設（学校等）の機能復旧
- タ 食料の確保、食事供与の状況把握
- チ 簡易ベッド等の活用状況の把握

(4) 避難所の閉鎖

災害の規模等に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(5) 避難所に滞在することができない被災者への対策

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

3 広域一時滞在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【防災安全課】

- 災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等を鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要な場合、県内の他市町村に対しては当該市町村に直接協議し、県外の市町村に対しては県に対して当該都道府県との協議を求める。
- 避難所を指定する際には、広域一時滞在の観点から、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

4 一時帰宅の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【防災安全課、建築指導課、消防本部】

- 市長は、応急危険度判定等により「要注意」又は「危険」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。
- 一時帰宅の実施にあたっては、警察機関、消防本部及び自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期し行う。



第9節 消防活動

消防本部は、消防団との連携のもとに、住民、自主防災組織、町内会・自治会、各事業所の自衛消防組織等と協力し、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ消防活動を行う。

1 消防本部・消防団による消防活動 【消防本部、各支所】

(1) 消防本部による消防活動

ア 災害状況の把握

消防活動に際しては、119 番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員の情報等により情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

イ 通信体制の確立

消防・救急無線網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

ウ 災害状況の報告

消防長は、応援要請等の手続に遅れのないよう、災害の状況を市長に対して逐次報告する。

エ 同時多発火災への対応

同時に複数の延焼火災が発生した場合には、次の点に留意して消防活動を行う。

消 防 水 利 の 確 保	防火水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水からの取水等、消防水利の多様化に務める。
避難地・避難路の確保	人命の安全を最優先し、避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。
重 要 地 域 の 優 先	重要かつ危険度の高い地域を優先して消防活動を行う。
消火活動地域の優先	消火可能地域を優先して消防活動を行う。
市街地火災消防活動	市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報伝達に努め、避難勧告・指示等を行う必要が生じた場合、適切な広報を実施する。
重 要 対 象 物 の 優 先	工場や大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。

オ 火災現場活動

出場隊の指揮者は、人命の安全確保を最優先にして、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、概ね次のとおり行動を決定する。

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したとき	積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したとき	住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物、空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

カ 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

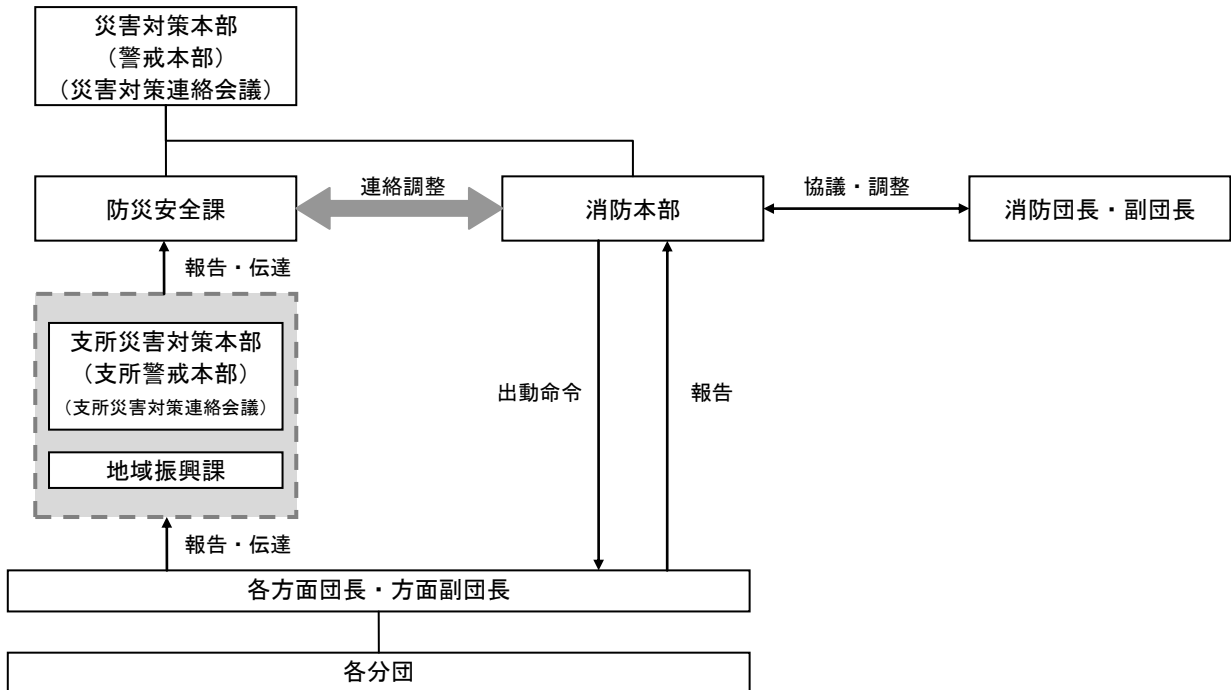
(2) 消防団による消火活動

ア 出動命令系統

消防団の出動の要否判断、出動区分等については、消防本部において定める。

災害及び出動に関する情報等の伝達系統は次のとおり。

図：災害及び消防団の出動に関する情報等の伝達系等



イ 出火防止

災害等の発生により、火災等の発生が予測された場合には、消防団員は居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を行う。

ウ 消火活動

- 単独又は消防本部と協力し、地域における消火活動と主要避難路確保のための消火活動を行う。
- 損壊家屋や避難後の留守宅における、通電時の出火等の警戒活動を行う。

エ 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(3) 市民の対策

出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

(4) 惨事ストレス対策

消防活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

2 他の消防機関に対する応援要請 【消防本部】

他の消防機関に対する応援要請については、第3章第4節「広域応援体制」を参照のこと。

「消防における相互応援協力」→ 震災対策編 第3章第4節



第 10 節 救急・救助活動

災害時には、広域的あるいは局地的に救急救助を必要とする多くの傷病者が出ると予想されるため、県及び関係機関と連携して初動体制を確立し、一刻も速い救助・救急活動を実施する。

実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から 3 日以内

1 救急・救助活動の実施……………【消防本部、市立病院】

(1) 市及び関係機関

ア 活動及び出動の原則

救命処置を要する重傷者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助を要する救急事案の場合は、救急隊と他隊が連携して出動するよう努め、救助活動を要しない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (ア) 延焼火災が多発し多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (イ) 延焼火災は少ないが多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命の救護を最優先する。
- (ウ) 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先し、その他の傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携し救急・救助活動を実施する。

ウ 救急搬送

- 傷病者の救急搬送にあたっては、重症度に応じて振り分けを行い、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要するものを優先して搬送する。
- 搬送に際しては、消防本部、医療救護班及び県等の車両を活用するほか、重症患者等は必要に応じ県、自衛隊のヘリコプター等により行う。
- 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関と協力し行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

- 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- 収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できる情報体制を確立する。
- 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 住民及び自主防災組織

自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力する。

(3) 惨事ストレス対策

救急・救助活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

2 救急・救助用資機材等の確保……………【消防本部、市立病院】

- 初期段階においては、原則として各機関が整備・保有している資機材等を活用する。
- 資機材等に不足を生じた場合は、関係機関又は民間業者からの借入れ等により調達する。
- 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、民間業者から調達する。
- 消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第11節 医療救護

地震災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。

県、市、医療機関及び各防災機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、医療救護の具体的事項については、「島根県医療救護実施要綱」による。

実施目標	(災害救助法適用時) 医療…災害発生の日から14日以内 (災害救助法適用時) 助産…分娩した日から7日以内

1 緊急医療の実施 【市立病院】

(1) 医療救護活動

- 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、災害の種類及び程度により、市立病院等に医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- 災害の程度により、市単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。
- 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。
- 広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。
- 必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合においては、地域災害医療対策会議（保健所長）に支援を要請する

本市における医療救護班の編成は次のとおり。

資料：島根県地域防災計画区分・ 所属	班数	班編成
松江市立病院	1	医師1、看護師2、薬剤師1 事務員1、医師1、看護師4、事務員兼運転手1、自動車1
松江赤十字病院	3	医師2、薬剤師1、看護師4、事務員兼運転手1、自動車1
松江市医師会	橋北班	(松江市立病院の医療救護班の編成に準ずる)
	橋南班	
現地医療救護班		医師1、看護師2（当該区域の医療従事者の協力により編成する）

(2) 助産救護活動

- 必要に応じて市立病院において助産救護班を編成し出動するとともに、市長は災害の種類及び程度により、医療救護活動に準じ他の医療機関及び医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。
- 災害の程度により、市単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

(3) 緊急医療活動状況の記録

出動した医療（助産）救護班は、救助の実施状況及び取扱患者に関する次の事項を台帳に記載し備えるとともに、活動終了後に次頁に示す「出動報告書」を作成し提出する。



救助の実施状況等に関する事項	1 使用した医療用品の内訳（品名、数量、単価、金額、調整先その他） 2 救助の実施状況（患者数、傷病の内訳、その他）
取扱患者に関する事項	年月日、患者の住所・氏名・職業・年齢・性別・病名、遺体検案数等

医療（助産）救護班出動報告書				〇〇医療（助産）救護班
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	
上記のとおり 月 日に出動したので報告します。 年 月 日 （本隊、支・分隊、関係機関の別） 責任者 印				
本隊 健康福祉部長 様				

2 医薬品・医療用資器材等の調達 【市立病院】

医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合には、県（薬事衛生課）に対して災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

3 傷病者等の搬送 【消防本部、市立病院】

(1) 傷病者等の搬送先医療機関の確保

傷病者の医療機関への搬送を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に行うこととするが、これが困難な場合はその他後方医療機関等の協力を求める。

市内における病院の一覧は資料編に記載のとおり。

→ 資料編 [資料 2-16] 市内の病院一覧表

(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

関係機関において広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床数も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するよう努める。

(3) 特別に配慮を要する患者への対応

ア 透析患者への医療対応

- 医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対応できる体制をとる。
- 透析医療機関の要請に応じ、水、電気、燃料等の供給、復旧等について関係機関と調整する。

イ 在宅難病患者への対応

平常時から松江保健所を通じて把握している在宅難病患者を、県及び医療機関等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第12節 警備活動

県（警察本部）が島根県警察災害警備計画に基づいて実施する警備活動について、警備体制の確立及び避難誘導、救出・救護、交通対策等が速やかに実施されるよう配慮し、協力する。

1 災害警備体制の確立

震度5弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報、津波警報が発表された場合において、県警察本部及び警察署に設置される警備本部との連絡を密にし、協力して指揮体制を確立する。

2 災害警備措置 【防災安全課、管理課、各支所ほか関係各課】

(1) 災害情報の収集

次の事項について、警察機関が実施する情報収集に協力する。

初期段階	その後の段階
1 家屋、ビル等の倒壊状況	1 被災者の動向
2 道路・橋梁の損壊状況	2 被災地、避難所等の治安状況
3 火災の発生状況	3 流言飛語の発生状況
4 津波の来襲状況	4 交通規制の実施状況
5 死傷者、行方不明者等の状況	5 防災関係機関による応急対策の進捗状況
6 住民の避難状況	6 ライフライン等の復旧状況及び見通し
7 ライフライン及び鉄道の被害状況	
8 重要施設等の被害状況	

(2) 避難誘導

警察機関が実施する以下の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。

避難誘導措置	1 大火の発生、津波の来襲等、広域にわたって被害の発生が予想される場合等は、避難指示を行う前でも、市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し早めの避難を指導する。 2 避難対象地域が広範囲にわたる場合、危険性の高い地域から避難誘導を行う。 3 町内会、自治会、職場単位等の集団避難を原則とし統制ある避難誘導を行う。 4 不特定多数の人が利用する場所については管理者等の誘導による避難を原則とするが、危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し誘導を行う。 5 避難先において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難場所を変更する。
避難誘導時の広報	避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難先、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。
避難誘導時の安全確保	避難誘導にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急支援を行う。

(1) 救出・救護

警察機関が実施する次の救出・救護活動について、必要な協力を行う。

措置要領	1 倒壊家屋の密集地及び被災した病院、学校、駅並びに山（がけ）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。 2 救出した負傷者は応急処置を施した後、救護機関に引継ぎ病院等に搬送する。 3 見張員の配置、装備資機材の活用に注意を払う等、二次災害の防止に努める。
資機材等	現有装備資機材を有効に活用するほか、必要に応じ重機保有業者等の協力を得る。



(2) 遺体の検視、見分

警察機関が実施する遺体の検視、見分にあたり、次の事項に留意する。

検視場所等の確保	検視場所、遺体安置場所の確保に協力する。
関係機関の協力確保	島根県医師会、島根県歯科医師会との連携を図る。
身元不明遺体の措置	身元不明遺体は、警察機関の見分後に所持金品とともに引受け、市の責任で埋・火葬を行う。

(3) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

警察機関が実施する次の行方不明者の調査及び迷子等の保護活動について、必要な協力を行う。

相談所の開設	必要に応じ、警察署、交番その他適当な場所に「行方不明者・迷子相談所」を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。
行方不明者の措置	1 搜索願を受理した場合、避難先、病院等関係先に必要な手配を行う。 2 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な搜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に搜索し、その発見に努める。
迷子等の措置	1 迷子等を保護したときは、搜索願届との照合及び避難先、病院その他の関係先に必要な手配を行い、保護者の発見に努める。 2 迷子のうち、保護者等の引取人がない者、容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所若しくは市に通告し、又は引き継ぐ。

(4) 地域安全対策

警察機関の実施する次の地域安全対策について、必要な協力を行う。

各種パトロールの実施	1 避難先その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、住居侵入、窃盗等をはじめ各種犯罪の予防・検挙にあたる。 2 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。
地域安全情報の提供	住民の要望や苦情等の収集・分析を行い、広報紙等の媒体を通じて市民に広く情報提供を行うとともに、流言飛語を防止する。
困りごと相談所の開設	困りごと相談所を開設し、被災者の安否確認等の各種相談に応じる。

(5) 援助要請

警察機関より援助要請を受けた場合には、関係機関と連携して必要な援助・協力を行う。

(6) 惨事ストレス対策

警備活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

第13節 交通確保、規制

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

実施目標	災害発生から6時間以内に障害物除去作業を開始

1 交通規制の実施 【防災安全課、農林基盤整備課、水産振興課、管理課、各支所】

(1) 基本的事項

交通規制の実施者及び方法は、次のとおり。

実施者	実施方法	
道 路 管 理 者	道路、橋梁等の巡回調査を行い、危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに必要な規制を行う。	
公 安 委 員 会 警 察 機 関	交通情報の収集	● 航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 ● 隣接県の警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	交通安全のための規制	危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに、必要な規制を行う。
	緊急通行車両の通行確保のための規制	緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、一般車両の通行制限等の車両別交通規制、被災地の周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
港 湾 管 理 者	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。	

(2) 交通規制にあたっての留意事項

交通規制の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 市による交通規制の実施

(ア) 調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に市道の交通規制を実施する。

(イ) 市道以外の道路において交通規制を緊急に実施する必要がある、管理者が規制をする時間がない場合は、松江警察署に通報して規制又は混雑緩和の措置を実施する。この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は松江警察署に連絡し、正規の規制を行う。

イ 警察機関との相互連絡

交通規制の実施にあたっては、松江警察署と密接な連絡をとり、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に連絡する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

ウ 交通規制情報の提供

交通規制の実施にあたっては、国、県及び警察機関等に通知するとともに、次のとおり市民、道路利用者及び報道機関等に対し情報提供を行う。

(ア) 市民・道路利用者への周知

市民及び道路利用者に対し、インターネット、防災メール、防災行政無線（同報系）、屋内告知

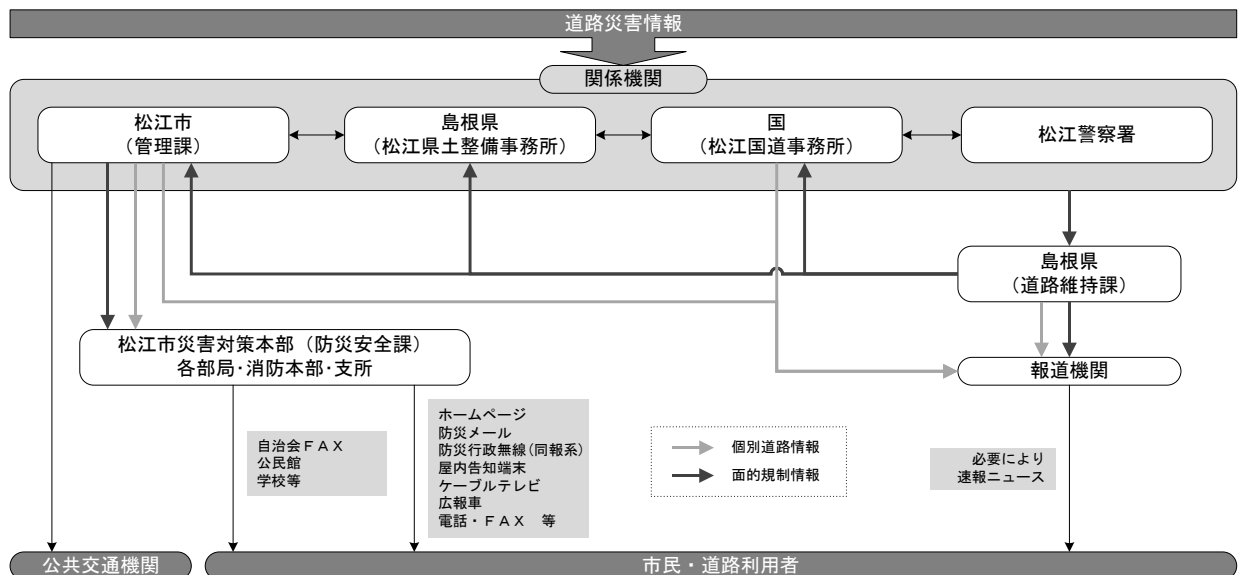
端末及びケーブルテレビ等を通じて、交通規制情報の周知徹底を図る。

(イ) 報道機関への伝達

交通規制による全面通行止めを実施する場合は、報道機関に対し緊急道路情報の提供を行う。

なお、報道機関への情報提供は、全面通行止めを行う道路の管理者が行うことを原則とするが、複数の道路管理者にまたがる面的な規制の場合は、「災害時等における緊急道路情報の提供に関する確認事項」に基づき、県が情報を集約した上で情報提供を行う。

図：交通規制情報の伝達フロー



エ う回路等の設定

緊急交通路及びう回路の指定にあたっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、松江警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。

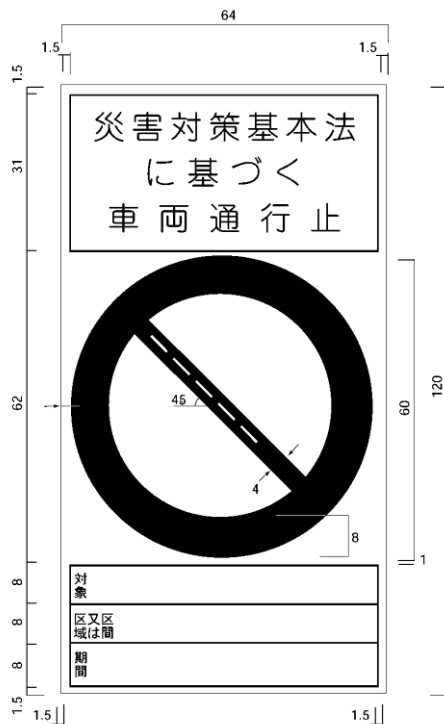
イ 路上放置車両等に対する措置

- 路上放置車両等の効率的な排除のため、警察機関等との連携を密にする。
- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急車両の通行の妨げとなり、その通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対して車両の移動を命令することができる。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うことができる。なお、上記措置のためにやむを得ない必要がある時には、道路管理者は、他人の土地の一時使用や竹木その他の障害物の処分を行うことができる。
- 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。
- 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用は消防吏員又は消防用緊急車両の通行を確保するため上記の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

ウ 規制の標識等

交通規制を行う場合は、法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

災害対策基本法に基づく規制の標識の様式は次のとおり。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

エ 規制の解除

- 交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行う。
- 交通規制を解除した場合は、速やかに当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては県（土木部道路維持課）又は日本道路交通情報センターに連絡する。

2 緊急通行車両等の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の円滑かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を除く。）を使用する場合は、県又は公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

イ 確認対象車両

確認対象の車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（市及び関係する公共機関等）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両である。

ウ 標章及び証明書の提示

申請を受けた県又は警察署が緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

→ **資料編** [資料 2-19] 緊急通行車両等の確認証明書

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

→ **資料編** [資料 2-20] 緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領



(3) 規制除外車両の確認

ア 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会に、規制除外車両確認証明書の申請を行う。

イ 確認対象車両

確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両である。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- (エ) 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両

ウ 標章及び証明書の掲示

申請を受けた警察本部又は警察署が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

→ **資料編** [資料 2-19] 緊急通行車両等の確認証明書

(4) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

→ **資料編** [資料 2-20] 緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領

3 発見者等の通報と運転者に求める行動

(1) 発見者等の通報

地震災害時に道路、橋梁等の危険な状況や、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報を行う。通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又は松江警察署、消防本部に通報する。

(2) 災害発生時において運転者に求める行動

ア 地震災害や大規模な車両事故等が発生したとき

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
- (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 道路の通行禁止等が行われたとき

- (ア) 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
- (イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。

4 道路障害物除去 【管理課、各支所】

(1) 緊急に障害物を除去すべき道路の把握と優先順位の決定

- 緊急啓開*道路（「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路）に指定された路線について、障害物除去に関する情報収集・提供を行う。
*啓開：土砂や災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること
- 障害物の除去が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し優先順位を決めて実施する。

(2) 道路障害物除去作業の実施

ア 資機材等の確保

- 保有する資機材及び応援協定等により、人員・資機材等を確保する。
- 人員・資機材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会）
[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会）
[資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）

イ 障害物除去作業

所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、次の事項に留意し行う。

- (ア) 道路緊急輸送は原則として1次、2次、3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。
- (イ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。
- (ウ) 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。
- (エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- (オ) あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- (カ) 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- (キ) 道路障害物除去により発生する土砂・流木・災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調整を行う。

5 港湾及び漁港障害物除去 【水産振興課、各支所】

(1) 緊急に障害物を除去すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定され、障害物の除去が必要な港湾及び漁港についての情報収集を行い、優先順位を決めて障害物除去作業を実施する。

(2) 港湾及び漁港障害物除去作業の実施

県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の障害物除去を的確かつ迅速に行う。また、障害物除去により発生した土砂、流木・災害廃棄物等の仮置場について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物等の除去に努める。

第 1 4 節 緊急輸送

地震災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

1 緊急輸送の実施 【防災安全課、都市政策課、資産経営課、商工企画課、交通局】

(1) 実施責任者

輸送対象別の緊急輸送の実施責任者と、輸送にあたっての配慮事項は次のとおり。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者	市長	1 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資	災害応急対策を実施すべき機関の長	2 被害の拡大防止 3 災害応急対策の円滑な実施

(2) 対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、次の各段階において必要な対象を優先的に輸送する。

段階	輸送対象
第 1 段階 (警戒避難期)	1 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 輸送施設、輸送拠点の復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階 (事態安定期)	1 上記第 1 段階の続行 2 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階 (復旧期)	1 上記第 2 段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

2 緊急輸送手段の確保 【防災安全課、都市政策課、資産経営課、商工企画課、水産振興課、交通局】

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち市が確保可能なものから実施し、他の緊急輸送支援機関へ要請する必要がある場合は、その都度関係機関と調整のうえ要請する。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
自動車	1 応急対策実施機関所有の車両等 2 公共的団体の車両等 3 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 4 その他の自家用車両等 なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、島根県トラック協会及び貨物自動車運送事業者等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。
鉄道	次の場合において、それぞれの実施機関に直接要請する。 1 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
	2 遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合。
船舶等	県に輸送条件を明示して要請を行う。
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う。

→ 資料編

[資料 2-21] 運送事業者名簿

[資料 2-22] 緊急輸送及びライフライン関係機関の連絡先一覧表

(2) 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とする場合、次の点を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

(3) 費用の基準及び支払

- ・ 輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。
- ・ 自家用車の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
- ・ 輸送費あるいは借り上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

(4) 緊急輸送のための燃料の確保

関係機関と連携し、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保.....【防災安全課、都市政策課、資産経営課、商工企画課、水産振興課、管理課、交通局】

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定し確保する。

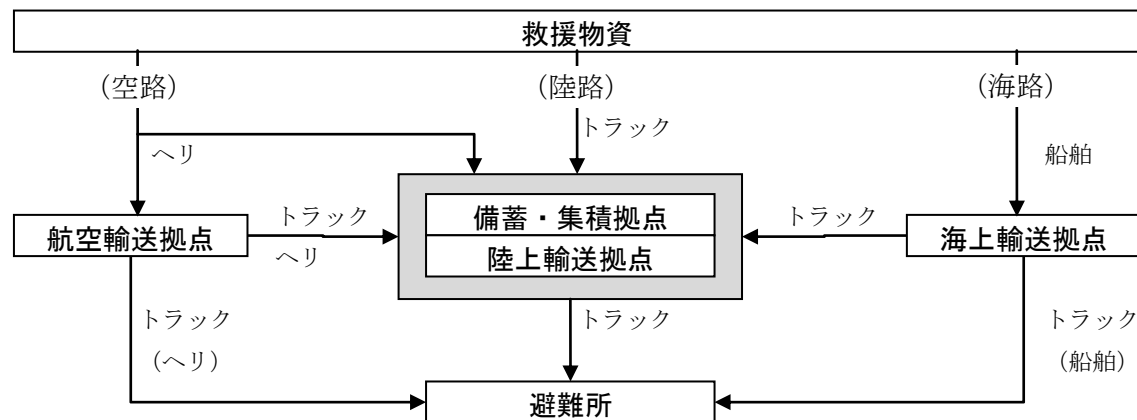
島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路のうち、本市における主な指定道路は次のとおり。

区分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第1次 緊急輸送道路	県庁、県警察本部、市役所本庁舎及び救援物資等の備蓄・集積拠点となる広域的な防災拠点（七類港、消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫）と接続する道路。	国道9号（松江道路を含む） 国道54号、国道431号 国道485号 主要地方道松江木次線
第2次 緊急輸送道路	支所、松江警察署、北消防署、災害拠点病院等の病院、ライフライン施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。	国道432号 主要地方道松江鹿島美保関線 主要地方道松江島根線 一般県道大根島線
第3次 緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要な施設（県・国の関係庁舎、郵便局、放送局、ヘリポート、病床数の多い病院等）に接続する道路。	市道大正町西津田線 市道大森上来待線

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を次のとおり確保する。輸送にあたってのフローは次のとおり。

図：輸送にあたってのフロー



ア 輸送拠点

市外から搬入される救援物資等を受け入れる輸送拠点は、次のとおりとする。

島根県緊急輸送道路ネットワークに定める輸送拠点等			
	地区名	施設名称	所在地
陸上輸送拠点	旧市	島根県消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫 J R 松江駅前広場 一畑電車松江しんじ湖温泉駅前広場 道の駅秋鹿なぎさ公園 松江市立病院 松江赤十字病院 松江生協病院 島根県赤十字血液センター 国立病院機構松江医療センター 松江記念病院 道の駅本庄	乃木福富町 735-157 朝日町 中原町 岡本町 1048-1 乃白町 32-1 母衣町 200 西津田 8-8-8 大輪町 420-21 上乃木 5-8-31 上乃木 3-4-1 野原町 401-8
	玉湯町	松江玉造インターチェンジ 宍道湖サービスエリア 玉造厚生年金病院	玉湯町布志名 玉湯町湯町 玉湯町湯町 1-2
	宍道町	宍道インターチェンジ	宍道町佐々布
	東出雲町	東出雲インターチェンジ	東出雲町意宇南
海上輸送拠点	鹿島町	恵曇漁港	鹿島町恵曇
	美保関町	七類港	美保関町七類
	市外	(境港)	(鳥取県境港市)
航空輸送拠点	旧市	島根県消防学校 島根県警察学校 松江市総合運動公園 松江 B & G 海洋センター	乃木福富町 735-157 西浜佐陀町 582-2 上乃木 10-4-1 西浜佐陀町 1012
	鹿島町	鹿島東小学校	鹿島町北講武 599
	島根町	島根スポーツ広場	島根町野波 2376-1
	美保関町	美保関町総合運動公園	美保関町下宇部尾 872-4
	八雲町	八雲山村広場	八雲町西岩坂 1074
	玉湯町	玉湯野球場	玉湯町湯町 682-2
	宍道町	宍道総合公園	宍道町白石 1408-2

島根県緊急輸送道路ネットワークに定める輸送拠点等			
	地区名	施設名称	所在地
	八束町	八束学園（八束中学校）	八束町波入 1975
	東出雲町	錦浜（訓練場）	東出雲町錦浜
	市外	（出雲空港） （米子空港）	（出雲市斐川町） （鳥取県境港市）

イ 備蓄・集積拠点

救援物資の備蓄・集積拠点としては、原則として次の施設とする。

施設名称	所在地	備考
島根県消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫	乃木福富町 735-157	県集積拠点等
宍道インターチェンジ	宍道町佐々布	
松江玉造インターチェンジ	玉湯町布志名	
東出雲インターチェンジ	東出雲町意宇南	

(3) 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送の実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、緊急物資等の備蓄・集積拠点等について、報道機関等を通じる等により関係機関及び住民等へ周知する。



第 15 節 浸水対策

地震の発生に伴い、ため池及び河川等の堤防決壊による浸水被害が生じるおそれがあるため、過去の地震発生時の事例、自然条件及び水防施設状況をもとに、重点的に浸水対策を実施すべき地域について、点検及び監視を行う。

1 浸水防止体制の確立 【防災安全課、秘書広報課、農林基盤整備課、水産振興課、市民生活相談課、管理課、土木課、河川課、建築指導課、消防本部、各支所、上下水道局】

市街地を中心とした低地盤地域や海岸沿いの集落における浸水被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を、「松江市水防計画」に定めた方法により確立する。

2 浸水被害の拡大防止 【防災安全課、農林基盤整備課、建築指導課、管理課、土木課、河川課、各支所、上下水道局】

(1) 点検・警備活動

- 河川・砂防施設等の所管課は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講じる。
- 許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。
- 市内の浸水被害箇所等、災害情報を地域から得ることができるよう、地域と連携を図る。

(2) 水門及び樋門の操作

農林基盤整備課及び河川課は、所管する水門及び樋門について、沈下や変形等により開閉操作に支障がないか点検を行う。

(3) ダムの点検

- 上下水道局は、ダム周辺地域について発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合、直ちに「地震発生後のダム臨時点検要領（案）（国土交通省河川局通達）」に基づいて臨時点検を行い、中国地方整備局長に報告する。なお、市以外の管理者がある場合は、点検を要請する。
- 上記の点検の結果、破堤等の危険がある場合、周辺住民に対し速やかに避難勧告等を行うとともに、緊急工事を実施する。

(1) ため池の点検

- 農林基盤整備課は、ため池地点周辺の気象台から発表された気象庁震度階級が 4 以上である地震が発生した場合「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、県を通じて中国四国農政局長に報告する。なお、市以外の管理者がある場合は、点検を要請する。
- 上記の点検の結果、破堤等の危険がある場合、周辺住民に対し速やかに避難勧告等を行うとともに、緊急工事を実施する。

第16節 土砂災害対策

地震災害時において降雨等がある場合には、土砂災害の発生が予想されるため、降雨等の情報を把握するとともに必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を行う。

1 土砂災害防止体制の確立 【農林基盤整備課、管理課、土木課、都市政策課、河川課、消防本部、各支所】

気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報 【農林基盤整備課、管理課、土木課、都市政策課、河川課、消防本部、各支所】

- ・ 地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。
- ・ 土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管施設の被害の把握に努める。
- ・ 土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するため、降雨地の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害等による被害の拡大防止 【農林基盤整備課、建築指導課、管理課、土木課、河川課、消防本部、各支所】

(1) 土砂災害の防止措置

- ・ 土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、各施設管理者と協力し、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等による応急的な再崩壊防止措置を講じる。
- ・ 土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等により緊急に砂防施設等の整備を行う。

(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

土砂災害の発生が予想される場合は、土砂災害相互情報通報システム等により住民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の指定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 専門家等の派遣による支援

必要に応じ、アドバイザー制度^{*1}の活用や砂防ボランティア^{*2}、山地防災ヘルパー^{*3}、島根県農村災害ボランティア^{*4}の派遣等の要請を行う。

^{*1} アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

^{*2} 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。急傾斜地崩壊や地すべり等砂防の専門知識を活用し、危険箇所を点検した結果を警戒避難活動に役立てるもの。斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。

^{*3} 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防災ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

^{*4} 島根県農村災害ボランティア：平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的として発足したもの。



第 17 節 施設等の応急対策

建築物、危険物施設及び電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、鉄道、港湾・漁港・空港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

1 建築物及び宅地の応急対策・・・【資産経営課、都市政策課、建築指導課、管理課、土木課、教育総務課】

(1) 応急対策実施体制の確立

建築物及び宅地に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、関係各課を中心に応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な連携をとり応急対策にあたる。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

- 市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上げ材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。
- 十分な職員を確保できず、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 建築物応急危険度判定の実施

- 地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は、実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。なお、市で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。
- 判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。
- 被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

(4) 宅地危険度判定の実施

- 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民への周知を行う。
- 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。

2 危険物施設の応急対策・・・・・・・【商工企画課、市民生活相談課、保健センター、建築課、消防本部】

(1) 消防法に定める危険物施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

危険物の取扱い作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合は、直ちに取扱い作業等中止し、弁の閉鎖又は給油の緊急停止措置を行う。
危険物施設の緊急点検	危険物取扱施設、消火設備及び保安電源並びに近隣状況の把握等の緊急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等の異常が発見されたときは、必要に応じて応急補修及び危険物の回収等の適切な措置を行う
災害発生時の応急活動事態の確立	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

防災関係機関への通報	災害を発見した者は、速やかに防災関係機関に状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(2) 高圧ガス施設の応急措置

県及び消防本部と連携し、次の措置を講じる。

被害状況の把握	早急に正確な被害状況の把握に努め、適切な緊急措置を講じる。
二次災害の防止	1 ガスの漏洩を防止し、爆発等の二次災害を防止するため、弁の閉鎖等の緊急停止措置を行う。 2 応急点検の実施、ガス濃度の測定等を実施する。 3 施設に損傷等が発見されたときは、応急補修、ガス抜き等の措置を行う。漏洩が確認されたときは、漏洩防止措置を行うとともに、ガスの性状により火気使用禁止措置等を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに防災関係機関に通報する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、防災関係機関との連絡を密にし、従業員及び周辺住民の安全を図るため、必要に応じて避難、広報等の措置を行う。

(3) 火薬類施設の応急措置

火薬類取扱施設に災害が発生した場合は、県及び防災関係機関等と連携し、火薬類取締法第45条に基づく緊急措置を命ずる。また、各事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕があるときは、速やかにこれを安全な場所に保管し、見張り役をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険又は運搬に余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈める等の安全措置を講ずる。
- ウ 運搬の余裕がないときは、火薬庫の入り口及び窓等を密閉し、可燃部については防火措置を講じ、かつ必要に応じ付近の住民に避難を呼びかける。

(4) 毒劇物取扱施設の応急措置

毒劇物等による災害が発生した場合は、特に住民の保健衛生上の危害を最小限にとどめるため、県及び防災関係機関等と連携し、関係事業所等に次の措置を講ずるよう指導する。

- ア 保健所又は消防本部等への報告・届出
- イ 毒劇物の流出等の防止措置及び中和等による除害措置
- ウ 被災していない貯蔵施設等の応急点検及び必要な災害防止措置
- エ 毒劇物による保健衛生上の危害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- オ 緊急連絡等情報網の確立による状況に即した活動体制の確保

3 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）

(1) 電気施設……………【中国電力（株）】

災害発生時においては、中国電力の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧にあたっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。

ア 応急復旧

災害発生直後は被害規模及び被害状況の把握を最優先し、巡視へ優先的に要員を配置する。巡視は公共機関・社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。あらかじめ定めおく重要設備等につ

いては、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら当該区域・設備の復旧を行う。

なお、復旧作業にあたっては二次災害防止に留意し、高圧線全送電を最優先に実施する。

(7) 通報連絡

関係機関への通報連絡は、連絡箇所一覧表を活用し、各種の通信方法・経路を確保し迅速かつ的確に実施する。

(イ) 応急復旧用資機材の確保

- 災害復旧資機材等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資機材は、他営業所・応援営業所・協力会社の在庫品の流用、本部の災害対策本部への要請等により確実に確保する。
- 行政機関との連絡を密にして道路状況の把握を行い、資機材の運搬方法・ルート等を検討し、適正な輸送手段の選定・確保により目的地までの輸送の迅速化を図る。
- 災害発生後、復旧資機材の設置場所が必要な場合は、関係機関等との協議により用地を確保し早期送電に資する。

イ 拡大防止対策

(7) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。

(イ) 災害時における広報

- 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し次の事項を広報する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力へ連絡すること。
 - ② 火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
 - ③ 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- 広報にあたっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネットを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。

(ウ) 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。

(2) 都市ガス施設……………【ガス局】

ア 応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の何らかの被災は免れないため、二次災害防止に全力を傾注する。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保をしておく必要がある。

(7) 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた動員基準、巡回ルート及び点検基準に基づき、被災状況の把握に努めるとともに次の体制により即応する。

出 動	1 需要家等からの連絡、災害情報等をもとに出動する。 2 出動にあたり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。
情 報 収 集	災害規模の把握、工場の送出量の把握、主要導管の圧力、移動無線車の情報に加え、需要家等からの情報及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	1 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 2 主要なガス使用建物の巡回点検を行い状況把握・応急措置に努める。
供 給 停 止	災害規模及び被害状況等により供給停止の判断を下す。
応 援 要 請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

(イ) 災害時における広報

- 供給停止を行うときは、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知を徹底する。
- 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。

- 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の徹底に努める。
- 復旧状況の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

(ウ) 復旧

- ①病院、療養施設等、②被災住民の避難場所、③公共施設等の順に優先的に復旧を行う。
- 復旧に係る資機材については、備蓄資機材により対応し、必要に応じ調達、確保する。

イ 拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報、巡回監視活動を行う。

(3) LPガス施設……………【島根県LPガス協会、LPガス販売業者】

県LPガス協会及び県と協力し、LPガス販売業者に対し次の事項を指導するとともに、LPガス施設の応急復旧体制確立のための必要な措置を講じる。

ア 応急復旧

(ア) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

(イ) 二次災害の防止

- 危険箇所（損壊、焼失等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示を行う。
- 流出容器の被害状況確認の指示を行う。
- 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理を行う。

(ウ) LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

病院、避難場所等を優先し、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

(エ) 動員・応援体制

- LPガス設備の被害を覚知した場合、LPガス事業者は地域の県LPガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える。
- 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する。
- LPガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察機関及び県（防災危機管理課）等の関係機関に通報する体制を確立する。

(オ) 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

イ 拡大防止対策

- LPガス販売業者、保安機関及び容器検査所等は相互に協力し、LPガス設備の安全点検を行い、被害の拡大防止に努める。なお、点検にあたっては、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者施設を最優先する。
- 県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。
- 県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブ閉止の確認等、二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

(4) 上水道施設……………【各支所、上下水道局】

ア 応急復旧

- 応急復旧計画に基づき、①送配水幹線、給水拠点、②その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。
- 必要な応急復旧資機材については備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

- 水道施設並びに道路の図面により、迅速な被害状況の把握に努める。

イ 拡大防止対策

- 浄水場、配水池付近の斜面崩壊、基幹施設が埋設されている道路の崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊等の危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。
- 関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。
- 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

(5) 下水道施設……………【上下水道局】

ア 応急復旧

- 下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。
- 管渠のマンホールが水没している場合は、マンホール内への浸水の防止措置を講ずる。
- 停電のためポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。
- 雨水渠については、樋門が機能停止することがないように措置を講ずる。

イ 拡大防止対策

二次災害の恐れのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

(6) 電気通信施設……………【西日本電信電話（株）島根支店、（株）NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI（株）ソフトバンク（株）】

各社において、次の措置を講じる。

西日本電信電話（株）島根支店	応急措置	1 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2 非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	1 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2 災害用伝言ダイヤル『171』の運用を行う。 3 被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1 携帯電話、衛星携帯電話の貸出しにより、最小限の通信確保を行う。 2 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4 契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。
	通信途絶時、利用制限時の措置	トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1 通信途絶利用制限の内容と理由 2 通信の被害復旧に対しとられている措置 3 通信利用者に協力を要請する事項 4 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

	復旧対策	1 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2 移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5 設備の監視強化及び巡視点検を実施する。
KDDI(株)	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。
ソフトバンク(株)	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。
	応急復旧	1 基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。 2 被災地における障害状況や復旧状況などを WEB サイトで情報公開に努める。 3 災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。 4 借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

4 交通施設の応急対策

(1) 道路施設……………【農林基盤整備課、管理課、各支所】

道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通を確保する。なお、被害及び措置状況については速やかに県に連絡する。

(2) 鉄道施設……………【西日本旅客鉄道(株)、一畑電車(株)】

それぞれの鉄道事業者において実施する応急対策は次のとおり。

ア 西日本旅客鉄道株式会社

(ア) 災害応急計画及び実施

- 災害の復旧にあたっては地震災害対策本部を設置し、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画を立て実施する。
- 本復旧工事の実施にあたっては、被害内容の調査分析結果に基づく必要な改良事項を考慮してその適正を期する。

(イ) 地震発生時の運転規制（地震警報機の感知する地表加速度による）

80gal 以上	運転規制区間の列車の運転を中止する。
40～80gal	運転規制区間内の列車を一旦停止させた後、最初に運転する列車は 15 km/h 以下の速度制限を行い、その後の列車については 45km/h 以下の速度制限を行う。

(ウ) 情報の収集及び連絡

情報を迅速かつ適確に収集するため、県、市及び関係機関と緊密な連絡をとる。

(エ) 旅客に対する案内、避難誘導

震災が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被災状況等を迅速かつ的確に把握し、旅客等に周知するとともに、避難誘導体制を確立する。

(オ) 建設資材、技術者等の現状把握及び運用

- 応急作業に必要な応急用建設資材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査し把握し、借用、運用を行う。
- 災害復旧に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握し、関係箇所及び関係協力事業者に対し技術者等の派遣を要請する。
- 震災時の応急作業に必要な資材の供給については、災害予備用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力事業者から緊急調達する等、迅速な供給体制を確立する。

(カ) 通信連絡の方法

震災時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じて非常用電話等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信規約に基づき通信手段を確保する。

イ 一畑電車株式会社

(ア) 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

(イ) 運転規制

発令は松江地方気象台の発表又は体感により運転指令がその区間に進入する乗務員に通報し、「徐行」「停止」の手配をとるとともに、関係箇所に連絡する。解除は区長等の行う線路点検結果に基づき、随時運転指令が解除を行う。地震が発生した場合の運転取扱いは次のとおりとする。

震度 5 弱以上	直ちに運転を中止する。
震度 4	最初の列車は 15km/h 以下で注意運転を、その後の列車は 30km/h 以下で運転する。
震度 3	最初の列車は 25km/h 以下で注意運転を、その後の列車は 40km/h 以下で運転する。

- (3) 港湾・漁港施設……………【水産振興課、各支所】
速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

5 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策……………【農林基盤整備課、水産振興課、管理課、土木課、河川課、各支所】

(1) 河川施設

- 河川・海岸の堤防及び護岸等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- 水門及び排水機等については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。
- 津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。
- 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

(2) 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）及び治山施設

速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(3) 応急復旧対策

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、速やかな復旧を図る。なお、復旧工事の実施にあたっては、主務大臣に災害の状況を報告し災害査定を受ける必要があるが、特に急を要する箇所については、災害査定を受ける前に事前工法協議を行った上で着工する。

第18節 要配慮者の安全確保

要配慮者は行動等に制約があるため、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

実施目標	災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始

1 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策……………【防災安全課ほか関係各課】

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、以下の点に留意し対策を実施する。

- ア 市において把握している要配慮者や新たに発生した要配慮者については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。
 - (ア) 自主防災組織、民生児童委員及び地域住民等と協力して避難所へ誘導する。
 - (イ) 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- イ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣や補装具の提供等の福祉サービスを、発災から一週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。

要配慮者の被災状況把握事項	1 要配慮者の身体状況 2 家族（介護者）の被災状況 3 介護の必要性 4 施設入所の必要性 5 日常生活用具（品）の状況 6 その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請を行う。

2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動……………【保健福祉課、介護保険課、障がい者福祉課、各支所】

避難所や在宅の一般の要配慮者に加え、次の点に留意して必要な対策を実施する。

また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

各種の支援活動においては、「障害者差別解消法」に配慮した支援となるよう努める。

(1) 市が実施する支援活動

- ア 避難行動要支援者名簿により、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- イ 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

- ウ 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- エ 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- オ 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所への移動又は施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- カ 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- キ 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。
- ク 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請を行う。

3 児童・ひとり親家庭等に係る対策 【保健福祉課、子育て課、学校教育課、各支所】

(1) 要保護児童の援護

次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じて市へ通報がなされるような体制を確立する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合は、親族による受け入れの可能性を探るとともに、県（児童相談所）へ連絡し、児童福祉施設への措置や里親への委託等の保護を要請する。
- オ 孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、児童扶養手当の支給手続を迅速に行うとともに、県に対し、母子福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続を迅速に行うよう要請する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確かな情報提供を行う。

(3) 児童のメンタルケアの実施

災害後には、児童等に心理的な悪影響（PTSD：心的外傷後ストレス障害）が生じるおそれがある。教育長は、県（児童相談所）及び医師会等の関係機関及び専門家等と連携し、必要に応じたカウンセラーの派遣等、児童等の「こころのケア」対策を実施する。

(4) ひとり親家庭等の支援

- ア 被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。
- イ 県及び関係機関と協力し、母子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に関する情報の提供に努める。

ウ 県及び関係機関と協力し、状況に応じ、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

4 観光客及び外国人に係る対策……………【観光文化課、国際観光課、観光施設課、各支所】

(1) 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動を行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

ライフラインの復旧状況、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に「やさしい日本語」や外国語による多言語で掲載し、情報提供を行う。

イ 相談窓口の開設

外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等に通訳ボランティアの派遣の協力を依頼する。

1 社会福祉施設等に係る対策……………【保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、各支所】

(1) 入所者・利用者の安全確保

- ア 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- イ 市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、施設入所者の誘導を援助するとともに、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。
- ウ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

(2) 支援活動の内容

- ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する。
- ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している食料、飲料水、生活必需品等を入所者に配布する等の対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、市及び県が当該物資等を提供する等必要な措置を講ずる。
- ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供等を実施し、人員を確保する。なお、マンパワーが不足する場合には、他の施設からの応援の斡旋を行う等の措置を講じる。
- 支援活動に必要な資機材等については、それぞれの施設で保有する資機材を相互に活用することとするが、不足が生じる場合は、市及び県が整備している資機材等を供与する。



第 19 節 孤立地区対策

地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認し被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

実 施 目 標	災害発生から 6 時間以内に孤立解消のための応急対策を開始

1 孤立実態の把握 【防災安全課、消防本部、各支所】

- 通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、防災行政無線、消防無線、アマチュア無線、衛星携帯電話等の通信手段のほか、職員の派遣、消防団や自主防災組織等の人力による等あらゆる方法により情報伝達手段を確保し、被害状況の把握を行う。
- 必要に応じ、県の出動させる防災ヘリコプターから孤立地区のヘリテレ映像の提供を受ける。

2 物資供給、救助の実施 【防災安全課、資産経営課、商工企画課、管理課、消防本部、各支所、市立病院、交通局】

(1) 救助の実施

- 人命の救助を最優先し、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用する等、迅速な救急・救助活動を実施する。
- 負傷者が多い場合には、医療救護班の現地派遣について検討する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(1) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

3 道路の応急対策 【農林基盤整備課、管理課、各支所】

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で共有するとともに、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行う被災箇所への迅速な対応を行う。

第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。

実施目標	(災害救助法適用時) 食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から7日以内 (災害救助法適用時) 生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から10日以内

1 救援物資の管理体制……………【防災安全課、資産経営課、商工企画課、農政課、上下水道局】

(1) 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災安全課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、県の担当課と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制を整備する。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおり。

事項	市の担当課	県の担当課
救援物資の管理に関する総合調整	防災安全課	防災部防災危機管理課
自衛隊災害派遣要請に基づく輸送調整	防災安全課	防災部防災危機管理課
市の備蓄食料及び燃料等生活必需品の確保	防災安全課	—
市の備蓄飲料水の確保	上下水道局	—
市及び県の備蓄物資を搬送する車両の手配	資産経営課	防災部防災危機管理課
民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保	防災安全課	地域振興部交通対策課
流通備蓄業者を通じての飲料水の確保	防災安全課	健康福祉部薬事衛生課
流通備蓄業者を通じての食料の確保	防災安全課、農政課	農林水産部農畜産振興課
流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保	防災安全課、商工企画課	商工労働部中小企業課
協定に基づく食料及び燃料等生活必需品の確保	防災安全課	—

(2) 救援物資の供給体制

ア 救援物資の供給体制

地震災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災した市民に効果的に供給を行う。

イ 災害時の物資の供給方法

- 担当課は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。
- 被災地における需要の把握は基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。
- 救援物資は一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、担当課は災害対策本部との情報連絡を密にし、互いに連携して行う。
- 日本赤十字社及び災害ボランティア等と連携し、義援品の配分計画との調整を行う。

2 食料の確保及び供給……………【防災安全課、商工企画課、農政課、学校給食課、】

(1) 食料の調達

- (ア) 市の備蓄食料のみでは十分な食料の供給ができない場合は、県から広域的見地による備蓄食料の補完を受ける。更に、食料の確保が必要であると認めた場合には、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給要請を行うよう、県に対し要請する。
- (イ) 米穀販売事業者の保有米穀をもってしても不足する場合は、農林水産省（生産局農政部貿易業務課）に対し政府所有米の売渡しを行うよう、県に対し要請する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合においては、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることができるので、県に対し、他県からの応援及び政府所有米の直接購入による米穀の供給を要請する。

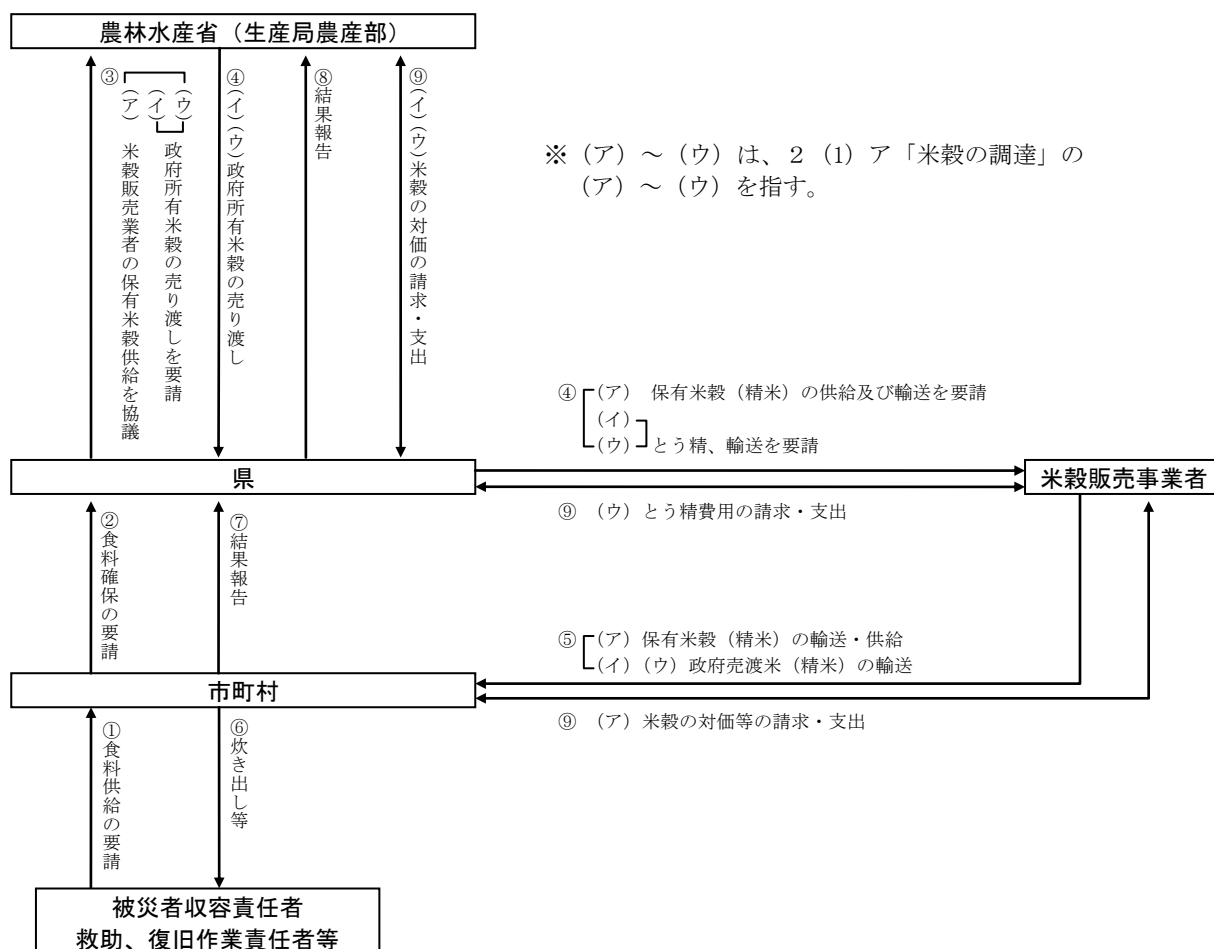
イ その他の食品等の調達

- 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。
- 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。

調理が必要ないもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	食塩、味噌、醤油

- **資料編** [資料 4-(2)-3]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
[資料 4-(2)-4]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
[資料 4-(2)-5]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
[資料 4-(2)-6]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
[資料 4-(2)-7]災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

図：食料の確保及び供給系統



食料の供給

ア 供給対象者

食料供給の対象者は次のとおり。

- (ア) 避難所に避難した者
- (イ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者。
- (ウ) 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者。
- (エ) 被災地において、救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない）。

イ 食料供給の手段・方法

食料供給の手段及び方法は次のとおり。

- (ア) 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (イ) 被災者に対する食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。
 - 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - 住民への事前周知等による公平な配分
 - 要配慮者への優先配分
 - 食料の衛生管理体制の確保
- (ウ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（調理の不要なもの）を支給する。
- (エ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。
- (オ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して行う。
- (カ) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、次に示す既存学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置により、自ら又は委託して行う。

資料：学校給食課（平成28年4月1日現在）

地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場種別	調理能力（食/日）
旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600
	南学校給食センター	浜乃木 8-2-58	26-0876	共同	5,600
	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000
鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300
島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400
八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000
玉湯町	玉湯小学校給食室	玉湯町玉造 4	62-0350	単独	500
	玉湯中学校給食室	玉湯町湯町 717	62-0020	単独	300
宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200
東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000
計					22,570
関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008		
	（公財）松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633		

- (キ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、自衛隊の災害派遣、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- (ク) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する。
- (ケ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保・供給する。

- (コ) 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。
- (サ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

ウ 給食基準

(ア) 配食基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として島根県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(イ) 市の対応

あらかじめ定めた給食の順位、範囲、献立及び炊き出し方法等に基づき、食品等の給与を行う。なお、一人あたりの供給数量については次の基準を参考にする。

品目	基準		
米穀等	被災者（炊き出し）	1食あたり	精米換算 200 g 以内
	応急供給	1人1日あたり	精米 400 g 以内
	災害救助従事者	1食あたり	精米換算 300 g 以内
乾パン		1食あたり	1包（115 g 入）
食パン		1食あたり	185 g 以内
粉ミルク	乳幼児	1日あたり	200 g 以内

(2) 食料の輸送

ア 県及び市による輸送

- 広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、市の集積地等への輸送は県が行う。
- 県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から市の集積地への搬送が困難な場合、県は市と協議の上適切な場所を定め卸売業者に輸送依頼し、又は市長に対し引き取りを指示する。
- 市が調達した食料について、市の集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。
- 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点及び輸送・集積拠点において引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。

イ 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、自衛隊による被災地までの輸送を知事に対し要請する。

ウ 輸送手段等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、県防災ヘリコプター及び船舶等を利用する。

エ 食料集積地の指定及び管理

- 輸送拠点、備蓄・集積拠点の中から、適切な場所を食料の集積地及び集配拠点として選定するとともに、選定した集積地を速やかに県に報告する。
- 集積にあたっては、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

3 飲料水等の供給..... 【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ課、総合体育館事務局、各支所】

(1) 給水の実施

ア 情報の収集

次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況

- (ウ) 給水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

イ 給水活動

給水活動の実施にあたっては、次の点に留意する。

給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
給水方法の選択	復旧の段階に応じ、次の方法により行う。 1 生命維持水量の確保（運搬給水） 2 最低限の生活用水の確保（仮設給水栓） 3 日常生活用水の確保（各戸最低1栓からの給水）
水質の確認	被害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

ウ 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について利用可能な広報手段を用いてきめ細かく住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

エ 給水基準

被災地における最低給水量は、発生後3日間程度を限度として1人1日3ℓ（生命維持水量）の供給を目標とするが、復旧の状況に応じ給水量を増減する。

オ 要員の確保

応急給水活動は広範囲にわたる場合があるため、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を密にする。

カ 応援要請

激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足する等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

- **資料編** [資料4-(1)-8]日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
[資料4-(1)-9]山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書
[資料4-(1)-12]災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
[資料4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内46社）

キ 医療機関、社会福祉施設等の対応

臨時の活動班を編成する等により、迅速・的確な対応を図る。

(2) 給水の方法

ア 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

- 避難所への応急給水は、原則として上下水道局が給水車・給水タンク及びポリ容器等により行う。
- 市内の大型医療施設はすべて受水タンク等の一次貯水設備を備えているので、短期間はこの貯留水で対応し、必要に応じて給水車等による搬送を行う。
- その他の医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等により行う。

イ 拠点給水

市では災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり緊急用地下貯水槽及び緊急時給水拠点、浄化装置付きプールを整備している。災害時にはこれらの施設から有効利用を図る。

緊急用地下貯水槽設置施設（9箇所）				
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量
旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³
	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³
	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³
	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³
	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³
	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³
	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³
	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³
	乃木	総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³
緊急時給水拠点（1箇所）				
施設名			所在地	有効貯水量
乃白ポンプ井			乃白町 112-2 ほか	3,000m ³
浄化装置付きプール設置施設（2箇所）				
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量
旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³
	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³

ウ 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

- 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

エ ペットボトル等による応急給水

必要に応じ、備蓄用ペットボトルの活用や、製造業者への提供要請等により応急給水を行う。

(3) 生活用水の確保・供給

- 上下水道局は、水道水の安定供給に努める。
- 上下水道局及び関係各課は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、緊急用地下貯水槽等の活用による生活用水の確保を行う。
- 市民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置

- 地震災害のために現に飲料水を得ることができない者を対象に、市が実施する。
- 支出できる費用は、水の購入費、資器材の借上費、修繕費、燃料費、薬品及び資材費とする。
- 期間は、災害発生の日から7日以内とする。

4 生活必需品等の確保及び供給……………【防災安全課、商工企画課、保健福祉課】

(1) 生活必需品の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、日本赤十字社島根県支部等と協力し、避難所

生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により供給する。

ア 災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況

イ 生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

ウ 市単独での対応が困難な場合には、隣接市町村又は県に対し応援を要請する。

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
[資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
[資料 4-(2)-5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
[資料 4-(2)-6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
[資料 4-(2)-7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

(2) 生活必需品等の給与

ア 配布基準（対象者）

原則として、島根県災害救助法施行細則の定めるところによる。なお、生活必需品として認められる品目は次のとおり。

生活必需品として認められる品目	- 被服、寝具及び身のまわり品 - 炊事用具及び食器 - 日用品 - 光熱材料

→ **資料編** [資料 3-3] 島根県災害救助法施行細則

イ 給与又は貸与の方法

(ア) 冬期、夏期それぞれについて、世帯の構成員別の被害状況に応じ配分計画を作成し、給与又は貸与する。

(イ) 生活必需品を自力で受け取ることが困難な者への支援を行う場合、被災者が多数発生した場合等においては、ボランティア等との連携を図り、配布要員を確保する。

(ウ) 激甚災害等のため市だけで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

(エ) 救助物資とその他の義援物資とは、明確に区分する。

ウ 給与又は貸与のための費用

給与又は貸与のため支出できる費用は、島根県災害救助法施行細則の定める金額の範囲内とする。

→ **資料編** [資料 2-13] 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
[資料 3- 3] 島根県災害救助法施行細則

エ 経費の負担区分

給与又は貸与のため必要な経費の負担は市長が行う。ただし、災害救助法の適用を受けた場合の経費（限度額内）の負担は 知事が行う。

オ 給与又は貸与の期間

災害救助法の適用時においては、物資が最終的に被災者の手に渡るまでの期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事の承認を受けて期間を延長する。

(1) 生活必需品等の輸送

本節「2 食料の確保及び供給」の「(3) 食料の輸送」に記載する方法に準じ、実施する。



第21節 災害ボランティアの受け入れ、支援

地震災害発生時には、ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があるため、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。

実施目標	災害発生から48時間以内に災害ボランティアセンターを設置

1 ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収……………【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課 学校教育課、生涯学習課】

(1) 災害救援ボランティアセンターの開設

災害発生時には、県、市社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携の上、必要に応じて市社会福祉協議会内に「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。なお、具体的には、市社会福祉協議会等において別途策定する細部計画に基づいて実施する。

(2) 災害救援ボランティアセンターの機能

ア ボランティアニーズの把握

各種ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。

イ ボランティアの確保

- 市社会福祉協議会を通じ、あらかじめボランティアとして登録している民間団体又は個人に対し、救援活動への協力を依頼する。
- 各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員及び活動拠点等について情報提供を行う。

ウ ボランティアの受付、派遣先の選定並びに派遣・撤収の指示

- ボランティア活動希望者の受付・登録を行い、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動可能地域及びボランティア活動保健の有無等を把握する。
- 被災者のニーズとボランティア活動希望者の能力及び経験等に基づき、ボランティア活動希望者のグループ編成を行い、派遣先を選定するとともに派遣・撤収の指示を行う。

エ ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体との連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(3) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会と連携し、市庁舎、公民館、学校の一部を提供する等により災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整備し、活動に必要な物資の提供を行う。

(4) 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、近隣市町村及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

2 海外からの応援の受け入れ……………【国際観光課、保健福祉課】

海外からの救援隊の派遣にあたり、県の実施する通訳の確保、食事、宿泊等の手配の措置が円滑となるよう、協力を行う。

第2.2節 文教対策

学校において、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施する。また、学校及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、早期復旧に備える。

実施目標	（災害救助法適用時）教科書及び教材の給与…災害発生の日から1ヶ月以内 （災害救助法適用時）文房具及び通学用品の給与…災害発生の日から15日以内

1 初動対応……………【子育て課、教育総務課、学校管理課、教職員課、学校教育課】

(1) 児童等の在校時に災害が発生した場合

- ・ 児童等及び教職員の安全対策（二次避難の指示、人員確認等の初期対応）を迅速かつ的確に行う。
- ・ 初期対応が終了した後、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

(2) 休校日及び夜間等、児童等の不在時に災害が発生した場合

- ・ 施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとる。
- ・ 応急措置の後、校外の児童等及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を実施する。

2 応急対策の実施……………【子育て課、教育総務課、学校管理課、教職員課、学校教育課、各支所】

- ・ 所管する学校と連絡を取り、気象情報、通学路の状況及び公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休校・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への避難指示及び関係機関への支援要請を行う。
- ・ 人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り、以下の応急対策を講ずる。

応 急 対 策	1 校長・園長は状況に応じ、教職員、児童等に対し適切な指示をする。校長・園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めおくものによる。なお、教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。 2 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止する等の措置を取り、二次災害の防止に努める。 3 校長は施設の状況、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ、臨時休校等適切な措置をとる。 4 学校に避難所が開設される場合には、防災安全課及び市の担当部局に可能な範囲で協力する。 5 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

3 応急教育の実施……………【子育て課、建築課、教育総務課、教職員課、学校教育課、学校給食課】

(1) 学校における被害状況の把握

- ・ 校長・園長の指揮のもと関係各課は相互に連携して、校舎等の被害状況、二次的災害の誘発危険性の有無、教育の継続可能性、教育用備品の損害程度等を早急に把握する。
- ・ 校長・園長は、把握した被害状況に関し、応急教育の実施又は避難者の受け入れにあたり早期に対策を講じなければならないものと、時間を置いても支障のないものとに分けて優先順位を定めるとともに、教育委員会又は子育て課、防災関係機関に報告を行う。



(2) 応急教育の実施準備

- 被害状況を把握した後、建築物の応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の安全性に関し、応急教育の実施が可能か否かの検討を行う。なお、専門家の判断を求めることができない場合においては、あらかじめ定めおく安全点検マニュアル等によるものとする。
- 応急教育の実施に際しては、次の項目について点検し、総合的に判断を行う。

応急教育の実施にあたり点検する内容	1 教職員の確保の可否 2 学用品の調達の可否 3 施設等の機能面から見た安全性確保の可否 4 危険建築物や危険区域への立入禁止措置の必要性 5 応急復旧方法と復旧に要する期間 6 仮設校舎の建設とそれに要する期間 7 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況と影響 8 衛生管理の可否と児童等の健康教育（特に心のケア）方法 9 給食の可否 10 教育可能人数

(3) 応急教育の実施方法

応急教育にあたっては、校舎等の被害状況に応じ、概ね次により実施する。

校舎等の被害が比較的軽微なとき	- それぞれの学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。 - 学校が避難所として利用されている等により、体育館・運動場等が使用できない場合は、カリキュラムの編成等を変更する。
校舎等の被害が相当に大きなとき	残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
校舎等の使用は全面的に不可能だが、短期間の復旧が見込まれるとき	臨時休校の措置をとり、その期間中は家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示及び家庭訪問等により教育を行う。
校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき	- 近隣に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業等を行う。 - 児童等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。 - 児童等が集団避難を行う場合は、避難先の教育委員会等と十分連携をとり、速やかに受け入れが図られるよう努める。 - 児童等を遠隔地へ集団で転校させる場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましいため、要員確保について配慮する。

4 文教施設の応急復旧……………【子育て課、建築課、教育総務課】

(1) 応急措置及び応急復旧工事の施工

- 被害状況の把握を行った後、二次被害防止のための立入禁止措置等の応急措置を講じる。
- 応急復旧工事の発注及び施工にあたっては、各学校と教育委員会及び関係各課との間で工事の実施区分を明確に定め、迅速に着手・実施する。その際、ピアノや実験具等の施設備品についても整理を行う。

(2) 避難所として使用された場合の措置

本来の機能を早期に回復させるため、学校としての機能と避難所としての機能の境界を明確にするとともに、避難所において設置される避難所運営委員会との連携を図る。

避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

5 学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置.....【子育て課、教育総務課、教職員課、学校教育課】

(1) 学用品の給与の対象

- 災害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の政党をいう）であって、市長により罹災者として確認された児童等を対象とする。
- 被災児童等の調査は、市長が各学校、教育委員会等を通じて行う。

(2) 学用品の給与の時期

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

(3) 学用品の給与

ア 学用品についての被害状況の把握

各学校において、学年ごとに最低限必要な学用品のリスト（品目、量）を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、学校単位及び市全体での集計を行い、知事に報告する。

イ 学用品の調達

- 文房具及び通学用品の調達は原則として市が行うが、市において調達が困難なときには、知事に要請を行う。
- 教科書については、市の報告に基づき、県が教科書提供所から一括調達を行う。なお、教科書、教材が県内の地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長や教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

ウ 学用品の配給

- 調達された学用品については、可能な限り速やかに被災した児童等に平等に配給する。
- 支援により外部から提供された学用品等を配給する場合は、搬入される基地をあらかじめ定め、学校ごとに一定の整理をした後に速やかに配給する。

(4) 教職員の確保

避難所の運営業務等により教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会に応援要請を行い、県及び近隣市町村の教育委員会等からの派遣を受ける。

(5) 授業料等の減免措置

被災により費用の支払が困難と認められる児童等について、費用の支払の延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6 文化財の保護.....【まちづくり文化財課】

(1) 被害の把握

- 文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を文化財課に連絡するとともに、自らが必要な応急措置を講じる。
- 文化財課は、被害の把握が確実に行われるよう、必要な体制の整備について指導・協力する。

(2) 被害の拡大防止

二次的な被害の拡大防止のため、概ね次の対策を講ずる。

火災予防	発災後早急に文化財の巡回を行い、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する。
倒壊防止	半壊状態で倒壊の危険がある文化財について、建造物は支柱設置等の応急補強対策を講じ、美術工芸品等搬出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する。
盗難対策	監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の措置を講じる。
風雨対策	ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管及び調達に留意する。

(3) 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

(4) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあるため、助成措置や保護のための措置を検討する。

第23節 廃棄物等の処理

地震災害により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

実施目標	災害発生から24時間以内に処理方針・体制を確立 災害発生から72時間以内に処理活動を開始 (災害救助法適用時) 障害物の除去…災害発生の日から10日以内

1 廃棄物の処理……………【環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、建築指導課ほか関係各課】

(1) 廃棄物の発生量

災害時に排出されるごみとして、倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外の破損落下物等が考えられる。これらの廃棄物について、事前に想定した排出量と、運搬に使用するトラックの積載量をもとに発生量・処理量を推定し、処理計画を策定する。

(2) 処理対策

ア 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物

収集が可能になった時点からできる限り早く収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

イ 災害廃棄物の仮置き

- 災害時には粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されることが予想されるため、一時期の処理場への大量搬入を避け、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場（学校校庭、公共広場等）を指定し、暫定的に積置きする等の方策を講ずる。
- 現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。
- 仮置場においては、災害廃棄物以外の物（土砂等）の持ち込みや、衛生害虫の発生等が起らないよう、管理を徹底する。

ウ 倒壊家屋からの災害廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等

- 倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。
- 建物等の解体現場ではアスベストや粉塵の発生防止に努めるとともに、有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行うとともに、可能な限りリサイクルを図る。

エ 災害廃棄物の処分

- 災害廃棄物については、原則として焼却するが、焼却に適さないものについては最終処分場において埋立処分を行う。
- 最終処分場の容量に余裕がない又は被害を受けて使用が不可能な場合等においては、事前に県と協議の上、代替措置を講ずる。

本市における廃棄物等処理施設は、次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他2施設

2 し尿の処理……………【リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

(1) し尿処理量



あらかじめ想定した 1 人 1 ヶ月あたりのし尿排出量 42ℓをもとに、避難所の状況及び仮設トイレの設置状況等を踏まえ、処理計画を策定する。

(2) 処理対策

ア 倒壊家屋等

- 倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、処理体制の確立を図る。
- 被災地における防疫面から、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

イ 避難所等

- 避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に実施する。
- 避難所等において、必要に応じ、災害用仮設トイレを設置する。なお、設置場所周辺に公共下水道等が整備されている場合、付近のマンホールを利用したの設置を検討する。

ウ 水洗トイレ

- 水洗トイレを使用している世帯に、使用水の断水に対処するための水のくみ置き等を指導する。
- 水洗トイレを使用している団地等において、必要により、臨時の貯留場所の設置や民間のリース業者の協力による共同仮設便所の設置等の対策を講ずる。

エ 処理場への搬入

- し尿の処理については、原則として次に示す施設において行う。処理にあたっては計画的な搬入の実施に努め、場合によっては近隣市町村の処理場に処理を依頼する。
- 処理場への搬入のための輸送道路が確保できない場合、公共下水道等が整備されている区域においては、下水道管理者との間で処理方法を検討する。

処理内容	処理施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

3 応援協力体制の確保.....【環境保全課】

被害状況を勘案し、市又は許可業者では被災地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援協力を要請する。

4 廃棄物処理機能の復旧.....【施設管理課】

- 被害状況を把握し、処理機能の応急復旧を図る。なお、復旧に時間を要し収集作業に影響を与えるような場合には、県と協議の上期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動を行う。
- 災害復旧補助金を受ける場合には、県に対し早急に報告を行う。

5 産業廃棄物の処理.....【建築指導課、環境保全課ほか関係各課】

- 事業者の被災により排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理するよう指導する。
- 市が設置している最終処分場において処理を行う場合は、事業者との間で十分に協議を行う。

第24節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

感染症の発生・流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

実施目標	災害発生から48時間以内に防疫・保健衛生活動、入浴施設確保対策を開始

1 防疫活動.....【保健センター、】

(1) 活動体制

保健センターは、県及び防疫薬剤取扱業者等と連携し、職員の動員と資材確保に関する計画を立て、活動体制を確立する。

(2) 活動内容

- 被災状況及び県の指導等に基づき、消石灰や逆性石けん液の配布による消毒を実施する。
- 消毒剤の配布にあたっては、地域と連携し、公民館を拠点として行う。

2 保健活動.....【保健センター】

被災地（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ 保健師による避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

ウ 保健師による健康相談の結果等により、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は、精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健・医療活動を行う。

3 精神保健活動.....【障がい者福祉課、保健センター】

(1) 活動体制

市及び県の保健師、松江保健所の精神保健福祉相談員、児童相談所の職員等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健活動を行う。

(2) 活動内容

一般の被災者のほか、要配慮者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

4 食品衛生指導.....【保健センター、学校給食課、上下水道局】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する食品衛生指導に対し、補助・協力を行う。

ア 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導

イ 備蓄食品及び救援食品の衛生指導

ウ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導

エ 飲料水の衛生確保

オ その他食品に起因する危害発生防止の指導



5 環境衛生対策.....【保健センター、環境保全課】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する環境衛生指導に対し、補助・協力を行う。

- ア 滞水期間の営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃・消毒
- ウ 使用水の衛生管理等
- エ その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導

6 動物愛護管理対策.....【保健福祉課、保健センター、リサイクル都市推進課】

(1) 被災地域における動物の保護

県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物愛護の観点から、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。

- ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）
- イ 避難所における飼育場所の指定
- ウ 動物の食料・生活必需品等の提供
- エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談

7 入浴施設確保対策.....【観光施設課、保健福祉課ほか関係各課】

(1) 入浴施設等の一般開放

大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

(2) 仮設入浴施設等の設置

上記によっても入浴施設が不足する場合は、関係業者等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置することにより入浴環境を確保する。

第25節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害により発生した行方不明者の搜索、死体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県・警察・海上保安本部・自衛隊・消防機関等と十分協議の上実施する。

実施目標

災害発生から72時間以内に遺体収容所（安置所）を開設
（災害救助法適用時）遺体の搜索・処理・埋葬・・・災害発生の日から10日以内

1 行方不明者及び遺体の搜索.....【市民課、消防本部】

(1) 実施者及び方法

- 行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者及び遺体の搜索は、松江警察署及び消防本部等関係機関との連携のもと、市において実施する。
- 必要に応じ、搜索に必要な車両、船艇及び建設重機等の借上げを行う。

(2) 行方不明者の届出安否確認

- 行方不明者の届出等については、市民課の窓口において行う。
- 行方不明者の届出に併せて、その場でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。

(3) 応援の要請等

市による遺体の搜索ができないとき、又は流失等により遺体が他市町村にあると認められるとき等は、県に対し搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、関係市町村に直接要請する。

2 遺体の処理及び検視.....【市民課】

(1) 遺体の搬送

安置場所までの搬送にあたっては、市の所有する車両等で対応することを原則とするが、必要な場合は民間業者からの借上げにより実施する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

- 市内の葬祭施設において遺体収容所（安置所）を開設し、遺体の収容を行う。なお、災害の規模により収容所が不足する場合、被害の状況等により設置が困難な場合には、災害による被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建築物、公園等収容に適当なところ）に収容所を開設し遺体の収容を行う。

→ **資料編**

[資料4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(社)全日本冠婚葬祭相互協会）
[資料4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（(株)博愛社ほか）

- 収容所の開設にあたっては、避難場所と適当な距離を置く等、関係部局で調整を行う。
- 関係業者等に依頼し、棺桶や遺体保存のためのドライアイス等の確保を行う。
- 建物内に安置できない場合には、テント等を確保する。

(3) 遺体の検視

検視は警察機関により現地にて行われるので、必要に応じ、医師会等に対し協力を要請する。



(4) 身元確認及び遺留品の保管等

身元確認及び遺族等への引き渡しは警察機関が行う。実施にあたっては次の点に配慮し、必要な協力を行う。

- 身元不明者の人相・特徴・身長・体重・着衣及び発見場所等の状況を記録するとともに、遺留品の保管を行う。
- 後日の身元確認作業に備え、写真撮影を行う。

3 遺体の埋・火葬..... 【市民課】

(1) 遺体の火葬

- 身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市において行う。
- 大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。
- 円滑な火葬を行うために、市内の火葬場の被災状況調査と死者数の把握を行う。
- 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送して行う。
- 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。
- 速やかな火葬を望む遺族のため、必要に応じて、本庁、支所等に火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等の情報を提供する。
- 大規模災害により多数の死者が発生した場合は、市の火葬場の持つ処理能力を超えることが考えられるので、知事に対し、広域的な火葬の実施にあたっての支援を要請する。

(2) 遺体の仮埋葬

- 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。
- 遺族等の都合により納骨できない場合や身元不明者の焼骨が多数に及ぶ場合は、応急的な納骨場所を確保する。

第26節 住宅確保及び応急対策

住宅が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・斡旋を行う。

実施目標	災害発生から24時間以内に応急危険度判定を開始 災害発生から3週間以内に応急仮設住宅の建設を開始 （災害救助法適用時）応急仮設住宅の供給・・・災害発生の日から20日以内に着工 （災害救助法適用時）住宅の応急修理・・・災害発生の日から1ヶ月以内

1 応急住宅の提供 【資産経営課、生活福祉課、保健センター、建築指導課、建築課、教育総務課】

(1) 入居者の選定等

ア 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

イ 対象者

- 1 住家が全壊、全焼又は大破、半焼、流出して生活できない状態(これらと同等と見なす必要がある状態を含む)となった世帯
- 2 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
- 3 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

ウ 必要住宅戸数の把握

災害対策本部において住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県に報告する。

(2) 公的住宅の提供

ア 方針

- 公的住宅の空き家のうち、提供可能なものを提供する。
- 公的住宅の提供によっても不足する場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

イ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

ウ 提供可能住宅戸数の把握

提供可能住宅戸数を把握する。

エ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 方針

- 応急仮設住宅の建設は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設し提供する。
- 敷地については、できる限り集团的に建築できる場所を公共用地等から優先し、市が選定する。
- 病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合は、交通手段の確保に配慮する。
- 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。



イ 建設場所

建設予定場所は原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

ウ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、貸与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

エ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

オ 災害救助法の適用の場合

災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模・形及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- 応急仮設住宅における安心・安全の確保
- 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施
- 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による、女性をはじめとする生活者の意見の反映
- 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れへの配慮

2 住宅関係障害物除去.....【建築指導課、建築課】

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、同法に則って行う。

3 災害復旧用材の確保.....【建築課】

建設資材は原則として請負業者が確保するものとするが、必要な場合には森林組合その他の関係機関及び県に対して協力を要請して調達し公給する。

4 民間賃貸住宅の紹介、斡旋.....【建築指導課、建築課】

県が民間賃貸住宅の紹介・斡旋について、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し協力要請を行った場合、被災者に対する制度の周知のため必要な措置を講じる。

第27節 農林漁業関係被害の拡大防止

災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農産物、家畜対策.....【農政課】

(1) 農産物対策

ア 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農産物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、東部農林振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

イ 水稻改植用苗の確保

水稻の改植の必要を認めたときは、県に対して、改植用苗の補給等の措置を要請する。

ウ 病虫害防除対策

災害により発災が予想される農産物の病虫害防除対策は、次により実施する。

防除の指示及び実施	県の指示により、防除班等を組織して防除の実施にあたる。
防 除 の 指 導	特に必要があると認めたときは、県及び農業協同組合等と相互に連携し、防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。
集 団 防 除 の 実 施	被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときは、県に対して農林水産大臣への緊急防除（植物防疫法第4章）の申請を行うよう要請するとともに、県、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら一斉防除の実施に協力する。
農 薬 の 確 保	災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対して、全国農業協同組合連合会島根県本部及び農薬取扱業者等の手持ち農薬の被災地向け緊急供給を依頼するよう要請する。
防 除 機 具 の 確 保	区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2) 家畜対策

ア 実施責任者

家畜伝染病に対処するため、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を県が編成するにあたり、農業協同組合及び家畜診療所等とともに必要な協力を行う。

イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置

県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。

ウ 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行われるが、平常時の方法による家畜の診療が不可能又は不適當であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等組織の派遣による診療の実施を要請する。

エ 家畜の防疫

診療等組織は、次に示す防疫活動を実施する。

(ア) 畜舎の消毒等の実施

(イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

(ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

オ 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼育者に指導を行い、安全な場所に避難させる。



カ 飼料の確保

飼料の確保が困難な場合は、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給について要請を行う。

2 林産物対策.....【農林基盤整備課】

(1) 被害状況の把握

発災後速やかに巡視を行い、造林地、栽培施設等の被害状況を把握し、危険な場所への立ち入り禁止措置及び応急処置を行う。

(2) 災害対策技術者指導

県や森林組合等の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗木の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

3 水産関係対策.....【水産振興課】

(1) 被害状況の把握

水産事務所の行う漁業施設等の被害状況把握について、必要な協力を行う。

(2) 陸上施設の被災対策

県及び漁業協同組合等と連携し、施設の被害状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整を行う。

イ 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整を行う。

ウ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等を行う。

第28節 帰宅困難者対策

本市は、事業所、学校及び商業施設等が集中していることに加え、多数の観光客が訪れる等、多くの流入・滞在人口を内包している。災害により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない帰宅困難者が多数発生し、大きな混乱が予想される。

このため、帰宅困難者に対し、次のとおり情報提供、保護支援及び交通手段の確保対策を講じる。

1 予測される事態

(1) 群集の発生

外出先において被災した場合、家族や自宅の状況等が不明なことから不安が増大するものと考えられる。特に、路上を移動中の者や買い物等で繁華街にいる者は、帰属する場所がないことから、無統制な群集となって駅へ殺到する等、パニック発生の大きな要因となることが予測される。

(2) 安否確認電話の集中

阪神・淡路大震災においては、最大で平常時の約50倍の電話が集中し、電話が繋がりにくい状態が発生した。本市には公共機関や事業所等が集中しているため、発災時には大きな混乱が予想される。また、安否確認ができるか否かは、帰宅困難者の行動パターンに大きな影響を及ぼすと考えられる。

(3) 帰宅行動の発生

本市における通勤・通学手段は、大都市圏と比べ自動車に依存する割合が高いが、バスや鉄道も重要な交通手段であり、南北市街地を連絡する幹線道路が不通となった場合、多数の徒歩帰宅者が発生し、時間の経過とともに増大することが考えられる。

(4) 帰宅困難者の発生

交通途絶により即時帰宅をあきらめ、事業所内での残留を決意する者や、徒歩での帰宅を開始したものの途中で帰宅が困難となり、保護が必要になる者の発生が予測される。

(5) 公的施設や民間施設等への集中

一時休息や情報収集のため、被災者が公共施設等へ集まることが予想される。

2 対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【防災安全課ほか関係各課】

(1) 基本原則

- 「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。即ち、学校や事業所等組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員や顧客等の扱いを検討し、帰宅する者については駅等に殺到することがないように、安全確保に留意し緩やかに順次帰宅させる。
- 帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでいるため、関係機関、事業所及び帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して必要な対策を講じる。
- 事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、発災時における交通関係情報等の提供・交換、食料や飲料水の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

(2) 平常時における対策

ア 市

(7) 被害情報の収集・伝達体制の構築

- 関係機関と連携し、有線通信手段の途絶に備えた道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。
- 幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保に努める。
- 隣接自治体との間で、交通に関する相互情報交換体制を確立する。

(イ) 安否確認手段の確保

- 個人の安否確認手段としての災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。
- 遠隔地の親戚や知人等を中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。

(ウ) 食料・飲料水等の備蓄

- 帰宅困難者を対象とした一定量の備蓄並びに調達体制の充実を図る。
- 事業所に対し、従業員用の食料及び飲料水の備蓄を指導する。

(エ) 帰宅困難者輸送手段の確保

交通事業者との間で、輸送手段の確保体制について事前に取り決めを行う。

(オ) 訓練の実施

帰宅困難者の発生を想定した訓練（従業員や顧客の混乱の防止・誘導訓練、情報の収集伝達・安否確認訓練、徒歩帰宅訓練等）の実施について検討する。

(カ) 事業所及び市民への啓発

- 事業所等に対し、従業員の保護、情報の確保、食料の備蓄等に関する啓発を行う。
- 市民に対し、徒歩帰宅時の経路、必要な装備、家族との連絡手段等の事前確認の重要性について、印刷物の配布や講習会の開催等により啓発を行う。なお、次に掲げる帰宅困難者心得10箇条を、啓発促進に活用する。

1 慌てず騒がず、状況確認	6 事前に家族で話し合い（連絡・集合方法）
2 携帯ラジオをポケットに	7 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
3 つくっておこう帰宅地図	8 歩いて帰る訓練を
4 ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）	9 季節に応じた冷暖準備（カイロ、タオル）
5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）	10 声を掛け合い、助け合おう

イ 関係機関・団体等

関係機関・団体等における対策は次のとおり。

名称	対策の内容
松 江 警 察 署	1 交通規制に必要な資機材の整備 2 交通規制計画の周知
消 防 本 部	消防計画及び避難訓練の指導
松 江 中 央 郵 便 局	災害時における協力内容を局の窓口等の目立つ箇所に掲出
鉄 道 事 業 者 バ ス 事 業 者	1 運行情報の提供体制の検討 2 代替バス運行方法の検討 3 バスターミナルや駅における混乱防止策の検討
西日本電信電話（株）	災害用伝言ダイヤルの普及啓発
中 国 電 力 （ 株 ）	帰宅者の集中が予想される幹線道路等の照明確保の検討
学 校	1 食料、飲料水等の備蓄 2 携帯ラジオ・テレビ等の整備 3 保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童等の保護体制の整備

ウ 事業所及び市民

事業所及び市民の責務は次のとおり。

事 業 所	1 事業所施設の安全化対策の徹底 2 従業員用の食料及び飲料水の備蓄 3 バッテリー式ラジオ・テレビの配備 4 従業員の安否確認方法や連絡手段の検討

市 民	1 食料、飲料水及び装備等の準備 2 災害伝言ダイヤルや遠くの親戚等、災害時の連絡先の取り決め 3 徒歩帰宅の場合における帰宅経路の確認（実際に歩いてみる等）

(3) 災害時における対策

ア 市

- (ア) 交通情報を収集し、ラジオや情報拠点において周知
- (イ) 幹線道路沿いに食料、飲料水等の配布拠点を設置
- (ウ) 代替バス輸送の実施
- (エ) 幹線道路沿いに救護所を設置
- (オ) 徒歩帰宅者の誘導
- (カ) 簡易地図等の配布による帰宅経路の周知
- (キ) 公共施設の一時開放と仮泊、休憩所及びトイレ等の情報提供
- (ク) 必要に応じた避難勧告等の実施

イ 関係機関・団体

災害時に関係機関・団体等が行う対策は次のとおり。

名称	対策の内容
松 江 警 察 署	1 道路交通情報の収集、伝達 2 避難道路における混乱防止、誘導対策の実施 3 一般車両に対する交通規制の実施 4 必要に応じ、事業所や学校に対し時差退社、下校等を要請
消 防 本 部	必要に応じた避難指示等の実施
松 江 中 央 郵 便 局	郵便局における休憩所・トイレ等の提供
鉄 道 事 業 者 バ ス 事 業 者	1 駅やバスターミナルにおける混乱防止と休憩所・トイレ等の提供 2 他の交通事業者との連携による行政区域境から先の輸送体制の確立
西日本電信電話（株）	災害用伝言ダイヤルの起動、維持
中 国 電 力 （ 株 ）	幹線道路等の照明確保の実施
学 校	1 ラジオ・テレビ・校内放送等の活用による情報伝達 2 保護者への連絡及び引き渡しまでの保護

ウ 事業所及び市民

災害時における事業所及び市民の責務は次のとおり。

事 業 所	1 従業員や顧客への食料及び飲料水等の配布 2 情報の収集とラジオ・テレビ・社内放送等による周知 3 従業員の安否確認及び報道機関への連絡 4 事務室、会議室、ロビー等の開放
市 民	1 慌てずラジオ等で状況を確認してから行動する。 2 家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅は行わない。



This page intentionally left blank

第1節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施

災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。

また、大規模な地震災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを震災前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

1 災害復旧・復興体制の確立……………【災害対策本部】

計 画 目 標	災害発生から1週間以内に復旧・復興方針を決定し、体制を確立

(1) 災害復旧・復興方針の決定

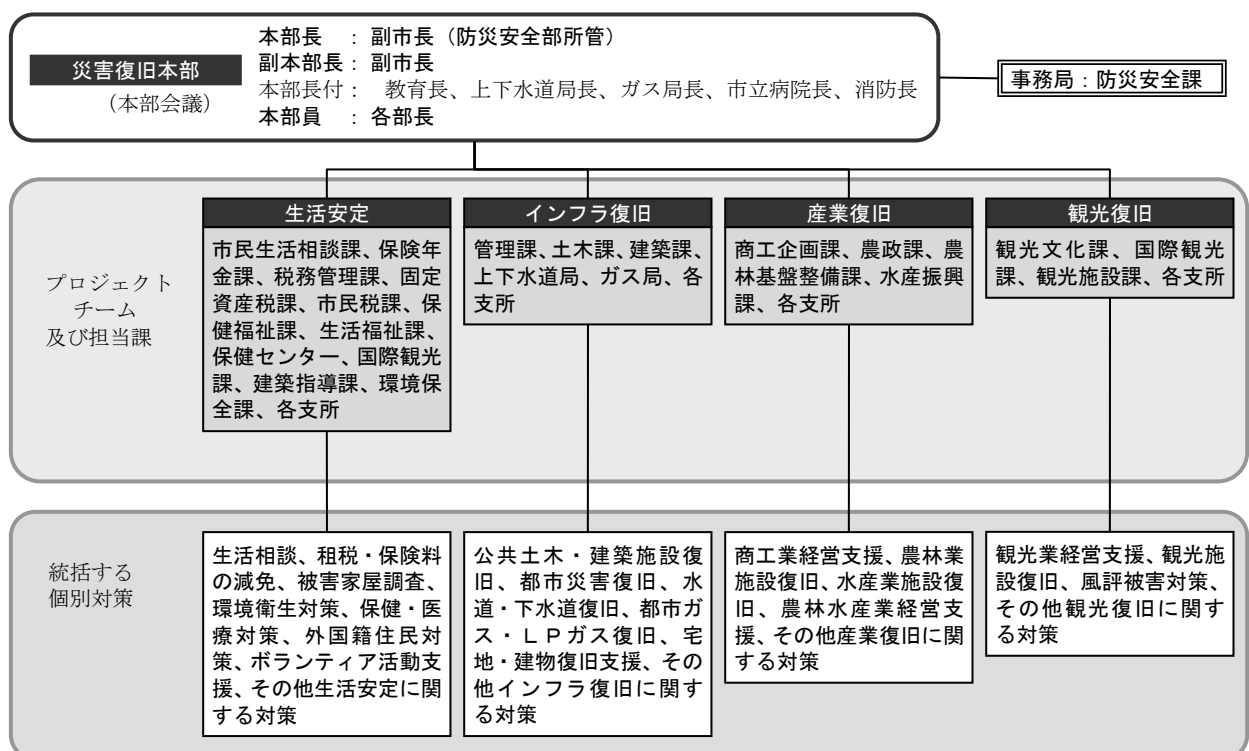
応急対策がある程度完了し、災害対応が終息に向かった段階（概ね発災後1週間を目安とする）において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。方針の決定にあたっては次の点に留意する。

- 1 発災前の状態に復旧するだけで十分か、被害の原因を究明し抜本的な対策を実施すべきかについての方向性
- 2 復旧・復興に関する被災地住民からの意見聴取と、方針の住民説明並びに合意形成
- 3 関係各課の連携による全庁横断的な対策を実施するための体制構築
- 4 松江市総合計画等の上位・関連計画に定める重点項目等との整合性

(2) 災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

災害復旧本部の体制は概ね次のとおりとするが、状況に応じ適切な体制をとる。



なお、被害が激甚である場合は、災害復旧本部に代わり、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。この場合における体制等は本節「4 大規模地震災害時における復旧・復興」による。

2 災害復旧事業計画の作成.....【関係各課】

関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。

事業計画	内容	根拠法令等	担当
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	管理課 土木課 河川課 水産振興課 農林基盤整備課
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林基盤整備課 水産振興課
都市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市政策課 公園緑地課
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局
下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法	上下水道局
社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設等	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等	子育て課 介護保険課 障がい者福祉課 生活福祉課
公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	教育委員会
公営住宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	建築課
公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法等	市立病院
その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災害等	各法令等	関係各課

3 災害復旧事業の実施.....【関係各課】

(1) 基本方針

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- 被災地の住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に復旧を行う。この際、男女共同参画の視点から女性の参画を推進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
- 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所等については、現状復旧を基本にしつつも、再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。
- ライフライン施設の管理者及び交通機関等は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災状況を的確に把握するよう十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 国又は県による事業費の一部負担又は補助

災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

(3) 激甚災害に関する財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けた場合においては、同法による国の援助、助成等を受けて災害復旧事業を行う。この場合において財政援助等の対象となる事業については、本章第3節「激甚災害の指定」を参照のこと。

4 大規模地震災害時における復旧・復興.....【関係各課】

計 画 目 標	災害発生から6ヶ月以内途に災害復興基本計画を策定

(1) 災害復興本部の設置

大規模地震災害時においては、都市構造や産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な復興事業を速やかに実施する必要があるため、概ね発災後1週間を目安に市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、災害復興計画の策定、災害復興事業実施に関する総合調整等を行う。

なお、災害復興本部が設置された場合、災害対策本部は災害復興本部と連携し、救援物資の配布、生活安定対策等の応急・復旧対策に継続して取り組むものとする。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事象、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 災害復興体制の整備

- 必要に応じ、災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。
- 既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合においては、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。
- 国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。

(3) 災害復興の推進

概ね次に示す流れに従って、災害復興を推進する。

第1期 (災害発生後 1週間以内)	災害復興体制 の確立	1 基本方針の策定組織の設置と検討着手 2 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備 3 庁内の復興検討組織の設置と検討開始 4 議会との連携 5 復興推進区域、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
第2期 (1週間～1ヶ月)	災害復興基本 方針の策定	1 災害復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 災害復興基本計画の策定着手 3 復興推進区域、重点復興地域指定の都市計画決定の調整 4 建築基準法に基づく建築制限の実施 5 条例制定に関する検討開始
第3期 (1ヶ月～6ヶ月)	災害復興基本 計画の策定	1 災害復興基本計画の策定、公表及び周知 2 地区別整備計画の策定、公表及び周知
第4期 (6ヶ月以降)	災害復興事業 計画等の策定	1 災害復旧事業計画の決定（地区別細部計画の策定含む） 2 住民・事業所等の合意形成
第5期	各事業の推進	

第2節 生活再建等支援対策の実施

震災時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く震災前の状況に戻れるよう迅速で円滑な震災復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

1 被災者の各種相談.....【固定資産税課、国際観光課、市民生活相談課、男女共同参画課、保健福祉課、子育て課、保健センター、子育て支援センター、学校教育課、各支所】

計 画 目 標	災害発生から 48 時間以内に相談窓口を開設

震災後速やかに、市役所本庁舎及び各支所並びに避難所等において、被災者のための相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携の上、次に示す事項を主とした相談業務を実施する。

なお、相談業務の内容、開設場所及び相談時間などは、避難所での広報、避難所以外で避難している被災者のために報道機関に協力を依頼するなど確実に行う。

相 談 の 内 容	1 リ災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書発行受付等） 2 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等） 3 住宅に関する事項（片付けを行うボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等） 4 生活安定に関する事項（税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等） 5 健康相談、要配慮者及び女性・児童等への支援 6 外国人への情報提供 7 職業の斡旋 等

2 リ災証明の発行.....【固定資産税課、消防本部】

計 画 目 標	災害発生から 72 時間以内に被害家屋調査を開始 災害発生から 1 週間以内にリ災証明の発行を開始

(1) リ災証明の目的

リ災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

(2) リ災証明の対象等

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。

リ災証明の対象	被害家屋調査の実施	リ災証明を行う者
全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水によるもの	固定資産税課	市長
火災によるもの	消防本部	消防長

(1) リ災証明書の発行

ア 被害家屋調査の準備

- 被害状況をもとに、建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する等、調査体制を整備する。
- 市の職員だけでは人的に対応できない場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

- 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

イ 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に、2人1組で外観目視による調査を実施する。

ウ リ災台帳の作成

固定資産課税台帳をもとに、リ災証明書の発行に必要な被害情報を入力し、リ災台帳を作成する。

エ リ災証明書の発行

- 市長は、リ災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、リ災証明書を原則として1世帯に
あたり1枚発行する。ただし、火災によるリ災証明は、消防長が行う。
- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞
なく被災者にリ災証明書を交付する。

→ **資料編** [資料 2-25] リ災証明様式

オ 再調査の申出と再調査の実施

- 被災者は、リ災証明の判定結果に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋につい
て、災害発生から3カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。
- 申出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、必要に応じリ災証明書の再発行を行う。
- 判定の困難なものについては、必要に応じ設置する判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(2) リ災証明に関する広報

リ災証明手続を円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報紙等により周知を図る

3 義援金、義援品の受付・配分……………【災害対策本部、固定資産税課、保健福祉課、出納室】

計 画 目 標	災害発生から72時間以内に義援金、義援品の受付を開始

(1) 義援金の受付・配分

義援金の受付にあたっては、市のほか日本赤十字社、共同募金会及び県等が主な窓口となる。配分
にあたっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。その際、基
本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ア 義援金の受付

- 金融機関に預金口座を開設し、受付を行う。
- 災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的な義援金の受付を行うか否かを判断する。
- 受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

イ 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

- 義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置する。
- 義援金配分委員会では、被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定する。
- 避難所や被災地に居住する市民に対し、義援金の配分項目、配分要領等について広報する。

ウ 義援金申請書類の受付・交付

- 本庁に窓口を設置し、被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対
象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。なお、必要に応じて、各支所及び避
難所への窓口設置を検討する。受付・交付にあたっては身分証明書の提示を原則とする。
- 必要に応じて、リ災調査を行う。
- 配分者の情報をデータベース化し、支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

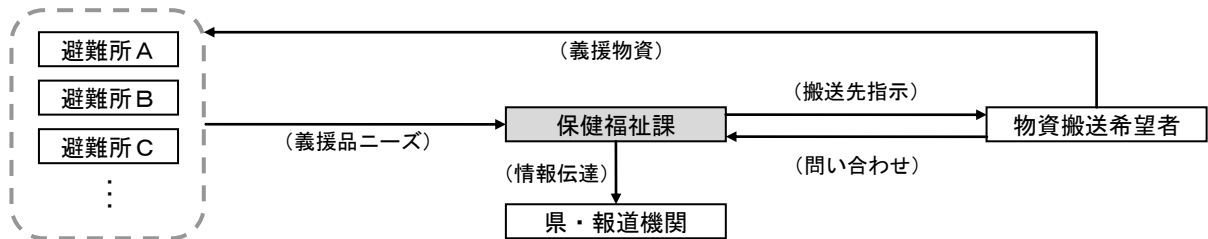
(2) 義援品の受付・配分

義援品の受付・配分にあたっては、災害対策本部が窓口となり受け入れを行うとともに、避難所、

県及び報道機関との連絡を行う。

ア 義援品搬送のための連絡体制

図：義援品搬送のための連絡体制



イ 義援品のニーズの把握と広報活動

- 保健福祉課は、被災者からの問い合わせや避難所等における聞き取り等により、義援品に対するニーズの把握に努め、その結果を災害対策本部に報告する。
- 必要物資の内容（品目及び総量）について、報道機関等に情報伝達する。また、受け入れにあたっての留意点として次の事項を伝達するように依頼する。

- 1 小口義援品よりは、大口の義援品の方が好ましいこと
- 2 生鮮食品は避けること
- 3 未使用品に限ること
- 4 梱包のダンボールに内容品を明記すること

ウ 受け入れ窓口及び受け入れ場所の確保

- 災害対策本部は、物資受け入れのための連絡窓口を設置する。連絡窓口では、運び込みを希望する物資、量を確認し、送付先を指示する。
- あらかじめ定めた物資受け入れ場所において、整理を行った上で搬入する。

エ 物資の仕分及び配分

避難所では、ボランティアの協力等により物資の搬入及び仕分を行い、避難者に配分する。

4 融資・貸付その他資金等による支援【商工企画課、農政課、水産振興課、保健福祉課、生活福祉課】

各種法令等に基づき、融資・貸付けその他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。

→ **資料編** [資料 2-26] 自然災害等における被災者支援制度一覧

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金

ア 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

→ **資料編** [資料 3-12] 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例
[資料 3-13] 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(2) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することにより、生活の再建を支援する。

なお、自然災害の規模が下表に掲げる規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し

ては、「松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給を行うことができる。この場合においては、市の支給する支援金の額に2分の1を乗じて得た額が、島根県被災者生活再建支援金として県より交付される。

→ **資料編** [資料3-14]松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

(3) 災害援護資金

災害救助法の適用があった場合において、災害により家財等に被害を受けた世帯に対する生活再建資金として、災害援護資金の貸付を行う。

→ **資料編** [資料3-12]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例
[資料3-13]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(4) 生活福祉資金

- 被災した低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯*に対する生活再建資金として、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活福祉資金の貸付を行う。

* 低所得世帯 資金の貸付に併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。

障がい者世帯 身体障がい者者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯。

高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する高齢者（65才以上）の属する世帯。

（生活保護世帯についても、当該世帯の自立更正を促進する必要があると認められる場合に限り対象となる）

- 貸付けの申込みは、松江市社会福祉協議会又は民生児童委員を経由して島根県社会福祉協議会へ行う。
- 貸付にあたっては、所得制限が設けられている場合がある。
- 他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として本制度の対象外である。

(5) 母子寡婦福祉資金

被災した母子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。なお、次に示す住宅資金のほか、転宅資金等の貸付制度もある。

(6) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅融資）

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される、制度の内容について周知を図る。

(7) 中小企業への融資

県が実施する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度による緊急融資等及び貸付を行う。
- イ 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- ウ 激甚災害の場合は、小規模企業者等設備導入資金借主及び設備借主に対し償還期間の延長を行う。
- エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行い、必要な場合は償還免除を行う。
- オ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。

(8) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。

- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。
- ウ 島根県農業近代化資金県単独特別利子補給要項に基づき、災害資金を融資する融資機関に対し、利子補給を行う。
- エ 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払ができるよう要請する。
- オ 漁船損害等補償法等に基づく漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払ができるよう措置する。

5 郵便・電話等の支援措置……………【日本郵便株式会社中国支社、西日本電信電話（株）島根支店】

郵便・電話等の事業者においては、次の支援措置を実施する。

郵便関係	- 日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う日本赤十字社、共同募金会及び地方公共団体等にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。 - 災害救助法適用時に、り災世帯あたり通常郵便はがき 5 枚以内及び郵便書簡 1 枚を交付する。
為替貯金関係	- 取扱い局、取扱い機関及び取扱い事務の範囲を指示して、払戻し等の為替貯金業務の特別の取扱いを行う。 - 災害救助法の適用時においては、郵便局長限りで取扱いができる。
簡易保険関係	取扱い局を指定して、保険証書等提出書類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払及び保険料の払込みの猶予を行う。
災害寄付金の料金免除の取扱い	地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替料金の免除の取扱いを実施する。
電報・電話関係	被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報・電話について、西日本電信電話（株）と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

→ 資料編 [資料 4-(2)-29] 松江市内郵便局と松江市の災害時相互協力に関する覚書（日本郵便（株）中国支社）

6 税等の徴収猶予、減免……………【税務管理課、保険年金課】

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を行う。

市税の徴収猶予及び減免	被災者の納付すべき市税について、法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免を行う。
後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免	被災者の納入すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規程に基づき、徴収猶予及び減免を行う。
国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保健医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保健医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う。

7 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）……………【定住企業立地推進課】

災害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、必要に応じて県及び島根労働局に対し要請を行う。

8 観光産業への支援……………【観光文化課、国際観光課】

観光産業は、本市の経済や市民生活を支える重要な産業であるが、市内の文化財や交通機関等の直接的な被災及び風評被害等により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。このため、観光地としての都市イメージの早期回復を目指し、観光協会及び旅館組合等と連携して次のような対策を実施する。

(1) 復旧情報の発信

次に示す観光産業関連の復旧情報について、市のホームページのほか、国内外の旅行代理店、観光関係団体及び報道機関等への情報発信を行う。

観光産業関連の 復旧情報	1 宿泊施設、観光施設の営業状況
	2 文化財等観光資源の公開状況、復旧状況
	3 交通機関の運行状況、復旧状況
	4 コンベンション施設等の営業状況、復旧状況等

(2) 観光イベント、キャンペーン等の開催

市の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として、観光イベントやキャンペーンを実施し、旅行代理店等に対して周知を行う。

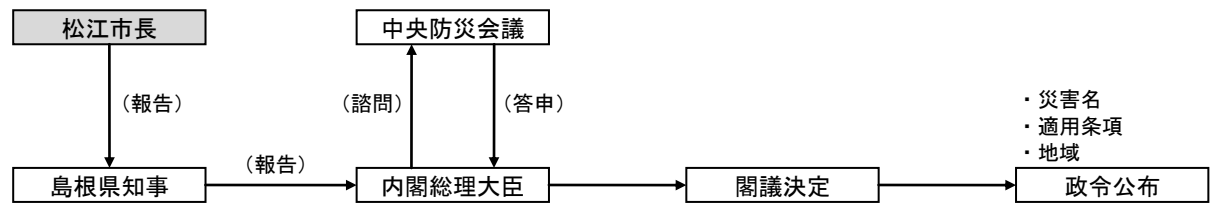
第3節 激甚災害の指定

大規模な地震災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

1 激甚災害指定手続..... 【防災安全課ほか関係各課】

市長は、大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮の上、適用対象事業に関する査定事業費等を知事に報告する。知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
指定手続の流れは次のとおり。

図：激甚災害指定手続の流れ



2 激甚法に定める事業..... 【防災安全課ほか関係各課】

激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備部	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉部	環境生活部

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条 第19条	11 感染症予防事業 12 感染症指定医療機関災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
第3条 第9条	13 堆積土砂排除事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
第3条 第10条	14 湛水排除事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業観光部	農林水産部
第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業観光部	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業観光部	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	産業観光部	農林水産部 商工労働部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	—	総務部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	土木部
第22条	28 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財政部 産業観光部 都市整備部 教育委員会	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	31 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業観光部	商工労働部

3 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は、それぞれ次のとおりである。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

激甚災害指定基準（H21. 3. 10 改正、H20. 10. 1 以後適用）

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準）事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の標準税収入 ×0.5% （B基準）事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の標準税収入 ×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1以上あるもの （1）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県 の標準税収入×25% （2）一の都道府県内の市町村負担事業費査定見込総額＞当 該都道府県内市町村の標準税収入総額×5%
第5条	農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準）事業費査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準）事業費査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、 次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×4% ② 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
第6条	農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業の 補助特例	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000 万円以下と認められる場合は除く。 ① 激甚法第5条の措置が適用される場合 ② 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%であることにより 激甚法第8条の措置が適用される場合
第8条	天災による被 害農林漁業者 等に対する資 金の融通に関 する暫定措置 の特例	以下のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因に よる災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合には、 被害の実情に応じて個別に考慮する。 （A基準）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次 の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者＞当該都 道府県内の農業を主業とする者の数×3%
第11条 の2	森林災害復旧 事業に対する 補助	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準）林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞ 全国生産林業所得（木材生産部門。以下同じ。）推定額×5% （B基準）林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%かつ、次 の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の生 産林業所得推定額×60% ② 一の都道府県内の林業被害見込額＞全国生産林業所得 推定額×1%

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	次のいずれかに該当する災害。 （A基準）中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% （B基準）中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%、又は、その中小企業関連被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業の補助 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
第22条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 （A基準）滅失住宅戸数が被災地全域で4,000戸以上 （B基準）次のいずれかに該当する災害。ただし、火災の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 ① 滅失住宅戸数が被災地全域で2,000戸以上かつ、一の市町村内で200戸以上又は住戸戸数の10%以上のもの ② 滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ、一の市町村内で400戸以上又は住戸戸数の20%以上のもの
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	① 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 ② 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害。
	上記以外	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

(1) 局地激甚災害指定基準 (H23.1.13 改正、H22.1.1 以後適用)

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準 (金額は当該年度のものを)
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{> 当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ $\text{+ (当該市町村の標準税収入} - 50\text{億円)} \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{> 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{> 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ $\text{当該市町村内の漁船等の被害額} > \text{当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$ (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) $\text{> 当該市町村に係る生産林業所得推定額 (木材生産部門)} \times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積 $> 300\text{ha}$ 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 $\text{> 当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの)} \times 25\%$

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のものの）
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のものを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

This page intentionally left blank

第1節 津波災害の予防

本市の市域には、島根半島北部の連続した海岸線が含まれており、近年では、日本海中部地震（昭和58年）、北海道南西沖地震（平成5年）等において、沿岸部の建物や船舶等に津波による被害を受けたことがある。

津波による被害想定は、第1編第4章「地震被害想定」に記載のとおりであるが、これまでの想定を大きく超える東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の発生に鑑み、津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意し、とりわけ津波災害は波源域の場所や地形等の条件によって、発生する津波高、範囲等に大きな差異が生じるものであることを念頭に置く必要がある。

こうしたことを踏まえ、津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルを想定することを基本とする。

①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守るため、住民等避難のための防災意識の向上、避難先（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保など地域の状況に応じた対策を講じるものとする。

②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等地域の状況に応じた対策を講じるものとする。

以上の考え方にに基づき、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、河川管理施設の整備計画を推進するとともに、津波監視・情報伝達体制及び避難所・避難路等の整備、津波に対する知識の普及などの防災意識の啓発等に努める。

1 津波に強い地区づくり……………【防災安全課、水産振興課、管理課、土木課、河川課、各支所】

(1) 海岸における津波浸水想定箇所の把握・周知

津波ハザードマップ、地区津波避難計画及び県ホームページのマップ on しまね等を活用し、県の調査に基づく津波浸水想定箇所について、沿岸住民への周知徹底を図る。

(2) 海岸保全施設整備の推進

津波による被害を軽減するため、必要に応じて、海岸保全施設の整備を実施するとともに、既存施設の老朽度点検や耐震診断を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。

(3) 土地利用の適正化

- 津波による浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難先（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用を含めた避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 津波防災地域づくり法に基づく推進計画を作成することにより、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備についての総合ビジョンを示すことに努める。

(4) 建築物の災害予防

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等は、できるだけ浸水危険性の低い場所に整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等を図るとともに、中長期的には浸水危険性のより低い

場所への誘導を図る。

2 津波防災思想の普及.....【防災安全課、水産振興課、消防本部、各支所】

県及び防災関係機関と協力し、津波を伴う地震発生時の対応方法として次の内容の普及啓発を図る。

一般住民	1 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて高台等の安全な場所に避難する。 2 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。 3 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線（同報系）、防災メール等を通じて入手する。 4 津波は繰り返し襲来するので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで海浜に近づかない。 5 津波注意報の発令時においても、海水浴や海釣りは危険なので行わない。
船舶	1 強い地震（震度 4 程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。 2 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外へ退避する。 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。 4 津波は繰り返し襲来するので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで待避等を継続する。
漁業従事者	船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害防止のため、港の利用者等と協議しマニュアル等の整備を徹底する。

第2節 防災活動体制の整備

津波災害時の効果的な応急対策を迅速に実施できるよう、市及び関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ、津波災害時の迅速な初動（警戒）体制を確立できるようにしておく必要がある。

1 災害対策本部体制の整備 【防災安全課、人事課ほか関係各課】

(1) 初動体制の整備

ア 動員計画の策定

津波災害時における職員の動員計画を定める。なお、動員の系統及び時系列順の連絡方法等について、可能な限り具体的に計画する。

イ 非常参集体制の整備

- 非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制の整備を図る。
- 携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。
- 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。
- 災害対応に関する知識を有する職員の有効活用を図る。

ウ 活動マニュアル等の整備

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容等を具体的に記した活動マニュアルを必要に応じて作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うよう努める。

(2) 勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な津波が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意思決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

(3) 災害対策本部室等の整備における留意事項

以下の点に留意し、対策本部室等の整備を行う。

ア 災害対策本部室・本部事務室の整備、本部室の運営体制の整備

イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保

ウ 電話の余裕回線の確保及び非常用電話回線の増強、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備

オ 応急対策用地図及びデータ等の配備

カ 交替勤務者用の仮眠室等の整備

2 広域応援協力体制の整備 【防災安全課、政策企画課、上下水道局、ガス局、消防本部】

(1) 他の市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

- 島根県内の市町村により締結された「災害時の相互応援に関する協定書」の内容に基づく相互応援体制の整備を推進する。
- 近隣の市町村に加え遠方の市町村との間で、大規模災害に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

- **資料編** [資料 4-(1)- 1] 災害時の相互応援に関する協定書（島根県内市町村）
 [資料 4-(1)- 2] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
 [資料 4-(1)- 3] 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目
 [資料 4-(1)- 4] 中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書（出雲市・安来市・米子市・境港市・鳥取県西部町村会）
 [資料 4-(1)- 5] 地震等災害時の相互応援に関する協定（国際特別都市建設連盟）
 [資料 4-(1)- 6] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱
 [資料 4-(1)- 7] 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領
 [資料 4-(1)- 8] 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
 [資料 4-(1)- 9] 山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書（鳥取市・米子市）
 [資料 4-(1)-10] 特例市災害時相互応援に関する協定（全国特例市市長会）
 [資料 4-(1)-11] 山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定
 [資料 4-(1)-12] 災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
 [資料 4-(1)-13] 災害時における相互応援に関する協定書（珠洲市）
 [資料 4-(1)-14] 災害時における相互応援に関する協定書（宝塚市）
 [資料 4-(1)-15] 災害時における相互応援に関する協定書（尾道市）
 [資料 4-(1)-16] 中海・宍道湖・大山圏域と備後圏域における災害時の相互応援に関する協定書（備後圏域連絡協議会）
 [資料 4-(1)-17] 災害時における相互応援に関する協定書（大口市）
 [資料 4-(3)- 1] 島根県防災ヘリコプター応援協定
 [資料 4-(3)- 2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

(2) 応援・受援体制の整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に県や他の市町村及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等の整備に努める。

(3) 自衛隊との連携体制の整備

- 各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。
- 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先を徹底する等必要な準備を整えておく。
- どのような状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）で派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- 円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を県とともに整える。

(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

- 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。
- フリーベンド（商品の無償提供）機能のついた「災害対策用自動販売機」の導入設置に向け、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。
- 個別の事業所の持つ能力を地域の重要な防災力と考え、人的・物的な防災協力活動により被害の軽減や地域の防災力の強化を図ることのできる制度の構築に努める。
- 災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)- 1] 災害時における情報交換に関する協定書（国土交通省中国地方整備局）
 [資料 4-(2)- 2] 防災対策協力に関わる協定書（松江地方気象台）
 [資料 4-(2)- 3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)- 4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）

- [資料 4-(2)- 5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
- [資料 4-(2)- 6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
- [資料 4-(2)- 7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）
- [資料 4-(2)- 8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
- [資料 4-(2)- 9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
- [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
- [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
- [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
- [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
- [資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）
- [資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八東清掃協同組合ほか）
- [資料 4-(2)-16] 災害時における応援業務に関する協定書（松江市測量設計協会）
- [資料 4-(2)-17] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（社）全日本冠婚葬祭相互協会）
- [資料 4-(2)-18] 災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）
- [資料 4-(2)-19] 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内4 6 社）
- [資料 4-(2)-20] 災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書（市内5 社）
- [資料 4-(2)-21] 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（中国電力（株））
- [資料 4-(2)-22] 災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書（島根県電気工事工業組合松江支部）
- [資料 4-(2)-23] 非常事態における相互応援協定書（米子ガス（株）、出雲ガス（株））
- [資料 4-(2)-24] 災害情報放送の実施に関する協定書（山陰ケーブルビジョン（株））
- [資料 4-(2)-25] 災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書（山陰ケーブルビジョン（株））
- [資料 4-(2)-26] 災害時における資機材リースの協力に関する協定（中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部）
- [資料 4-(2)-27] 災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定（島根県石油協同組合松江支部）
- [資料 4-(2)-28] 災害時における土砂の利用に関する協定（（財）島根県建設技術センター）
- [資料 4-(2)-29] 松江市内郵便局と松江市の災害時相互協力に関する覚書（日本郵便（株）中国支社）
- [資料 4-(2)-30] 災害時における飲料水の提供に関する協定書（（株）伊藤園）
- [資料 4-(2)-31] 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話（株）島根支店）
- [資料 4-(2)-32] 災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書（生活協同組合しまね）
- [資料 4-(2)-33] 災害時等における緊急用LP ガスの調達に関する協定書（（一社）島根県LP ガス協会ほか）
- [資料 4-(2)-34] 災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定（しまね災害福祉広域ネットワーク）

3 災害救助法等の運用体制の整備 【生活福祉課】

(1) 災害救助法等の運用への習熟

- 災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。
- 災害救助法の実務に関する必要な資料を準備しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法に関するマニュアルを、県の指導及び他の適用事例等を参考に作成する。

4 複合災害体制の整備 【防災安全課ほか関係各課】

- 災害対応にあたる要員、資機材の投入等においては、複合災害（同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、複合災害の発生時及び後発災害の発生が懸念される場合には、状況を見極め適切な配分を考慮した投入判断ができるよう備えておく。
- 様々な複合災害を想定した机上訓練を実施するとともに、発生可能性が高い複合災害を想定した職員の参集等の実働訓練を実施する。

5 り災証明書の発行体制の整備 【固定資産税課、消防本部】

- 災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地域公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第3節 情報管理・広報体制の整備

津波災害時及び津波が発生するおそれがある場合に、関連する情報を迅速に収集・整理し、市民等に対して的確な広報を実施することにより、被害を未然に防ぐとともに減災に向けた最善の対応が行える体制を整備する。

1 津波監視、情報伝達体制の整備……………【防災安全課、各支所、情報政策課、水産振興課、消防本部】

(1) 海面監視体制の確立

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報、津波警報、津波注意報等が発表されるまでの間に津波の襲来が予想されるので、気象庁の「津波の心配はありません」の発表があるまでは、漁業協同組合等の協力を得て、安全な地点において海面の監視を行う。
- 日本海及び中部の各沿岸部の主要箇所には防災（津波）監視カメラを設置し、海面、湖面の常時監視を行う。防災（津波）監視カメラのリアルタイム映像は、本庁、支所及び関係機関等においても閲覧可能とするほか、状況に応じてケーブルテレビを通じて住民へ映像を提供する。

→ **資料編** [資料2-7] 防災定点監視カメラ一覧表

(2) 情報伝達体制の確立

- 沿岸住民への津波警報等の災害情報伝達の根幹手段として防災行政無線（同報系）の整備を進めるとともに、行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）、防災メール、緊急速報メール、防災情報ツイッター等、可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。
- 衛星携帯電話等、多様な通信手段を確保の上、電源の必要な通信機器における非常用電源の整備に努めるとともに、通信設備の障害時に備えた自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制について検討する。
- 住民に対しては、迅速な避難行動がとれるよう、あらかじめ避難経路、避難場所の周知を行う。
- 多数の人出が予想される海岸及び港湾等の管理者に対し、観光客、海水浴客、釣り客等のレジャー客及び水産事業者・港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。
- 日本海への出漁者に対しては、漁業無線による迅速な情報伝達に努める。
- 夏場に多くの海水浴客が訪れる海水浴場において、防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局等の整備に努める。
- 大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

2 国・県・防災関係機関等との通信施設の整備……………【防災安全課、消防本部】

(1) 防災行政無線（移動系）

- 市内全域整備した防災行政無線（移動系）を災害時に十分活用するため、防災関係機関、支所、公民館、学校及び消防団等との通信訓練を定期的実施し、操作方法の習熟に努める。
- 市内の施設等における無線機の配備については、状況に応じ適宜対応する。

→ **資料編** [資料2-5] 松江市防災行政無線（デジタル移動系）呼出番号簿

(2) 県防災行政無線

県の防災行政無線を活用し、県から気象情報・災害情報等を受信するほか、県、県内各市町村及び防災関係機関との連絡体制を構築する。

(3) 非常通信

通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

(4) 衛星通信ネットワークシステム

無線機能の補完と伝送路の二重化を図る目的で、国、都道府県、市町村及び防災関係機関相互間に整備されている衛星通信ネットワークシステムを活用した通信体制を構築する。

(5) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

国からの緊急情報を瞬時に受信できる J-ALERT を活用し、防災行政無線（同報系）を自動起動して市民へ迅速に情報を伝達する。

3 市民への広報手段の整備……………【防災安全課、市民生活相談課、情報政策課、各支所、消防本部】

(1) 防災行政無線（同報系）

- ・ 市内全域に整備した防災行政無線（同報系）を、災害情報伝達の根幹手段として活用する。
- ・ システム整備は、屋外拡声子局（屋外スピーカー）の設置を中心とするが、集会所、社会福祉施設、障がい者宅等には、必要に応じて屋内個別受信機を無償貸与する。

→ **資料編** [資料 2-6]松江市防災行政無線(デジタル同報系)設置状況

(2) 行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）

山陰ケーブルビジョン(株)が運営する行政情報住民告知システム屋内告知端末（おしらせ君）の普及を図り、屋内向けの情報伝達の充実を図る。

(3) 防災メール

防災メールの登録の普及拡大を図り、携帯電話を活用した文字情報による情報伝達の充実を図る。

(4) 緊急速報メール

緊急情報を携帯電話へ配信する緊急速報メールを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(5) 防災情報ツイッター

防災情報ツイッターを活用し、不特定多数の市民及び観光客等への情報伝達の充実を図る。

(6) ホームページ

市ホームページ「防災情報」を活用し、災害情報、気象情報等の掲載内容の充実を図る。

(7) 自治会 F A X

町内会・自治会連合会長宅に設置されている FAX を活用し、各地域への情報伝達の充実を図る。

(8) 広報車

市民に対するきめ細かな災害広報を実施するため、広報車両の配備の充実に努める。

(9) ケーブルテレビ放送事業者との連携

災害情報放送の実施に関する協定を締結している山陰ケーブルビジョン(株)のケーブルテレビ放送を活用し、データ放送及び映像による情報伝達の充実を図る。

(10) 報道機関との連携

災害時に県を通じて行う報道機関への放送要請の手続きについて、事前に確認を行うほか、各報道機関との連携体制の強化を図る。

4 警報、注意報及び気象情報等伝達体制の整備.....【防災安全課、消防本部】

(1) 関係機関との連携

県及び報道機関等と相互に協力し、地震・津波に関する警報、注意報及び気象情報等の伝達徹底について必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第 57 条）を締結し、その円滑化を図る。

(2) 非常無線通信の利用

非常無線通信の利用（電波法第 52 条、災害対策基本法第 57 条）に備え、必要な体制を整備する。

5 防災センター（災害対策本部室）の運用.....【防災安全課】

(1) 防災センターの位置づけ

防災センターは、災害情報の把握及び応急対策の意思決定を中心に、災害対応の中核として機能する施設であり、平素から活用方法の習熟に努める。

(2) 防災センターの機能

ア 災害対策本部機能

- 災害対策活動の検討、決定、指示、命令を行う。
- 災害対策本部事務局（機能班を含む）の活動拠点とする。
- 庁内各部局及び現地対策本部との連絡拠点とする。
- 自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等、防災関係機関との連絡拠点とする。

イ 情報収集機能

- 市民及び防災関係機関からの災害発生情報の受付拠点とする。
- 防災定点監視カメラ、総合防災情報システム及びテレビ報道等による現場映像及び報道内容を受信する。

→ 資料編 [資料 2-7] 防災定点監視カメラ一覧表

ウ 情報伝達機能

- 市民及び防災関係機関への災害発生伝達の発信拠点とする。

6 総合防災情報システムの運用体制の整備.....【防災安全課、消防本部】

島根県総合防災情報システムは、県内の各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関への的確に伝達することのできるシステムであり、大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、迅速な情報の把握やアラート（公共情報コモンズ）を利用した効率的な情報発信が可能となっている。同システムの訓練や研修のメニューを活用して関係職員の操作の習熟を図るとともに、関係機関の連絡先、常備資機材の増減等に変更が生じた場合は随時更新を行い、災害時に円滑な運用できるよう備える。

7 多様な通信手段の確保.....【防災安全課、情報政策課】

- 音声及び映像による通信の多重化・多様化を図るため、衛星携帯電話、定点監視カメラ、テレビ会議システム等の通信設備の整備に努める。
- 住民への広報手段の多重化・多様化を図るため、携帯電話、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Free Wi-fi 等を活用した広報手段の充実に努める。
- 障がい者（視覚・聴覚）、高齢者、観光客及び外国人等に十分配慮した広報手段の整備及び広報内容の充実に努める。
- 在宅の避難者、応急仮設住宅として供用される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報が伝達できる体制の整備に努める。

- 孤立予想集落に配備している衛星携帯電話を十分に活用するため、集落との通信訓練を定期的
に実施し、操作方法の習熟に努める。
- 地区災害対策本部、自主防災組織、消防団等を通じて、地域内の情報伝達が円滑の行われるよう、
防災訓練等を通じて、地域内の情報連絡体制の確認を行う。

8 災害用伝言サービス活用体制の整備.....【防災安全課】

- 西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社と連携して、広報紙等、各々が保有する広報手段を活
用し、災害用伝言サービスの普及促進のための広報を実施する。
- 災害時において災害用伝言サービスの運用が開始された場合における広報体制について、県及び
西日本電信電話株式会社及び携帯電話会社との間で協議を行う。

9 被災・停電に備えた通信機器の運用.....【防災安全課、消防本部】

被災による停電等に備えて、通信機器のための非常用電源の確保及び適切な保守点検を実施すると
ともに、防災訓練等を通じて、通信機器及び非常用電源の取扱方法等の習熟を図る。

第4節 避難予防対策

津波災害時には、沿岸部を中心に避難を要する地域が数多く発生するため、あらかじめ「松江市津波避難計画」及び「地区津波避難計画」を定め、津波発生時に住民等が迅速・的確に避難行動を行えるよう必要な体制を整備する。

また、避難勧告・指示等の発令・伝達に関し、どのような状況において、どの対象地区の住民に対して避難勧告・指示等を発令すべきかについて、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を定め、的確に運用する。

ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

1 避難体制の整備【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、子育て課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、学校教育課、学校給食課、生涯学習課、スポーツ課、消防本部、各支所ほか関係各課】

(1) 避難計画の策定

ア 松江市津波避難計画

津波対策の推進に関する法律及び島根県津波避難計画策定指針に基づき、本市及び地域住民の役割や留意すべき基本的事項を定めた「松江市津波避難計画」を策定する。計画で定める主な事項は次のとおり。

- (ア) 津波浸水想定
- (イ) 避難勧告・避難指示の発令基準（避難勧告等の判断・伝達マニュアルと同一）
- (ウ) 避難対象地域
- (エ) 避難困難地域
- (オ) 避難先、避難経路（具体的には地区津波避難計画において定める）
- (カ) 避難方法
- (キ) 市の初動体制
- (ク) 住民広報
- (ケ) 避難行動要支援者、観光客等の避難対策
- (コ) 住民の避難意識の啓発

イ 地区津波避難計画

松江市津波避難計画に基づき、津波発生の際に避難対象地区として定めている 39 地区において、住民参加によるワークショップを開催しながら、地区ごとの津波避難計画を策定する。対象地区については次のとおり。

	地区津波避難計画策定地区（40 地区）
旧 市 （2 地区）	魚瀬、六坊・芦尾
鹿 島 町 （7 地区）	古浦、恵曇、手結、片句、御津、昭栄、佐陀川流域（佐太及び講武の名分区）
島 根 町 （9 地区）	大芦、加賀、佐波、野波、小波、瀬崎、多古、沖泊、野井
美 保 関 町 （22 地区）	笠浦、千酌、北浦、稲積、菅浦、片江、笹子、惣津、七類、法田、諸喰、雲津、軽尾、才、美保関、海崎、長浜、福浦、宇井、森山、下宇部尾、万原

ウ 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の作成を支援する。

避難計画作成にあたっての留意事項は次のとおり。

病 院	患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ア 学校等の避難計画

所管する学校等においては、多数の幼児、児童生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を作成するよう指導する。避難計画作成にあたっての留意事項は次のとおり。

また、小学校就学前の乳幼児等の安全で確実な避難誘導を行うため、幼稚園、保育所等についても、具体的な避難計画を作成するよう指導する。

臨時休校・下校措置等に備えた体制整備	- 家庭訪問、児童カード等により児童等の通学路を確認し、状況に応じた通学路の変更等に備える。 - 臨時休校・下校措置の決定にあたり、教育委員会と併せて隣接の学校との連絡のとり方を明確にしておく。 - 臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。 - 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。
学校周辺の危険箇所の把握	学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、津波災害発生の際、対策が講じられるようにしておく。
多数の児童等を学校から避難させる方法	- 避難先、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。 - 児童等が自らの判断で一次避難ができるよう防災教育を充実させるとともに、二次避難にあたっての連絡体制の整備等に留意する。

(2) 避難誘導体制の整備

ア 避難計画の習熟と訓練

避難方法に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

イ 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

- 避難勧告・指示等が迅速に行われ、関係者に徹底するよう、明確な実施基準・要領を定める。特に、住民の避難意識がない、強い揺れを伴わない津波地震や遠地地震に対しても迅速な避難行動がとれるよう、情報伝達体制を整備する。
- 既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難勧告・指示等の発令中の帰宅等の防止を図る。

ウ 避難者の誘導体制の整備

避難者を安全かつ迅速に誘導できるよう、以下の点に留意し誘導体制を整備する。

- 消防団や自主防災組織等のもとの組織的な避難誘導
- 要配慮者の優先避難
- 災害の種類、危険地域を考慮した避難経路の指定と周知徹底
- 状況に応じて、車両による移送等の検討
- 大規模災害時を想定した、他の市町村との応援協定の締結等による広域避難の具体的な方法・手順の検討。

エ 自主避難体制の整備

強い地震や大津波警報、津波警報、津波注意報等の発表を覚知したとき、又は土砂災害や危険物の漏洩等のため自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をす

るよう指導に努める。

オ 避難指示等の伝達体制の整備

避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

カ 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の構築

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、津波避難計画に基づき、以下の点に留意し、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

- 日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を定める。
- 避難行動要支援者の避難に関して、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。
- 地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障がい者の介護等に必要な設備や備品等について十分配慮した上で避難地や避難路を定める。
- 避難生活が長期化することが予想される場合には、マンパワー等、介護に必要な機能を備えた避難所や民間賃貸住宅、旅館・ホテルの借り上げ等、多様な避難所の確保に配慮する。

→ **資料編** [資料 2-15] 社会福祉施設等一覧表

(3) 避難対策に関する取り組み

ア 津波ハザードマップ

県の津波浸水想定に基づき、津波による浸水が予想される区域等を記した「津波ハザードマップ」を作成し、住民等への周知を図る。

イ 海拔表示看板

津波発生時に迅速な避難の目安となるよう、津波による浸水が予想される地区内の電柱等に「海拔表示看板」の設置を進める。

2 避難場所の選定、確保及び周知 【防災安全課、各支所ほか関係各課】

(1) 避難場所の選定と確保

津波発生時の一時的な避難場所として、地域住民と協議しながら高台の広場や空き地等を選定する。

(2) 避難路の選定と確保

地域住民と協議しながら避難路の選定を行うとともに、警察機関等と協力し通行確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(3) 避難場所等の住民への周知

避難場所、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

- 広報紙・パンフレット等の印刷物、インターネット
- 誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置
- 防災訓練の実施

(4) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

避難場所等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難施設等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。なお、整備にあたっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

3 避難所等の選定、確保及び周知 【防災安全課、保健福祉課、子育て課、障がい者福祉課、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、総合体育館事務局、各支所ほか関係各課】

(1) 指定避難所・福祉避難所

ア 指定避難所の確保

- 災害により家屋の倒壊等の被害を受けた市民や、被害を受けるおそれのある市民等が滞在する施設として、地区及び災害種別ごと（風水害、地震災害、津波災害、土砂災害）に法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、市民へ周知する。なお、指定を取り消した場合についても同様に、市民に周知する。
- 指定した指定避難所については、県へ報告する。なお、指定を取り消した場合についても同様に県へ報告する。
- 「安全性が確認され*¹、かつ、避難者を一時的に受け入れ、保護し、避難者の生活機能を確保することができる*²、市が指定・運営する施設であること」を、指定避難所の施設基準とする。

*¹ 次の事項が確認されていることをいう。

- ① 地震災害時の避難所としては耐震性が確認されていること
- ② 洪水時の避難所としては浸水しない施設であること
- ③ 土砂災害（特別）警戒区域に入っていない棟であること

*² 市において、原則として下記の対応が可能であることをいう。

① 避難所の開設管理	② 負傷者や救急患者への救援活動
③ 避難者確認及び名簿の整理	④ 生活情報の提供及び相談窓口の開設
⑤ 避難所自治組織の運営指導	⑥ 避難者及び地域住民への食料、飲料水の確保及び給食活動
⑦ 施設管理者との調整	⑧ 安否確認への対応
⑨ その他避難者の日常生活（トイレ・風呂の設置等）の安定を図るための支援活動	
⑩ ボランティアの受け入れ	

- 指定避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

イ 福祉避難所の確保

- 指定避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者等の要配慮者のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、福祉避難所を定め、その所在、名称、構造、受け入れ可能人員等を把握し、運用の方法とともに市民へ周知する。
- 福祉避難所は、施設のバリアフリー整備状況（多目的トイレの整備等）を勘案して選定する。
- 福祉避難所については、定期的な防災診断の実施や改修等の安全点検を実施する。

ウ 避難所設備の充実

給食施設、冷暖房設備、シャワー設備、パソコン、FAX、テレビ、ラジオ、非常用電源等の整備を推進する。

エ 備蓄等の推進

- 住民による生活に必要な物資等の備蓄を推進し、市においても必要な物資等の備蓄を行う。
- 避難の長期化に備え、物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

→ 資料編 [資料 2-14] 地区別避難施設一覧表

(2) 避難所等の住民への周知

避難先、避難路等について、平常時から以下の方法により周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- 広報紙・パンフレット等の印刷物、インターネット
- 誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置
- 防災訓練の実施

*やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにもわかりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

(3) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

避難所等への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難施設等の周

知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。なお、整備にあたっては、外国人に配慮し「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

(4) 避難所となる施設の管理者との事前協議

- 避難施設として指定する施設の管理者との間で、使用方法、連絡体制について事前に協議を行う。
- 指定管理者により管理されている施設については、委託契約に基づき、当該指定管理者との間であらかじめ必要な調整を行う。

4 避難所の管理運営体制の整備 【防災安全課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、保健センター、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、学校教育課、スポーツ課、各支所ほか関係各課】

(1) 避難所運営マニュアルの整備

- 指定避難所の管理運営体制を明確にするために、避難所運営マニュアルについて、状況に応じ、見直しを行う。
- 福祉避難所の管理運営体制を明確にするために、具体的な管理・運営方法及び指定避難所から福祉避難所へ移動させる判断基準等を定めた福祉避難所運営マニュアルを作成する。

(2) 避難所担当職員の配置

避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講じるため、担当課は適切に職員の配置を行う。

(3) 避難所運営の知識の普及

平常時において、施設管理者のほか住民、自治会等に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識等の普及に努める。

5 応急仮設住宅等の確保 【防災安全課、建築課】

- 企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達体制を整備するとともに、建設可能な用地を把握する等、供給体制をあらかじめ整備する。
- 災害時に被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制を整備する。
- 災害時の民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その取扱い等についてあらかじめ定めておく。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

第5節 救急・救助体制の整備

津波災害の発生時に備え、救急・救助に必要な体制及び緊急医療体制の整備を計画的に推進する。

1 救急・救助体制の整備 【消防本部、防災安全課】

(1) 市及び関係機関等による救急、救助体制の整備

- 常備消防を主体とし、救助対象者の状況に応じた救助体制の整備に努める。
- 家屋の倒壊や土砂崩れによる生き埋め等に対応する救助作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を含め十分に検討しておく。
- 孤立予想地区については、当該地域における救出方法や情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互連絡体制等について、事前に十分に検討しておく。
- 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、島根県広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。
- 民間の搬送業者等と連携し、多数の傷病者が発生した場合の搬送保護体制の確立を図る。
- 必要な重機を確保するため、関係団体と協定を締結する等により連携を図る。

(2) 住民、避難支援等関係者、自主防災組織等の救急、救助への協力

住民、避難支援等関係者、自主防災組織等が防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努めるよう、これらの活動等を支援する。

(3) 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、避難支援者、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

(4) 災害救援ボランティア組織との連携

関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分検討し、防災訓練等において相互の連携を図る。

2 救急・救助用資機材等の整備 【消防本部、防災安全課】

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

ア 車両

救急車、救助工作車等の整備を図る。消防本部における整備状況は次のとおり。

(平成27年4月1日現在)

種別	救急自動車	高規格救急自動車	救助工作車
台数	1	13	2

イ 救急資機材

次に示す資機材等の整備を推進する。

- 高度救急資機材
- 非常用救急資機材
- 消防隊用救護資機材
- トリアージ・タッグ*

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

消 防 本 部	- 高度救助用資機材 (ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報器) - 救助用ユニット (油圧式救助器具、空気式救助器具、鉄筋カッター) - 消防隊員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等)
消 防 団	- 消防団員用救助用資機材 (大型万能ハンマー、チェーンソー、鉄筋カッター、軽量型削岩機、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ等) - 担架 (毛布を含む) - 救急カバン
自 主 防 災 組 織	- 担架 (毛布を含む) - 救急カバン - 簡易救助器具等 (バール、鋸、ハンマー、スコップ等) - 防災資機材倉庫等

このほか、地震災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

消防本部における高度救助用資機材の整備状況は次のとおり。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

名称	数量	資機材の詳細
画像探索機Ⅰ型	1 式	オリンパス IV7650X2-SV80 セット
画像探索機Ⅱ型	1 式	サーチカム 3000
地中音響探索機	1 式	デルサーLD3
熱画像直視装置	1 台	英国 e2Vテクノロジーズ社 アルゴス4
夜間用暗視装置	1 式	MUB-5001
地震警報器	1 式	櫻護謨 Qアラート マークⅡ
電磁波探査装置	1 式	人命探査レーダー model-sar2700Ⅱ+

第6節 医療、防疫・保健衛生体制の整備

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

なお、具体的な事項については、「島根県医療救護実施要綱」による。

1 情報収集管理体制の整備 【医療政策課、保健センター、市立病院】

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多重の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備に努める。

2 医療救護体制の整備 【医療政策課、保健センター、市立病院】

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要がある。

- ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。
- ・災害医療関係機関連絡会議を通じ、平時より関係機関相互の情報共有を行う。

3 防災訓練 【防災安全課、医療政策課、保健センター、市立病院】

災害発生時において、医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

4 防疫・保健衛生体制の整備 【保健センター、市立病院】

(1) 防疫班の編成と防疫・保健衛生活動要領の習熟

- ・防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。
- ・防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 食品衛生、監視体制の整備

震災時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

(3) 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等のうち、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

5 動物愛護管理体制の整備 【リサイクル都市推進課】

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭での避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。

第7節 交通確保・規制、輸送体制の整備

交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な車両、船艇、労務の確保を図る等、輸送体制の整備を計画的に推進する。

1 交通確保・規制体制の整備 【管理課、水産振興課】

(1) 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおり。

区分	実施責任者		範囲
道路管理者	国土交通大臣	指定区間内の国道	(道路法第46条)
	知事	指定区間を除く 国道・県道	1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合
	市長	市道	2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
	西日本高速道路（株）	同社の管理道路	
公安委員会・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官		(災害対策基本法第76条) 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めると 3 き道路の損壊、火災の発生、その他の事情により交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 市長		(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設（航路、泊地及び船どまり）の使用に関し必要な規則
海上保安機関	港長 海上保安部長 海上保安官		災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、必要があると認められるとき

(2) 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区分	整備方針
道 路 管 理 者	- 道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想される場合や発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制を整備する。 - 警察等関係機関と連携を図り、道路情報の迅速な伝達体制を整備する。 - 災害時の交通規制と道路情報伝達に関するマニュアルの作成に努める。
公 安 委 員 会 警 察 機 関	- 地震発生時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。 - 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 - 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 - 震災時の混乱期において、規制要員となる警察官が不足する場合に備え、協定等に基づく警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（JAF）協定との連携を日頃から図っておく。 - 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。 - 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源不可装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。
港 湾 管 理 者 及 び 海 上 保 安 機 関	交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

2 輸送体制の整備方針 【資産経営課、契約検査課、管理課、都市政策課、交通局】

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材及び救援物資等の多数の輸送需要が発生し、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制の構築等を推進し、連携強化に努める。

3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 【水産振興課、管理課、都市政策課】

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、以下の輸送手段を確保しておく。

自 動 車	- 災害応急対策実施機関所有の車両 - 公共団体等の車両 - 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両 - その他の民間の車両 - 石油燃料の輸送車両等
船 舶 等	- 県有船舶 - 海上保安本部所属の船舶 - 民間船舶 - 漁船 - 自衛隊所属の船舶

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、応援協定の締結や運用計画を作成する等、日頃から連携を図る。

(3) 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時における被災者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点として指定される施設について、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、災害時の安全性の確保に配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成と図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

4 緊急輸送道路障害物除去体制の整備 【管理課、防災安全課】

- 災害時に道路障害物除去を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり選定基準を設け、あらかじめ定めておく。
- 災害時に関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路障害物除去の作業を実施できるよう、マニュアルを作成する等、効率的な道路障害物除去体制の整備を図る。
- 平素から装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路障害物除去作業が実施できるよう、協力関係の強化を図る。
- 陸上自衛隊の災害派遣への対応が円滑に行えるよう、受け入れ体制の整備に努める。

5 緊急輸送のための港湾障害物除去体制の整備 【水産振興課、防災安全課】

- 災害時に効率的な港湾及び臨港道路の障害物除去作業を実施できるよう、平素から関係機関・団体と協力して迅速かつ的確な協力体制を確立する。
- 平素から装備・資機材を整備し、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。
- 迅速かつ的確な障害物除去作業が実施できるように、関係機関・団体との協力協定の締結を行うなど協力関係の強化を図る。
- 自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

第8節 防災施設・装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に機能するように、災害用臨時ヘリポートを整備するとともに、各種防災装備・資機材等の整備を推進する。

1 広域防災拠点の活用

本市では、県東部消防学校隣接地（乃木福富町）において、災害時広域航空応援のベースキャンプ機能及び緊急物資・資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点が整備されている。

2 災害用臨時ヘリポートの提供 【防災安全課、消防本部】

(1) 臨時ヘリポートの選定及び管理

- 県と協議の上、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場等から選定する。なお、孤立予想地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保を重点的に推進する。
- 臨時ヘリポートの管理にあたっては、平素から当該ヘリポートの管理者と連絡を保つ等現状把握に努め、常に使用できるよう配意する。

→ **資料編** [資料 2-17]臨時ヘリポート一覧表

(2) 県への報告

新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に対し次の事項を略図添付の上報告する。なお、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- ア 臨時ヘリポート番号
- イ 所在地及び名称
- ウ 施設等の管理者及び電話番号
- エ 発着場面積
- オ 付近の障害物等の状況
- カ 離着陸可能な機種

3 防災装備等の整備 【防災安全課、消防本部】

(1) 各種防災装備等の整備・点検

- 県及び関係機関と協力し、ヘリコプター、特殊車両その他の防災用装備等の整備を推進する。
- 保有防災装備等については、定期的に点検を実施し、その結果を常に記録しておくとともに、損傷等が発見されたときは、速やかに補充・修理等を行う。

(2) 資機材等の調達

災害発生時に必要な資機材等を円滑に調達するため、調達先の確認等をあらかじめ行っておく。

第9節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

災害時の市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

1 基本的な考え方

(1) 想定される災害の種類と対策の対応

- 備蓄数量の目標は、市内での被害が最大となる災害に基づき設定する必要があるため、本計画においては、震災対策編第1編第4章「地震被害想定」における被害想定を前提とする。
- 被害が一部の地域に限られる災害についても有効に対応できるよう、各地域の備蓄物資による相互応援が円滑にできるような緊急輸送体制を整備しておく。

(2) 発生時の人口分布と対策

- 公的備蓄数量の目標値は夜間人口を基準とするが、昼間人口の多い中心市街地の事業所における備蓄体制、観光客等の一時滞在人口等にも配慮し設定する。
- 災害により輸送経路が被災し、市外及び遠隔地からの輸送が困難となることも考慮する。

(3) 発生時間と備蓄品目との対応

最悪のケースにも対応できるよう、災害発生の季節及び時間帯を考慮した上で備蓄品目を選定する（冬季用の防寒用品、夜間用の照明等）。

(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮

要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮の上、品目を選定する。

(5) 備蓄物資の分散と集中

広域化した市域を考慮し、災害時において備蓄物資の特性や災害状況に応じた迅速な搬送が行えるよう、各備蓄拠点を設け、集中備蓄と分散備蓄を組み合わせる方法により備蓄を推進する。

→ **資料編** [資料 2-18] 防災備蓄物資一覧表

(6) 孤立予想地区における備蓄

- 孤立予想地区においては、生活物資等の備蓄が必要であるため、住民との協働により、孤立予想地区の避難所等において人口規模に応じた優先備蓄を行う。
- 孤立予想地区においては、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯における備蓄強化に努める。

2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備 【防災安全課】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

避難者（罹災者）及び災害救助従事者とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	● 乾パン	● アルファ米	● 即席粥
	● 缶詰	● 乳児食（粉ミルク）	● 離乳食

なお、避難初期においては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要のものが望ましい。それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、併せて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は粉ミルクとし、ほ乳ビンも併せて確保・調達する。

ウ 食料の備蓄、給与の実施者

市長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

エ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

- 被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要な事項等について備蓄計画を策定し、適切な食料及び資機材の備蓄を推進する。
- 応援協定の締結先と、調達計画についてあらかじめ協議しておく。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等の概ね3日分に相当する量を目標に、食料の備蓄体制の整備を行う。内訳としては、県、市及び市民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことと目標とする（市民の備蓄食料とは、避難時に持ち出しが可能なものをいう）。
- 民間事業所は、市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進する。

本市における食料の備蓄目標数量は次のとおり。

		避難者	災害救助従事者*	計
一般食	給与対象者	29,799	295	30,094
	給与食数（1日3食）	107,275	1,062	108,337
乳児食 （粉ミルク）	給与対象者	233	—	233
	給与量（1日140g）	39,201	—	39,201

*給与食数は3日分。

→ 資料編 [資料 2-18] 防災備蓄物資一覧表

(3) 食料及び給食用資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制については、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県と十分に協議を行い、業者との協定の締結に努める。

→ 資料編 [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

(4) 食料及び給食用資機材の集積地の選定

食料及び給食用資機材等の集積地を定めた場合は、所在地、経路等を速やかに知事に報告する。

3 飲料水及び給水用資器材等の備蓄並びに調達体制の整備 【防災安全課、各支所、上下水道局】

(1) 基本的事項

ア 給与対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 備蓄品目

備蓄品目	飲料水	給水用資器材	生活用水

ウ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定と運用

被害想定に基づき、備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定し、適切な飲料水及び資器材の備蓄を推進する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

- 県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく最大断水人口の概ね3日分に相当する量を目標として、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。
- 迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋、小型浄水装置等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当

該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力体制の整備に努める。

- 災害時における飲料水の供給用として、旧市において緊急用地下貯水槽及び浄化装置付きプールの整備を進めてきたが、今後は旧町村部を含め、整備を推進する。
- 市全体の常備計画を策定して、給水袋の備蓄を推進する。

(3) 生活用水の確保

ア 雨水の有効利用

公共施設の新設及び増改築時において、雨水貯留施設等（屋根及び駐車場等に降った雨水の貯水槽）の整備を計画的に推進する。

イ 井戸の活用

- 民間の既設井戸の分布状況に関する調査を行い、災害時に地域に開放してもらう災害時協力井戸としての活用推進を図る。
- 災害時協力井戸について、所在地、使用にあたっての留意事項及びその他必要な情報を、地域住民に対し周知する。

ウ 河川・プールの水の活用

河川水やプールの水等を災害時の生活用水として活用できるよう、浄水装置やポンプの整備を推進する。

エ 家庭における備蓄の推進

風呂の溜水、水道水の備蓄、雨水の貯留、市販水の確保等により、各家庭において生活用水の備蓄が行われるよう、広報紙や防災訓練等を通じ市民の意識啓発を図る。

4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備 【防災安全課】

(1) 基本的事項

ア 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 備蓄品目

備 蓄 品 目	● 寝具（毛布・災害用マット）	● 外衣	● 肌着
	● 身回り品	● 炊事用具	● 食器
備 蓄 品 目	● 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	● 簡易トイレ、仮設トイレ	● 情報機器
	● 燃料、光熱材料	● 女性用衛生用品	● 紙おむつ（子ども・大人用）
備 蓄 品 目	● 要配慮者向け用品	● 小型エンジン発電機	● 土のう袋
	● 作業着		
備 蓄 品 目	● カセットコンロ、カートリッジボンベ		
	● ブルーシート		

ウ 民間事業者等への協力の要請

昼間人口の多い中心市街地等において、事業所在勤者を対象とした燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

エ 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法等について整備する。また、応援協定を締結している関係団体と調達計画について協議する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県、市及び市民は全体で、被害想定に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を備蓄目標としており、備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等の地域特性を考慮の上決定する。

(3) 燃料等生活必需品の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について生産者及び販売業者と十分に協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備【防災安全課、消防本部】

(1) 基本的事項

ア 目的及び備蓄品目等

避難所及び広域避難地において、短期避難所生活者の受け入れ・保護活動に用いることを目的とする。

イ 備蓄品目

備 蓄 品 目	- ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋、合羽 - バール、ジャッキ、のこぎり - ハンドマイク - 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池 - 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等） - 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材 - 間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材 - 発電器、投光器、小型水中ポンプ - テント、防水シート - 仮設トイレ（簡易トイレ）

ウ 備蓄計画の策定と運用

被害想定、避難先の受け入れ可能人員等に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等に関する備蓄計画を策定し、適切な物資・資機材の備蓄を推進する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

- 被害想定に基づく要救助活動の指標（倒壊建物数、被災者数、負傷者数等）に相当する量を目標に災害救助用物資・資機材の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合については、調達先の存在や距離等を考慮の上決定する。
- 地域における物資や資機材の備蓄等の防災活動に対する支援を図る。

(3) 災害救助用物資・資機材の調達・輸送体制の整備

調達・輸送体制について物資等を保有する業者並びに輸送業者と協議を行い、協定の締結に努める。

- **資料編** [資料 4-(2)-8] 災害時における応急支援活動に関する協定書（宍道湖漁業協同組合）
 [資料 4-(2)-9] 災害時における応急支援活動に関する協定書（中海漁業協同組合）
 [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
 [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
 [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設業協会）
 [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江北建設業連絡協議会）
 [資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）

第 10 節 廃棄物等の処理体制の整備

建物の浸水や流失等により大量に発生する廃棄物や、ライフライン等の被災によるし尿を効率的に処理できるように、廃棄物等の処理体制を整備する。

1 廃棄物処理体制の整備 【環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、水産振興課、管理課、河川課、上下水道局】

(1) 対象

震災に伴い大量に発生した、廃木材やコンクリート殻等を災害廃棄物とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なときは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) 廃棄物処理要領についての習熟

地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、一般廃棄物とは別に、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した震災廃棄物の処理計画を別途策定する。平成 26 年 3 月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部において策定された「災害廃棄物対策指針」を参考にする。

(4) 維持管理対策

廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(5) 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定する。

ア 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ 環境衛生に支障がないこと。

ウ 分別、焼却、最終処分等を行う処理施設への搬入に便利なこと。

(1) 廃棄物発生量の推定

災害廃棄物としては、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外等の破損落下物等が考えられる。

災害時における廃棄物の発生量は、県により次のとおり想定されている。

全壊家屋一戸あたり	5t
半壊家屋一戸あたり	2t
落下廃棄物一件あたり	1t

2 し尿処理体制の整備 【リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

(1) 対象

地震災害時に発生したし尿とする。

(2) 実施責任者

市の責任において実施するのを原則とするが、被害が甚大で市又は許可業者において処理が困難なと

きは、県及び隣接市町村への応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

(3) し尿処理要領の習熟と体制の整備

し尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(4) 災害用仮設トイレの整備等

- あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等による関連業界団体との関係を密にし、迅速に収集処理等が実施できるよう、協力体制の強化・拡充を図る。
- 災害時に供用（一般開放）することが可能な公共施設及び学校等のトイレについて、その場所及び多目的トイレの有無等を事前に把握しておく。

(5) し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加が予想される。また、被災世帯の処理量に、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わることも予想される。したがって、緊急時における収集体制の確立を図る。

災害時におけるし尿排出処理量は、次のとおり想定する。

し尿処理量（1人1ヶ月分）	42L

3 応援協力体制の整備【防災安全課、環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課】

- 災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、応援協定により、体制を整えておく。
- 廃棄物処理体制の整備にあたっては、広域的な協力体制・被害情報収集体制を構築するため、県及び関係団体等との連携を密にし、調整を図る。

- **資料編**
- [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
 - [資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
 - [資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会）
 - [資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会）
 - [資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）
 - [資料 4-(2)-15] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江八束清掃協同組合ほか）

1 災害廃棄物処理計画の策定【環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

災害によるごみやし尿の処理を迅速に行うため、一般廃棄物処理計画の特別計画として災害を想定した災害廃棄物処理計画を策定する。

本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他2施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

第 1 1 節 消防団及び自主防災体制の整備

大規模災害による被害を軽減するには、行政機関の対応に加えて県民や事業所等が一体となって警戒避難や救出・救助等の災害防止活動に取り組む必要があるため、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織及びこれらの組織の活動環境を整備し、防災体制の強化を図る。

1 消防団の育成強化 【消防本部、各支所】

(1) 消防団の現状と組織状況

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動に次のような影響を及ぼしている。

- 過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化に伴う団員数の減少。
- 団員の高齢化に伴う消防力の低下。
- 就業構造の変化に伴う、団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下。

本市における消防団の組織及び消防団保有分の消防ポンプ自動車等の現有数は次のとおり。

図：松江市消防団組織図

資料：消防本部（平成 27 年 4 月 1 日現在）



資料：消防本部（平成 27 年 4 月 1 日現在）

種別	消防自動車	小型動力ポンプ	
		小型動力ポンプ付積載車	車両に積載していないもの
台数	15	105	26

(2) 市が行う重点実施項目

今後は、地域における防災体制の確立を図るため、地域の実情に応じて次のことに取り組む。

- ア 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- イ 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ウ 公務員、特殊法人等の公務員に準ずる職員の入団促進を図る。
- エ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。
- オ 大学生及びOB消防団員等の入団促進を図る。
- カ 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけを実施し、青年層の入団促進を図る。
- キ 農村部における在宅女性の協力等により、情報連絡網の整備に努める。

2 水防協力団体の育成強化 【防災安全課】

水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

3 自主防災組織等の育成強化 【防災安全課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

本市においては、「松江市自主防災組織育成等実施要綱」を策定し、自主防災組織の強化に努めている。自主防災組織の育成・強化にあたり、重点的に実施する項目は次のとおり。

- ア 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。
その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。
- イ リーダーの養成、組織への指導・助言を行うとともに、助成の実施等組織の活性化を推進する。
- ウ 自主防災活動の必要性や組織の結成方法及び結成後の訓練など、自主防災活動において必要なマニュアルを作成し、組織の活性化を図る。
- エ 防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織の育成強化を図る。
- オ 活動拠点施設において、必要な資機材等の整備を推進する。
- カ 地区が主体となって企画運営する防災訓練・防災イベントの支援を行う。
- キ 消防団と自主防災組織との連携等を推進し、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

→ **資料編** [資料3-8]松江市自主防災組織育成等実施要綱

(2) 自主防災組織の編成にあたっての留意事項

- ・自治会等に防災部を設置している場合等、既に自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- ・自治会等はあるが、特に防災活動を行っていない場合は、町内会活動の一環として防災訓練等防災活動を取りあげることににより、自主防災体制の整備を推進する。
- ・町内会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織の活動内容

地区の実情にあわせ、各組織で決定する。代表的な活動内容は次のとおり。

平常時における活動	災害時における活動
1 防災に関する知識の普及	1 地域住民の安否確認
2 防災関係機関・他の組織との連絡体制の構築	2 地域の要配慮者への支援
3 地域における有効な防災情報（避難所、避難経路、公共施設、防災倉庫、医療施設、要配慮者の有無等）、危険箇所（がけ崩れ、危険物施設、古いブロック塀、木造住宅・老朽家屋密集地等）の把握及び周知	3 出火防止及び初期消火
4 地域防災マップの作成	4 負傷者の救出・救護
5 防災上の予防措置	5 情報の伝達収集
6 情報収集・伝達体制の構築及び確認	6 避難誘導、避難生活の指導
7 防災資機材等の実施・参加	7 避難所等における給食・給水活動
8 防訓練等の実施・参加	8 その他災害時対応に関すること
9 コミュニティ誌等による情報の共有化	
10 その他地域防災の充実に関すること	

(4) 地区防災計画

- ・地区内の住民は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これ

を地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

- 松江市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市地域防災計画に地区防災計画を定める。

4 地域における防災体制の強化

【防災安全課、消防本部、各支所】

災害が発生し又は災害の発生する恐れがある場合、地域において「自助・共助」の助け合いの精神に基づき設置される地区災害対策本部に対し、地域の要請により公民館参集職員*の派遣等の支援を実施するなど、地域の防災体制との連携強化を図る。

* 公民館参集職員：地区災害対策本部と市災害対策本部との情報連絡体制を強化し、各地区の災害対応を迅速、的確に行うことを目的として配置する職員で、地区内在住職員又はそれに準じる職員とする。

5 事業所等の防災組織の育成強化 【防災安全課、消防本部、各支所】

(1) 市が行う重点実施項目

- 消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられる一定規模以上の施設、事業所等に対して、施設、事業所等の自衛消防組織の整備を指導し、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。
- 上記以外の事業所等についても、自主的な防災組織の設置を推進する。

(2) 事業所等における重点実施項目

大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所等に対し、その社会的責任を果たすため、次に示す対策に重点的に取り組むよう指導する。

事業活動の継続	● 社屋（施設）内外の安全化 ● 防災計画や非常用活動マニュアルの整備
従業員、顧客の安全確保	防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄
地域社会における安全確保	地域活動への参加や自主防災組織等との協力関係の確立

(3) 地区防災計画

- 市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。
- 松江市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、松江市市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第12節 災害ボランティア活動環境の整備

日本赤十字社島根県支部、松江市社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等の関係機関及び県と連携し、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティア*の受付、登録、派遣調整等、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、活動環境の整備を図る。

*災害ボランティア：本計画では、「災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人」を指す。

1 災害ボランティアに関する細部計画の策定

本市においては、別途「松江市災害ボランティア支援計画」（平成11年1月）、並びに「松江市災害救援ボランティア活動マニュアル」（平成20年3月）を策定し、効果的なボランティア活動が可能な環境整備について具体的に定めているが、ボランティア活動についての関心の高まり、市町村合併による市域の拡大等を考慮し、これらの細部計画について見直しを積極的に行う。

2 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアの活動は、専門知識・技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの二つに区分される。また、この他に、一般・専門ボランティアが活動しやすいよう関係機関との調整等を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。それぞれの活動内容は次のとおり。

専門ボランティア	1 救助・救急 2 医療 3 高齢者、障がい者等の介護 4 農林・土木関係（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者による農村災害ボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被災建築物や被災宅地の危険度判定等） 5 輸送（船舶、特殊車両等の操縦・運転） 6 通訳（外国語、手話、意思疎通の補助） 7 アマチュア無線
一般ボランティア	1 避難生活者の支援（炊き出し、物資の仕分け・配給等） 2 避難所の運営への協力 3 安否情報、生活情報の収集・伝達 4 清掃等の衛生管理
ボランティア コーディネーター	1 ボランティアと要配慮者の連絡・調整 2 ボランティア活動に関する助言・相談 3 ボランティアの発掘、登録、斡旋等

3 災害ボランティアとの連携体制の整備 【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と協力し、災害ボランティアとの連携体制を整備する。

連携体制を構築するにあたっての留意事項は次のとおり。

(1) 専門ボランティア

- ・ 応急対策において必要なボランティア団体及び個人と事前にコンタクトをとり、協定の締結、事前登録等を行うよう努める。
- ・ 災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、

規模、連絡先等）を事前に把握するよう努める。

(2) 一般ボランティア

ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録、防災ボランティアネットワークの結成等、体制の整備に努める。

4 災害ボランティアの育成 【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、女子高、生涯学習課】

- 県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努める。
- 市内の高等学校及び大学等の教育機関において、災害ボランティア活動に係る学修の単位認定を導入する等により、若年層における災害ボランティアの育成に努める。
- 市内の事業所等との連携により、実践的・活動的な企業ボランティアの育成を推進し、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献のひとつとして位置づけられるよう努める。

5 災害ボランティアの普及・啓発 【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、学校教育課、生涯学習課】

県及び県・市社会福祉協議会、関係団体等と相互に連携し、次のとおり、災害ボランティアの普及・啓発に努める。

- 分野ごとのボランティア受け入れマニュアルを作成する。
- 細部計画の円滑な運用について、市社会福祉協議会等の関係機関との調整を図るとともに、被災状況をはじめとする情報伝達体制等、活動環境の整備に努める。

第13節 防災教育

市民の防災意識を高め、家庭や職場、学校における地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

1 職員に対する防災教育 【防災安全課、人事課】

市職員に対する防災教育の方法及び主な内容は次のとおり。

方法	1 講習会、研修会の実施 2 各種防災訓練への積極的参加の促進 3 防災活動マニュアルや啓発資料の作成・配布 4 過去の災害現場の現地視察・調査の実施
内容	1 地震、津波についての一般的知識 2 気象情報の収集とデータ分析の方法 3 防災対策の現況と課題 4 地域防災計画、各種マニュアルの内容 5 関係機関の防災体制と各自の役割分担 6 職員のとるべき行動（職員としての使命、任務等） 7 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法、応急手当等） 8 県総合防災情報システムの操作方法

2 市民等に対する防災教育 【防災安全課、消防本部、各支所ほか関係各課】

災害時にとるべき行動のほか、3日分の食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止策等について教育を行う。

また、孤立時の対応及び安否情報の発信等について、印刷物の作成等により啓発を行う。

(1) 普及の方法

市民に対する防災教育の方法は次のとおり。

出前講座	1 研修会、講習会、集会等の開催 2 ビデオ、映画フィルムの貸出 3 自主的な防災マップづくり 4 防災資料の提供
広報媒体による普及	1 ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット 2 新聞、雑誌 3 広報紙やパンフレット等の印刷物 4 防災ビデオ 5 講演会、展覧会及び映画上映会等の開催 6 ハザードマップ

(2) 周知内容

防災教育において市民に周知する内容は次のとおり。

市民への周知内容

1 市内の防災対策

2 津波災害に関する一般的知識と過去の災害事例

- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報、津波警報、津波注意報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識。
- 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。
- 県及び市町村は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- 県及び市町村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取るができるよう、防災教育などを通じた県警主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

3 津波災害に対する平素の心得

- 周辺地域における津波災害の危険性の把握
- 負傷の防止や避難路の安全確保の観点から、家屋等の点検や家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策
- 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールへの取り決め
- 避難の方法（避難路、避難先の確認）
- 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（3日分程度）
- 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
- 自主防災組織の結成
- 要配慮者及び避難行動要支援者への配慮
- ボランティア活動への参加
- 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

4 津波災害発生時の心得

- 災害発生直後にとるべき行動
- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに海浜から離れ急いで高台等の安全な場所に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。また、津波注意報が発表されたときは直ちに海から離れる。
- 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるま

で海浜に近づかない。

- テレビ・ラジオ、防災行政無線（同報系）、防災メール等による情報の収集
- 避難実施時に必要な措置
- 津波警報等発表時や避難指示、避難勧告等の発令時に取るべき行動、避難先での行動
- 自主防災組織の活動
- 自動車運転中及び旅行中等の心得
- 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- 避難所の運営管理に必要な知識等

5 地震保険の活用（火災保険では地震・津波等による被害は補償されない）

船舶に対する周知内容

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。
- 2 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送を通じて入手する。
- 3 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたときは直ちに港外に退避する。
- 4 津波は繰り返しおそってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで退避等を継続する。

港の利用者等に対する周知内容

港の管理者は港の利用者等に対し、船舶の安全対策を講ずるとともに、津波による貯木材、養殖筏、船舶等の流出や危険物施設等による二次災害を防止するための対策やマニュアルを整備しておくよう徹底する。

3 学校における防災教育 【学校教育課】

(1) 各教科・特別活動等の学習時間における防災教育

- 体育（保健体育）科、理科、社会（地理歴史・公民）科、生活科、家庭科等の関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制等、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、主体的に行動する態度を育成する。
- 理科や社会科の学習を通して、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策災害時の正しい行動及び災害時の危険度についての教育を行う。
- 特別活動を中心に、課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。
- 安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやり等の心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。
- 総合的な学習の時間において、防災に関する課題を設定し取り組む。
- 自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。
- 支援者となり安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため、ボランティア活動の大切さについて理解を深めさせ、積極的に参加できるような取り組みを推進する。

(2) 学校行事としての防災教育

- 避難訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造等を十分考慮し作成する。
- 避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定し、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図る等により、事前事後指導を意図的に実施する。
- 休憩時間や放課後等の授業時間外や、校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練を実施し、教職員がその場にいないとしても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導する。
- 避難訓練は、地域の一般住民に参加を呼びかける等活性化の工夫をし、継続して行う。

- 防災専門家や災害体験者の講演会、市が行う防災訓練への参加等、体験を通じた教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

- 災害時における校内の連絡体制、児童等及び施設の安全確認、児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、初期消火の方法、災害時の児童等の心のケア等災害時に特に留意する事項に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。
- 指導にあたる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育 【防災安全課、消防本部】

- 防災上重要な施設の管理者に対し、当該施設の職員に対する講習会や防災訓練の実施を指導する。
- 防災上重要な施設の管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

5 事業所における防災の推進等 【防災安全課、消防本部、各支所】

- 事業所の防災担当者に対し、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、従業員教育等を積極的に推進するとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定を行うことについて、講習会等を通じ普及に努める。
- 事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を推進するとともに、可能なところから防災体制の整備に努めるよう、必要な支援を行う。

6 災害教訓の伝承 【防災安全課、消防本部、各支所】

過去に発生した大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理・保存し、市民に公開することにより、災害の教訓や災害文化の啓発を行うとともに、市民の災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

第14節 防災訓練

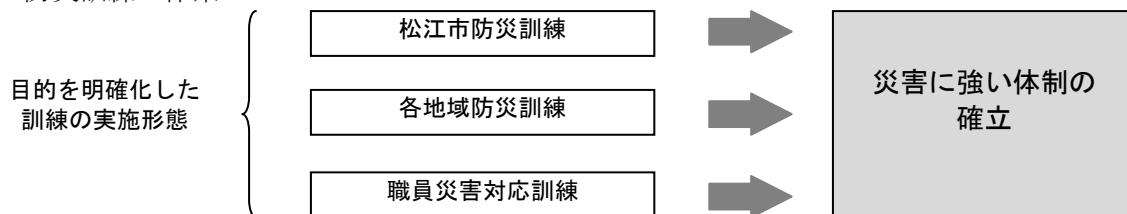
地震災害時において、県及び関係機関等と連携して災害応急対策活動を円滑に行うために、平常時から関係機関並びに学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する様々な主体との緊密な連携による各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備える。

本市においては、市、防災関係機関及び住民が主体となって行う「松江市防災訓練」のほか、地域住民が主体となって行う「各地域防災訓練」、市及び防災関係機関が行う「職員災害対応訓練」を通じ、一連の流れに基づいた実践的な訓練による災害に強い体制づくりを推進している。防災関係機関、市民及び事業所等は防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めなければならない。

1 防災訓練の目的及び実施主体 【防災安全課、消防本部、各支所】

本市において実施する防災訓練の目的及び実施主体は次のとおり。

図：防災訓練の体系



(1) 松江市防災訓練

目 的	<市水防訓練> 松江市水防計画に基づき、河川の水位上昇、はん濫を想定し、各関係機関が連携した水防活動訓練を実践的に行うことで、防災対応力の強化を図る。
	<住民参加型訓練> 過去の災害教訓として、「自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る」共助の精神が災害に強いまちをつくることから、住民が主体的かつ行政と協働できる地区（支所）災害対策本部を中心とした防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図る。
実 施 主 体	市、防災関係機関及び住民

(2) 各地域防災訓練

目 的	住民個人及び地域全体の防災対応力の強化を図る。
実 施 主 体	地域住民（各地区において主体的に実施される内容を、市が支援する）

(3) 職員災害対応訓練

目 的	市及び防災関係機関における職員の防災対応力の強化を図る。
実 施 主 体	市及び防災関係機関

2 防災訓練の実施内容 【防災安全課、消防本部、各支所】

「松江市防災訓練」、「各地域防災訓練」及び「職員災害対応訓練」の実施にあたっては、次に示す項目の中から必要な種目を選定し実施する。

気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の伝達及び通信訓練	- 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに市消防団緊急連絡網による訓練を行う。 - 必要に応じ、気象等の特別警報、警報、注意報及び情報の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練を実施する。
災害対策本部設置訓練	災害時における応急活動体制を確立できるよう、災害状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置及び運営訓練を実施する。
防災活動従事者の動員訓練	災害発生時における応急対策に万全を期するため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配置計画に基づいて非常動員訓練を実施する。
情報収集・非常通信訓練	災害時には、地盤災害や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳・途絶が予想されるため、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。
消防、救急・救助訓練	- 消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。 - 消防本部は、全国及び中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。
避難訓練	学校、病院、社会福祉施設等において、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。
医療救護訓練	医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。
必要資材の応急手配訓練	災害時の効果的な活動ができるよう、各機関と連携した手配等の訓練を実施する。
避難所の運営・体験訓練	避難所において、避難訓練・防災教育・非常食炊き出し訓練・保護者への引渡し等の避難所生活の体験訓練を行う。運営にあたっての問題点等を、避難所運営マニュアルをもとに検証する。
シミュレーション訓練	様々な想定地震・想定事象のもとで、災害応急対策上の問題点・課題を明らかにすることを目的として、概ね以下に示す訓練実施項目を実施する。また、訓練後は、適宜、評価・検討を行う。 - 応急対策に従事・協力する者等の動員配備、指揮命令、情報収集・伝達 - 緊急避難等住民への救援活動及びこれに伴う措置 - 応急・復旧用資機材、救助物資等の緊急輸送
災害応急復旧訓練	- 鉄道、道路の交通確保 - 復旧資材、人員の緊急輸送 - 決壊堤防の応急修復 - 電力、通信施設の応急修復
その他の訓練	- 定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性等の情報を提供するとともに、災害図上訓練D I Gの使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。 - 防災関係機関は、それぞれの災害応急対策計画に基づき、図上訓練を含めた防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等を実施する。

津波災害を想定した防災訓練にあたっての留意事項は次のとおり。

1	津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。
2	参加主体それぞれの防災上の責務、役割に即した内容となる訓練を行う。また、緊急地震

速報を訓練シナリオに取り入れるなどして、地震・津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- 3 災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- 4 救出・救護等における高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女双方のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 5 訓練終了後は、訓練結果を踏まえた評価により問題点・課題を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行い、次の訓練に反映させるよう努める。

3 防災訓練時の交通規制 【防災安全課、消防本部】

県公安委員会は、市が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）ため、必要な場合は要請を行う。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は以下のとおり）。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

4 防災訓練の事後評価 【防災安全課、消防本部、各支所】

防災訓練の実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集する等の方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や災害活動要領等の改善について検討するとともに、次の訓練に反映させる。

第 15 節 要配慮者の安全確保体制の整備

高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者^{*1}」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者^{*2}の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。

*1 要配慮者：本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。

*2 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と位置づける。

1 避難行動要支援者等支援体制の構築 【防災安全課、観光文化課、国際観光課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、生活福祉課、各支所ほか関係各課】

関係部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している避難支援等関係者*、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者及び県と協力して、要配慮者及び避難行動要支援者等支援体制の充実に努める。

* 避難支援等関係者：避難行動要支援者の避難支援に携わる関係者。

(1) 避難計画の策定における留意事項

本章第 4 節に定める避難計画の策定にあたっては、次の点に留意する。

- 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
- 配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- 配慮者及び避難行動要支援者の支援における市、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の役割

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

- 平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新する。
- 避難支援等関係者として定めたものに対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を推進する。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 災害が発生しは発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者やその他の者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ずに提供することができる。
- 避難支援等関係者を、以下のとおり定める。
 - ① 消防機関（消防本部、消防署、消防団）
 - ② 警察機関（警察本部、警察署）
 - ③ 民生児童委員
 - ④ 社会福祉協議会
 - ⑤ 自主防災組織及び要配慮者支援組織
 - ⑥ その他、市長が特別に定める者
- 名簿作成にあたって、避難行動要支援者の範囲を、以下のとおり定める。
 - ① 75 歳以上のひとり暮らし高齢者または 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者で災害発生時に支援を必要とする者
 - ② 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 号の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者

- ③厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳（A、B）の交付を受けている者
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ⑤介護保険における要介護認定3～5を受けている者
- ⑥その他、市長が特に必要と認めた者
- ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。
 - ①避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合
 - ②形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めた場合
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に掲げる次の事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ①氏名
 - ②生年月日
 - ③性別
 - ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由
 - ⑦全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項
- 避難行動要支援者に該当するものを把握するために、関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に対して要配慮者に関する情報の提供を求めることとする。

(3) 名簿の管理、名簿情報の提供

- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持する。また、更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ることとする。
- 避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供するものとする。ただし、名簿情報は、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明をし同意を得た上で提供することとする。
- 避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置を講ずる。
 - (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
 - (イ) 市内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないよう指導する。
 - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (エ) 施設可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するよう指導する。
 - (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
 - (カ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
 - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる。
 - (ク) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱に関する研修を開催する。

(4) 避難行動要支援者への情報伝達

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進

できるよう、それぞれの障がい等の状況に応じた情報伝達手段・伝達方法を定める。

(5) 個別の避難支援

個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、避難支援プラン等の作成を行う。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

2 地域における対策 【防災安全課、市民課、観光文化課、国際観光課、保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、生活福祉課、各支所ほか関係各課】

(1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- 避難行動要支援者名簿に基づき、地区災害対策本部並びに各地域団体との連携を図ることにより避難支援体制を構築する。
- 町内会、自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織（要援護者支援会議）により、地域における要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう連携を図るとともに、その設立等の支援を行う。

(2) 情報伝達体制の整備

- 要配慮者及び避難行動要支援者からの情報伝達機器として、緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル等発信器等の普及に努める。
- 「松江市における避難行動要支援者の避難支援プラン」において、避難行動要支援者に対する避難勧告等の判断・伝達方法について具体的に記載する。

(3) 防災設備、物資、資機材等の整備

- 地震災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進する。
- 要配慮者（高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等）に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。
- 一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。
- 聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及に努める。
- 在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進に努める。

(4) 在宅の要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

- 講習会の開催、印刷物の配布等、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発を行う。
- 各地域防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。
- ホームヘルパーや民生児童委員等、高齢者及び障がい者の居宅状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識を普及することのできる体制を整備する。

(5) 防災基盤の整備

- 「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」及びその他の関連計画等に基づき、指定避難所等における段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。
- 関係機関等と連携し、市内における福祉施設等の中から、比較的居住環境のよい施設を福祉避難

所として設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが困難な避難者が円滑に避難できる環境を整備する。本市における福祉避難所の一覧は資料のとおり。

→ **資料編** [資料 2-14] 地区別避難施設一覧表

- 社会福祉施設設置者に対し、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。
- 外出中の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等の設置に努める。

(6) 他市町村、関係機関等との連携強化

- 他市町村との相互応接協定を締結し、非常時における人員・資機材・救援物資等の確保並びに要配慮者優先避難所の確保について、相互応接をするための実施手順等を決めておく。
- 高齢者、障がい者及びその他要介護者と家族・知人等で組織される相互扶助組織等との連携に努め、非常時における全国的なネットワークによる相互応接体制を整備する。
- 社会福祉法人島根県社会福祉事業団厚生センター・養護学校等と災害時における要配慮者の受け入れについて覚書を締結するとともに、民間の社会福祉施設・自主防災組織等への協力要請に努める。

(7) 観光客対策

- 観光客等の一時滞在者の人口について、季節ごと及び昼夜別の概数の把握に努める。
- 地震災害時における避難場所・避難経路等が明確に分かる看板、印刷物及び観光マップ等の作成・配布に努める。

(8) 外国人住民対策

- 住民登録の際等において、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明を行う。
- 市内で生活する外国人住民に対して、外国語の印刷物等による防災教育・講習会の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ等を行う。
- 地震災害時における通訳等語学ボランティア活用体制や「やさしい日本語」や外国語による多言語の印刷物による情報提供等広報体制の整備、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進する。
- 災害時に円滑な応急対策を実施できるよう、平常時から関係機関との連携強化を図る。
- 災害時における相談窓口の設置について、マニュアル等の整備により具体的に定めておく。

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 【保健福祉課、医療政策課、監査指導課、介護保険課、障がい者福祉課、市立病院】

(1) 防災設備等の整備

- 福祉避難所となる公立社会福祉施設の不燃化工事等を計画的に行うとともに、民間施設についても、同様の措置を講ずるよう指導する。
- 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資機材等の備蓄を行う。
- 予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。その際、職員の動員や照明の確保が困難な夜間における消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮する。
- 社会福祉施設や病院の管理者は、日頃から、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織

等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

- 社会福祉施設や病院の管理者は、必要に応じて消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、消防・警察・近隣施設との連絡会議を設置し、情報連絡体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

- 社会福祉施設や病院の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
- 社会福祉施設の管理者は、多数の避難者の緊急入所や他被災施設からの移送に備え、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等による施設整備に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院の管理者は、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的の実施する。

(5) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地場所等を考慮し、避難所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第16節 調査研究

地震・津波による災害はその態様が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となるため、県及び防災関係機関と協力し、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

1 県の実施する地震被害想定調査への協力 【防災安全課】

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う必要がある。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資することも重要である。

県では、平成22年度から平成24年度の3カ年にわたり「島根県地震被害想定調査」を実施し、被害予測を行っている。今後、新たに地震被害想定調査が行われる場合には、必要な協力を行う。

2 市の実施する調査研究 【防災安全課】

(1) シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領（訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等）、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(2) 危険度調査研究の促進

- 防災アセスメント^{*1}を実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地域別防災カルテ^{*2}等の作成を積極的に推進する。
- 上記のほか、地震被害軽減のための各種調査研究に取り組む。

*1 防災アセスメント：当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかにする作業。

*2 地域別防災カルテ：防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図。

(3) その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等を行う。

This page intentionally left blank

第1節 応急活動体制

津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県及び防災関係機関等との連携により、組織、動員その他の応急活動体制を速やかに確立する。

1 応急活動体制の基準

津波災害にかかる応急活動体制の基準は、災害の種類、規模、程度等に応じ、次のとおりとする。

体制	設置基準	任務
警戒体制	1 市沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。	- 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を行う - 各課職員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える
災害体制	1 市沿岸に津波警報が発表されたとき（自動設置）。 2 市沿岸に大津波警報が発表されたとき（自動設置）。	- 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、所掌する業務を行う - 各課職員は、当該対策本部員の指示を受け、所掌する業務を行う

2 災害対策本部設置前の体制（本庁）……………【防災安全課ほか関係各課】

(1) 警戒体制

ア 設置基準

副市長（防災安全部を所管する副市長）は、次の場合に警戒本部を設置し、警戒体制を配備する。

- 市沿岸に津波注意報が発表されたとき（自動設置）。

イ 事務局

- 事務局は防災安全部に置く。
- 事務局の構成員は、防災安全部職員及び関係各課からの派遣職員とする。
- 事務局内に、必要に応じて機能班を設置し、警戒本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。

ウ 設置場所

警戒本部は、原則として市役所本庁舎5階防災センターに設置する。

エ 廃止

警戒体制の廃止は、上記にかかる要因がなくなつたと認めたとき、副市長が決定する。

オ 設置及び廃止の通知

警戒本部を設置又は廃止したときは、災害対策本部の設置、廃止の場合に準じて事務局は本庁各部、支所、公営企業及びその他防災関係機関に通知を行う。

カ 任務

警戒本部の任務は次のとおりとする。

(イ) 警戒本部長

- 警戒本部長は、副市長（防災安全部所管）とする。
- 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策実施上の事項について基本方針を決定する。
- 警戒本部長に事故あるときの代理順位は次のとおりとする。

①その他の副市長 ②防災安全部長 ③政策部長 ④総務部長 ⑤財政部長

(イ) 警戒本部員

- 警戒本部員は、警戒本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、警戒本部長とともに警戒本部会議を構成し、警戒対策に関する基本方針を審議する。
- 警戒本部員に事故あるときは、あらかじめ当該警戒本部員が指名する者が、職務を代理する。

(ウ) 警戒本部連絡員

- 警戒本部連絡員は、当該警戒本部員の指示を受け、被害の発生に備える。
- 警戒本部連絡員は、あらかじめ当該本部員が指名した者とする。

キ 警戒本部会議

(ア) 警戒本部長は、災害の進展、被害の発生等に応じ警戒本部会議を招集する。

(イ) 警戒本部会議の開催通知は、災害対策本部会議の場合に準ずる。

(ウ) 警戒本部会議の審議事項は次のとおりとする。

- 職員の配備体制（動員を含む）に関すること。
- 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 警戒対策（応急対策を含む）の実施にかかる調整に関すること。
- その他必要な警戒対策に関すること。

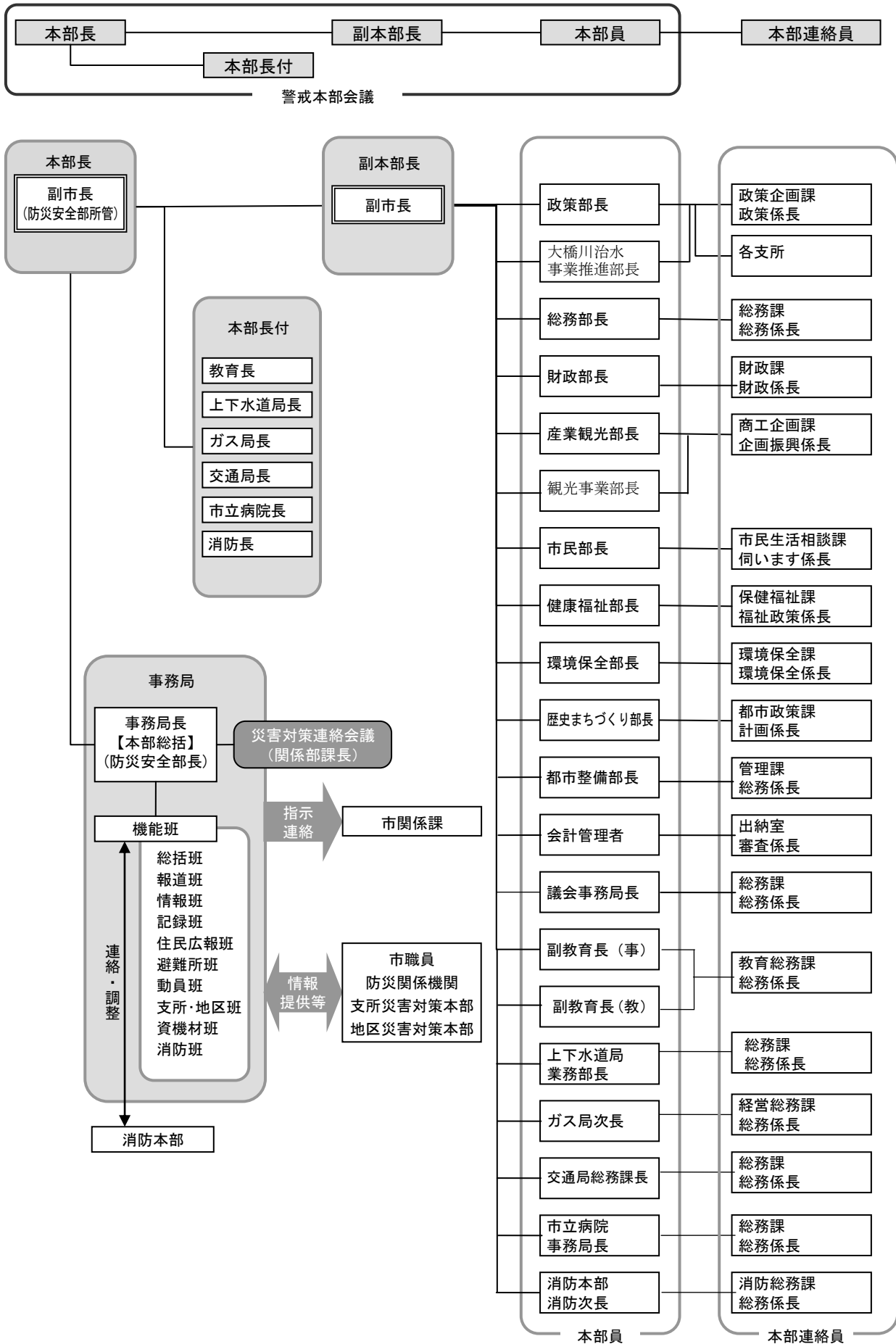
ク 防災活動の内容

- 関係部課は、継続して情報収集及び相互の情報連絡・協議を行い、応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、即座に災害体制に移行できるよう準備する。
- 職員の配備計画は、動員計画に定める人員を標準とし、各課長は状況に応じ増減する。
- 勤務時間外の場合、職員は、気象情報等に留意し登庁に備え自宅等で待機する。

ケ 組織

警戒本部の組織は次のとおりとする。

図：警戒本部組織図



3 災害対策本部設置以降の体制（本庁） 【防災安全課ほか関係各課】

市域で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合には、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置し、災害体制を配備する。

(1) 設置基準

- ア 市沿岸に津波警報が発表されたとき（自動設置）。
- イ 市沿岸に大津波警報が発表されたとき（自動設置）。

(2) 事務局

- ・ 事務局は防災安全部に置く。
- ・ 事務局の構成員は、防災安全部職員及び関係各課からの派遣職員とする。
- ・ 事務局内に機能班を設置し、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。
- ・ 事務局の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ 資料編 [資料2-1]災害対策本部の事務分掌

(3) 設置場所

災害対策本部室は、原則として市役所本庁舎5階防災センターに設置する。

ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。

- ①消防本部庁舎 ②公営企業その他の市関連施設庁舎 ③支所庁舎

(4) 標識の掲示

本部の標識を本庁舎正面玄関前及び本部室前に掲示する。

(5) 廃止

本部長は次の場合に本部を廃止する。

- ア 市域において発生が予想された災害による危険がなくなつたと認められるとき。
- イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(6) 設置及び廃止の通知

- ・ 災害対策本部を設置した場合は、県総合防災情報システムを通じて県に通知するとともに、報道機関に公表することにより市民に周知する。
- ・ 災害対策本部を廃止した場合の通知は、設置の場合に準じて行う。
- ・ 災害対策本部の設置、廃止については本庁各部及び支所に対しても通知する。なお、通知先のうち、支所及び関係機関の連絡先電話番号等は次のとおり。

名称	一般加入電話	災害時用電話	防災行政無線（移動系）	県防災行政無線
本庁 （防災センター）	55-5115 55-5174 55-5617（FAX）	25-0171 25-0190 25-0173 25-0192 25-0178 25-0193 25-0179 25-0194 25-0184 25-0198	100（無線室） 101（執務室） 151（防災センター） 6001（FAX）	ぼうさいまつえ 410-5, 410-2-5115 しまね 202（携帯局）
鹿島支所	55-5700 55-5719（FAX）	82-3137（地域振興課）	461 461（FAX）	
島根支所	55-5720 55-5739（FAX）	85-3170（地域振興課）	481 481（FAX）	

名称	一般加入電話	災害時用電話	防災行政無線 (移動系)	県防災行政無線
美保関支所	55-5740 55-5759 (FAX)	72-2113 (地域振興課)	501 501 (FAX)	
八雲支所	55-5760 55-5779 (FAX)	54-2476 (地域振興課)	521 521 (FAX)	
玉湯支所	55-5780 55-5799 (FAX)	62-3013 (地域振興課)	541 541 (FAX)	
宍道支所	55-5800 55-5819 (FAX)	66-3037 (地域振興課)	561 561 (FAX)	
八束支所	55-5820 55-5839 (FAX)	76-3126 (地域振興課)	581 581 (FAX)	
東出雲支所	55-5840 55-5859 (FAX)	52-2338 (地域振興課)	586 586 (FAX)	
消防本部	32-9141 (通信指令) 32-9131 (警防)		119	ぼうさいまつえしょうぼう 422-5, 422-2-142
県防災危機管理課	22-5885 22-5930 (FAX)			ぼうさいしまねけんちょう 300-2-5885, 300-2-5889
松江合同庁舎	32-5720 (県土整備事務所)			ぼうさいまつえごうちょう 321-2-5720
松江警察署	28-0110		110 110 (FAX)	443-5

(7) 任務

災害対策本部の任務は、「松江市災害対策本部条例」の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 本部長及び副本部長

(ア) 本部長は市長とし、副本部長は副市長をもってあてる。

(イ) 本部長は、本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。

(ウ) 副本部長は本部長を補佐する。また、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(エ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。

①防災安全部を所管する副市長	②その他の副市長	③防災安全部長
④政策部長	⑤総務部長	⑥財政部長

イ 本部長付

(ア) 本部長付は、教育長、消防長、及び公営企業管理者をもってあてる。

(イ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、本部長及び副本部長、本部長付、本部総括とともに本部会議を構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議する。

(イ) 本部員は、次に掲げる職員をもってあてる。

①各部長、会計管理者	②議会事務局長	③副教育長
④上下水道局業務部長	⑤ガス局次長	⑥交通局総務課長
⑦市立病院事務局長	⑧消防本部消防次長	⑨その他本部長が指名する者

(ウ) 本部員に事故あるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者が本部員の職務を代理する。

エ 本部連絡員

(ア) 本部連絡員は、本部員所管の主管課主管係長及び支所長の指名する職員とする。

(イ) 本部連絡員は、当該本部員の指示を受け、次の業務を遂行する。

- 当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告。

- 本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局主管課長への伝達。
- (ウ) 本部連絡員に事故あるときは、当該本部員が指名する者が、本部連絡員の職務を代理する。

(8) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を審議するため、必要があると認めるときは、随時、本部会議を招集する。

ア 本部会議の招集

本部会議の開催通知は、庁内放送により行うことを原則とするが、下図に示す部署及び関係機関については、防災行政無線（移動系）又は一般加入電話により開催を通知する。

連絡先	防災行政無線（移動系）	一般加入電話
本庁（防災センター）	100, 101, 151	55-5115, 55-5150
環境保全部	401	55-5275, 55-5271
教育委員会	153	55-5410, 55-5424
消防本部	119	31-9119
上下水道局	633	55-4888
ガス局	631	21-0011
交通局	635	60-1111
市立病院	607	60-8000

イ 本部会議の報告事項及び審議事項

- 職員の配備体制（動員を含む。）の発令及び解除に関すること。
- 被害情報の収集及び伝達に関すること。
- 災害情報、気象情報等の収集、報告、伝達に関すること。
- 市民への避難勧告又は指示に関すること。
- 国（自衛隊を含む。）、他の地方公共団体等への応援要請及び受け入れに関すること。
- 災害救助法の適用申請等、各種救済措置に関すること。
- その他重要な災害対策に関すること。

ウ 関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関その他の関係機関の職員等に対し、本部会議への出席を要請することができる。

エ 本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内 LAN 等により会議終了後速やかに全職員に周知する。

(9) 現地災害対策本部の設置

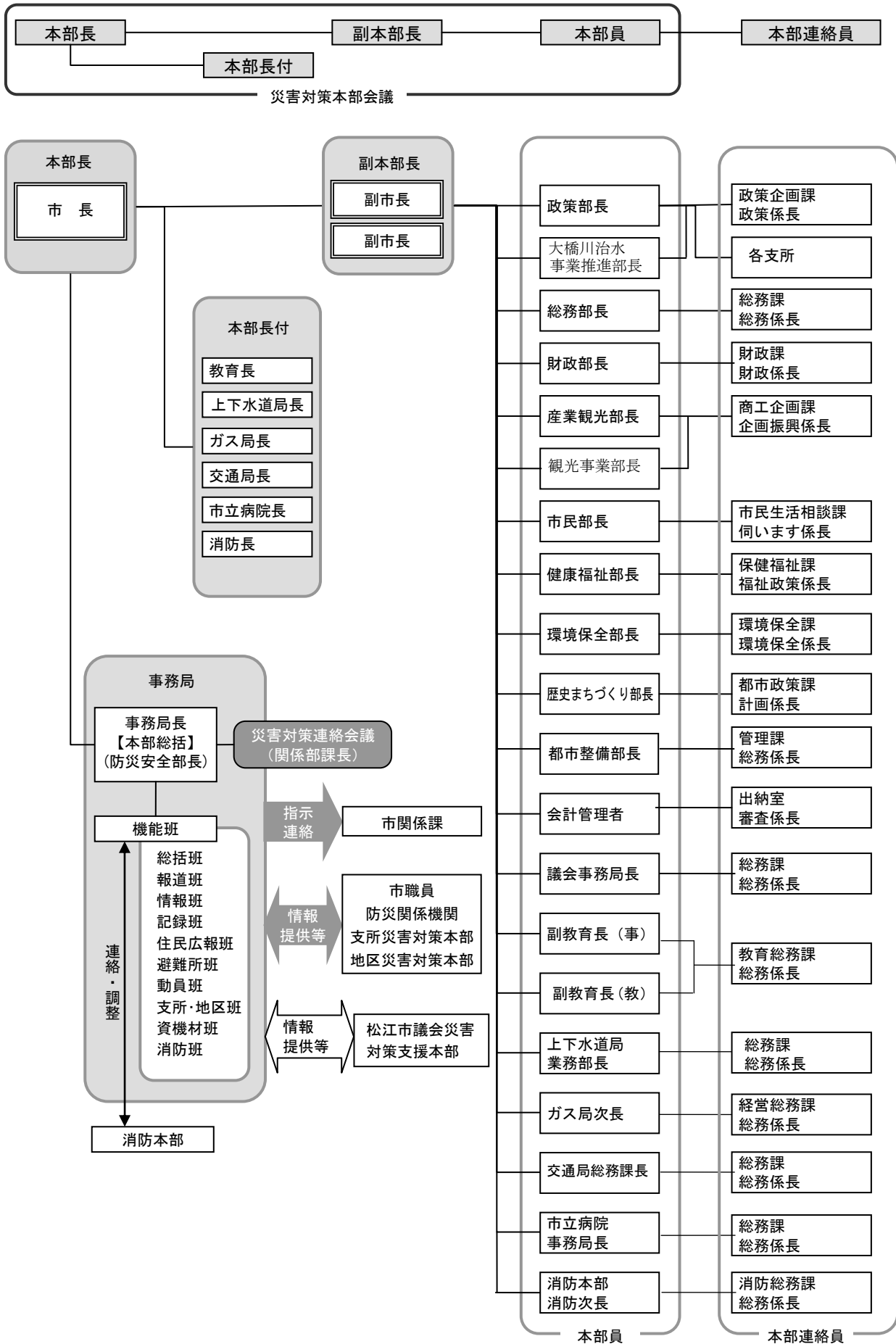
- 本部長は、必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、〇〇地区現地対策本部を設置する。
- 現地対策本部は、当該地区の公民館又は災害対応に必要な箇所へ設置する。
- 現地対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
- 現地対策本部は、関係機関の現地指揮本部と緊密な連携を図り、応急対策を実施する。
- 現地対策本部長は、定期的に災害対策本部に災害情報を伝達するとともに、必要に応じ連絡員を本部に派遣する。
- 情報伝達は、防災行政無線（移動系）、一般加入電話等により行う。

(10) 組織

災害対策本部の組織及び班編成は次のとおりとする。なお、各部・班の分掌事務は、資料編「災害対策本部の事務分掌」に定めるとおりとする。

→ 資料編 [資料 2-1] 災害対策本部の事務分掌

図：災害対策本部組織図



各部・各班に所属する課（室、局）

部名	班名	班に所属する課
政策部	情報管理班	政策企画課、地域振興課、大橋川治水事業推進課
	広報報道班	秘書広報課（広報室）
	通信対策班	情報政策課
総務部	総務班	総務課、中核市移行準備室、人権施策推進課、選挙管理委員会事務局
	人事班	人事課、職員厚生課、行政改革推進課
財政・出納部	財政班	財政課
	物資調達班	資産経営課、契約検査課（建設工事監理室）
	被害調査班	税務管理課、市民税課、固定資産税課
	出納班	出納室
産業観光部	商工対策班	商工企画課（特産振興室）、定住企業立地推進課、まつえ産業支援センター
	農林対策班	農政課（農業委員会事務局）農林基盤整備課
	水産対策班	水産振興課
	観光対策班	観光文化課（縁結び観光協会事務局）、観光施設課
	外国人支援班	国際観光課（国際交流会館）
市民部	広報支援班	市民生活相談課（消費・生活相談室、市民活動センター事務局）
	総合窓口班	男女共同参画課（男女共同参画センター）、市民課、保険年金課
健康福祉部	救護防疫班	保健福祉課（家庭相談室、臨時福祉給付金室）、医療政策課、監査指導課、介護保険課、障がい者福祉課、生活福祉課、保健センター、保健所設置準備室
	児童対策班	子育て課（子育て支援センター）、市立幼稚園、市立保育所（園）、市立幼保園
環境保全部	環境保全班	環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、西持田不燃物処理場、エコクリーン松江、西持田最終処分場、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ
歴史まちづくり部	都市政策班	都市政策課、まちづくり文化財課（埋蔵文化財調査室）、史料編纂課（松江城調査研究室）、松江歴史館事務局
	公園緑地班	公園緑地課
	民間住宅班	建築指導課
都市整備部	道路対策班	管理課、土地対策課、国県事業推進課
	土木班	土木課、河川課
	公営住宅班	建築課
支援部	支援班	議会事務局総務課、議会事務局議事調査課、監査委員事務局
教育部	教育総務班	教育総務課（女子高校事務局）、学校管理課、教職員課、学校教育課、生徒指導推進室、発達・教育相談支援センター、学校給食課（北・南・鹿島・島根・八雲・宍道・東出雲学校給食センター）
	教育施設班	生涯学習課（中央図書館、青少年支援センター事務局）、スポーツ課（高校総体推進室）、総合体育館事務局

*上下水道局、ガス局、交通局、市立病院及び消防本部については、それぞれにおいて個別に定める。

3 支所の体制 【防災安全課、各支所】

(1) 警戒体制

配備基準

ア 支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合、防災安全部長と協議し、支所に警戒体制を配備する。また、防災安全部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、警戒体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災安全課に連絡を行う。

エ 支所警戒本部

- 支所に警戒体制を配備したとき、支所長は防災安全部長と協議の上、必要に応じ支所警戒本部

を設置する。

- 支所警戒本部の活動の内容は本庁に準ずる。
- 支所警戒本部の事務局は地域振興課に置く。
- 支所警戒本部の組織は支所災害対策本部に準ずる。

(2) 災害体制

ア 配備基準

支所長は、支所管内で災害の危険性がある場合、又は軽微な災害が発生した場合、防災安全部長と協議し、支所に災害体制を配備する。また、防災安全部長から体制配備の指示があったときも同様とする。

イ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

ウ 設置及び廃止の通知

支所長は、災害体制を配備又は解除したときは、遅滞なく防災安全課に連絡を行う。

エ 支所災害対策本部

支所に災害体制を配備したとき、支所長は防災安全部長と協議の上、必要に応じ支所災害対策本部を設置する。

(3) 支所災害対策本部

ア 設置基準

支所長は、次の場合に、防災安全部長と協議し、支所災害対策本部を設置する。

- (ア) 相当規模の災害が発生する恐れがあり、災害応急対策、災害救助その他緊急措置等を総合的に実施する必要があると認められるとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要すると認められるとき。
- (ウ) その他支所長が必要と認めるとき。

イ 事務局

支所災害対策本部の事務局は地域振興課に置く。

ウ 設置場所

支所災害対策本部は、原則として支所に設置する。

エ 廃止

体制の廃止については、防災安全部長と協議し、支所長が決定する。

オ 設置及び廃止の通知

支所災害対策本部を設置又は廃止した場合、支所長は電話、FAX 又は無線により遅滞なく防災安全課に連絡する。

カ 任務

- 支所災害対策本部長は、支所長とする。
- 支所災害対策本部長は所属職員を指揮監督し、別に定める所掌事務にあたる。

キ 本庁への応援要請

支所災害対策本部長は、所管区域内の災害対策を所属職員のみで実施できないと判断した場合、防災安全課に応援職員の派遣を要請することができる。なお、応援要請にあたっては、次の事項を明らかにして行う。

- (ア) 応援期間
- (イ) 作業（勤務）の内容
- (ウ) 携行品、その他必要事項
- (エ) 応援の種類、男女の別及び人員
- (オ) 就労（勤務）の場所

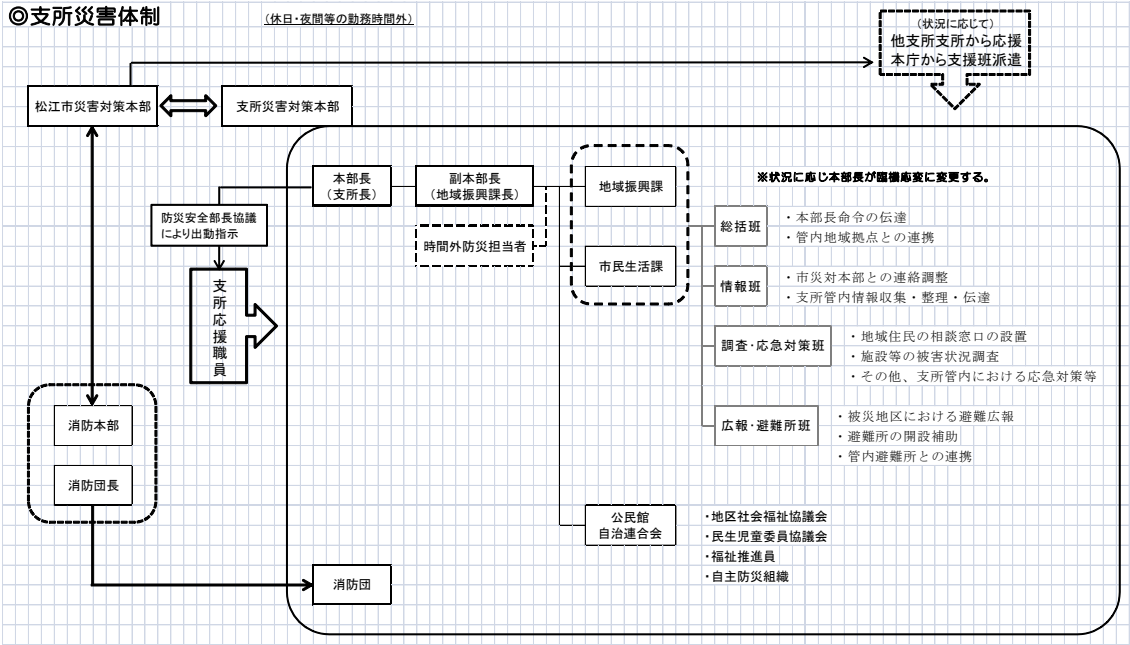
上記の応援職員派遣要請があった場合、防災安全課は、速やかに派遣計画を立て、別に定める職

員動員計画及び災害発生時の本庁職員の支所応援職員リストにより出動を指示する。

ク 組織

支所災害対策本部の組織は次のとおりとする。

図：支所災害対策本部組織図



※平日の勤務時間内については、「時間外防災担当者」を置かない体制となる。

(4) 留意事項

- 各支所の体制は、所管する区域の被害発生の状態及び程度により決定するので、他の支所の体制と必ず一致するものではない。
- 本庁管内では災害が発生していない場合、若しくは本庁管内においては災害体制の配備は必要ないが支所管内においては災害体制の配備が必要な場合、本庁の体制は、災害の発生している当該支所において十分な災害対応を行うために必要な支援を行うことのできる体制をとる。

4 地区の体制（本庁管内(旧市)） 【防災安全課、人事課、保健福祉課、市民生活相談課、生涯学習課、消防本部】

(1) 地区災害対策本部

ア 設置基準

地区災害対策本部は、公民館区内に災害が発生し、又は発生の危険性が非常に高い場合に、必要に応じて設置する。

イ 事務局

地区災害対策本部の事務局は公民館に置く。

ウ 設置場所

地区災害対策本部は、原則として公民館に設置する。

エ 解散

地区災害対策本部は、本部内で検討し、地区に予想された災害の危険がなくなったと判断した場合解散する。

オ 組織

地区災害対策本部は、下記の者を中心に各地区の実情にあわせ構成する。

(ア) 代表者

構成員の中から選任し、地区災害対策本部を代表して情報収集・情報提供を中心とする活動の総括を行う。

(イ) 副代表者

構成員の中から選任し、代表者を補佐し、代表者に事故あるときはその職務を行う。

(ウ) 構成員

- ① 町内会・自治会連合会の代表者
- ② 公民館長
- ③ 自主防災組織の代表者
- ④ 分団で選任した消防団員
- ⑤ 地区社会福祉協議会の代表者
- ⑥ 民生児童委員の代表者
- ⑦ 松江市職員（当該地区の公民館参集職員）
- ⑧ その他地区で必要と認める者

カ 設置及び廃止の通知

地区災害対策本部を設置又は廃止した場合、本部代表者は電話、FAX 又は無線により遅滞なく防災安全課に連絡する。

キ 業務（活動）内容

地区災害対策本部は災害対策本部と連携し、地区内の被害状況と被害拡大の防止に必要な情報収集及び地区住民への情報提供並びに支援のため、下記の業務を行う。

- ① 地区内の各種団体、地区住民等を通じた以下の情報収集及び把握
 - ・ 災害情報、被害情報
 - ・ 交通に関する情報
 - ・ 避難行動要支援者に関する情報
 - ・ その他
- ② 収集した情報の災害対策本部及び地区住民への伝達
- ③ 災害対策本部からの情報の収集及び地区住民への伝達
- ④ 対応が可能な範囲での被害の軽減及び救護等の災害対応
- ⑤ 必要とされる支援の災害対策本部への要請
- ⑥ その他必要な対応

→ 資料編 [資料 2-10] 地区災害対策本部 災害状況報告書

(2) 留意事項

地区災害対策本部は、地区における自助、共助による助け合いと、行政と住民の協働により災害対応を迅速かつ的確に行うことを目的に設置することから、地区の実情にあわせた柔軟な運用を行うとともに、その活動はあくまでも義務を伴うものではなく、第一に活動を行う者の安全を確保した上で、可能な範囲で行うものとする。

5 動員計画 【防災安全課】

(1) 動員の基準

- 災害対策活動に際し所要の人員を確保するため、資料編「津波対策動員計画表」に定める体制別の職員数に基づき、職員の動員を行う。人員については、所管する部課長等が災害の状況により増減を行うことができるが、その場合には速やかに防災安全課に報告を行う。
- 動員対象となる職員は、市沿岸に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときには、自主的に速やかに所定の参集場所へ参集しなければならない。また、それが、勤務時間外であった場合、昼夜の別あるいは交通機関の有無にかかわらず、最も短時間に指定された参集場所に到着するよう努めなければならない。

→ 資料編 [資料 2-4] 津波対策動員計画表

(2) 参集場所

職員の参集場所は、次のとおりとする。

①係長級以上の職員	勤務する庁舎
②上記以外の職員	居住地の所在する区域の庁舎（本庁又は支所）

- ①に該当する職員で、発災時の所在地や被害の状況等により勤務する庁舎への参集に 1 時間以上を要すると判断される場合は、最寄りの庁舎（本庁又は支所）に登庁し、所属部局に所在を連絡し、応急対策実施に必要な指示事項の伝達を行った上で、防災安全課の指示に従う。
- ②に該当する職員で、自宅以外にいるときに発災した場合は、最寄りの庁舎に登庁し、所属部局に所在を連絡の上、所属部局の指示に従う。

(3) 参集状況の報告

各部局の長は、職員の参集状況を記録し、定期的（本部長が指示する時間ごと。指示がない場合は 1 時間ごと。）に、防災安全課へ報告を行う。

(4) 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次の要領により自発的かつ速やかに行動する。

ア 参集時の服装・携行品

- 参集にあたっては、安全な服装等を着用するとともに、職員証、筆記用具、タオル、水筒、食料（若干）、携帯ラジオ、懐中電灯等を可能な範囲において携行する。
- 速やかに動員に応じられるよう、平常時から非常持出用品の準備に努める。

イ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、人身事故等の現場に遭遇したときは、可能な限り、最寄りの消防機関、警察機関等に通報連絡するとともに、人命救助等適切な措置をとる。

ウ 情報収集及び被害状況等の報告

- 参集途上に知り得た被害状況又は災害情報は、参集後、速やかに各部局の責任者に報告する。特に、病院、道路、橋梁等の重要施設の被害情報は、できるだけ詳しく把握して報告する。
- 各部局の責任者は、参集職員からの情報を集約し、速やかに防災安全課に報告する。

(5) 各部間・部内における応援

各部間において、職員の応援を受けようとするときは、災害対策本部に次の事項を示して要請する。なお、部内において応援を必要とする場合は、各部間において行う場合に準ずる。

ア 応援期間

イ 作業（勤務）の内容

ウ 携行品、その他必要事項

エ 応援の種類、男女の別及び人員

オ 就労（勤務）の場所

6 労働力の確保 【人事課】

災害応急対策要員のみによって災害応急対策を実施できない場合は、各部局の要請に基づき奉仕団への応援要請又は労務者の雇上げを行う。なお、市において奉仕団の動員及び労務者の雇上げを行った場合において、必要な人員を確保することができないときは、県に対し応援の要請を行う。

(1) 応援要請事項

応援を必要とする部局の長は、次の事項を示して災害対策本部へ要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 作業場所

ウ 作業内容
エ 人員
オ 従事機関
カ 集合場所

また、応援を要請した部局長は、奉仕団の団体名及び責任者を定めるとともに、炊き出しの応援、清掃、防疫、物資資材の輸送等の活動内容を指示し、連絡系統を定める等、活動体制を整備する。

(2) 奉仕団の応援協力

各部局長からの要請に基づき、市長が必要と認めたときは、協力要請対象団体のうち適当な団体の責任者又は管理者に応援要請を行う。なお、奉仕団の作業内容は、危険を伴わない比較的軽易な作業とする。協力要請対象団体と作業内容については次のとおり。

協力要請対象団体	- 女性団体 - 大学生、高等専門学校生及び高校生 - 日本赤十字社奉仕団その他勤労奉仕を申し出た団体
奉仕団の作業内容	- 炊き出し、保育その他災害救助活動の協力 - 清掃及び防疫 - 災害応急対策用物資、資材等の輸送 - 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

(3) 労務者の雇用

労務者の雇上げを必要とする場合には、松江公共職業安定所と協議を行った上で実施する。

(4) 従事命令、協力命令の実施

ア 従事命令、協力命令の種類と執行者及び対象者

災害応急対策実施のための要員が一般の動員の方法によってなお不足する場合、又は緊急措置を必要とする場合において他に供給の方法がないときは、協力命令及び従事命令等強制命令の執行により要員を確保する。強制命令の種類と執行者及びその対象者等は次のとおり。

対象	区分	根拠法令	執行者	命令区分	従事対象者
消防作業	従事	消防法第29条5項	消防吏員又は団員	消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	従事	水防法第24条	市長又は水防班長	水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従事 協力	災害対策基本法第71条	知事(委任を受けた部分については市長)	災害対策基本法による知事の従事命令	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 自動車運送業者及びその従業者 8 船舶運送業者及びその従業者 9 港湾運送業者及びその従業者
災害応急対策 作業全般	従事	災害対策基本法第65条第1項及び第2項	市長 警察官又は海上保安官	災害応急対策全般(災害対策基本法による市長、警察官等の従事命令)	市区域内の住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にある者

イ 損害補償

従事命令により災害応急対策に従事したことにより負傷し、疫病にかかり又は死亡した者の遺族

に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

執行者	根拠法令	補償等の種類	支給額
市長、消防吏員又は団員、水防班長	松江市消防団員等公務災害補償条例	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償	条例で定める額

7 県防災ヘリの活用 【防災安全課、消防本部】

大規模な災害が発生した場合、県防災ヘリコプターを効果的に運用し、被害情報等の情報収集、緊急輸送等の救援活動に活用できる体制を迅速に確立する。なお、県防災ヘリの活用にあたっては、関係法令のほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

→ **資料編** [資料 3- 9] 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱
[資料 3-10] 島根県防災ヘリコプター緊急運航要領
[資料 3-11] 島根県防災ヘリコプター緊急運航基準

(1) 県防災ヘリの応援要請

市長は、必要と認める場合、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、知事に対して応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 2-12] 島根県防災ヘリコプター緊急運航要請書
[資料 4-(3)-1] 島根県防災ヘリコプター応援協定

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防御活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、上記アの活動内容について、運航要領に基づいた運用が行われるが、市が応援を求めた場合は、「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用が徹底される。なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用を行う。

ウ 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、県が適当な場所を選定し活用する。市は、離発着場の選定後速やかに、関係機関等にその旨を周知する。

エ 離着陸にあたっての諸準備

県防災ヘリ離着陸時の諸準備については、本章第 5 節「自衛隊の災害派遣体制」を参照のこと。

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報管理体制の確立 【防災安全課、情報政策課、消防本部】

(1) 市の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

県防災行政無線、防災行政無線（移動系）及び有線通信を基幹的な通信系統とするが、被災状況等により困難な場合には、実情に即した方法で行う。なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講じておく。

→ **資料編** [資料 2-5]松江市防災行政無線(デジタル移動系)呼出番号簿

イ 情報管理手段の確保

防災行政無線（移動系）のほか、一般加入電話、専用電話、ケーブルテレビ、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組合せ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ウ 移動無線局及び移動電源車の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、県防災危機管理課を通じて中国総合通信局に移動無線局及び移動電源車の派遣を要請する。

エ 県総合防災情報システムの活用

常にシステムの防災端末を立ち上げ、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、地震・津波情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。

(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 情報管理手段の確保

関係機関等は、関係機関相互の通信が可能な総合防災情報システムや防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。特に、総合防災情報システムの防災端末を設置している機関相互においては、システムの活用による被害情報等の共有化を図る。

2 津波情報の収集・伝達 【防災安全課、消防本部、各支所】

(1) 津波警報等の発表基準及び種類

ア 発表基準

津波警報等の発表基準は次のとおり。

種類	発表基準
大津波警報、津波警報	担当する津波予報区*において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき。
津波注意報	担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき。
津波予報	津波による災害のおそれがないと予想されるとき。

*本市は、大阪管区気象台が担当する津波予報区「島根県出雲・石見」に属する。

イ 津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さ

津波警報等の種類、解説及び発表される津波の高さは次のとおり。

(ア) 津波警報・注意報

種 類	発表基準	解 説	発表される津波の高さ
大津波警報	予想される津波の高さが3 m超である場合	大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(数値表現) 5 m、10 m 10 m超 (定性的表現) 巨大
津波警報	予想される津波の高さが1 m超3 m以下である場合	津波による被害が発生します。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	(数値表現) 3 m (定性的表現) 高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上1 m以下である場合	海の中や海岸付近は危険です。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。	(数値表現) 1 m (定性的表現) 表記しない

- (注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除が行われる。このうち、津波注意報は、津波の観察情報等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断された場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除が行われる場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 地震規模推定の不確実性が大きいと考えられる場合の「予想される津波の最大波の高さ」は、数値ではなく「巨大」、「高い」の定性的表現が用いられる。
- 4 最大波の観測地が予想されている津波の高さに比べて十分小さい場合は「観測中」と記述される。
- 5 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 6 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

(イ) 津波予報

種 類	発表基準	発表基準
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(ウ) 津波に関する情報

種 類		発表基準
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素を併せて発表する。
	各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	各検潮所における満潮時刻及び最も早く到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、島根県出雲・石見及び隠岐に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。また、震源要素も併せて発表する。

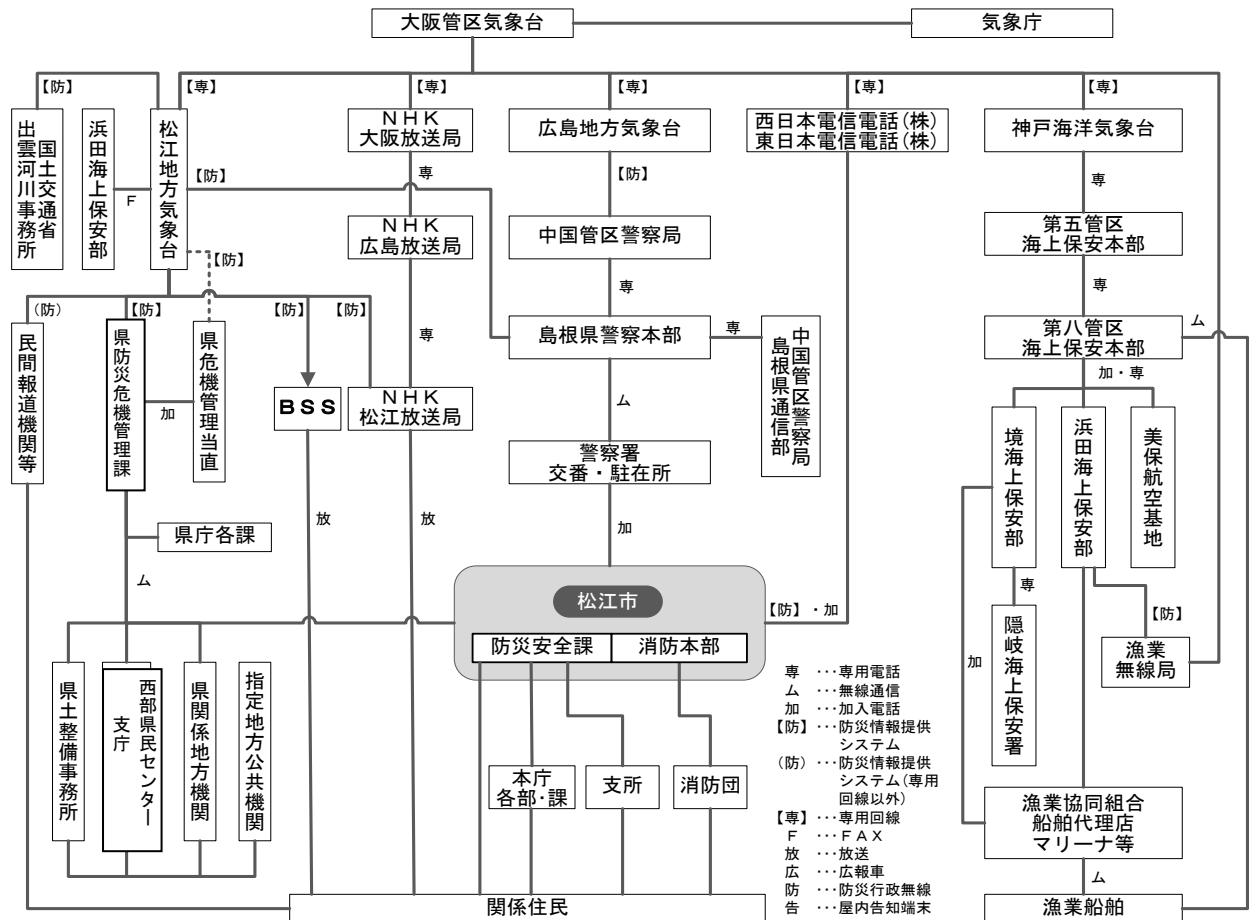
津波観測に関する情報	各検潮所に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素も併せて発表する。
津波に関するその他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表する。

（注）島根県内の検潮所（気象庁所管）及び巨大津波計は浜田と隠岐西郷に整備されている。

(2) 津波警報等の伝達経路

- 津波警報等の伝達経路は次のとおり。なお、津波予報の解除についても、この経路により伝達が行われる。また、地震発生後における震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報、地震回数に関する情報等についても、この経路に準じて伝達が行われる。
- 防災安全課は、収集した情報を、関係各課及び支所に直ちに伝達する。
- 消防本部は、収集した情報を、消防団に直ちに伝達する。

図：津波に関する情報の伝達経路



- *1 西日本電信電話（株）による伝達は、津波注意報・津波警報・大津波警報（のうち津波警報・大津波警報解除）に限る。線は通報の時間帯を示す。
- *2 勤務時間外とは、次の時間帯をいう。
平日・・・0時00分から8時30分まで及び17時00分から24時00分までの間
土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び年末年始（12月28日～1月3日）・・・全日
- *3 NHK松江放送局は、大津波警報、津波警報を緊急警報システム（EWS）により放送する。民間報道機関等は、山陰放送テレビ、山陰中央テレビ、日本海テレビ、記者クラブ、J R西日本米子支社、日本気象協会中国センターを指す。
- *4 松江市から関係住民への情報伝達は、第3節「災害広報」に示す手段による。

3 被害情報等の収集・伝達 【防災安全課、政策企画課、各支所ほか関係各課】

(1) 災害通信計画

ア 有線通信施設の優先利用によるもの

有線通信施設の被害のため、緊急通話の確保等連絡不十分な状況の場合においては、災害対策基本法第 57 条の定めるところにより、有線通信の優先利用による通信の確保を図る。

(ア) 普通電話による通信 ……非常・緊急通話扱いとする

(イ) I P ネットワーク

(ウ) 警察電話による通信 ……警察電話を通じて通信する

(エ) 鉄道電話による通信 ……鉄道事業者の内線電話により、駅を通じて通信する。

イ 無線通信施設の利用によるもの

有線通信施設が被災のため、通信途絶の状態になった場合において、人命救助又は非常災害に関し緊急措置を要する事態が発生したときは、防災行政無線（移動系）、県防災行政無線、自治体衛星通信ネットワークシステム等を利用して連絡を図る。

ウ 県移動無線機又は自衛隊通信隊の派遣要請

被災した有線通信施設の復旧見込時期を勘案し、必要があると認めたときは、東部県民センター又は陸上自衛隊出雲駐屯地第 13 偵察隊に対し、移動無線機又は自衛隊通信隊の派遣を依頼する。

(2) 被害状況の調査

ア 調査対象

市の所管する公共建物、公共土木等施設及びその他の一般被害（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業関係及び防災関係諸機関の施設被害を除く）を対象とする。

イ 調査実施者

- 被害調査は、県及び防災関係諸機関（鉄道、電信、電話、電力等公共・公益事業機関を含む）の管理する施設の災害を除き、市において行う。
- 次頁の図に定める担当課を情報収集主管課として調査する。ただし、被害の調査に技術を要する場合、被害が激甚で市において調査不能な場合は、県に応援を求めて行う。
- 情報収集主管課は、支所の所管区域の被害状況について、支所に調査を指示することができる。
- 県の所管する公共建物、公共土木施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を所管する県の部局又は関係地方機関に通知する。
- その他防災関係機関の所管する施設において災害が発生した場合は、当該関係機関に状況の調査及び報告を要請する。

ウ 調査の種別

調査は、災害時期別に次のとおり実施する。

発 生 調 査	- 災害の発生についての通報を受けた場合、直ちにその概況を調査する。 - 応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。
中 間 調 査	- 災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。 - 被害の変動にともない諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従って、可能な限りその都度行う。
確 定 調 査	- 災害が終了し、その被害が確定したときに調査を行うが、土木関係、農作物、山林、農業施設その他技術的被害調査及び教育関係被害調査は各所管部（課）において、その他の調査は各所管部（課）及び支所において行う。 - 応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるため、正確を期する。

(3) 被害状況等の判定基準

被害状況等の判定基準については、資料編に記載のとおり。

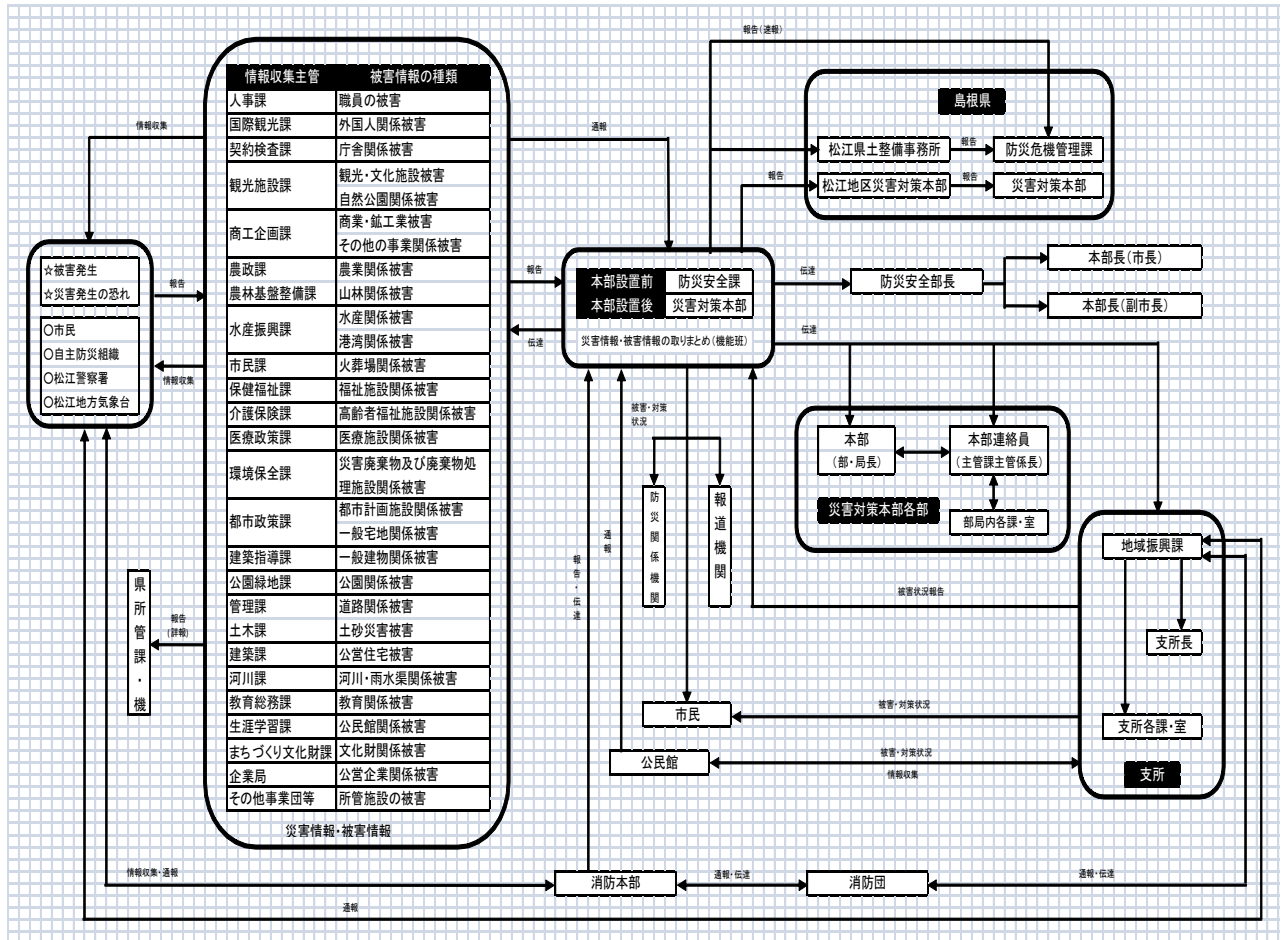
→ 資料編 [資料 2-8] 災害状況の判定基準

(4) 災害情報の通報及び被害状況報告

ア 災害状況の通報及び被害状況報告の伝達系統図

関係機関において調査された被害状況等は、次のとおり通報又は報告を行う。

図：災害状況の通報及び被害状況等の伝達系統



イ 関係機関等の行う通報

関係機関が、それぞれの機関において収集した災害情報を系統機関に報告する際、必要な場合には、系統機関への報告内容について、関係機関に対し報告を求める。

ウ 市民からの通報の受付

市民からの災害通報の受付については、原則として災害対策本部（機能班）において行う。

なお、災害対策本部設置前においては、各課及び支所にて受付を行い、各課及び支所は受け付けた内容を速やかに防災安全課に報告する。様式は資料編「被害状況・対応活動報告書」による。

→ 資料編 [資料 2-9] 被害状況・対応活動報告書

エ 被害情報のとりまとめ及び報告

- 担当部課及び支所は、調査した被害状況を取りまとめ防災安全課へ報告する。
- 防災安全課は、市内の被害状況を取りまとめ、災害対策本部において実施し又は実施しようとする災害応急対策に関する情報と併せ、関係機関へ報告する。なお、関係機関へ報告した事項については、その都度松江警察署へ連絡する。
- 防災安全課は、島根県総合防災情報システムにより所定の様式にて県へ報告を行う。システムによる報告ができない場合は、FAXまたは電話で報告を行う。また、県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、消防庁へ報告を行う。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行う。
- 人的被害のうち行方不明者数については、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努め、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該市町村又は県（外国人のうちの旅行者等の住民登録対象外の者については外務省）に連絡する。

オ 報告の種類及び内容等

報告の種類及び内容等は原則として次表による。

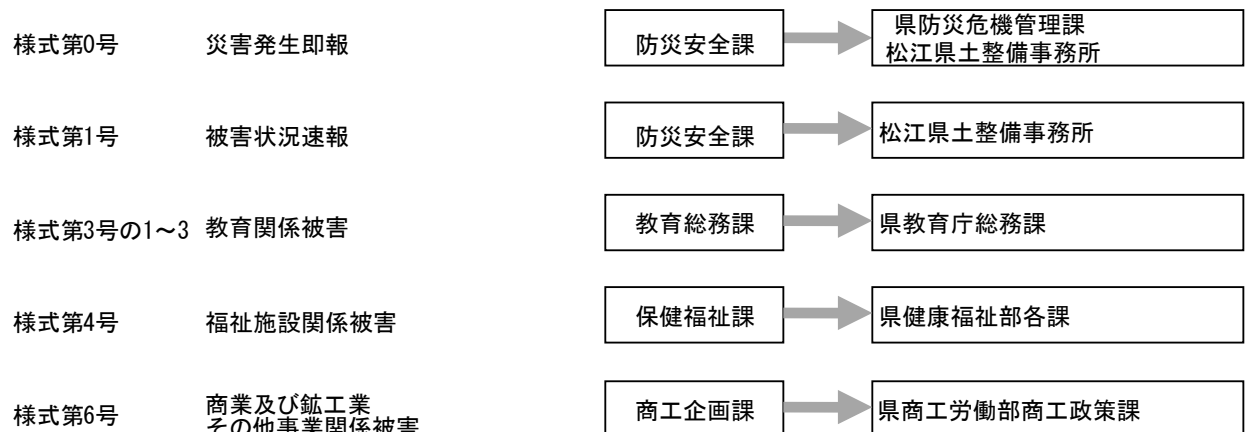
種類	内容	時期及び経路	備考
災害発生 即 報	1 災害の発生状況 2 災害に対してとった措置 3 県等に対する応援要求 4 被害の概要（判定基準「即報用」以上のもの） ※様式第0号	防災安全課→松江県土整備事務所・県防災危機管理課 左の1～4のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるもので昼夜間を問わず電話、無線等を利用して報告する。
被害情報 速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号	防災安全課→松江県土整備事務所→県防災危機管理課 概況が判明次第、随時	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第20号	関係各課→県地方機関・関係各課→県消防防災課 状況が判明次第、逐次	応急対策決定のもとになるので、平素から情報収集体制を整える。
確定報告	同上	関係各課→県地方機関・関係各課→県防災危機管理課 応急措置完了後20日以内	復旧計画等のもとになるので正確を期する。
災害対策 本 部	災害対策本部の設置 災害対策本部の解散	災害対策本部→県防災危機管理課・松江県土整備事務所	
被害地点 報 告	被害現場の状況、位置及び画像	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	* 準備体制においては災害対策連絡会議、警戒体制においては警戒本部。
ライフ ラ イ ン	電気、都市ガス、電信電話、上・簡易水道、下水道の被害状況	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	
交通情報	道路（国道・主要地方道・市道の全面通行止）、鉄道、港湾、空港の被害状況	災害対策本部*→県防災危機管理課 状況が判明次第、直ちに	
林野火災	焼損面積20ha以上の林野火災	消防本部→県防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日まで	

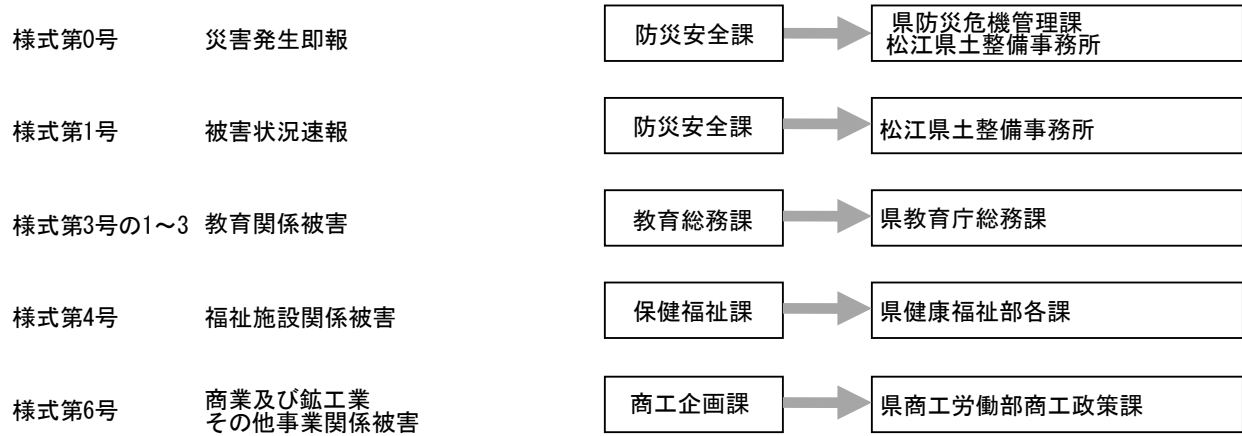
* 上記による報告は原則として県の災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等の設置後においては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

カ 報告様式及び様式別報告系統

報告様式別の報告系統は次のとおりとし、各課から県担当課へ報告された内容については、必ず防災安全課にも報告を行う。なお、報告様式は資料編「被害状況報告様式」による。

→ 資料編 [資料 2-11]被害状況報告様式





様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※港湾、都市計画、下水道及び公営住宅 関係を除く	管理課	→	松江県土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※港湾関係	水産振興課	→	松江県土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※都市計画関係	都市政策課	→	松江県土整備事務所
様式第8号の1	災害報告書（公共土木施設災害用） 災害報告集計書 ※下水道関係	上下水道局	→	松江県土整備事務所（管渠） 宍道湖東部浄化センター（処理場）
様式第8号の2	公営住宅関係被害	建築課	→	松江県土整備事務所
様式第9号	農地農業用施設被害	農林基盤整備課	→	松江県土整備事務所
様式第9号の4	農林水産業共同利用施設・国庫補助 事業で整備した施設・非共同利用施 設及び農畜産物の被害状況報告書	農林基盤整備課 農林課	→	松江県土整備事務所
様式第10号の1 様式第10号の2 様式第10号の3 様式第12号 様式第13号	農作物関係被害 果樹等樹体被害 農業非共同利用施設被害 畜産関係被害 農業共同利用施設被害	農政課	→	東部農林振興センター
様式第14号の1 様式第15号の1	山林関係被害（治山） 山林関係被害（林道）	農林基盤整備課	→	松江県土整備事務所
様式第15号の2 様式第15号の3 様式第15号の4 様式第15号の5 様式第15号の6 様式第15号の7	山林関係被害（造林地等） 山林関係被害（苗木等） 山林関係被害（苗畑施設等） 山林関係被害（林産物） 山林関係被害（林産施設） 山林関係被害（林産加工施設）	農林基盤整備課	→	東部農林振興センター
様式第16号の1 様式第16号の2 様式第16号の3	水産施設被害 水産物被害 漁港被害	水産振興課	→	松江水産事務所
様式第17号	医療関係施設被害	医療政策課	→	松江保健所
様式第18号	水道関係被害	上下水道局	→	松江保健所 県健康福祉部薬事衛生課
様式第19号の1 様式第19号の2 様式第19号の3	災害廃棄物関係被害 一般廃棄物処理場関係被害 産業廃棄物処理場関係被害	環境保全課	→	松江保健所
様式第20号	火葬場施設被害	市民課	→	松江保健所
様式第22号	自然公園関係被害	観光施設課	→	県環境生活部自然環境課

第3節 災害広報

災害発生時には、市民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な住民広報を実施し、住民、自主防災組織、事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

災害時に様々な環境下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等に放送要請を行い、災害や避難等に関する様々な情報を的確に伝達する。

実施目標	災害発生から30分以内に広報体制を確立 災害発生から1時間以内に一般広報を開始

1 市による災害広報の実施 【防災安全課、観光文化課、国際観光課、秘書広報課、市民生活相談課、各支所ほか関係各課】

(1) 広報の体制

- 災害対策本部は、津波に関する災害情報のうち、避難勧告・指示や避難所の開設状況等、市民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。
- 各支所は災害対策本部事務局と連携し、当該地域における災害の状況や避難所の開設状況等の広報を実施する。
- 秘書広報課は、災害時の報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、報道発表の会場及び時間等の調整、その他報道対応全般に関することを実施する。
- 市民生活相談課は、一般情報（緊急広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等）の総合的な広報活動を実施する。
- 各部局等は、所管する施設等に対して、必要に応じて災害の状況を連絡するとともに、災害対策本部に対して定期的に災害情報、生活関連情報等を報告する。
- 災害対策本部事務局は、各部局及び関係機関等から報告を受けた情報を整理して資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

(2) 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災害情報	1 地震及び津波等に関する気象情報 2 災害発生状況（地盤災害・土砂災害等の発生状況等） 3 災害対策本部等の設置と活動状況 4 避難誘導及びその他注意事項 5 市内の被害情報（人的被害、住家被害等の概括的被害状況） 6 家庭・職場での対策と心得 7 その他必要な事項
生活関連情報	1 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み 2 食料、生活必需品等の供給実施状況 3 道路交通状況（通行止等による交通規制区間等） 4 公共交通機関の状況（鉄道・バスの被害・運行状況） 5 医療機関の活動状況、救護所の設置状況 6 その他必要な事項

救 援 措 置 情 報	1	り災証明書等の発行状況
	2	各種相談窓口の開設状況
	3	税、手数料等の減免措置の状況
	4	必要なボランティア情報（県外からの支援者の受入れ調整等）
	5	義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報
	6	災害援護資金等の融資情報
	7	仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
	8	市業務の再開状況
	9	その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望、被災地への救援物資発送にあたっての送り先、内容明示等の要望）

(3) 広報の方法

ア 緊急広報

避難勧告・指示等の緊急広報の実施方法については、本章第8節「避難活動」を参照のこと。

なお、避難勧告・指示等を行った場合、秘書広報課は、島根県避難勧告等情報伝達連絡会において定めた「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ 一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次表の手段により効果的な広報活動を実施する。警戒体制以降については、機能班を中心に、各担当課が連携して広報を実施する。

なお、災害の程度により広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関への協力要請を行う。

手 段	放送場所等	概 要
防 災 行 政 無 線 （ 同 報 系 ）	・災害対策本部（防災安全課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館	・屋外拡声子局（屋外スピーカー）及び個別受信機の音声放送 ・文字表示付き個別受信機（聴覚障がい者向け）の文字放送
屋 内 告 知 端 末 （おしらせ君）	・災害対策本部（防災安全課） ・消防本部 ・各支所 ・旧市内公民館 ・山陰ケーブルビジョン(株) ・松江警察署	・屋内告知端末（おしらせ君）の音声放送
ケーブルテレビ	・災害対策本部（防災安全課） ・山陰ケーブルビジョン(株)	・ケーブルテレビのデータ放送及び通常放送
防 災 メ ー ル	・災害対策本部（防災安全課）	・防災メールによる文字情報 ・緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡
防 災 情 報 ツ イ ッ タ ー	・災害対策本部（防災安全課）	・防災情報ツイッターによる文字情報等
ホ ー ム ペ ー ジ	・災害対策本部（防災安全課）	・ホームページによる文字情報等
自 治 会 F A X	・災害対策本部（市民生活相談課）	・自治会FAX（各町内会・自治会連合会長宅に設置）による文字情報等
広 報 車	・広報車両	・広報車の拡声スピーカーによる音声放送
現 地 広 報	・市職員等	・現場に派遣した職員による広報（自主防災組織及び消防団等にも協力を依頼）
広 報 刊 行 物 等 （臨時市報等）	・災害対策本部（秘書広報課）	・各部局から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物（臨時市報等）を逐次発行

ウ 報道機関への発表

- 報道機関への情報提供は、原則として秘書広報課を窓口とする。なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。
- 災害対策本部を設置した場合、秘書広報課は速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救護措置情報等の提供を行う。
- 災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に秘書広報課が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに市民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。

エ 要配慮者に対する広報

- 聴覚障がい者に対しては、防災行政無線（文字表示付戸別受信機）等により情報提供を行うとともに、手話通訳や文字情報を取り入れた報道を報道機関に対して要請する。
- 視覚障がい者に対しては、防災メール等により情報提供を行うとともに、情報提供を行うよう報道機関に対して要請する。
- 各種障がい者団体やボランティア団体等に対して、情報提供を行う。
- 外国人住民に対しては、避難所への語学ボランティアの派遣、多言語による広報刊行物の配布及び報道の要請、外国人関係団体への情報提供等を行う。
- 要配慮者が利用する施設への災害広報については、市が有する各種広報媒体等によりそれぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

オ 避難者への広報

情報入手手段が限られる、避難所等にいる被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に対して、それぞれの状況に配慮した適切な情報提供を行う。

カ 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

2 防災関係機関による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報の実施を要請する。

(1) 防災関係機関の行う広報の内容

市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 防災関係機関の行う広報の方法

- 各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携をとりながら広報活動を実施する。
- 広報の実施にあたっては、視聴覚障がい者、高齢者、観光客、外国人等に十分配慮して行う。

第4節 広域応援体制

大規模地震災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

1 災害情報・被害情報の収集・分析 【防災安全課、消防本部】

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報収集・分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。

なお、応援協力の要請にあたっては、次の事項を要請先に示して行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業内容
- ウ 従事期間
- エ 従事場所
- オ 人員
- カ 集合場所
- キ その他参考となる事項

2 市における相互応援協力 【防災安全課】

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

- 災害が発生した場合、隣接する市町村との間で応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- 発生した災害が更に拡大した場合、県の松江地区災害対策本部の管轄区域内における応援について、県への要請を行う。
- 被害が大規模となり松江地区災害対策本部のブロックを越える応援が必要と判断される場合、県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請するとともに、県への依頼又は協定等に基づき、他県又は他県の市町村、防災関係機関等に応援を要請する。

→ **資料編** [資料 4-(1)-1～4-(1)-15] 市町村相互間及び県外との応援協定

(2) 市内所在機関相互間及び民間団体等との応援協力

応急措置の実施にあたり必要な場合には、市内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関、市域を活動領域とする公共的団体及び民間団体等に対し応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(2)-1～4-(2)-29] 関係機関及び民間団体等との応援協定

(3) 自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請、海上保安庁への応援協力要請については、それぞれ以下の節に示す。

「自衛隊の災害派遣体制」 → **震災対策編** 第2編「地震災害対策計画」第3章第5節
 「海上保安庁への応援協力体制」 → **震災対策編** 第2編「地震災害対策計画」第3章第6節

(4) 他機関への出動

- 公共機関及び重要な施設の管理者等から消防団等の出動の要請があった場合、市長は状況を判断し必要があると認めたときは、職員を出動させることができる。
- 近隣市町村からの要請又は知事の指示に基づく応援出動については、市長はやむを得ない事情がある場合を除きこれに応ずる。応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に活動する。

3 消防における相互応援協力 【消防本部】

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防・救急相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

→ **資料編** [資料 4-(3)-2] 消防・救急相互応援協定の締結状況

イ 知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動を要請する。

ウ 応援要請上の留意事項

(7) 要請の内容

応援の要請にあたっては、次の事項を明らかにして行う。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 市への進入経路及び結集場所（待機場所）
- 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(イ) 応援消防隊の受け入れ体制

応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、消防本部は連絡係を設け次に示す体制を整える。ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。

- 消防隊の誘導方法
- 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

(2) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

- 市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救出・救助等を行うために高度な資機材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。この場合において知事と連絡が取れないときは、消防庁長官に対して直接要請を行う。
- 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。
- 知事は、要請にあたり事前に消防本部との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を消防本部及び市長に報告する。
- 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けたときは、速やかに消防本部及び市長に連絡する。

イ 調整本部の設置

調整本部の組織及び業務内容は次のとおり。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎 6 階講堂
調整本部長	島根県知事
調整本部員	● 島根県防災部防災危機管理課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 ● 代表消防機関の職員 ● 現地消防本部の職員 ● 出動した指揮支援部隊長
調整本部の業務	① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の

	消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること
	③ 各種情報の集約・整理に関すること
	④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること
	⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること
	⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること
	⑦ その他必要な事項に関すること

＊代表消防機関は松江市消防本部とするが、松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部とする。

ウ 指揮体制

- 指揮本部は災害発生消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市長が指揮者として県内応援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。
- 指揮支援部隊長は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置し、指揮支援本部長として配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる。

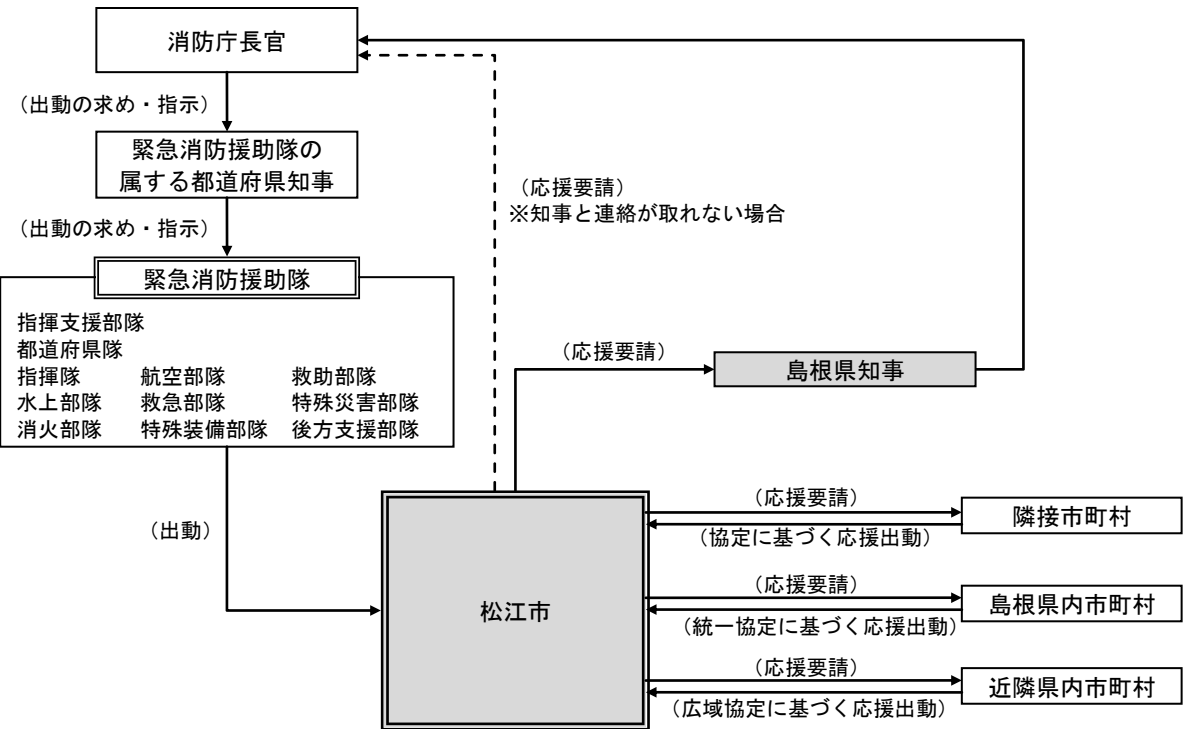
エ 経費負担

「緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

オ 応援要請系統図

応援要請系統は次のとおりとする。

図：応援要請系統



第5節 災害救助法の適用

津波災害に際して一定規模以上の被害が生じた場合に適用される災害救助法について、実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、迅速な応急的救助の実施に資する。

1 災害救助法の実施機関

- 災害救助法適用前の救助事務は、市長が行う。
- 災害救助法適用後の救助事務は、知事が国からの法定受託事務として実施し、市長はそれを補佐することとなっているが、救助の実施に関する権限の一部については、救助活動を迅速に行うために、知事から市長に委任されている（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。市へ委任されている事項は次のとおり。

- ア 避難所の供与
- イ 応急仮設住宅入居者の決定
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- カ 被災者の救出
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索
- サ 死体の処理
- シ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

災害対策本部は、次の基準に基づき、災害救助法適用に該当するかどうかの判定を行い、該当又は該当する見込みがあると認めた場合、災害救助法の適用手続を行う。

- ア 市内の住家滅失世帯数が、100世帯以上であるとき。（1号基準）
- イ 県内の住家滅失世帯数が1,000世帯以上の場合で、かつ、市内の住家滅失世帯数が50世帯以上であるとき。（2号基準）
- ウ 県内の住家滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、かつ、市域の被害状況が特に援助を必要とする状態にあったとき。（3号前段基準）
- エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（3号前段基準）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（4号基準）

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の認定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。なお、床下浸水及び一部破損は換算しない。

滅失世帯数＝（全壊・全焼・流失）＋（半壊・半焼×1/2）＋（床上浸水等×1/3）

(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の判定にあたっての基準は次のとおり（内閣府政策統括官通知「災害の被害認定基準」による）。

被害区分	判定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。 1 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかのもの。 1 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの 2 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合わせて1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

4 災害救助法の適用要請 【災害対策本部、生活福祉課】

(1) 被害報告及び適用要請

市長は、災害が前記に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を県（防災危機管理課防災グループ：電話 22-5885）に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

(2) 適用事務

災害救助法の適用要請事務は、生活福祉課が行う。県に対して報告する内容は次のとおり。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

5 災害救助の実施方法等 【災害対策本部、生活福祉課】

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となるため、市長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」に記載のとおり。なお、基準額については、厚生労働省告示を受けて、県規則により原則として毎年改定が行われるので、確認を要する。

→ **資料編** [資料 2-13] 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

第6節 避難活動

地震時の津波、火災、土砂災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。避難の勧告・指示の伝達や避難誘導は、防災関係機関及び自主防災組織等を通じて迅速、的確に行わなければならない。

避難誘導にあたっては、要配慮者（高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。

1 要避難状況の早期把握・判断 【防災安全課、消防本部】

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、避難措置実施の第1次責任者として、災害の危険のある場合に時期を失しないよう、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し又は指示する等の措置を行う。この場合、必要に応じて警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な避難措置を講じる。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア 津波への自衛措置

強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、地震発生とともに地域の状況を的確に把握した上、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、次に掲げる措置を講じる。

(7) 市のとるべき措置

- 直ちに海面状態を監視する責任者を身の安全が確保できる場所におき、海面の異常昇降を監視するとともに津波警報発表以前であっても自らの判断で、住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。
- 津波予報の伝達は、ラジオ、TV等の放送による方が早い場合が多いので、発震後少なくとも1時間は当該地方のNHKの放送を聴取する責任者を定めて聴取させ、津波警報が放送された時には住民等に対して直ちに避難のための立ち退きを指示する。このほか県、警察及びNTT事業所等から津波警報が伝達された場合にも同様な措置をとる。
- 津波予報及び避難の指示の伝達にもれがないようにするため港湾、漁港、海水浴場等の海浜の行楽地及び沿岸部で施工されている工事現場等、人の集まる場所について、当該場所における各種施設の管理者、及び事業者等との協力体制を確立する。

(イ) 海上保安官署等のとるべき措置

- 海上保安官署は津波に伴う在港船舶の転覆、座礁等の事故を防ぐため必要に応じ入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。
- 入港中の船舶所有者等は津波対策として、大・中型船については港外（水深の深い広い海域）に退避し、港外退避できない小型船については陸上に引揚げ固縛しておく等の措置を講ずる。

(ウ) 関係住民のとるべき措置

地震発生後、沿岸付近の住民等は、避難勧告・指示の有無にかかわらず、直ちに安全な場所へ避難できるよう、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取する。

2 避難勧告・指示の実施 【災害対策本部、防災安全課、消防本部、教育総務課、交通局、市立病院、各施設の管理者】

(1) 避難勧告等・指示の実施責任者及び時期

市長は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告・指示を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難勧告又は指示を行う。

避難勧告・指示の実施責任者及びその時期については次のとおり。

避難勧告・指示権者及び時期

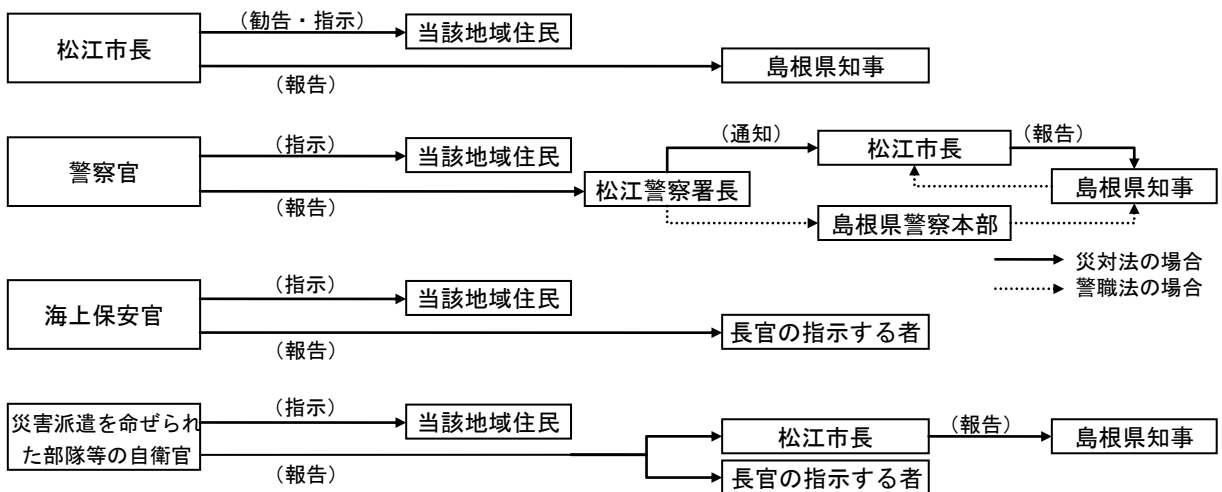
指示権者	勧告権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	市長（委任を受けた吏員、消防団幹部又は消防職員）	災対法第60条第1項、第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの勧告・指示 屋内での待避等安全確保櫓の指示 立ち退き先の指示	知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知事（委任を受けた吏員）		災対法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条第1項、第2項	全災害 市長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 屋内での待避等安全確保櫓の指示 立ち退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
		警察官職務執行法第4条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難の措置 (特に急を要する場合)	
海上保安官		災対法第61条第1項、第2項	全災害 市長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立ち退きの指示 屋内での待避等安全確保櫓の指示 立ち退き先の指示	市長に通知（市長は知事に報告）
自衛官		自衛隊法第94条	危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置 (警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事（その命を受けた県職員）		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事（その命を受けた県職員）、水防管理者		水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	同上

*1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

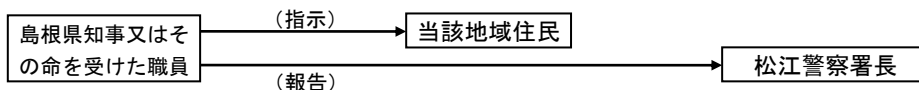
*2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

図：避難勧告・指示の指示系統図

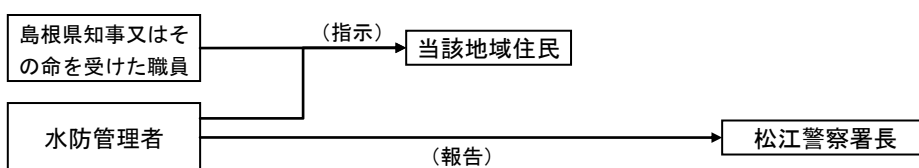
一般災害の場合



地すべり災害の場合



洪水、津波又は高潮災害の場合



(2) 避難勧告・指示の基準と区分

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

ア 避難勧告・指示の時期

地震災害時に津波が発生した場合、同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他土砂災害危険から住民の生命及び身体を保護するため必要とする場合等に発する。

イ 避難勧告・指示の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 相互の連絡協力

関係機関は、避難の必要があると予想されるとき、又は避難のための立ち退きの勧告、指示等の措置をとった場合は、相互に通知・報告し、避難措置が迅速・的確に実施されるよう協力する。

(3) 市の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

市内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対し避難措置を実施する。避難指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知する。

- (ア) 避難すべき理由（危険の状況）
- (イ) 避難経路及び避難先
- (ウ) 避難後における財産保護の措置 他

イ 避難対策の通報・報告

- 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- 避難のための立ち退きの準備、勧告又は指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部）に報告する。
- 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

(4) 病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者が、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

ア 避難体制の確立

- あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- 特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。
- 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

災害に備え整備されている装置（消防本部等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

(5) 観光施設・大型店等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力を行う。

ア 避難体制の確立

- あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、的確な避難対策を実施する。
- 特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した安全な避難誘導を行う。
- 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等との連携を図りながら、早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防本部等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

(6) 車両等の乗客の避難措置

- 公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。
- 天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対し速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(7) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会等において別途定める。

3 避難勧告・指示の伝達【防災安全課、秘書広報課、市民生活相談課、消防本部ほか関係各課】

(1) 避難勧告・指示の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険地域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は次のとおりとする。

広報車等による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。消防車両においては、サイレン等も使用する
個別巡回による伝達	- 市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイク等を利用して口頭伝達を行う - 必要があるときは各家庭を個別訪問して伝達する。
町内会・自治会への伝達	確実に情報伝達を行うため、関係する町内会・自治会に避難の勧告・指示に関する情報を電話等により伝達し、住民への周知を要請する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット等により、避難情報の伝達を行う。
無線通信・有線通信設備の活用	防災行政無線（移動系）、防災行政無線（同報系）、屋内告知端末及び有線放送を活用する。
携帯電話のメール機能の活用	松江市防災メール、緊急速報メール等の携帯電話のメール機能を活用する。

また、既に避難した者に対し適切な情報提供を行うことにより、避難勧告等の発令中の帰宅等の防止を図る。

(2) 関係機関への報告・情報提供

- 避難の勧告、指示を行った場合、防災安全課は直ちに県（防災危機管理課、県災害対策本部設置時は事務局又は松江地区災害対策本部）に報告する。
- 避難の勧告、指示を行った場合、島根県避難勧告等情報伝達連絡会において定めた「避難勧告等情報伝達に関する申合せ」に基づき、報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

(3) 要配慮者への配慮

要配慮者（高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等）への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。

4 警戒区域の設定 【防災安全課、消防本部】

(1) 警戒区域の設定権者

- 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき、それぞれ実施する。
- 市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事に対し災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部の代行を要請する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。

警戒区域の設定権者は次のとおり。

区分	実施者
災害全般について	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第 63 条第 1 項）
	警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
	海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
	自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条）
	警察官（消防法第 28 条）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条）
	警察官（水防法第 21 条）
	消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）

火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
	警察官（消防法第36条）

(2) 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

ア 実施にあたっての基準

- 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。
- 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。
- 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

イ 実施方法

- 市長等が警戒区域を設定したときは、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び当該区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。
- 警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受け入れを行う。

5 避難の誘導等 【防災安全課、消防本部ほか関係各課】

(1) 避難誘導の実施

地震災害時に津波、浸水、土砂災害、危険物漏洩等が予想され、地域の避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

避難誘導体制の確立	● 避難先が比較的遠距離であり避難に危険が伴う場合等は、集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等から選ぶ）を定め、警察機関等の協力を得て自動車・船舶等を活用し、早急に集団避難できるようにする。 ● 緊急を要する避難の実施にあたっては、警察機関等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。
避難経路	● 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。 ● 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。
避難順位	● 避難誘導は原則として高齢者や障がい者等の要配慮者を優先し行う。 ● 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。
携帯品の制限	● 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。 ● 避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

危険防止措置	- 避難先の開設にあたって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。 - 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置や誘導員の配置を行う。 - 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。
避難者の移送	- 被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先の受け入れ可能人員を超えた場合には、県、警察機関及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。 - 避難者の他地区への移送等について、必要と認める場合は、県に対し、関係機関への応援要請を行うよう協力依頼する。

(2) 自主避難の実施

災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合つて自主的に避難するよう、市民に対し呼びかけを行う。

なお、自主避難の呼びかけの際には、上記のほか次の点に留意し行う。

自主避難の受け入れ	市民から指定避難所への自主避難の申し出があった場合、防災安全課は、災害の状況（気象条件）、緊急性、避難者数などを考慮し、避難所となる施設の担当部署と職員配置等を協議したうえで、適切な避難所を開設する。なお、指定避難所を開設するにあたっては、各地区公民館における受け入れについてをまずは検討する。
携行品	避難所への自主避難に際しては、身の回り品、寝具、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。
自主防災組織、町内会及び自治会等の協力	避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、町内会・自治会等に対し移送を要請する。

(3) その他避難誘導にあたっての留意事項

避難誘導の実施にあたってのその他の留意事項は次のとおり。

避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送	- 避難行動要支援者名簿に基づき、要配慮者支援組織や自主防災組織などの避難支援等関係者の協力を得る等により、地域ぐるみで避難誘導や安全確保を図る。 - 状況によっては市が車両、船艇等を手配し、社会福祉施設又は福祉避難所等に事前に移送する措置をとる。
避難が遅れた者の救出等	避難が遅れた者を市において救出できない場合は、直ちに県又は関係機関に応援を要請し、救出と避難所への受け入れを図る。
避難誘導時の安全確保	避難誘導や防災対応にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急支援を行う。

6 避難場所及び避難所の開設、運営 【防災安全課、保健福祉課、保健センター、教育総務課、学校管理課、生涯学習課、スポーツ課、各支所ほか施設所管課】

実施目標	避難勧告・指示の実施から1時間以内に指定避難所を開設 避難の長期化が予想される場合、災害発生から72時間以内に避難所の自主運営体制への移行準備を開始 （災害救助法適用時）避難所の開設・・・災害発生の日から7日以内

(1) 避難場所及び避難所の開設

ア 開設の方法

- 避難場所及び避難所、福祉避難所*の開設の決定は、災害対策本部（又は警戒本部、防災安全課）が行う。また、必要に応じ児童・乳幼児を抱える被災者のための避難所等（幼稚園・保育所など生活に適した施設）の開設に努めるものとする。
 - *福祉避難所：避難生活が困難な、高齢者、障がい者等のうち特別な配慮が必要な者の避難所として、施設のバリアフリー整備状況等を勘案して選定した指定避難所。平成28年4月1日現在、養護学校、福祉施設等18施設を指定。
- 開設作業は当該施設の所管課、施設管理者及び避難所担当市職員が行う。
- 指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公民館等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で管理者の同意を得て開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設するものとする。さらに、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- 避難場所又は避難所を開設したときは、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受け入れと保護を行う。
 - ① 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認
 - ② 松江警察署等との連携
 - ③ 既存の施設を使用する場合、当該施設の職員との連携
 - ④ 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
 - ⑤ 避難所担当職員、施設管理者等の役割の明確化
 - ⑥ 避難者名簿の作成
 - ⑦ 要配慮者に対する配慮民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者等の居場所や安否の確認に努め、把握した情報を市に提供する。

イ 関係機関への連絡

避難所を開設したときには、次の事項を速やかに県、松江警察署及び消防本部等の関係機関に連絡する。また、必要な場合は応援要請を行う。

- （ア）避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所
- （イ）開設箇所数、受け入れ可能人員及び受け入れ状況
- （ウ）開設期間の見通し
- （エ）避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- （オ）避難所で生活せずに食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、次の点に留意する。

- ア 避難者のグループ分け
- イ 要配慮者への配慮
- ウ 男女双方のニーズの違いや子育て家庭のニーズへの配慮
- エ 避難者への情報提供と避難者のニーズの把握
- オ 食料、飲料水及び生活必需品等の確保・供給
- カ 避難所の共通理解ルール（消灯時間、トイレの使用等）の作成徹底
- キ 避難所及び不在となった家屋のパトロール（警察機関、消防団及び自主防災組織等と連携）
- ク 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送

- ケ 福祉避難所（要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けることのできる体制を整備した避難所）の開設検討と、要配慮者の移送・誘導
- コ 食事供与の状況把握

また、避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 避難が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難生活が概ね一週間を超え長期化する見通しの場合、要配慮者や男女双方のニーズに配慮するなど、具体的には次の点に留意し運営を行う。

- ア 避難所担当職員、施設管理者及び避難者代表等により構成される「避難所運営委員会」による自主運営体制の確立と避難所運営委員会への男女の委員の配置
- イ 避難者の健康、生活全般に関する巡回相談の実施
- ウ プライバシーの確保
- エ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置
- オ 女性に対する暴力防止など安全性の確保
- カ 救護所の設置
- キ 仮設トイレの確保
- ク 暑さ寒さ対策
- ケ 入浴、洗濯対策
- コ 食品衛生対策
- サ し尿及びごみ処理等の避難所の衛生対策
- シ 家庭動物のためのスペースの確保
- ス 感染症対策
- セ 公営住宅、仮設住宅等の確保と避難者の受け入れ
- ソ 避難所となる施設（学校等）の機能復旧
- タ 食料の確保、食事供与の状況把握
- チ 簡易ベッド等の活用状況の把握

(4) 避難所の閉鎖

災害の規模等に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(5) 避難所に滞在することができない被災者への対策

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

7 広域一時滞在 【防災安全課】

- 災害の規模、被災者の避難・受け入れ状況、避難の長期化等を鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受け入れが必要な場合、県内の他市町村に対しては当該市町村に直接協議し、県外の市町村に対しては県に対して当該都道府県との協議を求める。
- 避難所を指定する際には、広域一時滞在の観点から、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

8 一時帰宅の実施 【防災安全課、建築指導課、消防本部】

- 市長は、応急危険度判定等により「要注意」又は「危険」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。
- 一時帰宅の実施にあたっては、警察機関、消防本部及び自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期し行う。

第7節 救急・救助活動

災害時には、広域的あるいは局地的に救急救助を必要とする多くの傷病者が出ると予想されるため、県及び関係機関と連携して初動体制を確立し、一刻も速い救助・救急活動を実施する。

実施目標	(災害救助法適用時) 災害にかかった者の救出…災害発生の日から3日以内

1 救急・救助活動の実施 【消防本部、市立病院】

(1) 市及び関係機関

ア 活動及び出動の原則

救命処置を要する重傷者を最優先とする。

イ 出動の原則

救助を要する救急事案の場合は、救急隊と他隊が連携して出動するよう努め、救助活動を要しない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

- (ア) 延焼火災が多発し多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- (イ) 延焼火災は少ないが多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命の救護を最優先する。
- (ウ) 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。
- (エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先し、その他の傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携し救急・救助活動を実施する。

ウ 救急搬送

- 傷病者の救急搬送にあたっては、重症度に応じて振り分けを行い、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要するものを優先して搬送する。
- 搬送に際しては、消防本部、医療救護班及び県等の車両を活用するほか、重症患者等は必要に応じ県、自衛隊のヘリコプター等により行う。
- 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関と協力し行う。

エ 傷病者多数発生時の活動

- 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- 収容先医療機関の被災状況や空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できる情報体制を確立する。
- 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(2) 住民及び自主防災組織

自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力する。

(3) 惨事ストレス対策

救急・救助活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

2 救急・救助用資機材等の確保 【消防本部、市立病院】

- 初期段階においては、原則として各機関が整備・保有している資機材等を活用する。
- 資機材等に不足を生じた場合は、関係機関又は民間業者からの借入れ等により調達する。
- 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、民間業者から調達する。
- 消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第8節 医療救護

津波災害時には、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生や、医療機関の被災による混乱等が予想されるため、県及び関係機関との連携のもと医療情報の収集伝達に努め、一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を実施するとともに、後方医療体制の確立を図る。

県、市、医療機関及び各防災機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、医療救護の具体的事項については、「島根県医療救護実施要綱」による。

実 施 目 標	(災害救助法適用時) 医療…災害発生の日から 14 日以内 (災害救助法適用時) 助産…分娩した日から 7 日以内

1 緊急医療の実施 【市立病院】

(1) 医療救護活動

- 災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は、災害の種類及び程度により、市立病院等に医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。
- 災害の程度により、市単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。
- 市長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。
- 広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に情報収集・伝達を行う。
- 必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、市だけでの対応が困難な場合においては、地域災害医療対策会議（保健所長）に支援を要請する

本市における医療救護班の編成は次のとおり。資料：島根県地域防災計画

区分・所属		班数	班編成
松江市立病院		1	医師 1、看護師 2、薬剤師 1 事務員 1、医師 1、看護師 4、事務員兼運転手 1、自動車 1
松江赤十字病院		3	医師 2、薬剤師 1、看護師 4、事務員兼運転手 1、自動車 1
松江市医師会	橋北班	5	(松江市立病院の医療救護班の編成に準ずる)
	橋南班	4	
現地医療救護班			医師 1、看護師 2（当該区域の医療従事者の協力により編成する）

(2) 助産救護活動

- 必要に応じて市立病院において助産救護班を編成し出動するとともに、市長は災害の種類及び程度により、医療救護活動に準じ他の医療機関及び医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。
- 災害の程度により、市単独での対応が困難な場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

(3) 緊急医療活動状況の記録

出動した医療（助産）救護班は、救助の実施状況及び取扱患者に関する次の事項を台帳に記載し備えるとともに、活動終了後に次頁に示す「出動報告書」を作成し提出する。

救助の実施状況等に関する事項	1 使用した医療用品の内訳（品名、数量、単価、金額、調整先その他） 2 救助の実施状況（患者数、傷病の内訳、その他）
取扱患者に関する事項	年月日、患者の住所・氏名・職業・年齢・性別・病名、遺体検案数等

医療（助産）救護班出動報告書				〇〇医療（助産）救護班
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	
上記のとおり 月 日に出勤したので報告します。 年 月 日 （本隊、支・分隊、関係機関の別） 責任者 本隊 健康福祉部長 様				

2 医薬品・医療用資器材等の調達 【市立病院】

医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等が不足する場合には、県（薬事衛生課）に対して災害救助に必要な医薬品・医療用資器材等の確保及び緊急輸送を要請する。

3 傷病者等の搬送 【消防本部、市立病院】

(1) 傷病者等の搬送先医療機関の確保

傷病者の医療機関への搬送を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に行うこととするが、これが困難な場合はその他後方医療機関等の協力を求める。

市内における病院の一覧は資料編に記載のとおり。

→ 資料編 [資料 2-16] 市内の病院一覧表

(2) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用

関係機関において広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床数も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に広報医療機関へ搬送するよう努める。

(3) 特別に配慮を要する患者への対応

ア 透析患者への医療対応

- 医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対応できる体制をとる。
- 透析医療機関の要請に応じ、水、電気、燃料等の供給、復旧等について関係機関と調整する。

イ 在宅難病患者への対応

平常時から松江保健所を通じて把握している在宅難病患者を、県及び医療機関等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

第9節 警備活動

県（警察本部）が島根県警察災害警備計画に基づいて実施する警備活動について、警備体制の確立及び避難誘導、救出・救護、交通対策等が速やかに実施されるよう配慮し、協力する。

1 災害警備体制の確立

震度5弱以上の地震が発生した場合及び大津波警報、津波警報が発表された場合において、県警察本部及び警察署に設置される警備本部との連絡を密にし、協力して指揮体制を確立する。

2 災害警備措置 【防災安全課、管理課、各支所ほか関係各課】

(1) 災害情報の収集

次の事項について、警察機関が実施する情報収集に協力する。

初期段階	その後の段階
1 家屋、ビル等の倒壊状況	1 被災者の動向
2 道路・橋梁の損壊状況	2 被災地、避難所等の治安状況
3 火災の発生状況	3 流言飛語の発生状況
4 津波の来襲状況	4 交通規制の実施状況
5 死傷者、行方不明者等の状況	5 防災関係機関による応急対策の進捗状況
6 住民の避難状況	6 ライフライン等の復旧状況及び見通し
7 ライフライン及び鉄道の被害状況	
8 重要施設等の被害状況	

(2) 避難誘導

警察機関が実施する以下の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。

避難誘導措置	1 大火の発生、津波の来襲等、広域にわたって被害の発生が予想される場合等は、避難指示を行う前でも、市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し早めの避難を指導する。 2 避難対象地域が広範囲にわたる場合、危険性の高い地域から避難誘導を行う。 3 町内会、自治会、職場単位等の集団避難を原則とし統制ある避難誘導を行う。 4 不特定多数の人が利用する場所については管理者等の誘導による避難を原則とするが、危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し誘導を行う。 5 避難先において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難場所を変更する。
避難誘導時の広報	避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難先、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。
避難誘導時の安全確保	避難誘導にあたる者の安全確保を前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援等の緊急支援を行う。

(3) 救出・救護

警察機関が実施する次の救出・救護活動について、必要な協力を行う。

措置要領	1 倒壊家屋の密集地及び被災した病院、学校、駅並びに山（がけ）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。 2 救出した負傷者は応急処置を施した後、救護機関に引継ぎ病院等に搬送する。 3 見張員の配置、装備資機材の活用には注意を払う等、二次災害の防止に努める。
資機材等	現有装備資機材を有効に活用するほか、必要に応じ重機保有業者等の協力を得る。

(4) 遺体の検視、見分

警察機関が実施する遺体の検視、見分にあたり、次の事項に留意する。

検視場所等の確保	検視場所、遺体安置場所の確保に協力する。
関係機関の協力確保	島根県医師会、島根県歯科医師会との連携を図る。
身元不明遺体の措置	身元不明遺体は、警察機関の見分後に所持金品とともに引受け、市の責任で埋・火葬を行う。

(5) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

警察機関が実施する次の行方不明者の調査及び迷子等の保護活動について、必要な協力を行う。

相談所の開設	必要に応じ、警察署、交番その他適当な場所に「行方不明者・迷子相談所」を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。
行方不明者の措置	1 捜索願を受理した場合、避難先、病院等関係先に必要な手配を行う。 2 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な捜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に捜索し、その発見に努める。
迷子等の措置	1 迷子等を保護したときは、捜索願届との照合及び避難先、病院その他の関係先に必要な手配を行い、保護者の発見に努める。 2 迷子のうち、保護者等の引取人がない者、容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所若しくは市に通告し、又は引き継ぐ。

(6) 地域安全対策

警察機関の実施する次の地域安全対策について、必要な協力を行う。

各種パトロールの実施	1 避難先その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、住居侵入、窃盗等をはじめ各種犯罪の予防・検挙にあたる。 2 被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する情報提供を行う等、社会的混乱の抑制に努める。
地域安全情報の提供	住民の要望や苦情等の収集・分析を行い、広報紙等の媒体を通じて市民に広く情報提供を行うとともに、流言飛語を防止する。
困りごと相談所の開設	困りごと相談所を開設し、被災者の安否確認等の各種相談に応じる。

(7) 援助要請

警察機関より援助要請を受けた場合には、関係機関と連携して必要な援助・協力を行う。

(8) 惨事ストレス対策

警備活動従事者に対する惨事ストレス対策に努める。

第10節 交通確保、規制

津波災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想されるため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

実施目標	災害発生から6時間以内に障害物除去作業を開始

1 交通規制の実施 【防災安全課、農林基盤整備課、水産振興課、管理課、各支所】

(1) 基本的事項

交通規制の実施者及び方法は、次のとおり。

実施者	実施方法	
道路管理者	道路、橋梁等の巡回調査を行い、危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに必要な規制を行う。	
公安委員会 警察機関	交通情報の収集	航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 隣接県の警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	交通安全のための規制	危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに、必要な規制を行う。
	緊急通行車両の通行確保のための規制	緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、一般車両の通行制限等の車両別交通規制、被災地の周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
港湾管理者	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。	

(2) 交通規制にあたっての留意事項

交通規制の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 市による交通規制の実施

- 調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に市道の交通規制を実施する。
- 市道以外の道路において交通規制を緊急に実施する必要がある、管理者が規制をする時間がない場合は、松江警察署に通報して規制又は混雑緩和の措置を実施する。この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は松江警察署に連絡し、正規の規制を行う。

イ 警察機関との相互連絡

交通規制の実施にあたっては、松江警察署と密接な連絡をとり、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に連絡する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

ウ 交通規制情報の提供

交通規制の実施にあたっては、国、県及び警察機関等に通知するとともに、次のとおり市民、道路利用者及び報道機関等に対し情報提供を行う。

(ア) 市民・道路利用者への周知

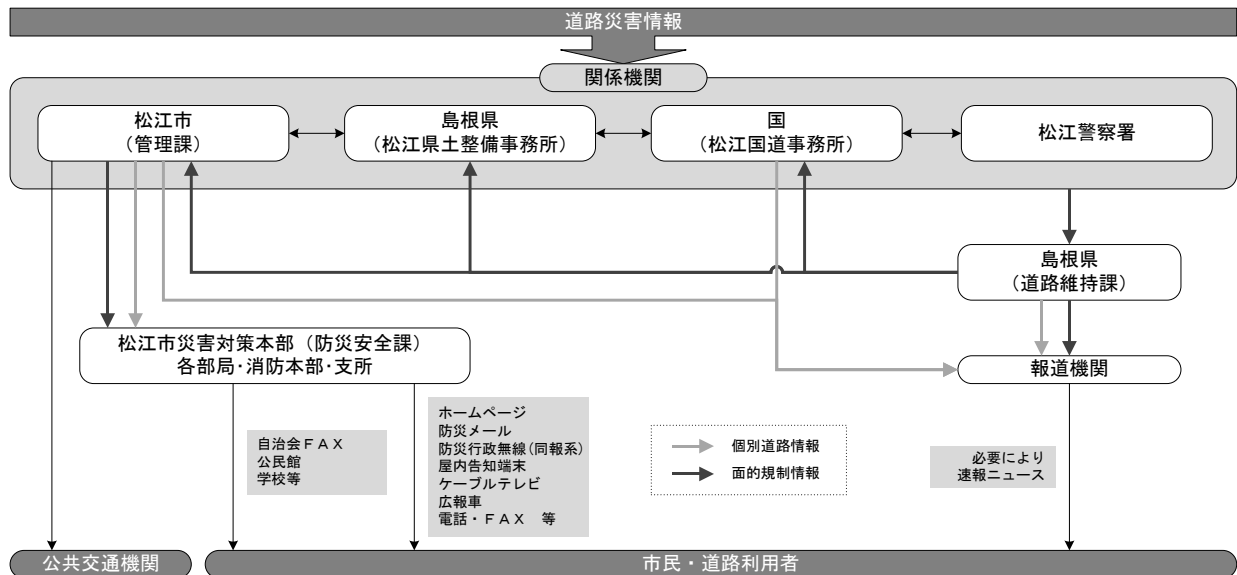
市民及び道路利用者に対し、インターネット、防災メール、防災行政無線（同報系）、屋内告知端末及びケーブルテレビ等を通じて、交通規制情報の周知徹底を図る。

(イ) 報道機関への伝達

交通規制による全面通行止めを実施する場合は、報道機関に対し緊急道路情報の提供を行う。

なお、報道機関への情報提供は、全面通行止めを行う道路の管理者が行うことを原則とするが、複数の道路管理者にまたがる面的な規制の場合は、「災害時等における緊急道路情報の提供に関する確認事項」に基づき、県が情報を集約した上で情報提供を行う。

図：交通規制情報の伝達フロー



エ う回路等の設定

緊急交通路及びう回路の指定にあたっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、松江警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。

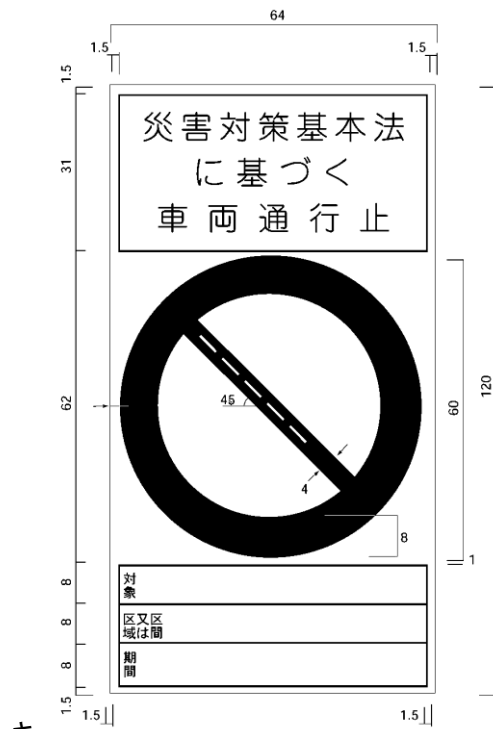
オ 路上放置車両等に対する措置

- 路上放置車両等の効率的な排除のため、警察機関等との連携を密にする。
- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急車両の通行の妨げとなり、その通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対して車両の移動を命令することができる。また、運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うことができる。なお、上記措置のためにやむを得ない必要がある時には、道路管理者は、他人の土地の一時使用や竹木その他の障害物の処分を行うことができる。
- 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。
- 自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用は消防吏員又は消防用緊急車両の通行を確保するため上記の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

カ 規制の標識等

交通規制を行う場合は、法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたるものとする。

災害対策基本法に基づく規制の標識の様式は次のとおり。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

キ

- 交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行う。
- 交通規制を解除した場合は、速やかに当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては県（土木部道路維持課）又は日本道路交通情報センターに連絡する。

2 緊急通行車両等の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を除く。）を使用する場合は、県又は公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

イ 確認対象車両

確認対象の車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（市及び関係する公共機関等）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両である。

ウ 標章及び証明書の提示

申請を受けた県又は警察署が緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

→ **資料編** [資料 2-19] 緊急通行車両等の確認証明書

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

→ **資料編** [資料 2-20] 緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領

(3) 規制除外車両の確認

ア 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会に、規制除外車両確認証明書の申請を行う。

イ 確認対象車両

確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両である。

- (ア) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）
- (エ) 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両

ウ 標章及び証明書の掲示

申請を受けた警察本部又は警察署が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を、当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

→ 資料編 [資料 2-19] 緊急通行車両等の確認証明書

(4) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

→ 資料編 [資料 2-20] 緊急通行車両等の事前届出・確認手続要領

3 発見者等の通報と運転者に求める行動

(1) 発見者等の通報

地震災害時に道路、橋梁等の危険な状況や、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報を行う。通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又は松江警察署、消防本部に通報する。

(2) 災害発生時において運転者に求める行動

ア 地震災害や大規模な車両事故等が発生したとき

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
- (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 道路の通行禁止等が行われたとき

- (ア) 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
- (イ) 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。

4 道路障害物除去 【管理課、各支所】

(1) 緊急に障害物を除去すべき道路の把握と優先順位の決定

- 緊急啓開*道路（「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路）に指定された路線について、障害物除去に関する情報収集・提供を行う。
*啓開：土砂や災害廃棄物等を除去し、交通確保を図ること
- 障害物の除去が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し優先順位を決めて実施する。

(2) 道路障害物除去作業の実施

ア 資機材等の確保

- 保有する資機材及び応援協定等により、人員・資機材等を確保する。
- 人員・資機材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。
→ **資料編** [資料 4-(2)-10] 災害時における応急対策業務に関する協定書（（社）松江建設業協会）
[資料 4-(2)-11] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市建設業連合協議会）
[資料 4-(2)-12] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江南建設協会）
[資料 4-(2)-13] 災害時における応急対策業務に関する協定書（松江市北建設業連絡協議会）
[資料 4-(2)-14] 災害時における応急対策業務に関する協定書（鹿島町建設業協会）

イ 障害物除去作業

所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物除去作業を実施する。なお、次の事項に留意し行う。

- (ア) 道路緊急輸送は原則として1次、2次、3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、障害物除去路線を決定する。
- (イ) 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。
- (ウ) 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる待避所を設ける。
- (エ) 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。
- (オ) あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。
- (カ) 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。
- (キ) 道路障害物除去により発生する土砂・流木・災害廃棄物等の仮置場等について、関係機関との調整を行う。

5 港湾及び漁港障害物除去 【水産振興課、各支所】

(1) 急に障害物を除去すべき港湾及び漁港の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定され、障害物の除去が必要な港湾及び漁港についての情報収集を行い、優先順位を決めて障害物除去作業を実施する。

(2) 港湾及び漁港障害物除去作業の実施

県と協力し、港湾及び漁港並びに臨港道路の障害物除去を的確かつ迅速に行う。また、障害物除去により発生した土砂、流木・災害廃棄物等の仮置場について、関係機関との調整を行う。

(3) 航路等の障害物除去

所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物等の除去に努める。

第 1 1 節 緊急輸送

津波災害後の救急、消防、応急復旧対策等を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

1 緊急輸送の実施 【防災安全課、都市政策課、資産経営課、商工企画課、交通局】

(1) 実施責任者

輸送対象別の緊急輸送の実施責任者と、輸送にあたっての配慮事項は次のとおり。

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者	市長	1 命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資	災害応急対策を実施すべき機関の長	2 被害の拡大防止 3 災害応急対策の円滑な実施

(2) 対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、次の各段階において必要な対象を優先的に輸送する。

段階	輸送対象
第 1 段階 (警戒避難期)	1 救助・救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 輸送施設、輸送拠点の復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第 2 段階 (事態安定期)	1 上記第 1 段階の続行 2 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第 3 段階 (復旧期)	1 上記第 2 段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

2 緊急輸送手段の確保 【防災安全課、都市政策課、資産経営課、商工企画課、水産振興課、交通局】

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち市が確保可能なものから実施し、他の緊急輸送支援機関へ要請する必要がある場合は、その都度関係機関と調整のうえ要請する。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
自動車	1 応急対策実施機関所有の車両等 2 公共的団体の車両等 3 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 4 その他の自家用車両等 なお、災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、島根県トラック協会及び貨物自動車運送事業者等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
鉄道	次の場合において、それぞれの実施機関に直接要請する。 1 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合。 2 遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合。
船舶等	県に輸送条件を明示して要請を行う。
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う。

→ **資料編** [資料 2-21] 運送事業者名簿
[資料 2-22] 緊急輸送及びライフライン関係機関の連絡先一覧表

(2) 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とする場合、次の点を明示して要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

(3) 費用の基準及び支払

- ・ 輸送業者による輸送及び車両等の借り上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。
- ・ 自家用車の借り上げについては、借り上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
- ・ 輸送費あるいは借り上げ料の請求にあたっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

(1) 緊急輸送のための燃料の確保

関係機関と連携し、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 【防災安全課、都市政策課、資産経営課、商工企画課、水産振興課、管理課、交通局】

(1) 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路やう回路を選定し確保する。

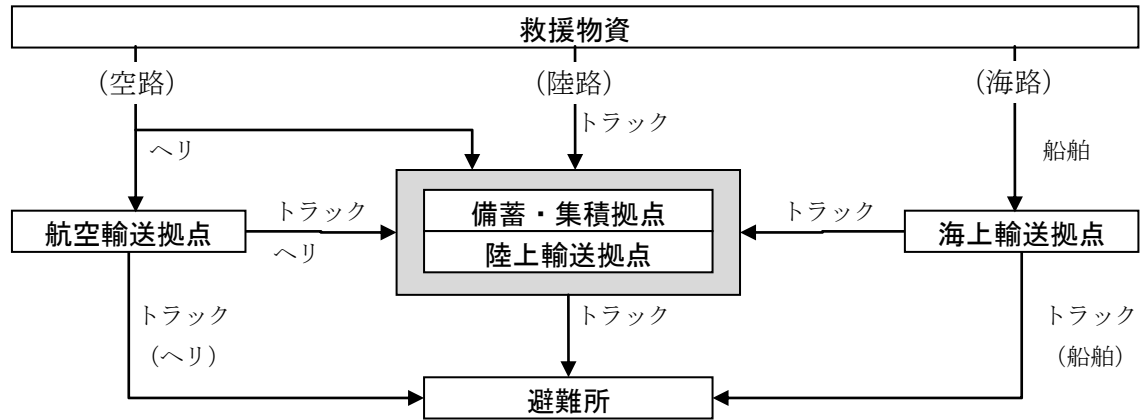
島根県地域防災計画（震災編）別添資料「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路のうち、本市における主な指定道路は次のとおり。

区分	緊急輸送道路の内容	主な指定道路
第1次 緊急輸送道路	県庁、県警察本部、市役所本庁舎及び救援物資等の備蓄・集積拠点となる広域的な防災拠点（七類港、消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫）と接続する道路。	国道9号（松江道路を含む） 国道54号、国道431号 国道485号 主要地方道松江木次線
第2次 緊急輸送道路	支所、松江警察署、北消防署、災害拠点病院等の病院、ライフライン施設、広域避難地及び救援物資等の備蓄・集積拠点（道の駅・インターチェンジ等の道路空間を活用した防災拠点、漁港、駅前広場等）の所在地と接続する道路。	国道432号 主要地方道松江鹿島美保関線 主要地方道松江島根線 一般県道大根島線
第3次 緊急輸送道路	第1次、第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点等以外で災害対策上重要な施設（県・国の関係庁舎、郵便局、放送局、ヘリポート、病床数の多い病院等）に接続する道路。	市道大正町西津田線 市道大森上来待線

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点や緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を次のとおり確保する。輸送にあたってのフローは次のとおり。

図：輸送にあたってのフロー



ア 輸送拠点

市外から搬入される救援物資等を受け入れる輸送拠点は、次のとおりとする。

島根県緊急輸送道路ネットワークに定める輸送拠点等			
	地区名	施設名称	所在地
陸上輸送拠点	旧市	島根県消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫	乃木福富町 735-157
		J R 松江駅前広場	朝日町
		一畑電車松江しんじ湖温泉駅前広場	中原町
		道の駅秋鹿なぎさ公園	岡本町 1048-1
		松江市立病院	乃白町 32-1
	玉湯町	松江赤十字病院	母衣町 200
		松江生協病院	西津田 8-8-8
		島根県赤十字血液センター	大輪町 420-21
		国立病院機構松江医療センター	上乃木 5-8-31
		松江記念病院	上乃木 3-4-1
	宍道町	道の駅本庄	野原町 401-8
		松江玉造インターチェンジ	玉湯町布志名
		宍道湖サービスエリア	玉湯町湯町
		玉造厚生年金病院	玉湯町湯町 1-2
		宍道インターチェンジ	宍道町佐々布
海上輸送拠点	鹿島町	恵曇漁港	鹿島町恵曇
	美保関町	七類港	美保関町七類
	市外	(境港)	(鳥取県境港市)
航空輸送拠点	旧市	島根県消防学校	乃木福富町 735-157
		島根県警察学校	西浜佐陀町 582-2
		松江市総合運動公園	上乃木 10-4-1
		松江 B & G 海洋センター	西浜佐陀町 1012
	鹿島町	鹿島東小学校	鹿島町北講武 599
	島根町	島根スポーツ広場	島根町野波 2376-1
	美保関町	美保関町総合運動公園	美保関町下宇部尾 872-4
	八雲町	八雲山村広場	八雲町西岩坂 1074
	玉湯町	玉湯野球場	玉湯町湯町 682-2
	宍道町	宍道総合公園	宍道町白石 1408-2

島根県緊急輸送道路ネットワークに定める輸送拠点等			
	地区名	施設名称	所在地
	八束町	八束学園（八束中学校）	八束町波入 1975
	東出雲町	錦浜（訓練場）	東出雲町錦浜
	市外	（出雲空港） （米子空港）	（出雲市斐川町） （鳥取県境港市）

イ 備蓄・集積拠点

救援物資の備蓄・集積拠点としては、原則として次の施設とする。

施設名称	所在地	備考
島根県消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫	乃木福富町 735-157	県集積拠点等
宍道インターチェンジ	宍道町佐々布	
松江玉造インターチェンジ	玉湯町布志名	
東出雲インターチェンジ	東出雲町意宇南	

(3) 関係機関及び住民等への周知

緊急輸送の実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、緊急物資等の備蓄・集積拠点等について、報道機関等を通じる等により関係機関及び住民等へ周知する。

第 1 2 節 施設等の応急対策

建築物及び電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、港湾・漁港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

1 建築物及び宅地の応急対策 【資産経営課、都市政策課、建築指導課、管理課、土木課、教育総務課】

(1) 応急対策実施体制の確立

建築物及び宅地に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、関係各課を中心に応急対策実施体制を確立するとともに、県と密接な連携をとり応急対策にあたる。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

- 市が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた場合や仕上り材等の落下の恐れがある場合は、速やかに応急補修を行う。
- 十分な職員を確保できず、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県に支援を要請する。

(3) 建築物応急危険度判定の実施

- 津波災害発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は、実施本部を設置し、住民に十分広報したうえで応急危険度判定を実施する。なお、市で対応できないものについては県に必要な支援を要請する。
- 判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。
- 被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請する。

(4) 宅地危険度判定の実施

- 津波災害発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民への周知を行う。
- 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明を行い二次災害の発生を防止する。

2 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧も含む）

(1) 電気施設 【中国電力（株）】

災害発生時においては、中国電力の定める各マニュアルに基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送を図る。復旧にあたっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。また、応援要請により最大限の要員・車両（工事力）を投入するとともに、公衆の安全対策・作業安全対策を徹底し二次災害の防止を図る。

ア 応急復旧

災害発生直後は被害規模及び被害状況の把握を最優先し、巡視へ優先的に要員を配置する。巡視は公共機関・社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。あらかじめ定めおく重要設備等については、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら当該区域・設備の復旧を行う。

なお、復旧作業にあたっては二次災害防止に留意し、高圧線全送電を最優先に実施する。

(7) 通報連絡

関係機関への通報連絡は、連絡箇所一覧表を活用し、各種の通信方法・経路を確保し迅速かつ的確に実施する。

(イ) 応急復旧用資機材の確保

- 災害復旧資機材等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資機材は、他営業所・応援営業所・協力会社の在庫品の流用、本部の災害対策本部への要請等により確実に確保する。
- 行政機関との連絡を密にして道路状況の把握を行い、資機材の運搬方法・ルート等を検討し、適正な輸送手段の選定・確保により目的地までの輸送の迅速化を図る。
- 災害発生後、復旧資機材の設置場所が必要な場合は、関係機関等との協議により用地を確保し早期送電に資する。

イ 拡大防止対策

(7) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講ずる。

(イ) 災害時における広報

- 停電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、市民に対し次の事項を広報する。
 - ① 垂れ下がった電線には、絶対に触らず中国電力へ連絡すること。
 - ② 火の元を確認しアイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
 - ③ 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- 広報にあたっては、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関やインターネットを通じて行うほか、状況に応じては、広報車等により直接該当地域へ周知する。

(ウ) 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他電力会社等に応援を要請する。

(2) LPガス施設……………【島根県LPガス協会、LPガス販売業者】

県LPガス協会及び県と協力し、LPガス販売業者に対し次の事項を指導するとともに、LPガス施設の応急復旧体制確立のための必要な措置を講じる。

ア 応急復旧

(7) 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

(イ) 二次災害の防止

- 危険箇所（損壊、焼失等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示を行う。
- 流出容器の被害状況確認の指示を行う。
- 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用するLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理を行う。

(ウ) LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

病院、避難場所等を優先し、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

(エ) 動員・応援体制

- LPガス設備の被害を覚知した場合、LPガス事業者は地域の県LPガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える。
- 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する。
- LPガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を消防本部、警察機関及び県（防災危機管理課）等の関係機関に通報する体制を確立する。

(オ) 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、避難場所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

イ 拡大防止対策

- LPガス販売業者、保安機関及び容器検査所等は相互に協力し、LPガス設備の安全点検を行い、被害の拡大防止に努める。なお、点検にあたっては、避難場所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者施設を最優先する。
- 県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。
- 県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブ閉止の確認等、二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

(3) 上水道施設……………【各支所、上下水道局】

ア 応急復旧

- 応急復旧計画に基づき、①送配水幹線、給水拠点、②その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。
- 必要な応急復旧資機材については備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。
- 水道施設並びに道路の図面により、迅速な被害状況の把握に努める。

イ 拡大防止対策

- 浄水場、配水池付近の斜面崩壊、基幹施設が埋設されている道路の崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊等の危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。
- 関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。
- 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

(4) 下水道施設……………【上下水道局】

ア 応急復旧

- 下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じる。
- 管渠のマンホールが水没している場合は、マンホール内への浸水の防止措置を講ずる。
- 停電のためポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。
- 雨水渠については、樋門が機能停止することがないように措置を講ずる。

イ 拡大防止対策

二次災害の恐れのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害の恐れのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

(5) 電気通信施設……………【西日本電信電話（株）島根支店、（株）NTTドコモ中国支社島根支店、KDDI（株）、ソフトバンク（株）】

各社において、次の措置を講じる。

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 西日本電信電話(株) 島根支店	応急措置	1 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時優先電話の設定等により重要通信の確保を行う。 2 非常電報・緊急電報『115』による非常通信の確保を行う。 3 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難場所等に特設公衆電話の設置を行う。 4 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	1 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 2 災害用伝言ダイヤル『171』の運用を行う。 3 被災状況、復旧見込時期等について広報車により広報活動を行う。 4 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災無線等による放送を市に依頼する。
(株)NTTドコモ中国支社島根支店	設備に被害が発生した場合の措置	1 携帯電話、衛星携帯電話の貸出しにより、最小限の通信確保を行う。 2 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 3 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 4 契約約款の定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して取り扱う。 5 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。
	通信途絶時、利用制限時の措置	トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 1 通信途絶利用制限の内容と理由 2 通信の被害復旧に対しとられている措置 3 通信利用者に協力を要請する事項 4 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
	復旧対策	1 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 2 移動基地局車及び移動電源車等の発動を行う。 3 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 4 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制等を行う。 5 設備の監視強化及び巡視点検を実施する。
KDDI(株)	防災組織	状況に応じ、社内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。
ソフトバンク(株)	防災組織	状況に応じ、対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を行う。
	応急措置	輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制し、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保する。
	応急復旧	1 基地局・移動局の停電対応として、移動電源車・移動無線基地局車を出動させ、電源・通信エリアの確保を推進する。 2 被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。 3 災害用伝言版、災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に努める。 4 借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

3 交通施設の応急対策

(1) 道路施設 【農林基盤整備課、管理課、各支所】

道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去並びに保安施設の設置等を行い、交通を確保する。なお、被害及び措置状況については速やかに県に連絡する。

(2) 港湾・漁港施設 【水産振興課、各支所】

速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

4 河川、海岸、砂防及び治山施設の応急対策 【農林基盤整備課、水産振興課、管理課、土木課、河川課、各支所】

(1) 河川施設

- 河川・海岸の堤防及び護岸等については、クラック等に雨水が浸透することによる増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。
- 水門及び排水機等については故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急の締切りを行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。
- 津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分配慮する。
- 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

(2) 砂防施設（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）及び治山施設

速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

(3) 応急復旧対策

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、速やかな復旧を図る。なお、復旧工事の実施にあたっては、主務大臣に災害の状況を報告し災害査定を受ける必要があるが、特に急を要する箇所については、災害査定を受ける前に事前工法協議を行った上で着工する。

第13節 要配慮者の安全確保

要配慮者は行動等に制約があるため、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

実施目標	災害発生から1時間以内に要配慮者の緊急援護を開始 災害発生から24時間以内に要配慮者のニーズ把握のための調査を開始

1 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策……………【防災安全課ほか関係各課】

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、以下の点に留意し対策を実施する。

ア 市において把握している要配慮者や新たに発生した要配慮者については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

- (ア) 自主防災組織、民生児童委員及び地域住民等と協力して避難所等へ誘導する。
- (イ) 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

イ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣や補装具の提供等の福祉サービスは、発災から一週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。

要配慮者の被災状況把握事項	1 要配慮者の身体の状態 2 家族（介護者）の被災状況 3 介護の必要性 4 施設入所の必要性 5 日常生活用具（品）の状態 6 その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請を行う。

2 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動……………【保健福祉課、介護保険課、障がい者福祉課、各支所】

避難所や在宅の一般の要配慮者に加え、次の点に留意して必要な対策を実施する。

また、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うよう努める。

各種の支援活動においては、「障害者差別解消法」に配慮した支援となるよう努める。

(1) 市が実施する支援活動

ア 避難行動要支援者名簿により、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。

イ 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

ウ 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。

- エ 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- オ 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や福祉避難所への移動又は施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- カ 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- キ 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行う等必要な物資の確保を図る。
- ク 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請を行う。

3 児童・ひとり親家庭等に係る対策 【保健福祉課、子育て課、学校教育課、各支所】

(1) 要保護児童の援護

次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じて市へ通報がなされるような体制を確立する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合は、親族による受け入れの可能性を探るとともに、県（児童相談所）へ連絡し、児童福祉施設への措置や里親への委託等の保護を要請する。
- オ 孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、児童扶養手当の支給手続を迅速に行うとともに、県に対し、母子福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続を迅速に行うよう要請する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確かな情報提供を行う。

(3) 児童のメンタルケアの実施

災害後には、児童等に心理的な悪影響（PTSD：心的外傷後ストレス障害）が生じるおそれがある。教育長は、県（児童相談所）及び医師会等の関係機関及び専門家等と連携し、必要に応じたカウンセラーの派遣等、児童等の「こころのケア」対策を実施する。

(4) ひとり親家庭等の支援

- ア 被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。
- イ 県及び関係機関と協力し、母子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に関する情報の提供に努める。
- ウ 県及び関係機関と協力し、状況に応じ、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

4 観光客及び外国人に係る対策 【観光文化課、国際観光課、観光施設課、各支所】

(1) 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動を行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

ライフラインの復旧状況、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に「やさしい日本語」や外国語による多言語で掲載し、情報の提供を行う。

イ 相談窓口の開設

外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等に通訳ボランティアの派遣の協力を依頼する。

5 社会福祉施設等に係る対策 【保健福祉課、子育て課、介護保険課、障がい者福祉課、各支所】

(1) 入所者・利用者の安全確保

- ア 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- イ 市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受け入れ先を確保し、施設入所者の誘導を援助するとともに、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。
- ウ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

(2) 支援活動の内容

- ・ ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する。
- ・ ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している食料、飲料水、生活必需品等を入所者に配布する等の対応をとる。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、市及び県が当該物資等を提供する等必要な措置を講ずる。
- ・ ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供等を実施し、人員を確保する。なお、マンパワーが不足する場合には、他の施設からの応援の斡旋を行う等の措置を講じる。
- ・ 支援活動に必要な資機材等については、それぞれの施設で保有する資機材を相互に活用することとするが、不足が生じる場合は、市及び県が整備している資機材等を供与する。

第 1 4 節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。

実施目標	(災害救助法適用時) 食品の給与、飲料水の供給…災害発生の日から 7 日以内 (災害救助法適用時) 生活必需品の給与又は貸与…災害発生の日から 10 日以内

1 救援物資の管理体制 …… 【防災安全課、資産経営課、商工企画課、農政課、上下水道局】

(1) 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災安全課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各課の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、県の担当課と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制を整備する。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおり。

事項	市の担当課	県の担当課
救援物資の管理に関する総合調整	防災安全課	防災部防災危機管理課
自衛隊災害派遣要請に基づく輸送調整	防災安全課	防災部防災危機管理課
市の備蓄食料及び燃料等生活必需品の確保	防災安全課	—
市の備蓄飲料水の確保	上下水道局	—
市及び県の備蓄物資を搬送する車両の手配	資産経営課	防災部防災危機管理課
民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保	防災安全課	地域振興部交通対策課
流通備蓄業者を通じての飲料水の確保	防災安全課	健康福祉部薬事衛生課
流通備蓄業者を通じての食料の確保	防災安全課、農政課	農林水産部農畜産振興課
流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保	防災安全課、商工企画課	商工労働部中小企業課
協定に基づく食料及び燃料等生活必需品の確保	防災安全課	—

(2) 救援物資の供給体制

ア 救援物資の供給体制

地震災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災した市民に効果的に供給を行う。

イ 災害時の物資の供給方法

- 担当課は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資等の確保に努める。
- 被災地における需要の把握は基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。
- 救援物資は一元管理体制のもと、効果的な供給を継続して実施できるよう、担当課は災害対策本部との情報連絡を密にし、互いに連携して行う。
- 日本赤十字社及び災害ボランティア等と連携し、義援品の配分計画との調整を行う。

2 食料の確保及び供給 …… 【防災安全課、商工企画課、農政課、学校給食課】

(1) 食料の調達

ア 米穀の調達

(ア) 市の備蓄食料のみでは十分な食料の供給ができない場合は、県から広域的見地による備蓄食料の

補完を受ける。更に、食料の確保が必要であると認めた場合には、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給要請を行うよう、県に対し要請する。

(イ) 米穀販売事業者の保有米穀をもってしても不足する場合は、農林水産省（生産局農政部貿易業務課）に対し政府所有米の売渡しを行うよう、県に対し要請する。

(ウ) 災害救助法が適用された場合においては、災害救助用米穀として政府所有米の直接売却を受けることができるので、県に対し、他県からの応援及び政府所有米の直接購入による米穀の供給を要請する。

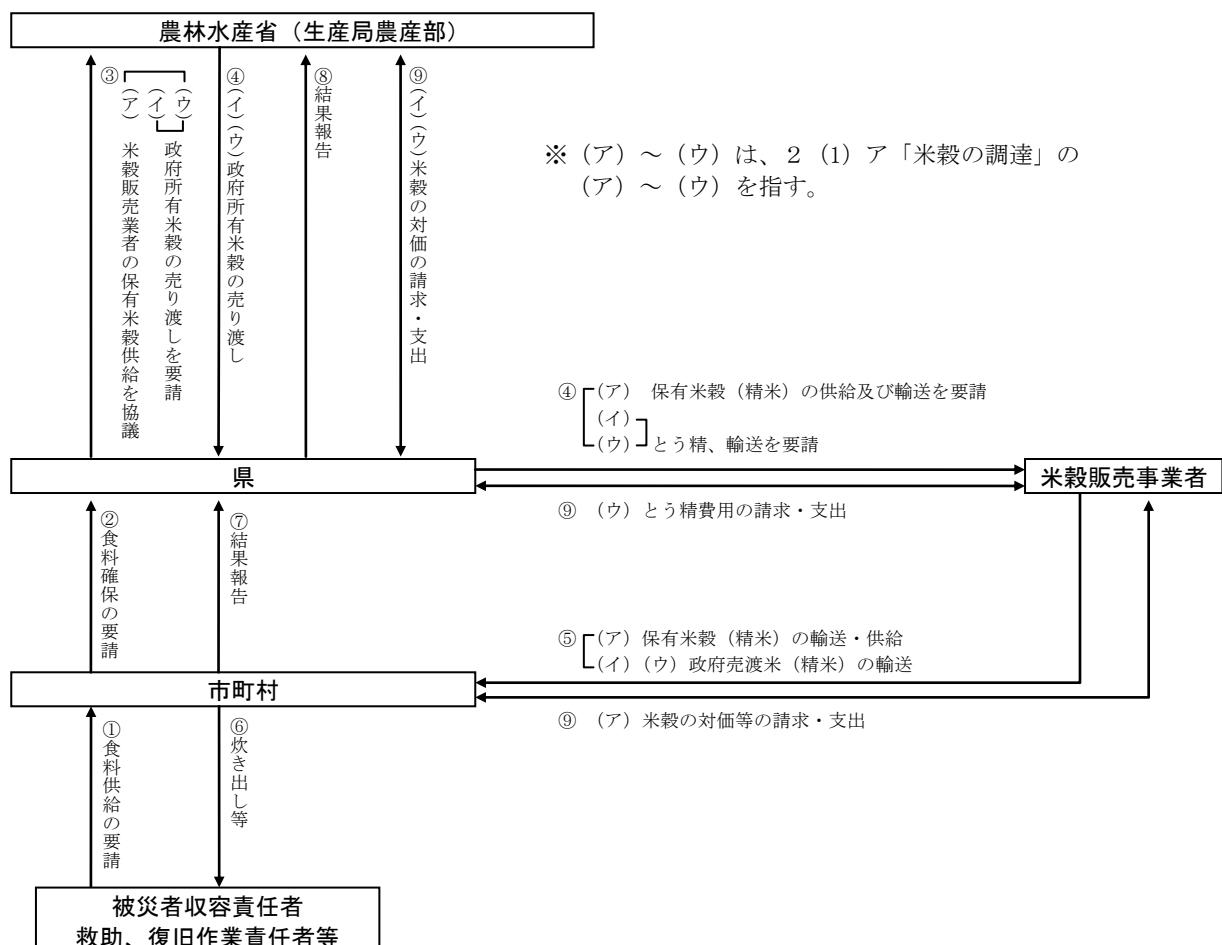
イ その他の食品等の調達

- 市において確保が困難な場合、必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。
- 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結した指定業者から調達する。不足分は他の業者からも調達する。

調理が必要ないもの（緊急用）	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、ジュース、清涼飲料、育児用粉ミルク（哺乳ビン含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	食塩、味噌、醤油

→ **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
[資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
[資料 4-(2)-5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
[資料 4-(2)-6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
[資料 4-(2)-7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

図：食料の確保及び供給系統



(2) 食料の供給

ア 供給対象者

食料供給の対象者は次のとおり。

- (7) 避難所に避難した者
- (イ) 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者。
- (ウ) 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者。
- (エ) 被災地において、救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない）。

イ 食料供給の手段・方法

食料供給の手段及び方法は次のとおり。

- (ア) 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (イ) 被災者に対する食料の配分にあたっては、次の事項に留意する。
 - 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - 住民への事前周知等による公平な配分
 - 要配慮者への優先配分
 - 食料の衛生管理体制の確保
- (ウ) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（調理の不要なもの）を支給する。
- (エ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。
- (オ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して行う。
- (カ) 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、次に示す既存学校給食施設の活用又は仮設給食施設の設置により、自ら又は委託して行う。

資料：学校給食課（平成 28 年 4 月 1 日現在）

地区等	施設名	所在地	電話番号	調理場 種別	調理能力 (食/日)
旧市	北学校給食センター	西川津町 2760-2	26-9890	共同	5,600
	南学校給食センター	浜乃木 8-2-58	26-0876	共同	5,600
	西学校給食センター	比津町 241-3	55-8014	共同	5,000
鹿島町	鹿島学校給食センター	鹿島町名分 673	82-0346	共同	1,300
島根町	島根学校給食センター	島根町加賀 1389-1	85-2314	共同	400
八雲町	八雲学校給食センター	八雲町西岩坂 874-3	54-0073	共同	1,000
玉湯町	玉湯小学校給食室	玉湯町玉造 4	62-0350	単独	500
	玉湯中学校給食室	玉湯町湯町 717	62-0020	単独	300
宍道町	宍道学校給食センター	宍道町白石 322-1	66-9222	共同	1,200
東出雲町	東出雲学校給食センター	東出雲町内馬 1662-4	52-2719	共同	2,000
計					22,570
関係機関	学校給食課	比津町 241-3	55-8008		
	(公財) 松江市学校給食会	比津町 241-3	21-5633		

- (キ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、自衛隊の災害派遣、日本赤十字奉仕団の派遣等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- (ク) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料を調達し、供給する。
- (ケ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保・供給する。
- (コ) 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときには、県に対し炊き出

し等についての協力を要請する。

- (サ) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

ウ 給食基準

(7) 配食基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として島根県災害救助法施行細則に定めるところによる。

(イ) 市の対応

あらかじめ定めた給食の順位、範囲、献立及び炊き出し方法等に基づき、食品等の給与を行う。
なお、一人あたりの供給数量については次の基準を参考にする。

品目	基準		
米穀等	被災者（炊き出し）	1食あたり	精米換算 200g 以内
	応急供給	1人1日あたり	精米 400g 以内
	災害救助従事者	1食あたり	精米換算 300g 以内
乾パン		1食あたり	1包（115g 入）
食パン		1食あたり	185g 以内
粉ミルク	乳幼児	1日あたり	200g 以内

(1) 食料の輸送

ア 県及び市による輸送

- ・ 広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、市の集積地等への輸送は県が行う。
- ・ 県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ・ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から市の集積地への搬送が困難な場合、県は市と協議の上適切な場所を定め卸売業者に輸送依頼し、又は市長に対し引き取りを指示する。
- ・ 市が調達した食料について、市の集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。
- ・ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点及び輸送・集積拠点において引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。

イ 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、自衛隊による被災地までの輸送を知事に対し要請する。

ウ 輸送手段等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、県防災ヘリコプター及び船舶等を利用する。

エ 食料集積地の指定及び管理

- ・ 輸送拠点、備蓄・集積拠点の中から、適切な場所を食料の集積地及び集配拠点として選定するとともに、選定した集積地を速やかに県に報告する。
- ・ 集積にあたっては、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

3 飲料水等の供給 【上下水道局、公園緑地課、学校管理課、スポーツ課、総合体育館事務局、各支所】

(1) 給水の実施

ア 情報の収集

次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 給水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

イ 給水活動

給水活動の実施にあたっては、次の点に留意する。

給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
給水方法の選択	復旧の段階に応じ、次の方法により行う。 1 生命維持水量の確保（運搬給水） 2 最低限の生活用水の確保（仮設給水栓） 3 日常生活用水の確保（各戸最低1栓からの給水）
水質の確認	被害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

ウ 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について利用可能な広報手段を用いてきめ細かく住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

エ 給水基準

被災地における最低給水量は、発生後3日間程度を限度として1人1日3ℓ（生命維持水量）の供給を目標とするが、復旧の状況に応じ給水量を増減する。

オ 要員の確保

応急給水活動は広範囲にわたる場合があるため、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を密にする。

カ 応援要請

激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資機材が不足する等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

- **資料編** [資料4-(1)-8]日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
[資料4-(1)-9]山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書
[資料4-(1)-12]災害時における相互応援に関する協定書（福山市）
[資料4-(2)-19]災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書（市内46社）

キ 医療機関、社会福祉施設等の対応

臨時の活動班を編成する等により、迅速・的確な対応を図る。

(2) 給水の方法

ア 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

- 避難所への応急給水は、原則として上下水道局が給水車・給水タンク及びポリ容器等により行う。
- 市内の大型医療施設はすべて受水タンク等の一次貯水設備を備えているので、短期間はこの貯留水で対応し、必要に応じて給水車等による搬送を行う。
- その他の医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等により行う。

イ 拠点給水

市では災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり緊急用地下貯水槽及び緊急時給水拠点、浄化装置付きプールを整備している。災害時にはこれらの施設から有効利用を図る。

緊急用地下貯水槽設置施設（9箇所）				
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量
旧市	乃木	湖南中学校	浜乃木 8-2-60	50m ³
	城西	内中原小学校	内中原町 225	50m ³
	津田	津田小学校	東津田町 1166	50m ³
	朝日	中央小学校	大正町 398	50m ³
	城東	北公園	学園南 1-21-1	50m ³
	川津	川津小学校	西川津町 500	50m ³
	古志原	古志原小学校	古志原 4-6-1	50m ³
	大庭	湖東中学校	山代町 680	50m ³
	乃木	総合運動公園	上乃木 10-4-1	50m ³
緊急時給水拠点（1箇所）				
施設名			所在地	有効貯水量
乃白ポンプ井			乃白町 112-2 ほか	3,000m ³
浄化装置付きプール設置施設（2箇所）				
地区名		設置場所	所在地	有効貯水量
旧市	乃木	乃木小学校	浜乃木 5-1-10	357m ³
	本庄	本庄小学校	邑生町 76-3	307m ³

ウ 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

- 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

エ ペットボトル等による応急給水

必要に応じ、備蓄用ペットボトルの活用や、製造業者への提供要請等により応急給水を行う。

(3) 生活用水の確保・供給

- 上下水道局は、水道水の安定供給に努める。
- 上下水道局及び関係各課は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、緊急用地下貯水槽等の活用による生活用水の確保を行う。
- 市民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置

- 地震災害のために現に飲料水を得ることができない者を対象に、市が実施する。
- 支出できる費用は、水の購入費、資器材の借上費、修繕費、燃料費、薬品及び資材費とする。
- 期間は、災害発生の日から7日以内とする。

4 生活必需品等の確保及び供給 【防災安全課、商工企画課、保健福祉課】

(1) 生活必需品の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、日本赤十字社島根県支部等と協力し、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により供給する。

ア 災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関、社会福祉施設の被災状況

イ 生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

ウ 市単独での対応が困難な場合には、隣接市町村又は県に対し応援を要請する。

- **資料編** [資料 4-(2)-3] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（松江商工会議所）
 [資料 4-(2)-4] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（くにびき農業協同組合ほか）
 [資料 4-(2)-5] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ北商工会）
 [資料 4-(2)-6] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（まつえ南商工会）
 [資料 4-(2)-7] 災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定（東出雲町商工会）

(2) 生活必需品等の給与

ア 配布基準（対象者）

原則として、島根県災害救助法施行細則の定めるところによる。なお、生活必需品として認められる品目は次のとおり。

生活必需品として認められる品目	・ 被服、寝具及び身のまわり品 ・ 炊事用具及び食器 ・ 日用品 ・ 光熱材料

→ **資料編** [資料 3-3] 島根県災害救助法施行細則

イ 給与又は貸与の方法

(ア) 冬期、夏期それぞれについて、世帯の構成員別の被害状況に応じ配分計画を作成し、給与又は貸与する。

(イ) 生活必需品を自力で受け取ることが困難な者への支援を行う場合、被災者が多数発生した場合等においては、ボランティア等との連携を図り、配布要員を確保する。

(ウ) 激甚災害等のため市だけで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。

(エ) 救助物資とその他の義援物資とは、明確に区分する。

ウ 給与又は貸与のための費用

給与又は貸与のため支出できる費用は、島根県災害救助法施行細則の定める金額の範囲内とする。

→ **資料編** [資料 2-13] 「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表
 [資料 3- 3] 島根県災害救助法施行細則

エ 経費の負担区分

給与又は貸与のため必要な経費の負担は市長が行う。ただし、災害救助法の適用を受けた場合の経費（限度額内）の負担は 知事が行う。

オ 給与又は貸与の期間

災害救助法の適用時においては、物資が最終的に被災者の手に渡るまでの期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、これによりがたい場合は、知事の承認を受けて期間を延長する。

(3) 生活必需品等の輸送

本節「2 食料の確保及び供給」の「(3) 食料の輸送」に記載する方法に準じ、実施する。

第15節 災害ボランティアの受け入れ、支援

津波災害発生時には、ボランティアによるきめ細かな支援が期待される一方で、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制が整備されないと、効果的な活動ができない場合があるため、関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。

実施目標	災害発生から48時間以内に災害ボランティアセンターを設置

1 ボランティアの受け入れ、調整、派遣、撤収・・・【防災安全課、市民生活相談課、保健福祉課、学校教育課、生涯学習課】

(1) 災害救援ボランティアセンターの開設

災害発生時には、県、市社会福祉協議会及びボランティア団体等と連携の上、必要に応じて市社会福祉協議会内に「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティア活動の調整等を行う。なお、具体的には、市社会福祉協議会等において別途策定する細部計画に基づいて実施する。

(2) 災害救援ボランティアセンターの機能

ア ボランティアニーズの把握

各種ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。

イ ボランティアの確保

- 市社会福祉協議会を通じ、あらかじめボランティアとして登録している民間団体又は個人に対し、救援活動への協力を依頼する。
- 各種ボランティア団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員及び活動拠点等について情報提供を行う。

ウ ボランティアの受付、派遣先の選定並びに派遣・撤収の指示

- ボランティア活動希望者の受付・登録を行い、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動可能地域及びボランティア活動保健の有無等を把握する。
- 被災者のニーズとボランティア活動希望者の能力及び経験等に基づき、ボランティア活動希望者のグループ編成を行い、派遣先を選定するとともに派遣・撤収の指示を行う。

エ ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体との連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を促進する。

(3) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市社会福祉協議会と連携し、市庁舎、公民館、学校の一部を提供する等により災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整備し、活動に必要な物資の提供を行う。

(4) 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、近隣市町村及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

2 海外からの応援の受け入れ・・・【国際観光課、保健福祉課】

海外からの救援隊の派遣にあたり、県の実施する通訳の確保、食事、宿泊等の手配の措置が円滑となるよう、協力を行う。

第 16 節 文教対策

学校において、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに文教対策を実施する。また、学校及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、早期復旧に備える。

実施目標	（災害救助法適用時）教科書及び教材の給与…災害発生の日から 1 ヶ月以内 （災害救助法適用時）文房具及び通学用品の給与…災害発生の日から 15 日以内

1 初動対応 …… 【子育て課、教育総務課、学校管理課、教職員課、学校教育課】

(1) 児童等の在校時に災害が発生した場合

- 児童等及び教職員の安全対策（二次避難の指示、人員確認等の初期対応）を迅速かつ的確に行う。
- 初期対応が終了した後、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

(2) 休校日及び夜間等、児童等の不在時に災害が発生した場合

- 施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとる。
- 応急措置の後、校外の児童等及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を実施する。

2 応急対策の実施 …… 【子育て課、教育総務課、学校管理課、教職員課、学校教育課、各支所】

- 所管する学校と連絡を取り、気象情報、通学路の状況及び公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休校・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への避難指示及び関係機関への支援要請を行う。
- 人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り、以下の応急対策を講ずる。

応 急 対 策	1 学校が被災し、又は被災するおそれがあるときは、校長・園長は児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長・園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。 2 防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休校、下校措置等をとる。 3 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止する等の措置を取り、二次災害の防止に努める。 4 学校に避難所が開設される場合には、防災安全課及び市の担当部局に可能な範囲で協力する。 5 人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに校長は教育委員会に、園長は子育て課に連絡する。

3 応急教育の実施 …… 【子育て課、建築課、教育総務課、教職員課、学校教育課、学校給食課】

(1) 学校における被害状況の把握

- 校長・園長の指揮のもと関係各課は相互に連携して、校舎等の被害状況、二次的災害の誘発危険性の有無、教育の継続可能性、教育用備品の損害程度等を早急に把握する。
- 校長・園長は、把握した被害状況に関し、応急教育の実施又は避難者の受け入れにあたり早期に対策を講じなければならないものと、時間を置いても支障のないものとに分けて優先順位を定めるとともに、教育委員会又は子育て課、防災関係機関に報告を行う。

(2) 応急教育の実施準備

- 被害状況を把握した後、建築物の応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の安全性に関し、応急教育の実施が可能か否かの検討を行う。なお、専門家の判断を求めることができない場合においては、あらかじめ定めおく安全点検マニュアル等によるものとする。
- 応急教育の実施に際しては、次の項目について点検し、総合的に判断を行う。

応急教育の実施にあたり点検する内容	1 教職員の確保の可否 2 学用品の調達の可否 3 施設等の機能面から見た安全性確保の可否 4 危険建築物や危険区域への立入禁止措置の必要性 5 応急復旧方法と復旧に要する期間 6 仮設校舎の建設とそれに要する期間 7 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況と影響 8 衛生管理の可否と児童等の健康教育（特に心のケア）方法 9 給食の可否 10 教育可能人数

(3) 応急教育の実施方法

応急教育にあたっては、校舎等の被害状況に応じ、概ね次により実施する。

校舎等の被害が比較的軽微なとき	- それぞれの学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。 - 学校が避難所として利用されている等により、体育館・運動場等が使用できない場合は、カリキュラムの編成等を変更する。
校舎等の被害が相当に大きなとき	残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。
校舎等の使用は全面的に不可能だが、短期間の復旧が見込まれるとき	臨時休校の措置をとり、その期間中は家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示及び家庭訪問等により教育を行う。
校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき	- 近隣に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業等を行う。 - 児童等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。 - 児童等が集団避難を行う場合は、避難先の教育委員会等と十分連携をとり、速やかに受け入れが図られるよう努める。 - 児童等を遠隔地へ集団で転校させる場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましいため、要員確保について配慮する。

4 文教施設の応急復旧 【子育て課、建築課、教育総務課】

(1) 応急措置及び応急復旧工事の施工

- 被害状況の把握を行った後、二次被害防止のための立入禁止措置等の応急措置を講じる。

応急復旧工事の発注及び施工にあたっては、各学校と教育委員会及び関係各課との間で工事の実施区分を明確に定め、迅速に着手・実施する。その際、ピアノや実験具等の施設備品についても整理を行う。

(2) 避難所として使用された場合の措置

本来の機能を早期に回復させるため、学校としての機能と避難所としての機能の境界を明確にするとともに、避難所において設置される避難所運営委員会との連携を図る。

避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

5 学用品の調達・支給、教職員の確保及び授業料等の減免措置 【子育て課、教育総務課、教職員課、学校教育課】

(1) 学用品の給与の対象

- 災害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市長によりり災者として確認された児童等を対象とする。
- り災児童等の調査は、学校設置者の協力を得て市長が各学校、教育委員会等を通じて行う。

(2) 学用品の給与の時期

教科書については災害発生の日から1ヶ月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

(3) 学用品の給与

ア 学用品についての被害状況の把握

各学校において、学年ごとに最低限必要な学用品のリスト（品目、量）を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、学校単位及び市全体での集計を行い、知事に報告する。

イ 学用品の調達

- 文房具及び通学用品の調達は原則として市が行うが、市において調達が困難なときには、知事に要請を行う。
- 教科書については、市の報告に基づき、県が教科書提供所から一括調達を行う。なお、教科書、教材が県内の地域、学校によって異なる場合は、市長が学校長や教育委員会又は私立学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

ウ 学用品の配給

- 調達された学用品については、可能な限り速やかに被災した児童等に平等に配給する。
- 支援により外部から提供された学用品等を配給する場合は、搬入される基地をあらかじめ定め、学校ごとに一定の整理をした後に速やかに配給する。

(4) 教職員の確保

避難所の運営業務等により教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会に応援要請を行い、県及び近隣市町村の教育委員会等からの派遣を受ける。

(5) 授業料等の減免措置

被災により費用の支払が困難と認められる児童等について、費用の支払の延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

第17節 廃棄物等の処理

津波災害により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

実施目標	災害発生から24時間以内に処理方針・体制を確立 災害発生から72時間以内に処理活動を開始 (災害救助法適用時) 障害物の除去…災害発生の日から10日以内

1 廃棄物の処理……………【環境保全課、リサイクル都市推進課、施設管理課、建築指導課ほか関係各課】

(1) 廃棄物の発生量

災害時に排出されるごみとして、倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻等、焼失家屋等の焼け残り、建築物の破損窓ガラス類、屋外の破損落下物等が考えられる。これらの廃棄物について、事前に想定した排出量と、運搬に使用するトラックの積載量をもとに発生量・処理量を推定し、処理計画を策定する。

(2) 処理対策

ア 生ゴミ等腐敗性の大きい廃棄物

収集が可能になった時点からできる限り早く収集が行われるよう、第一にその体制の確立を図る。

イ 災害廃棄物の仮置き

- 災害時には粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されることが予想されるため、一時期の処理場への大量搬入を避け、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場（学校校庭、公共広場等）を指定し、暫定的に積置きする等の方策を講ずる。
- 現場においてできるだけ分別収集を行い、仮置場に搬入する。
- 仮置場においては、災害廃棄物以外の物（土砂等）の持ち込みや、衛生害虫の発生等が起らないよう、管理を徹底する。

ウ 倒壊家屋からの災害廃棄物及び焼失家屋の焼け残り等

- 倒壊家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、焼失家屋の焼け残り等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。
- 建物等の解体現場ではアスベストや粉塵の発生防止に努めるとともに、有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行うとともに、可能な限りリサイクルを図る。

エ 災害廃棄物の処分

- 災害廃棄物については、原則として焼却するが、焼却に適さないものについては最終処分場において埋立処分を行う。
- 最終処分場の容量に余裕がない又は被害を受けて使用が不可能な場合等においては、事前に県と協議の上、代替措置を講ずる。

本市における廃棄物等処理施設は次のとおり。

処理内容	処理施設
可燃性ごみ	エコクリーン松江
不燃性ごみ	松江市西持田不燃物処理場 他2施設

2 し尿の処理……………【リサイクル都市推進課、施設管理課、上下水道局】

(1) し尿処理量

あらかじめ想定した1人1ヶ月あたりのし尿排出量42Lをもとに、避難所の状況及び仮設トイレの設置状況等を踏まえ、処理計画を策定する。

(2) 処理対策

ア 倒壊家屋等

- 倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、処理体制の確立を図る。
- 被災地における防疫面から、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

イ 避難所等

- 避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に実施する。
- 避難所等において、必要に応じ、備蓄してある災害用仮設トイレを設置する。なお、設置場所周辺に公共下水道等が整備されている場合、付近のマンホールを利用しての設置を検討する。

ウ 水洗トイレ

- 水洗トイレを使用している世帯に、使用水の断水に対処するための水のくみ置き等を指導する。
- 水洗トイレを使用している団地等において、必要により、臨時の貯留場所の設置や民間のリース業者の協力による共同仮設便所の設置等の対策を講ずる。

エ 処理場への搬入

- し尿の処理については、原則として次に示す施設において行う。処理にあたっては計画的な搬入の実施に努め、場合によっては近隣市町村の処理場に処理を依頼する。
- 処理場への搬入のための輸送道路が確保できない場合、公共下水道等が整備されている区域においては、下水道管理者との間で処理方法を検討する。

処理内容	処理施設
し尿	松江市川向クリーンセンター

3 応援協力体制の確保 【環境保全課】

被害状況を勘案し、市又は許可業者では被災地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援協力を要請する。

4 廃棄物処理機能の復旧 【施設管理課】

- 被害状況を把握し、処理機能の応急復旧を図る。なお、復旧に時間を要し収集作業に影響を与えるような場合には、県と協議の上期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な清掃活動を行う。
- 災害復旧補助金を受ける場合には、県に対し早急に報告を行う。

5 産業廃棄物の処理 【建築指導課、環境保全課ほか関係各課】

- 事業者の被災により排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理するよう指導する。
- 市が設置している最終処分場において処理を行う場合は、事業者との間で十分に協議を行う。

第18節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

感染症の発生・流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

実施目標	災害発生から48時間以内に防疫・保健衛生活動、入浴施設確保対策を開始

1 防疫活動 【保健センター】

(1) 活動体制

保健センターは、県及び防疫薬剤取扱業者等と連携し、職員の動員と資材確保に関する計画を立て、活動体制を確立する。

(2) 活動内容

- 被災状況及び県の指導等に基づき、消石灰や逆性石けん液の配布による消毒を実施する。
- 消毒剤の配布にあたっては、地域と連携し、公民館を拠点として行う。

2 保健活動 【保健センター】

被災地（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

ア 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

イ 保健師による避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

ウ 保健師による健康相談の結果等により、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は、精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保健・医療活動を行う。

3 精神保健活動 【障がい者福祉課、保健センター】

(1) 活動体制

市及び県の保健師、松江保健所の精神保健福祉相談員、児童相談所の職員等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健活動を行う。

(2) 活動内容

一般の被災者のほか、要配慮者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

4 食品衛生指導 【保健センター、学校給食課、上下水道局】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する食品衛生指導に対し、補助・協力を行う。

ア 臨時給食施設（避難所及びその炊き出し施設）の把握及び衛生指導

イ 備蓄食品及び救援食品の衛生指導

ウ 被災地域の食品関係営業施設及び学校給食施設の衛生指導

エ 飲料水の衛生確保

オ その他食品に起因する危害発生防止の指導

5 環境衛生対策 【保健センター、環境保全課】

災害状況に応じて県が次のとおり実施する環境衛生指導に対し、補助・協力を行う。

- ア 滞水期間の営業の自粛
- イ 浸水を受けた施設の清掃・消毒
- ウ 使用水の衛生管理等
- エ その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導

6 動物愛護管理対策 【保健福祉課、保健センター、リサイクル都市推進課】

(1) 被災地域における動物の保護

県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物愛護の観点から、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。

- ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）
- イ 避難所における飼育場所の指定
- ウ 動物の食料・生活必需品等の提供
- エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談

7 入浴施設確保対策 【観光施設課、保健福祉課ほか関係各課】

(1) 入浴施設等の一般開放

大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放を要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

(2) 仮設入浴施設等の設置

上記によっても入浴施設が不足する場合は、関係業者等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置することにより入浴環境を確保する。

第19節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害により発生した行方不明者の搜索、死体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県・警察・海上保安本部・自衛隊・消防機関等と十分協議の上実施する。

実施目標

災害発生から72時間以内に遺体収容所（安置所）を開設
（災害救助法適用時）遺体の搜索・処理・埋葬・・・災害発生の日から10日以内

1 行方不明者及び遺体の搜索 【市民課、消防本部】

(1) 実施者及び方法

- 行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者及び遺体の搜索は、松江警察署及び消防本部等関係機関との連携のもと、市において実施する。
- 必要に応じ、搜索に必要な車両、船艇及び建設重機等の借り上げを行う。

(2) 行方不明者の届出安否確認

- 行方不明者の届出等については、市民課の窓口において行う。
- 行方不明者の届出に併せて、その場でコンピュータ等を用いて安否確認も併せて行えるよう、情報の一元化（誰が行方不明捜査願を出したか、誰が安否の確認を行ったか等）を図る。

(3) 応援の要請等

市による遺体の搜索ができないとき、又は流失等により遺体が他市町村にあると認められるとき等は、県に対し搜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、関係市町村に直接要請する。

2 遺体の処理及び検視 【市民課】

(1) 遺体の搬送

安置場所までの搬送にあたっては、市の所有する車両等に対応することを原則とするが、必要な場合は民間業者からの借り上げにより実施する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

- 市内の葬祭施設において遺体収容所（安置所）を開設し、遺体の収容を行う。なお、災害の規模により収容所が不足する場合、被害の状況等により設置が困難な場合には、災害による被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建築物、公園等収容に適当なところ）に収容所を開設し遺体の収容を行う。

→ **資料編** [資料4-(2)-17]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（社）全日本冠婚葬祭相互協会）
[資料4-(2)-18]災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定（（株）博愛社ほか）

- 収容所の開設にあたっては、避難場所と適当な距離を置く等、関係部局で調整を行う。
- 関係業者等に依頼し、棺桶や遺体保存のためのドライアイス等の確保を行う。
- 建物内に安置できない場合には、テント等を確保する。

(3) 遺体の検視

検視は警察機関により現地にて行われるので、必要に応じ、医師会等に対し協力を要請する。

(4) 身元確認及び遺留品の保管等

身元確認及び遺族等への引き渡しは警察機関が行う。実施にあたっては次の点に配慮し、必要な協力を行う。

- 身元不明者の人相・特徴・身長・体重・着衣及び発見場所等の状況を記録するとともに、遺留品の保管を行う。
- 後日の身元確認作業に備え、写真撮影を行う。

3 遺体の埋・火葬 【市民課】

(1) 遺体の火葬

- 身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市において行う。
- 大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。
- 円滑な火葬を行うために、市内の火葬場の被災状況調査と死者数の把握を行う。
- 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送して行う。
- 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡しを行う。
- 速やかな火葬を望む遺族のため、必要に応じて、本庁、支所等に火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等の情報を提供する。
- 大規模災害により多数の死者が発生した場合は、市の火葬場の持つ処理能力を超えることが考えられるので、知事に対し、広域的な火葬の実施にあたっての支援を要請する。

(2) 遺体の仮埋葬

- 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
- 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。
- 遺族等の都合により納骨できない場合や身元不明者の焼骨が多数に及ぶ場合は、応急的な納骨場所を確保する。

第20節 住宅確保及び応急対策

住宅が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・斡旋を行う。

実施目標	災害発生から24時間以内に応急危険度判定を開始 災害発生から3週間以内に応急仮設住宅の建設を開始 （災害救助法適用時）応急仮設住宅の供給・・・災害発生の日から20日以内に着工 （災害救助法適用時）住宅の応急修理・・・災害発生の日から1ヶ月以内

1 応急住宅の提供 【資産経営課、生活福祉課、保健センター、建築指導課、建築課、教育総務課】

(1) 入居者の選定等

ア 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

イ 対象者

- 1 住家が全壊、全焼又は大破、半焼、流失して生活できない状態（これらと同等と見なす必要がある状態を含む）となった世帯
- 2 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
- 3 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

ウ 必要住宅戸数の把握

災害対策本部において住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県に報告する。

(2) 公的住宅の提供

ア 方針

- 公的住宅の空き家のうち、提供可能なものを提供する。
- 公的住宅の提供によっても不足する場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

イ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

ウ 提供可能住宅戸数の把握

提供可能住宅戸数を把握する。

エ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 方針

- 応急仮設住宅の建設は市が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設し提供する。
- 敷地については、できる限り集团的に建築できる場所を公共用地等から優先し、市が選定する。
- 病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合は、交通手段の確保に配慮する。
- 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- 要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

イ 建設場所

建設予定場所は原則として市有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

ウ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、貸与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

エ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

オ 災害救助法の適用の場合

災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模・形及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。

(1) 応急仮設住宅の運営管理

以下の点に留意し、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

- 応急仮設住宅における安心・安全の確保
- 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施
- 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による、女性をはじめとする生活者の意見の反映
- 応急仮設住宅への家庭動物の受け入れへの配慮

2 住宅関係障害物除去 【建築指導課、建築課】

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、同法に則って行う。

3 災害復旧用材の確保 【建築課】

建設資材は原則として請負業者が確保するものとするが、必要な場合には森林組合その他の関係機関及び県に対して協力を要請して調達し公給する。

4 民間賃貸住宅の紹介、斡旋 【建築指導課、建築課】

県が民間賃貸住宅の紹介・斡旋について、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し協力要請を行った場合、被災者に対する制度の周知のため必要な措置を講じる。

第2.1節 農林漁業関係被害の拡大防止

災害時には農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農産物、家畜対策 【農政課】

(1) 農産物対策

ア 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農産物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、東部農林振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

イ 水稻改植用苗の確保

水稻の改植の必要を認めたときは、県に対して、改植用苗の補給等の措置を要請する。

ウ 病害虫防除対策

災害により発災が予想される農産物の病害虫防除対策は、次により実施する。

防除の指示及び実施	県の指示により、防除班等を組織して防除の実施にあたる。
防 除 の 指 導	特に必要があると認めたときは、県及び農業協同組合等と相互に連携し、防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。
集 団 防 除 の 実 施	被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときは、県に対して農林水産大臣への緊急防除（植物防疫法第4章）の申請を行うよう要請するとともに、県、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら一斉防除の実施に協力する。
農 薬 の 確 保	災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対して、全国農業協同組合連合会島根県本部及び農薬取扱業者等の手持ち農薬の被災地向け緊急供給を依頼するよう要請する。
防 除 機 具 の 確 保	区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施にあたり集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2) 家畜対策

ア 実施責任者

家畜伝染病に対処するため、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を県が編成するにあたり、農業協同組合及び家畜診療所等とともに必要な協力を行う。

イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置

県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。

ウ 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行われるが、平常時の方法による家畜の診療が不可能又は不適當であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等組織の派遣による診療の実施を要請する。

エ 家畜の防疫

診療等組織は、次に示す防疫活動を実施する。

(ア) 畜舎の消毒等の実施

(イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

(ウ) 患者が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

オ 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼育者に指導を行い、安全な場所に避難させる。

カ 飼料の確保

飼料の確保が困難な場合は、飼料販売業者に対し必要数量の確保、供給について要請を行う。

2 林産物対策 【農林基盤整備課】

(1) 被害状況の把握

発災後速やかに巡視を行い、造林地、栽培施設等の被害状況を把握し、危険な場所への立ち入り禁止措置及び応急処置を行う。

(2) 災害対策技術者指導

県や森林組合等の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗木の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

3 水産関係対策 【水産振興課】

(1) 被害状況の把握

水産事務所の行う漁業施設等の被害状況把握について、必要な協力を行う。

(2) 陸上施設の被災対策

県及び漁業協同組合等と連携し、施設の被害状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整を行う。

イ 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整を行う。

ウ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港等からの移入等についての調整等を行う。

第1節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施

災害発生後においては、応急対策と並行してできるだけ早い段階から復旧対策にとりかかることが求められる。復旧対策は、被災者の生活再建、都市インフラの再建、産業の再建等が大きな柱となる。

また、大規模な地震災害が発生した場合においては、市民生活や産業、都市インフラを震災前の状態に復旧するだけでなく、被災を契機としてより良いもの、松江らしいものに改変することが求められるので、関係機関と調整しながら復興計画を速やかに作成し、事業を推進する。

1 災害復旧・復興体制の確立 【災害対策本部】

計 画 目 標	災害発生から1週間以内に復旧・復興方針を決定し、体制を確立

(1) 災害復旧・復興方針の決定

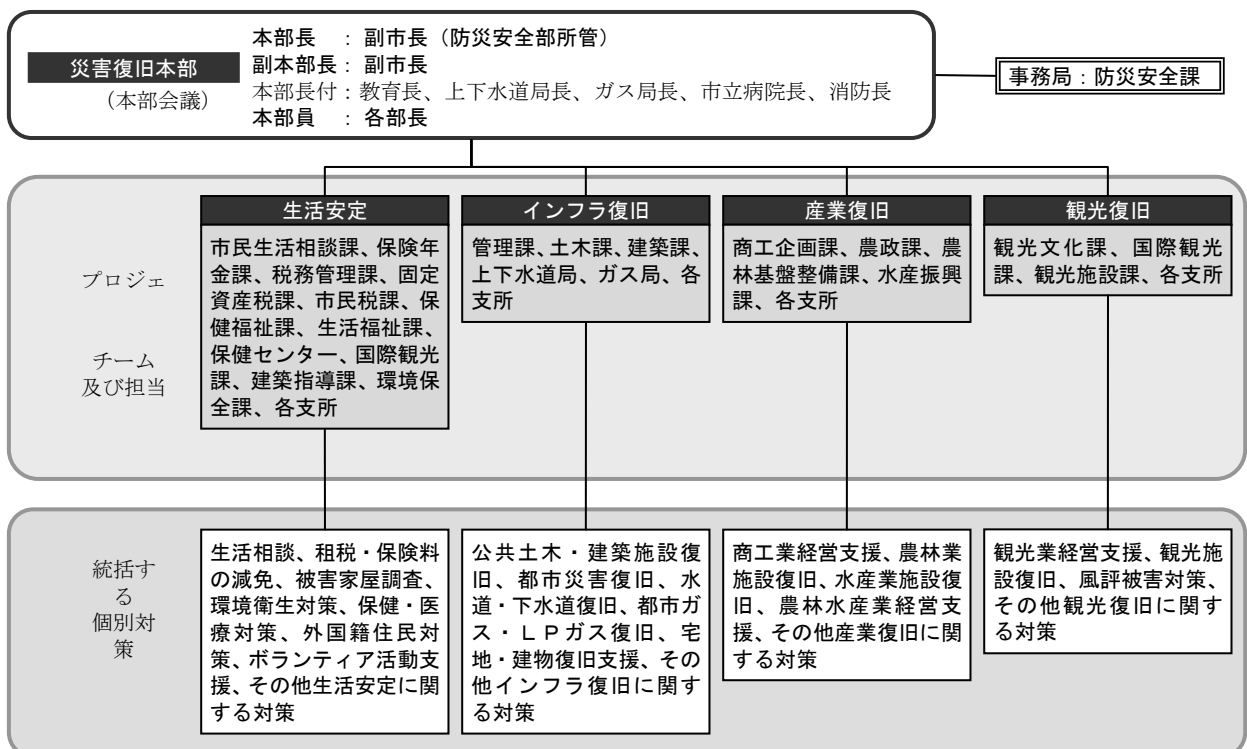
応急対策がある程度完了し、災害対応が終息に向かった段階（概ね発災後1週間を目安とする）において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。方針の決定にあたっては次の点に留意する。

- ア 発災前の状態に復旧するだけで十分か、被害の原因を究明し抜本的な対策を実施すべきかについての方向性
- イ 復旧・復興に関する被災地住民からの意見聴取と、方針の住民説明並びに合意形成
- ウ 関係各課の連携による全庁横断的な対策を実施するための体制構築
- エ 松江市総合計画等の上位・関連計画に定める重点項目等との整合性

(2) 災害復旧本部の設置

災害の規模により総合的な復旧対策が必要と認められる場合、災害対策本部は復旧・復興方針の決定後の早い段階において「災害復旧本部」を設置し、復旧対策を推進する。

災害復旧本部の体制は概ね次のとおりとするが、状況に応じ適切な体制をとる。



なお、被害が激甚である場合は、災害復旧本部に代わり、市長を本部長とする「災害復興本部」を設置する。この場合における体制等は本節「4 大規模地震災害時における復旧・復興」による。

2 災害復旧事業計画の作成 【関係各課】

関係各課は、所管する施設の被害状況を早急に把握し、必要となる復旧工事の作業量・作業費を見積り、法律に基づき次のとおり災害復旧事業計画を作成する。

事業計画	内容	根拠法令等	担当
公共土木施設 災害復旧事業計画	河川、海岸、砂防施設、地すべり 防止施設、急傾斜地崩壊防止施 設、道路、港湾	公共土木施設災害復旧 事業費国庫負担法	管理課 土木課 河川課 水産振興課
農林水産業施設 災害復旧事業計画	農地、農業用施設、林業用施設、 漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復 旧事業費国庫補助の暫 定措置に関する法律	農林基盤整備課 水産振興課
都市 災害復旧事業計画	街路、公園等	都市災害復旧事業国庫 補助に関する基本方針	都市政策課 公園緑地課
上水道 災害復旧事業計画	上水道施設（簡易水道を含む）	水道法	上下水道局
下水道 災害復旧事業計画	下水道施設	下水道法 浄化槽法	上下水道局
社会福祉施設 災害復旧事業計画	生活保護施設、児童福祉施設、老 人福祉施設、身体障害者更正援護 施設等	生活保護法、児童福祉 法、老人福祉法、身体障 害者福祉法等	子育て課 介護保険課 障がい者福祉課 生活福祉課
公立学校施設 災害復旧事業計画	公立学校施設	公立学校施設災害復旧 費国庫負担法	教育委員会
公営住宅 災害復旧事業計画	公営住宅	公営住宅法等	建築課
公立医療施設 災害復旧事業計画	市立病院	医療法、感染症予防法等	市立病院
その他	環境衛生施設、空港災害、鉄道災 害等	各法令等	関係各課

3 災害復旧事業の実施 【関係各課】

(1) 基本方針

- 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、物資、資材の調達、必要な職員の配備・応援等について関係機関と協力し、迅速かつ円滑に事業を行う。
- 被災地の住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に復旧を行う。この際、男女共同参画の視点から女性の参画を推進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
- 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所等については、現状復旧を基本にしつつも、再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。
- ライフライン施設の管理者及び交通機関等は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 被災状況を的確に把握するよう十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(2) 国又は県による事業費の一部負担又は補助

災害復旧事業費について、国又は県による財政援助が行われる場合は、その援助を受けて災害復旧事業を行う。

(3) 激甚災害に関する財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づく激甚災害の指定を受けた場合においては、同法による国の援助、助成等を受けて災害復旧事業を行う。この場合において財政援助等の対象となる事業については、本章第3節「激甚災害の指定」を参照のこと。

4 大規模地震災害時における復旧・復興 【関係各課】

計 画 目 標	災害発生から6ヶ月以内途に災害復興基本計画を策定

(1) 災害復興本部の設置

大規模地震災害時においては、都市構造や産業基盤の改変を伴う高度かつ複雑な復興事業を速やかに実施する必要があるため、概ね発災後1週間を目安に市長を本部長とする「災害復興本部」を設置し、災害復興計画の策定、災害復興事業実施に関する総合調整等を行う。

なお、災害復興本部が設置された場合、災害対策本部は災害復興本部と連携し、救援物資の配布、生活安定対策等の応急・復旧対策に継続して取り組むものとする。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 災害復興体制の整備

- 必要に応じ、災害復興計画の策定を含む復興対策全般の総合調整を行う担当部署を設置する。
- 既成市街地が大きな被害を受け、広範囲にわたって面的整備を要する場合においては、災害復興本部内に有識者や各種団体等からなる専門委員会を設置し、具体的な計画案の検討を行う。
- 国、県等に対し専門職員の派遣要請等を行い、策定体制の強化を図る。

(3) 災害復興の推進

概ね次に示す流れに従って、災害復興を推進する。

第1期 (災害発生後 1週間以内)	災害復興体制 の確立	1 基本方針の策定組織の設置と検討着手 2 基本計画を策定する復興計画審議会の設置準備 3 庁内の復興検討組織の設置と検討開始 4 議会との連携 5 復興推進区域、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
第2期 (1週間～1ヶ月)	災害復興基本 方針の策定	1 災害復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 災害復興基本計画の策定着手 3 復興推進区域、重点復興地域指定の都市計画決定の調整 4 建築基準法に基づく建築制限の実施 5 条例制定に関する検討開始
第3期 (1ヶ月～6ヶ月)	災害復興基本 計画の策定	1 災害復興基本計画の策定、公表及び周知 2 地区別整備計画の策定、公表及び周知
第4期 (6ヶ月以降)	災害復興事業 計画等の策定	1 災害復旧事業計画の決定（地区別細部計画の策定含む） 2 住民・事業所等の合意形成
第5期	各事業の推進	

第2節 生活再建等支援対策の実施

震災時に多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、一日でも速く震災前の状況に戻れるよう迅速で円滑な震災復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

1 被災者の各種相談 【固定資産税課、国際観光課、男女共同参画課、市民生活相談課、保健福祉課、子育て課、保健センター、子育て支援センター、学校教育課、各支所】

計 画 目 標	災害発生から 48 時間以内に相談窓口を開設

発災後速やかに、市役所本庁舎及び各支所並びに避難所等において、被災者のための相談窓口を開設し、必要に応じて他の関係機関と連携の上、次に示す事項を主とした相談業務を実施する。

なお、相談業務の内容、開設場所及び相談時間などは、避難所での広報、避難所以外で避難している被災者のために報道機関に協力を依頼するなど確実に行う。

相 談 の 内 容	1 リ災証明に関する事項（被害調査の実施、証明書発行受付等） 2 環境衛生に関する事項（ごみ処理、家屋等の消毒、汲み取りの実施等） 3 住宅に関する事項（片付けを行うボランティアの派遣、補修・解体、建て替え等） 4 生活安定に関する事項（税・保険料の徴収猶予・減免、制度融資・給付等） 5 健康相談、要配慮者及び女性・児童等への支援 6 外国人への情報提供 7 職業の斡旋 等

2 リ災証明の発行 【固定資産税課、消防本部、各支所】

計 画 目 標	災害発生から 72 時間以内に被害家屋調査を開始 災害発生から 1 週間以内にリ災証明の発行を開始

(1) リ災証明の目的

リ災証明書は、地方自治法第 2 条に定める自治事務として、市が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

(2) リ災証明の対象等

災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害により被災した家屋について、次のとおり証明を行う。

リ災証明の対象	被害家屋調査の実施	リ災証明を行う者
全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水によるもの	固定資産税課	市長
火災によるもの	消防本部	消防長

(3) リ災証明書の発行

ア 被害家屋調査の準備

- 被害状況をもとに、建築技術関係職員を中心とした調査員を確保する等、調査体制を整備する。
- 市の職員だけでは人的に対応できない場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
- 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
- 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

イ 被害家屋調査の実施

被害家屋を対象に、2人1組で外観目視による調査を実施する。

ウ リ災台帳の作成

固定資産課税台帳をもとに、リ災証明書の発行に必要な被害情報を入力し、リ災台帳を作成する。

エ リ災証明書の発行

- 市長は、リ災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、リ災証明書を原則として1世帯に当たり1枚発行する。ただし、火災によるリ災証明は、消防長が行う。
- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく被災者にリ災証明書を交付する。

→ **資料編** [資料 2-25] リ災証明様式

オ 再調査の申出と再調査の実施

- 被災者は、リ災証明の判定結果に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、災害発生から3カ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。
- 申出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、必要に応じリ災証明書の再発行を行う。
- 判定の困難なものについては、必要に応じ設置する判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(4) リ災証明に関する広報

リ災証明手続を円滑に行うため、相談窓口を設置するとともに、広報紙等により周知を図る

3 義援金、義援品の受付・配分 【災害対策本部、固定資産税課、保健福祉課、出納室】

計 画 目 標	災害発生から72時間以内に義援金、義援品の受付を開始

(1) 義援金の受付・配分

義援金の受付にあたっては、市のほか日本赤十字社、共同募金会及び県等が主な窓口となる。配分にあたっては、義援金配分委員会を設置し、支給対象者の範囲や配分金額等を決定する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

ア 義援金の受付

- 金融機関に預金口座を開設し、受付を行う。
- 災害対策本部は、被害の程度に配慮し、積極的な義援金の受付を行うか否かを判断する。
- 受付先の口座番号等を県に報告するとともに、報道機関等を通じて広報する。

イ 義援金配分委員会の設置と交付内容等の検討

- 義援金を募集、配分するための義援金配分委員会を設置する。
- 義援金配分委員会では、被害程度や受付額を考慮し、支給対象者の範囲、配分額を設定する。
- 避難所や被災地に居住する市民に対し、義援金の配分項目、配分要領等について広報する。

ウ 義援金申請書類の受付・交付

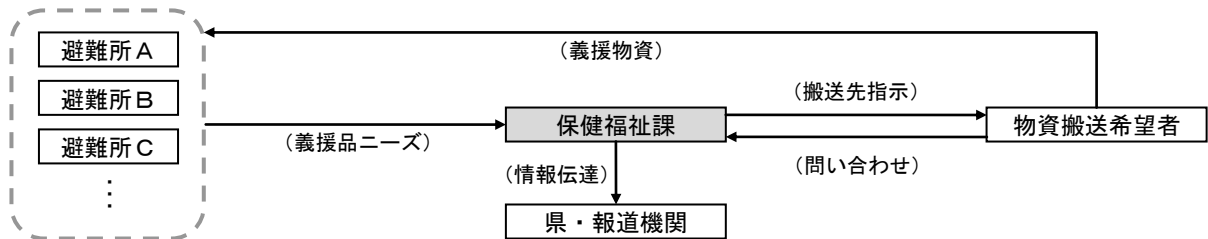
- 本庁に窓口を設置し、被災者の提出する申請書類について、義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合していることを確認し、義援金を交付する。なお、必要に応じて、各支所及び避難所への窓口設置を検討する。受付・交付にあたっては身分証明書の提示を原則とする。
- 必要に応じて、リ災調査を行う。
- 配分者の情報をデータベース化し、支給者を正確に記録することにより重複支給を避ける。

(2) 義援品の受付・配分

義援品の受付・配分にあたっては、災害対策本部が窓口となり受け入れを行うとともに、避難所、県及び報道機関との連絡を行う。

ア 義援品搬送のための連絡体制

図：義援品搬送のための連絡体制



イ 義援品のニーズの把握と広報活動

- 保健福祉課は、被災者からの問い合わせや避難所等における聞き取り等により、義援品に対するニーズの把握に努め、その結果を災害対策本部に報告する。
- 必要物資の内容（品目及び総量）について、報道機関等に情報伝達する。また、受け入れにあたっての留意点として次の事項を伝達するように依頼する。

- 1 小口義援品よりは、大口の義援品の方が好ましいこと
- 2 生鮮食品は避けること
- 3 未使用品に限ること
- 4 梱包のダンボールに内容品を明記すること

ウ 受け入れ窓口及び受け入れ場所の確保

- 災害対策本部は、物資受け入れのための連絡窓口を設置する。連絡窓口では、運び込みを希望する物資、量を確認し、送付先を指示する。
- あらかじめ定めた物資受け入れ場所において、整理を行った上で搬入する。

エ 物資の仕分及び配分

避難所では、ボランティアの協力等により物資の搬入及び仕分を行い、避難者に配分する。

4 融資・貸付その他資金等による支援【商工企画課、農政課、水産振興課、保健福祉課、生活福祉課】

各種法令等に基づき、融資・貸付けその他資金等による支援を次のとおり実施する。なお、支援内容の概要については資料編に記載のとおり。

→ **資料編** [資料 2-26] 自然災害等における被災者支援制度一覧

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金

ア 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

→ **資料編** [資料 3-12] 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例
[資料 3-13] 松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(2) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活再建支援金を支給することによ

り、生活の再建を支援する。

なお、自然災害の規模が下表に掲げる規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対しては、「松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱」に基づき、市が独自に支給を行うことができる。この場合においては、市の支給する支援金の額に2分の1を乗じて得た額が、島根県被災者生活再建支援金として県より交付される。

→ **資料編** [資料 3-14]松江市被災者生活再建支援金支給事業実施要綱

(3) 災害援護資金

災害救助法の適用があった場合において、災害により家財等に被害を受けた世帯に対する生活再建資金として、災害援護資金の貸付を行う。

→ **資料編** [資料 3-12]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例
[資料 3-13]松江市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(4) 生活福祉資金

- 被災した低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯*に対する生活再建資金として、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、生活福祉資金の貸付を行う。

* 低所得世帯 資金の貸付に併せて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯。

障がい者世帯 身体障がい者者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯。

高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する高齢者（65才以上）の属する世帯。

（生活保護世帯についても、当該世帯の自立更正を促進する必要があると認められる場合に限り対象となる）

- 貸付けの申込みは、松江市社会福祉協議会又は民生児童委員を經由して島根県社会福祉協議会へ行う。
- 貸付にあたっては、所得制限が設けられている場合がある。
- 他の公的資金の貸付を受けることが可能な世帯は、原則として本制度の対象外である。

(5) 母子寡婦福祉資金

被災した母子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。なお、次に示す住宅資金のほか、転宅資金等の貸付制度もある。

(6) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅融資）

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象となる災害の場合、県と協力の上借入手続の指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される、制度の内容について周知を図る。

(7) 中小企業への融資

県が実施する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度による緊急融資等及び貸付を行う。
- イ 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- ウ 激甚災害の場合は、小規模企業者等設備導入資金借主及び設備借主に対し償還期間の延長を行う。
- エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行い、必要な場合は償還免除を行う。
- オ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、条件の緩和等への配慮を要請する。

(8) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対

する以下の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。
- ウ 島根県農業近代化資金県単独特別利子補給要項に基づき、災害資金を融資する融資機関に対し、利子補給を行う。
- エ 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払ができるよう要請する。
- オ 業損害等補償法等に基づく漁業保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払ができるよう措置する。

5 郵便・電話等の支援措置 【日本郵便株式会社中国支社、西日本電信電話（株）島根支店】

郵便・電話等の事業者においては、次の支援措置を実施する。

郵便関係	- 日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う日本赤十字社、共同募金会及び地方公共団体等にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。 - 災害救助法適用時に、り災世帯あたり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。
為替貯金関係	- 取扱い局、取扱い機関及び取扱い事務の範囲を指示して、払戻し等の為替貯金業務の特別の取扱いを行う。 - 災害救助法の適用時においては、郵便局長限りで取扱いができる。
簡易保険関係	取扱い局を指定して、保険証書等提出書類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払及び保険料の払込みの猶予を行う。
災害寄付金の料金免除の取扱い	地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替料金の免除の取扱いを実施する。
電報・電話関係	被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報・電話について、西日本電信電話（株）と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

→ **資料編** [資料4-(2)-29] 松江市内郵便局と松江市の災害時相互協力に関する覚書（日本郵便（株）中国支社）

6 税等の徴収猶予、減免 【税務管理課】

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため、災害の状況に応じ次の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を行う。

市税の徴収猶予及び減免	被災者の納付すべき市税について、法令等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免を行う。
後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免	被災者の納入すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規程に基づき、徴収猶予及び減免を行う。
国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保健医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。
後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免	被災者が保健医療機関等で医療を受けた際に支払う一部負担金について、法令等に基づく減免措置を行う。

福祉施設の費用負担の減免	福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者に対し法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を行う。

雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）……………【定住企業立地推進課】

災害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、必要に応じて県及び島根労働局に対し要請を行う。

8 観光産業への支援……………【観光文化課、国際観光課】

観光産業は、本市の経済や市民生活を支える重要な産業であるが、市内の文化財や交通機関等の直接的な被災及び風評被害等により、長期にわたり大きな影響を受けるおそれがある。このため、観光地としての都市イメージの早期回復を目指し、観光協会及び旅館組合等と連携して次のような対策を実施する。

(1) 復旧情報の発信

次に示す観光産業関連の復旧情報について、市のホームページのほか、国内外の旅行代理店、観光関係団体及び報道機関等への情報発信を行う。

観光産業関連の 復旧情報	1 宿泊施設、観光施設の営業状況 2 文化財等観光資源の公開状況、復旧状況 3 交通機関の運行状況、復旧状況 4 コンベンション施設等の営業状況、復旧状況等

(2) 観光イベント、キャンペーン等の開催

市の復旧状況を国内外の人々に認識してもらうことを目的として、観光イベントやキャンペーンを実施し、旅行代理店等に対して周知を行う。

第3節 激甚災害の指定

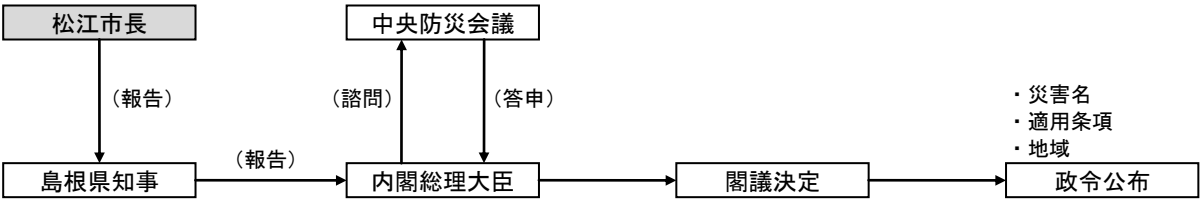
大規模な地震災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と早期復旧に努める。

1 激甚災害指定手続 【防災安全課ほか関係各課】

市長は、大規模な地震災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を考慮の上、適用対象事業に関する査定事業費等を知事に報告する。知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

指定手続の流れは次のとおり。

図：激甚災害指定手続の流れ



2 激甚法に定める事業 【防災安全課ほか関係各課】

激甚法の適用対象事業及び市・県の関係部局は次のとおり。なお、各事業を所管する部課長は、激甚災害の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	都市整備部	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業		
	7 老人福祉施設災害復旧事業		
	8 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業		
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業		
	10 婦人保護施設災害復旧事業	健康福祉部	環境生活部

適用条項	事業名	市関係部局	県関係部局
第3条 第19条	11 症予防事業 12 感染症指定医療機関災害復旧事業	健康福祉部	健康福祉部
第3条 第9条	13 堆積土砂排除事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
第3条 第10条	14 湛水排除事業	産業観光部 都市整備部	農林水産部 土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	産業観光部	農林水産部
第5条 第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	産業観光部	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	産業観光部	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置		
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助		
第12条	20 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例		
第13条	21 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例		
第14条	22 事業協同組合等の施設の災害復旧事業		
第15条	23 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	産業観光部	農林水産部 商工労働部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育委員会	教育庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	—	総務部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	都市整備部	土木部
第22条	28 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例		
第23条	29 産業労働者住宅建設資金融通の特例		
第24条	30 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の、交付税の基準財政需用額への算入	財政部 産業観光部 都市整備部 教育委員会	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	31 雇用保険法による求職者給付支給に関する特例	産業観光部	商工労働部

3 激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は、それぞれ次のとおりである。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

(1) 激甚災害指定基準（H21. 3. 10 改正、H20. 10. 1 以後適用）

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準）事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の標準税収入 ×0.5% （B基準）事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の標準税収入 ×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1以上あるもの （1）都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県 の標準税収入×25% （2）一の都道府県内の市町村負担事業費査定見込総額＞当 該都道府県内市町村の標準税収入総額×5%
第5条	農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準）事業費査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準）事業費査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、 次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の 農業所得推定額×4% ② 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
第6条	農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業の 補助特例	次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000 万円以下と認められる場合は除く。 ① 激甚法第5条の措置が適用される場合 ② 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%であることにより 激甚法第8条の措置が適用される場合
第8条	天災による被 害農林漁業者 等に対する資 金の融通に関 する暫定措置 の特例	以下のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因に よる災害であって、被害の態様から次の基準によりがたい場合には、 被害の実情に応じて個別に考慮する。 （A基準）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% （B基準）農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次 の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者＞当該都 道府県内の農業を主業とする者の数×3%
第11条 の2	森林災害復旧 事業に対する 補助	以下のいずれかに該当する災害。 （A基準）林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞ 全国生産林業所得（木材生産部門。以下同じ。）推定額×5% （B基準）林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%かつ、次 の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの ① 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の生 産林業所得推定額×60% ② 一の都道府県内の林業被害見込額＞全国生産林業所得 推定額×1%

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第12条 第13条 第15条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	次のいずれかに該当する災害。 （A基準）中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2％ （B基準）中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06％かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2％、又は、その中小企業関連被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業の補助 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
第22条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 （A基準）滅失住宅戸数が被災地全域で4,000戸以上 （B基準）次のいずれかに該当する災害。ただし、火災の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 ① 滅失住宅戸数が被災地全域で2,000戸以上かつ、一の市町村内で200戸以上又は住戸戸数の10%以上のもの ② 滅失住宅戸数が被災地全域で1,200戸以上かつ、一の市町村内で400戸以上又は住戸戸数の20%以上のもの
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	① 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害 ② 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚法第5条の措置が適用される災害。
	上記以外	その他、災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

(2) 災害指定基準（H23.1.13 改正、H22.1.1 以後適用）

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{＞ 当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{＞ 当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{＞ 当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ $\text{+ (当該市町村の標準税収入} - 50\text{億円)} \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{＞ 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{＞ 当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ $\text{当該市町村内の漁船等の被害額} \text{＞ 当該市町村の漁業所得推定額} \times 10\%$ （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

適用条項	適用措置	局地激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第11条 の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） $\times$ 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）$\times 1.5$ （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積$>300\text{ha}$ 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 $>$ 当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）$\times 25\%$
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額$>$ 当該市町村の中小企業所得推定額$\times 10\%$ （被害額が1千万円のを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合